

# えひめの都市計画 2024 (資料編)

愛媛県土木部道路都市局  
都市計画課・都市整備課

# 目 次

1	都市計画行政の沿革	1
	(1) 都市計画法の沿革	1
	(2) 愛媛県の都市計画法の沿革	1
2	愛媛県都市計画審議会	14
3	都市計画の概要	18
	(1) 都市計画法の基本理念	18
	(2) 都市計画法の内容	18
4	都市計画決定等の手続き	20
	(1) 都市計画決定権者一覧表	20
	(2) まちづくりに関する都市計画の提案制度	21
5	都市計画	22
	(1) 都市計画区域・準都市計画区域	22
	(2) 基本となる計画	22
	ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	22
	イ 市町の都市計画に関する基本的な方針	22
	ウ 立地適正化計画	22
	エ 緑の基本計画	23
	(3) 都市計画区域等の現況	24
	(4) 基本となる計画の策定状況	25
	ア 都市計画区域マスタープランの策定状況	25
	イ 市町都市計画マスタープランの策定状況	26
	ウ 立地適正化計画の作成状況	26
	エ 緑の基本計画の策定状況	26
6	土地利用	27
	(1) 区域区分	27
	(2) 区域区分の決定状況	27
	(3) 地域地区	28

ア	用途地域の決定状況	34
イ	特別用途地区の決定状況	35
ウ	特定用途制限地域の決定状況	35
エ	高度利用地区の決定状況	35
オ	防火地域及び準防火地域の決定状況	35
カ	風致地区の決定状況	36
キ	駐車場整備地区の決定状況	36
ク	臨港地区の決定状況	37
ケ	伝統的建造物群保存地区の決定状況	38
(4)	地区計画等	38
7	都市施設 / 都市計画事業	42
(1)	市町別都市施設の策定状況	43
(2)	交通施設	44
①	連続立体交差事業等	45
(i)	JR松山駅付近連続立体交差事業	45
(ii)	今治駅付近連続立体交差事業	46
(iii)	松山駅前衣山線立体交差事業	47
ア	道路の決定状況	48
イ	交通広場の決定状況	69
ウ	都市高速鉄道の決定状況	70
エ	駐車場の決定状況	71
オ	自転車駐車場の決定状況	71
(3)	公共空地	72
①	都市公園の整備状況	74
②	都市公園の防災利用	75
③	県管理の都市公園	80
ア	公園の決定状況	86
イ	緑地の決定状況	102
ウ	広場の決定状況	104
エ	墓園の決定状況	104
(4)	下水道	105
ア	公共下水道（都市計画法）の決定状況	107
イ	公共下水道（下水道法）の実施状況	108
ウ	都市下水路の決定状況	111

(5) 供給処理施設	114
ア ごみ焼却場の決定状況	115
イ ごみ処理場の決定状況	116
ウ 汚物処理場の決定状況	116
エ 市場の決定状況	117
オ 火葬場の決定状況	117
(6) その他の施設	118
ア 河川の決定状況	119
イ 教育文化施設の決定状況	120
ウ 社会福祉施設・医療施設の決定状況	120
エ 一団地の住宅施設の決定状況	121
オ 一団地の官公庁施設の決定状況	121
カ 防火水槽の決定状況	121
8 市街地開発事業	122
(1) 土地区画整理事業	122
① 新居浜駅前土地区画整理事業	124
② 今治新都市開発整備事業	126
③ 松山駅周辺土地区画整理事業	128
④ 志津川土地区画整理事業	129
ア 公共団体施行土地区画整理事業の決定状況	130
イ 組合施行土地区画整理事業の決定状況	131
ウ 機構施行土地区画整理事業の決定状況	131
エ 行政庁施行土地区画整理事業の決定状況	132
オ 個人施行土地区画整理事業の決定状況	132
(2) 市街地再開発事業	133
ア 市街地再開発事業の決定状況	134
(3) 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)	135
ア 都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度)	136
イ 都市再生整備計画事業(社会資本整備交付金)	136
ウ まちなかウォークブル推進事業	136
都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)の決定状況	137
9 都市計画に関する調査等	141
(1) 都市計画基礎調査	141
(2) 総合都市交通体系調査(都市交通マスタープラン)	141

ア	街路交通調査実施状況	143
10	開発許可等	145
(1)	開発行為等の規制	145
①	開発許可制度の概要	145
②	開発行為の制限	145
③	建築行為の制限	146
④	開発許可の基準	147
⑤	開発審査会	148
(2)	盛土等の規制	148
(3)	大規模盛土造成地	150
(4)	風致地区内の建築等の規制	151
(5)	開発許可等の状況	152
ア	開発審査会付議状況	152
イ	開発許可状況	152
ウ	宅地造成工事規制区域状況	152

# 1 都市計画行政の沿革

## (1) 都市計画法の沿革

わが国の都市計画法制は、明治 21（1888）年 8 月制定の「東京市区改正条例」に始まり、第一次世界大戦後の資本主義の発展に伴う都市化の進展や、都市問題等が提起され各種の都市施設整備の必要性が叫ばれるようになり、大正 8 年（1919）年 4 月に「都市計画法」が制定され、都市計画法の適用、都市計画区域の制度が設けられた。また、同年に「市街地建築物法」も制定され総合的な都市計画法制として整備された。

昭和 30 年代からの経済の高度成長に伴い、都市への人口・産業の集中が著しく、都市化の進展にめざましいものがあったが、一方、居住環境の悪化、交通混雑など多くの都市問題が発生してきた。この現実に対処するため、昭和 43（1968）年に「新都市計画法」が制定された。

そして 21 世紀を迎え、少子・高齢化、都市への人口集中の沈静化、モータリゼーションの進展、自然環境等の保全・創出に対する国民意識の向上など、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきた。こうしたいわば都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行という状況に対応するため、平成 12（2000）年に都市計画法の大改正が行われた。その後、地方分権一括法及び地域主権一括法により都市計画に関する権限移譲がなされ、現在に至っている。

## (2) 愛媛県の都市計画法の沿革

大正 8 年 4 月都市計画法が公布され、翌 9 年 1 月施行された同法は、最初 6 大都市に、後に中小都市にも適用されたものであるが、当時愛媛県内では、松山市、今治市、宇和島市の 3 市がこの法の適用が可能であった。

今治市は第 1 次大戦による好況も影響し、綿織物関係の工場の進出等により無秩序な市街地を形成する等膨張する市街地対策の必要性が認識され、大正 14 年に内務大臣宛に法の適用を内申し昭和 2 年 4 月 1 日施行されたものである。

ついで、松山市が翌年の昭和 3 年に施行され、宇和島市はしばらく遅れて昭和 7 年に法の適用を受けた。また、昭和 8 年 3 月に都市計画法が改正され、町村においても同法が適用できることとなり、同年 12 月には住友関係工場の拡張等により当時新興都市と言われていた新居浜町（現新居浜市）のほか八幡浜町（現八幡浜市）、西条町（現西条市）、三津濱町（後に松山市に合併）に適用され翌 9 年に大洲町（現大洲市）に適用された。

その後、準戦時体制に移行し、新居浜市以外の都市人口の伸びは停滞していたが、すでに法適用を行った都市の施設計画は引続いて策定されていた。戦時中は防空関係の都市計画に切替えられ、一般の都市計画は休止状態となっていた。終戦後、外地からの引揚と復員及び工業拠点の崩壊による帰農により本県人口は20万余急増した。

これに伴い都市部においても長い間放置された公共施設の再建の必要及び昭和21年9月の特別都市計画法による戦災復興事業の進捗等に刺激され、都市計画法の適用を希望する市町村が続出して昭和30年までに11市11町に適用された。

昭和43年6月には、新都市計画法が制定され、都市のスプロール現象を防止し、都市の秩序ある発展を目指し、平成12年までに12市25町2村で都市計画法の適用を受けてきた。

その後30年以上が経過し、社会経済情勢も大きく変化した中で、既成市街地の整備を中心とするまちづくりを目標とし、平成12年5月に都市計画法の大改正が行われた。また、平成の大合併により市町村の枠組みが大きく変わり、都市計画区域を有する市町は、現在11市6町となっている。

愛媛県都市計画年表

(R6. 4. 1 現在)

年 号	主 要 事 項	
	愛 媛 県	国
明治 21 年	6. 26 県立道後公園開設	8. 16 東京市区改正条例公布 (勅令第 62 号)
明治 33 年		3. 7 旧下水道法公布 (法律第 32 号)
明治 40 年	7. 24 内務部に土木課設置 (庁訓第 9 号)	
大正 4 年	3. 松山市旧下水道法による事業認可	
大正 7 年		4. 16 東京市区改正条例を 5 大都市に適用 (法律第 36 号)
大正 8 年		5. 22 内務省に都市計画課設置 4. 4 市街地建築物法の公布 (法律第 37 号) 4. 5 旧都市計画法の公布 (法律第 36 号)
大正 9 年		12. 東京市区改正条例廃止 1. 1 都市計画法を 6 大都市に施行
大正 11 年		11. 28 都市計画審議会令公布
大正 12 年		12. 1 市街地建築物法施行 5. 19 内務省に都市計画局設置 9. 27 帝都復興院設置
大正 13 年		12. 24 特別都市計画法公布 (法律第 53 号)
昭和 2 年	4. 1 今治市、都市計画法の適用指定 (勅令第 35 号)	12. 19 都市計画局廃止、都市計画課設置
昭和 3 年	1. 1 松山市、都市計画法の適用指定 (勅令第 356 号)	
昭和 4 年	9. 17 第 1 回愛媛都市計画地方審議会 (当時愛媛地方委員会) を開催 2. 9 今治都市計画区域を指定 (内務大臣公告) 12. 18 松山都市計画区域を指定 (内務大臣公告)	
昭和 7 年	11. 15 宇和島市、都市計画法の適用指定 (勅令第 322 号)	
昭和 8 年	12. 9 新居浜町、西条町、八幡浜町及び三津濱町 (後、松山市に合併)、都市計画法の適用指定 (内告第 430 号)	3. 28 都市計画法改正適用を市町村に拡大 (法律第 22 号)
昭和 9 年	8. 3 西条都市計画区域を指定 (内告第 384 号) 10. 3 大洲町、都市計画法の適用指定 (内告第 482 号) 及び同区域を指定 (内告第 483 号)	
昭和 10 年	5. 4 三津濱都市計画区域を指定 (内告第 315 号) 5. 4 新居浜都市計画区域を指定 (内告第 316 号) 9. 4 八幡浜都市計画区域を指定 (内告第 495 号)	
昭和 11 年	4. 10 宇和島都市計画区域を指定 (内告第 197 号)	
昭和 15 年	4. 4 新居浜市が愛媛県で最初に用途地域を指定 (内告第 163 号)	
昭和 18 年	4. 13 今治市、用途地域を指定 (内告第 203 号)	
昭和 20 年		11. 5 戦災復興院設置
昭和 21 年	2. 1 内務部に復興課設置 (訓第 35 号) 3. 18 土木部設置 (監理課、道路課、河港課、復興課) (訓第 136 号)	9. 10 特別都市計画法公布 (法律第 19 号)

年 号	主 要 事 項		
	愛 媛 県	国	
昭和 21 年	10. 9	松山市、今治市及び宇和島市が戦災都市の指定を受ける（内閣告第 30 号）	
昭和 22	6. 30	復興課廃止、土木部都市計画課設置（訓第 286 号）	
昭和 23	9. 13	松山市（戦復院告第 92 号）及び宇和島市（戦復院告第 94 号）が用途地域を指定	
	3. 31	三島町、都市計画法の適用指定（建院告第 250 号）	1. 1 建設院設置（戦災復興院廃止） 7. 10 建設省発足
	9. 3	三島都市計画区域を指定（建告第 62 号）	
昭和 24	9. 3	川之江町、都市計画法の適用指定（建告第 63 号）及び同区域を指定（建告第 64 号）	
	2. 14	長浜町、都市計画法の適用指定（建告第 102 号）及び同区域を指定（建告第 103 号）	6. 3 屋外公告物法公布（法律第 189 号）
昭和 25	5. 19	今治都市計画区域の変更（建告第 468 号）	
	3. 14	菊間町、都市計画法の適用指定（建告第 130 号）及び同区域を指定（建告第 131 号）	5. 24 建築基準法公布（法律第 201 号） 5. 30 文化財保護法公布（法律第 214 号）
昭和 26	3. 14	北条町、都市計画法の適用指定（建告第 132 号）及び同区域を指定（建告第 133 号）	
	3. 20	川之石町、都市計画法の適用指定（建告第 140 号）	6. 1 官公庁施設の建設等に関する法律公布（法律第 181 号）
	6. 1	川之石都市計画区域を指定（建告第 566 号）	
	6. 20	三瓶町、都市計画法の適用指定（建告第 633 号）及び同区域を指定（建告第 634 号）	
	6. 20	吉田町、都市計画法の適用指定（建告第 645 号）及び同区域を指定（建告第 646 号）	
	12. 25	桜井町（後、今治市に合併）都市計画法の適用指定（建告第 1081 号）及び同区域を指定（建告第 1082 号）	
	12. 25	松前町、都市計画法の適用指定（建告第 1083 号）及び同区域を指定（建告第 1084 号）	
昭和 27	3. 31	新居浜都市計画区域の変更（建告第 323 号）	6. 1 道路法公布（法律第 180 号） 8. 都市局が計画局に改組
	5. 19	宇和町、都市計画法の適用指定（建告第 602 号）及び同区域を指定（建告第 603 号）	
	12. 16	壬生川町、都市計画法の適用指定（建告第 1460 号）及び同区域を指定（建告第 1461 号）	
昭和 28	4. 23	郡中町、都市計画法の適用指定（建告第 634 号）及び同区域を指定（建告第 635 号）	
	9. 21	内子町、都市計画法の適用指定（建告第 1295 号）	
昭和 29	5. 13	内子都市計画区域を指定（建告第 801 号）	5. 20 土地区画整理法公布（法律第 119 号）

年 号	主 要 事 項	
	愛 媛 県	国
昭和 29 年	12. 21 郡中町、用途地域を指定 (建告第 1635 号)	
昭和 30	3. 31 広見町、都市計画法の適用指定 (建告第 362 号)	
	3. 31 野村町、都市計画法の適用指定 (建告第 363 号)	
	3. 31 三島都市計画区域を伊予三島都市計画区域に名称変更 (建告第 870 号)	
	9. 27 川之江都市計画区域の変更 (建告第 1211 号)	
	10. 6 今治都市計画区域の変更 (桜井都市計画区域の統合) (建告第 1221 号)	
昭和 31	1. 17 郡中都市計画区域を伊予都市計画区域に名称変更 (建告第 57 号)	4. 20 都市公園法公布 (法律第 79 号)
	1. 27 三瓶都市計画区域の変更 (建告第 156 号)	4. 24 都市計画法創設
	4. 23 菊間都市計画区域の変更 (建告第 761 号)	
	4. 23 野村都市計画区域を指定 (建告第 772 号)	
	5. 22 吉田都市計画区域の変更 (建告第 923 号)	
	9. 10 伊予三島都市計画区域の変更 (建告第 1441 号)	
	9. 10 広見都市計画区域を指定 (建告第 1442 号)	
	9. 10 川之石都市計画区域を保内都市計画区域に変更 (建告第 1743 号)	
	11. 2 新居浜都市計画区域の変更 (建告第 2918 号)	
	12. 24 大洲都市計画区域の変更 (建告第 611 号)	5. 16 駐車場法公布 (法律第 106 号)
昭和 32	4. 17	4. 24 下水道法公布 (法律第 79 号)
昭和 33		
昭和 34	愛媛県立都市公園条例制定 (条例第 19 号)	
昭和 36	3. 24 松山都市計画区域の変更 (三津濱都市計画区域の統合) (建告第 1340 号)	
	7. 22 長浜都市計画区域の変更 (建告第 2438 号)	
	12. 11 愛媛県屋外広告物審議会規程制度 (告第 138 号)	11. 計画局から都市局分離
	2. 21 壬生川都市計画区域の変更 (建告第 344 号)	
昭和 39	3. 9 壬生川都市計画区域の変更 (建告第 2959 号)	
	12. 26 愛媛県屋外広告物条例制定 (条例第 50 号)	
昭和 40	10. 6	
昭和 41	3. 3 松山都市計画区域の変更 (建告第 363 号)	3. 31 都市開発資金の貸付けに関する法律公布 (法律第 20 号)
		7. 1 流通業務市街地の整備に関する法律公布 (法律第 110 号)
		7. 20 都市局に都市再開発課設置

年 号	主 要 事 項			
	愛 媛 県	国		
昭和 43 年	10. 7	西条市、用途地域を指定 (建告第 2976 号)	6. 15 都市計画法及び同施行法公布 (法律第 100 号、101 号)	
	12. 23	宇和島都市計画区域の変更 (建告第 3692 号)	6. 15 都市計画中央審議会令公布 (政令第 183 号)	
	12. 23	野村都市計画区域の変更 (建告第 3690 号)		
	12. 23	内子都市計画区域の変更 (建告第 3691 号)		
昭和 44	5. 20	吉田都市計画区域の変更 (告示番号不明)	6. 3 都市再開発法公布 (法律第 38 号)	
	5. 20	大洲都市計画区域の変更 (建告第 2250 号)	6. 14 都市計画法及び同施行令施行 都市計画法の施行について (建設事務次官通達)	
	7. 11	愛媛県都市計画地方審議会条例制定 (条例第 17 号)		
	10. 9	第 1 回愛媛県都市計画地方審議会を開 催	9. 10 都市計画法の施行について (都市局長通達)	
昭和 45	1. 20	愛媛県都市計画公聴会規則制定 (規則第 1 号)	12. 10 「レクリエーション都市整備要綱」 (建設省決定)	
昭和 46	3. 16	愛媛県開発審査会条例制定 (条例第 6 号)	5. 10 都市局に下水道部設置 下水道部に下水道企画課、下水道事業課 設置	
	12. 20	松山広域都市計画区域を指定 (県告第 1128 号)		
	12. 20	松山広域市街化区域及び市街化調整区 域を都市計画決定 (県告第 1129 号)		
昭和 47	4.	都市公園整備補助事業として「南予レク リエーション都市」が採択される	5. 10 都市局に都市政策課設置	
	10. 31	愛媛県営総合運動公園を都市計画決定 (県告第 1010 号)	6. 15 公有地の拡大の推進に関する法律公布 (法律第 66 号)	
昭和 48	3. 1	津島都市計画区域を指定 (県告第 212 号)	9. 1 都市緑地保全法公布 (法律第 72 号)	
	3. 1	第 1 号南予レクリエーション都市公園 を都市計画決定 (県告第 213 号)		
	4. 1	土木部に都市整備課設置		
	10. 12	愛媛県風致地区内における建築等の規 制に関する条例制定 (条例第 38 号)		
	12. 25	南予レクリエーション都市計画区域を 指定 (県告第 1200 号)		
	12. 25	松山広域用途地域を都市計画決定 (県告第 1198 号)		
	12. 28	今治広域都市計画区域を指定 (県告第 1216 号)		
	12. 28	東予広域都市計画区域を指定 (県告第 1218 号)		
	12. 28	今治広域市街化区域及び市街化調整区 域を都市計画決定 (県告第 1217 号)		
	12. 28	東予広域市街化区域及び市街化調整区 域を都市計画決定 (県告第 1219 号)		
	昭和 49	1. 18	今治広域用途地域を都市計画決定 (県告第 50 号)	6. 1 生産緑地法公布 (法律第 68 号)
		1. 18	東予広域用途地域を都市計画決定 (県告第 51 号)	6. 25 国土利用計画法公布 (法律第 92 号)
		9. 24	第 2 号南予レクリエーション都市公園を 都市計画決定 (県告第 1169 号)	6. 26 国土庁発足

年号	主 要 事 項		
	愛 媛 県	国	
昭和49年	10.11	愛媛県国土利用計画地方審議会条例制定 (県告第41号)	
	11.8	第3号南予レクリエーション都市公園を 都市計画決定(県告第1302号)	
	12.6	土居都市計画区域を指定 (県告第1415号)	
	12.6	久万都市計画区域を指定 (県告第1416号)	
昭和50	4.30	長浜都市計画区域の変更 (県告第436号)	
	11.14	第4号南予レクリエーション都市公園を 都市計画決定(県告第1125号)	
	11.14	第5号南予レクリエーション都市公園を 都市計画決定(県告第1126号)	
昭和51		6.9 都市緑化対策推進要綱について (建設事務次官通達)	
昭和52	2.12 第6号南予レクリエーション都市公園を 都市計画決定(県告第157号)	4.1 緑のマスタープラン策定の推進について (都市局長通達)	
昭和53	4.21 松山、伊予市及び北条市の風致地区を都 市計画決定(県告第461号)		
昭和54	3.9 第7号南予レクリエーション都市公園を 都市計画決定(県告第317号)		
昭和55	4.1 都市整備課が都市計画課に合併される	5.1 幹線道路の沿道の整備に関する法律公布 (法律第34号)	
	4.4 大洲都市計画道路北只東大洲線(自動車 専用道路)都市計画決定(県告第449号)	5.1 地区計画制度の創設 (都市計画法及び建築基準法の一部改正 法律公布(法律第35号))	
	4.30 松山広域市街化区域及び市街化調整区域 の第1回変更(県告第559号)	9.16 市街化区域及び市街化調整区域に関する 都市計画見直しの方針について (都市局長通達)	
	4.30 松山広域用途地域の変更(県告第560号)	9.16 市街化調整区域内における開発区域の面 積が20ha以上の開発行為に係る開発許可 の取扱いについて(計画局長通達)	
	5.15 愛媛県営総合運動公園開設		
	8.5 松山広域都市計画区域の変更 (県告第944号)		
昭和56	8.14 土居都市計画区域の変更 (県告第1013号)		
	8.14 菊間都市計画区域の変更 (県告第1014号)		
	8.14 宇和都市計画区域の変更 (県告第1015号)		
	8.14 大洲都市計画区域の変更 (県告第1016号)		
昭和57		9.6 市街化区域及び市街化調整区域に関する 都市計画決定について (建設事務次官通達)	
		9.6 市街化区域及び市街化調整区域の区域区 分制度の運用方針について (都市局長通達)	
昭和58	9.24 都市高速鉄道(今治駅周辺の国鉄予讃本 線)を都市計画決定(県告第1212号)		
昭和59	4.24 南予レクリエーション都市計画道路保田 高串線(自動車専用道路)を都市計画決 定(県告第564号)	12.6 地方都市中心市街地活性化計画の推進に ついて(都市局長等四局長合同通達)	
昭和60	4.1 南レク、日本庭園「南楽園」が開園	5.30 都市緑化推進計画の策定について (建設事務次官通達)	

年 号	主 要 事 項	
	愛 媛 県	国
昭和 60 年		8. 1 財団法人都市みらい推進機構設立 8.21 新都市拠点整備事業制度要綱について (建設事務次官通達) 12.27 市街化区域及び市街化調整区域に関する 都市計画の見直しの推進について (都市局長通達)
昭和 61		2. 14 インテリジェント・シティの整備推進に ついて (建設事務次官通達)
昭和 62	5.26 今治広域市街化区域及び市街化調整区域 の第 1 回変更 (県告第 751 号) 5.26 東予広域市街化区域及び市街化調整区域 の第 1 回変更 (県告第 749 号) 6.26 今治広域用途地域の変更 (県告第 752 号) 6.26 東予広域用途地域の変更 (県告第 750 号)	1. 8 市街化区域及び市街化調整区域に関する 都市計画の運用改善について (都市局長通達) 6. 2 集落地域整備法公布 (法律第 63 号) 6. 9 総合保養地域整備法公布 (法律第 71 号) 6.14 多極分散型国土形成促進法公布 (法律第 83 号)
昭和 63	5.17 松山広域市街化区域及び市街化調整区域 の第 2 回変更 (県告第 683 号) 5.17 松山広域用途地域の変更 (県告第 684 号)	
平成元年	2. 7 津島町の風致地区を都市計画決定 (県告 第 211 号) 6. 2 松山広域市街化区域及び市街化調整区域 の変更 (特定保留解除) (県告第 893 号)	12.22 土地基本法公布 (法律第 84 号)
平成 2		6.29 地区計画制度の拡充 遊休土地転換利用促進地区制度の創設 都市計画法及び建築基準法の一部を改正 する法律 (法律第 61 号)
平成 3	3.29 松山広域都市計画道路松山外環状線を都 市計画決定 (県告第 634 号) 12.17 東予広域、今治広域都市計画道路今治小 松線を都市計画決定 (県告第 1764 号、1773 号)	9.10 市街化区域及び市街化調整区域に関する 都市計画の運用方針について (都市局長通達)
平成 4		6. 5 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施 設の再配置の促進に関する法律公布 (法律第 76 号) 6.26 用途地域及び特別用途地区の整備 地区計画再度の拡充 市町村の都市計画に関する基本的な方針 の創設 都市計画法及び建築基準法の一部を改正 する法律 (法律第 82 号)
平成 5		6.25 都市計画法及び建築基準法の一部改正等 について (建設事務次官通達) 6.25 用途地域及び特別用途地区に関する都市 計画の決定・運用等について (都市局長通達) 6.25 地区計画制度の運用等について (都市局長通達) 6.25 市町村の都市計画に関する基本的な方針 について (都市局長通達)
平成 6		6.24 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本 計画制度の創設 都市緑地保全法の一部を改正する法律 (法律第 40 号)

年 号	主 要 事 項	
	愛 媛 県	国
平成 6 年		10. 20 都市緑地保全法の一部改正について (都市局長通達)
平成 7		2. 26 街並み誘導型地区計画制度の創設 都市再開発法、都市計画法及び建築基準 法の一部を改正する法律 (法律第 13 条)
		4. 19 市民緑地制度、緑地管理機構制度及び緑 地協定制度の創設 都市緑地保全法の一部を改正する法律 (法律第 68 号)
		5. 25 都市再開発法等の一部改正について (建設事務次官通達)
		8. 1 都市緑地保全法の一部改正について (都市局長通達)
平成 8	5. 31 松山広域用途地域の変更(県告第 773 号)	7. 26 市街化区域及び市街化調整区域に関する 都市計画の運用の見直しについて (都市局長通達)
	5. 31 今治広域用途地域の変更(県告第 774 号)	
	5. 31 東予広域用途地域の変更(県告第 775 号)	
	6. 21 川之江都市計画区域の変更 (県告第 879 号)	
	6. 21 伊予三島都市計画区域の変更 (県告第 880 号)	
	6. 21 三瓶都市計画区域の変更(県告第 881 号)	
	10. 22 南予レクリエーション、宇和都市計画道 路宇和島宇和線を都市計画決定 (県告第 1345 号、1346 号)	
平成 9		5. 9 密集市街地における防災街区の整備の促 進に関する法律公布 都市計画法改正(法律第 50 号)
		6. 13 都市計画法改正(法律第 79 号)
		12. 25 都市の再構築の推進等について (都市局長通達)
平成 10		5. 8 都市計画法改正(法律第 54 号)
		5. 29 都市計画法改正(法律第 79 号)
		11. 20 都市計画法の一部改正等について (都市局長通達)
平成 11		3. 31 都市計画法改正(法律第 19 号)
		7. 16 都市計画法改正(法律第 87、102 号)
		12. 8 都市計画法改正(法律第 151 号)
		12. 22 都市計画法改正(法律第 160 号)
平成 12	3. 21 松山広域市街化区域及び市街化調整区域 の第 3 回変更(県告第 485 号)	4. 1 地方分権に伴う都市行政に係る既存の通 達等の取扱について
	4. 1 愛媛県都市計画審議会条例の一部改正	5. 8 都市計画法改正(法律第 57 号)
	4. 28 今治広域土地区画整理事業の変更(今治 新都市第 1 地区土地区画整理事業の決 定)(県告第 787 号)	5. 19 都市計画法改正(法律第 73 号)
	4. 28 今治広域市街化区域及び市街化調整区域 の第 2 回変更(県告第 788 号)	12. 28 都市計画運用指針の策定 (都市局長通知)
	11. 8 都市計画審議会運営規程の一部改正	
平成 13	5. 15 長浜都市計画区域の変更(県告第 960 号)	1. 6 国土交通省発足
	7. 13 東予広域市街化区域及び市街化調整区域 の第 2 回変更(県告第 1271 号)	4. 18 都市計画運用指針の改正
	11. 8 愛媛県都市計画区域マスタープラン専門 部会の設置	8. 24 都市計画運用指針の改正

年 号	主 要 事 項	
	愛 媛 県	国
平成 14 年		3. 31 都市計画法改正（法律第 14 号） 4. 5 都市計画法改正（法律第 22 号） 都市再生特別措置法公布 （法律第 22 号） 4. 26 都市計画運用指針改正 7. 12 都市計画法改正（法律第 85 号） 7. 15 都市計画運用指針改正 11. 1 都市計画と農林漁業との調整措置について（14 農振第 1452 号農村振興局長通知） 12. 11 都市計画法改正（法律第 146 号）
平成 15	9. 12 松山広域都市計画道路松山外環状線の変更（県告第 1806 号）	4. 16 農林の一部改正（15 農振第 157 号） 6. 20 都市計画法改正（法律第 101 号） 12. 26 政策課題対応型都市計画運用指針（国都計第 135 号）
平成 16	4. 23 松山広域区域区分の変更（県告第 951 号） 5. 14 都市計画区域マスタープラン策定（松山広域、今治広域、東予広域、川之江、伊予三島、土居、菊間、久万、大洲、八幡浜、長浜、内子、保内、三瓶、宇和、野村、広見、南予レクリエーション）（県告第 1079～1096 号） 5. 14 松山広域区域区分の変更（県告第 1097 号） 5. 14 今治広域区域区分の変更（県告第 1098 号） 5. 14 東予広域区域区分の変更〔線引き廃止〕（県告第 1099 号）	4. 21 都市計画法改正（法律第 35 号） 5. 28 都市計画法改正（法律第 61 号） 6. 2 都市計画法改正（法律第 66 号） 都市計画法改正（法律第 67 号） 6. 18 都市計画法改正（法律第 109 号） 都市計画法改正（法律第 111 号） 都市計画法改正（法律第 112 号）
平成 17		3. 31 都市計画運用指針改正（国都計第 210 号） 4. 19 都市計画と農林漁業との調整措置について（17 農振第 124 号農村振興局長通知） 8. 23 都市計画運用指針改正（国都計第 46 号）
平成 18	3. 31 松山広域区域区分の変更（県告第 496 号） 12. 26 四国中央都市計画区域の変更（川之江、伊予三島、土居都市計画区域の統合）（県告第 1810 号） 12. 26 四国中央都市計画区域マスタープランの変更（県告第 1811 号）	4. 1 都市計画法改正（法律第 30 号） 5. 31 都市計画法改正（法律第 46 号） 6. 2 都市計画法改正（法律第 50 号） 6. 8 都市計画法改正（法律第 61 号）
平成 19	3. 23 松山広域区域区分の変更（県告第 523 号）	10. 4 都市計画と農林漁業との調整措置について（19 農振第 1150 号農村振興局長通知）
平成 20	2. 5 八幡浜都市計画区域の変更（八幡浜、保内都市計画区域の統合）（県告第 143 号） 2. 5 八幡浜都市計画区域マスタープランの変更（県告第 144 号） 2. 5 都市高速鉄道（JR 三津浜駅～JR 伊予横田駅 L=約 11.62km）の決定（県告第 145 号） 3. 31 松山広域都市計画道路松山外環状線の変更（県告第 538 号）	5. 23 都市計画法改正（法律第 40 号） 12. 25 都市計画運用指針改正（国都計第 104 号） 12. 25 容積率特例制度の活用等について（国都計第 105 号）
平成 21	1. 13 新居浜都市計画区域の変更 西条都市計画区域の変更	

年 号	主 要 事 項	
	愛 媛 県	国
平成 21 年		(東予広域都市計画区域の廃止) (県告第 57 号)
	1. 13	大洲都市計画区域の変更 (大洲、長浜都市計画区域の統合) (県告第 58 号)
	1. 13	新居浜都市計画区域マスタープランの変更 (県告第 59 号)
	1. 13	西条都市計画区域マスタープランの変更 (県告第 60 号)
	1. 13	大洲都市計画区域マスタープランの変更 (県告第 61 号)
	9. 29	松山広域都市計画区域区分の変更 (県告第 1204 号)
平成 22	3. 30	西予都市計画区域の変更 (宇和、三瓶、野村都市計画区域の統合) (県告第 405 号)
	3. 30	西予都市計画区域マスタープランの変更 (県告第 406 号)
		5. 25 都市計画と農林漁業との調整措置について (22 農振第 300 号農村振興局長通知) 6. 1 都市計画運用指針改正 (国都計第 19 号) 8. 30 低炭素都市づくりガイドライン策定 (国都計第 30 号) 9. 15 都市計画運用指針改正 (国都計第 41 号)
平成 23	10. 21	宇和島都市計画区域の変更
	10. 21	愛南都市計画区域の変更 (南予レクリエーション都市計画区域の廃止) (県告第 1218 号)
	10. 21	宇和島都市計画区域マスタープランの変更 (県告第 1219 号)
	10. 21	愛南都市計画区域マスタープランの変更 (県告第 1220 号)
		3. 31 都市計画法改正 (法律第 9 号) 4. 27 都市計画法改正 (法律第 24 号) 5. 2 都市計画法改正 (法律第 35 号) 5. 2 都市計画法改正 (法律第 37 号) 6. 22 都市計画法改正 (法律第 70 号) 6. 24 都市計画法改正 (法律第 74 号) 7. 14 都市計画運用指針改正 (国都計第 3 号) 7. 28 都市計画と農林漁業との調整措置について (23 農振第 1268 号農村振興局長通知) 8. 30 都市計画法改正 (法律第 105 号) 11. 30 都市計画運用指針改正 (国都計第 83 号) 12. 14 都市計画法改正 (法律第 122 号) 12. 14 都市計画法改正 (法律第 124 号) 12. 16 風致地区内における建築等の規制にかか る条例制定に関する基準を定める政令 (国都計第 95 号)
		2. 3 都市計画運用指針改正 (国都計第 119 号)
		3. 23 都市計画と農林漁業との調整措置につ いて (23 農振第 2668 号農村振興局長通知) 3. 30 特例容積率適用地区の運用について (国都計第 148 号)
		4. 1 都市計画運用指針改正 (国都計第 119 号) 5. 24 防災都市づくり計画策定指針等につ いて (国都安第 13 号) 6. 28 都市計画基礎調査実施要領の見直しにつ いて (国都調第 14 号) 7. 26 都市計画運用指針改正 (国都計第 40 号)
平成 24	9. 28	松山広域都市計画区域マスタープランの 変更 (県告 1190 号)
	12. 21	愛媛県風致地区内における建築等の規制 に関する条例を廃止する条例制定 (条例 第 76 号)
平成 25	3. 15	愛媛県風致地区内における建築等の規制 に関する条例を廃止する条例の施行期日 を定める規則制定 (規則第 16 号)
	4. 1	愛媛県風致地区内における建築等の規制 に関する条例を廃止
	11. 14	都市計画決定運用方針 (土地利用編) (都計第 385 号)
	11. 22	松山広域都市計画区域区分の変更 (県告第 1281 号)

年 号	主 要 事 項	
	愛 媛 県	国
平成 25 年		8. 20 都市計画運用指針改正 (国都計第 52 号)
平成 26		12. 5 都市計画運用指針改正 (国都計第 82 号)
		12. 25 低炭素まちづくり実践ハンドブックの策定及び低炭素都市づくりガイドラインの廃止について (国都計第 79 号)
平成 27	2. 20 都市計画決定運用方針 (施設計画編) (都計第 441 号)	6. 13 都市計画法改正 (法律第 69 号)
	9. 18 四国中央都市計画区域マスタープランの変更 (県告 1149 号)	6. 13 都市再生特別措置法改正 (法律第 69 号)
平成 28	3. 29 防災・減災まちづくりのための地区計画策定ガイドラインの策定 (都計第 1149 号)	8. 1 都市計画運用指針改正 (国都計第 68 号)
	4. 1 都市計画決定運用方針 (施設計画編)改正 (都計第 1 号)	8. 1 都市計画と農林漁業との調整措置について (26 農振第 1064 号農村振興局長通知)
平成 29	5. 31 松山広域都市計画区域区分の変更 (県告第 657 号)	1. 18 都市計画運用指針改正 (国都計第 135 号)
	5. 31 八幡浜都市計画区域マスタープランの変更 (県告 658 号)	6. 4 都市計画運用指針改正 (国都計第 41 号)
平成 30	5. 31 新居浜都市計画区域マスタープランの変更 (県告 659 号)	6. 4 都市計画と農林漁業との調整措置について (27 農振第 585 号農村振興局長通知)
	11. 1 都市計画決定運用方針 (施設計画編)改正 (都計第 263 号)	12. 7 都市計画運用指針改正 (国都計第 123 号)
平成 29	4. 28 西条都市計画区域マスタープランの変更 (県告 534 号)	12. 7 鉄道沿線まちづくりガイドライン (第一版) の策定について (国都計第 126 号他)
	4. 28 松山広域都市計画区域マスタープランの変更 (県告 535 号)	3. 30 都市計画と農林漁業との調整措置について (27 農振第 2452 号農村振興局長通知) (H28. 4. 1 農地法改正)
平成 29	4. 28 久万都市計画区域マスタープランの変更 (県告 536 号)	4. 1 都市計画運用指針改正 (国都計第 192 号)
	4. 28 内子都市計画区域マスタープランの変更 (県告 537 号)	6. 13 都市計画運用指針改正 (国都計第 34-2 号)
平成 29	4. 28 西予都市計画区域マスタープランの変更 (県告 538 号)	9. 1 都市計画運用指針改正 (国都計第 71 号)
	4. 28 松山広域都市計画区域区分の変更 (県告 539 号)	3. 31 都市計画法施行規則一部改正
平成 30	3. 16 宇和島都市計画区域マスタープランの変更 (県告 246 号)	6. 15 都市計画法改正 (法律第 26 号)
	3. 16 大洲都市計画区域マスタープランの変更 (県告 247 号)	6. 15 都市計画運用指針改正 (国都計第 24 号)
平成 30	3. 16 広見都市計画区域マスタープランの変更 (県告 248 号)	4. 25 都市計画法改正 (法律第 22 号)
		4. 25 都市再生特別措置法改正 (法律第 22 号)

年 号	主 要 事 項					
	愛 媛 県	国				
平成 30 年	3. 16	愛南都市計画区域マスタープランの変更 (県告 249 号)	7. 13 都市計画運用指針改正 (国都計第 47 号)			
	8. 28	菊間都市計画区域マスタープランの変更 (県告 831 号)	9. 5 都市計画運用指針改正 (国都計第 69 号)			
	8. 28	今治広域都市計画区域マスタープランの変更 (県告 832 号)	11. 16 都市計画運用指針改正 (国都計第 102 号)			
平成 31			3. 29 都市計画と農林漁業との調整措置について (30 農振第 3987 号農村振興局長通知)			
令和元年			11. 1 都市計画と農林漁業との調整措置について (元農振第 2013 号農村振興局長通知)			
令和 2			6. 10 都市計画法改正 (法律第 41 号)			
			6. 10 都市計画法改正 (法律第 43 号)			
令和 3 年	12. 10	愛南都市計画道路 一本松内海線 (自動車専用道路) を都市計画決定 (県告 1394 号)	6. 10 都市再生特別措置法改正 (法律第 43 号)			
			6. 10 都市計画運用指針改正 (国都計第 17 号)			
			9. 7 都市計画運用指針改正 (国都計第 80 号)			
			9. 7 都市計画と農林漁業との調整措置について (2 農振第 1623 号農村振興局長通知)			
			4. 1 都市計画運用指針改正 (国都計第 172 号)			
			5. 27 都市計画基礎調査実施要領の見直し (国都調第 1 号)			
			5. 28 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進について (国都計第 19 号外)			
			10. 1 都市計画運用指針改正 (国都計第 85 号)			
			11. 1 都市計画運用指針改正 (国都計第 94 号)			
			11. 1 都市計画運用指針改正 (国都計第 94 号)			
令和 4 年	5. 24	松山広域都市計画区域マスタープランの変更 (県告 571 号)	4. 1 開発許可制度運用指針改正 (国都計第 161 号)			
			4. 1 都市計画運用指針改正 (国都計第 168 号)			
令和 5 年	5. 24	松山広域都市計画区域区分の変更 (県告 572 号)	12. 16 都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針改訂 (国都計第 137 号)			
			3. 31 都市計画と農林漁業との調整措置について (4 農振第 3642 号農村振興局長通知)			
			5. 26 開発許可制度運用指針改正 (国都計第 30 号)			
			5. 26 都市計画運用指針改正 (国都計第 31 号)			
			7. 11 都市計画運用指針改正 (国都計第 57 号)			
			12. 28 開発許可制度運用指針改正 (国都計第 133 号)			
			12. 28 都市計画運用指針改正 (国都計第 134 号)			
			令和 6 年	3. 29		都市計画運用指針改正 (国都計第 186 号)

## 2 愛媛県都市計画審議会

愛媛県都市計画審議会は、都市計画に関する事項を調査審議するため、都市計画法第77条に基づき設置した機関であり、例年、年1～3回開催している。

都市計画は都市の将来の姿を計画するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制限を加えるものであることから、住民の生活に大きな影響を及ぼすものである。このため、都市計画を定めるときは、行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、関係する行政機関の職員、市町長の代表、県議会の議員、市町議会の議長の代表などから構成される審議会の審議を経て決定することとなっている。

委員は「愛媛県都市計画審議会条例」に基づき、現在17人で構成されている。

愛媛県都市計画審議会委員の構成		
委員の区分	現員	備 考
学識経験のある者 (条例2条1項1号)	7人	【分野】 都市計画、土木、交通、法律経済、建築、農業 環境衛生、商工業、文教
関係行政機関の職員 (条例2条1項2号)	4人	中国四国農政局長、 四国地方整備局長 四国運輸局長 愛媛県警察本部長
市町の長を 代表するもの (条例2条1項3号)	1人	愛媛県市長会会長
愛媛県議会の議員 (条例2条1項4号)	4人	
市町の議会の議長 を代表するもの (条例2条1項5号)	1人	愛媛県町村議会議長会会長
計	17人	
幹 事 (条例7条)	13人	総合政策課長、環境・ゼロカーボン推進課長、 循環型社会推進課長、自然保護課長、薬務衛生 課長、農政課農地・担い手対策室長、河川課長、 港湾海岸課長、道路建設課長、道路維持課長、 都市計画課長、都市整備課長、建築住宅課長

愛媛県都市計画審議会開催状況（令和6年3月31日現在）

1/2

年度	回数	回数 常務 委員会	開催番号	審 議 案件数	審 議 案 件 内 訳										
					都市計画	整備、開	市街化区域	その他の	道 路	公 園	その他の	土地区画	その他		
					区 域	発及び保 全の方針	及び市街化 調整区域	用途地域	地域地区	緑 地	下水道	都市施設		整理事業	
44	2		1～2	4						1	1	1		1	
45	5		3～7	23				5	5	8	2		1	2	
46	4		8～11	21	1		1		2	5	5	4		3	
47	5		12～16	29	1			1	2	3	10	1	5	6	
48	6		17～22	48	3		2	4		5	21	7	3	1	2
49	4		23～26	34	3					6	11	3	7	1	3
50	8		27～34	52				6	4	7	24	3	3		5
51	6		35～40	33				5	4	3	13	4	3		1
52	7		41～47	38				1	2	2	14	4	8	1	6
53	4		48～51	29						10	7	7	1		4
54	5		52～56	35	1		1	1		9	14	2	3	1	3
55	3		57～59	19	4				1	1	5	4	4		
56	3		60～62	32				1	1	3	14	4	8		1
57	3		63～65	24				1		2	13	5	1		2
58	4		66～69	22						8	9	2	1	1	1
59	2		70～71	15						3	9	2		1	
60	3		72～74	20						4	9	2	3		2
61	4		75～78	28			2	3	2	3	8	5	3	1	1
62	2		79～80	17			1	2		3	4	4	1	1	1
63	3		81～83	30			1	1	1	4	12	5	3	1	2
元	2		84～85	15						4	5	1	3	1	1
2	2		86～87	19						8	6	3	2		
3	3		88～90	26					1	8	12	3	2		
4	2		91～92	24						8	9	5	1		1
5	1		93	6					1	1		2	2		
6	4		94～97	12						3	4	4		1	
7	4		98～101	28				15	3		3	5	1		1
8	4		102～105	28	3			5	3	6	4	1	5		1
9	4		106～109	19				1	1	6	1	3	3	1	3
10	1		110	4							3		1		
11	4		111～114	37			2	11		9	2	6	1	3	3
12	1		115	4						3					1
13	2		116～117	10	1		1		1	4	1				2
14	1		118	4						2	2				
15	2	2	119～120	29		18	4			1	2				4
16	1	2	121	6					1	1	1				3
17	1	1	122	5	1				1		1				2
18	2		123～124	7	1	1	1		2	1			1		
19	2		125～126	11	1	1			2	3	1		2		1
20	1		127	15	2	3			3	2	3		1		1
21	2		128～129	5	1	1	1			1	1				
23	2	1	130～131	6	1	2				1					2
24	3		132～134	12		1			1	9					1

年度	回数	回数 常務 委員会	開催番号	審 議 案件数	審 議 案 件 内 訳											
					都市計画 区 域	整備、開 発及び保 全の方針	市街化区域 及び市街化 調整区域	用途地域	その他の 地域地区	道 路	公 園 緑 地	下水道	その他の 都市施設	土地区画 整理事業	その他	
25	1		135	2			1									1
27	3		136~138	8		3	1			4						
28	1		139	7		5	1						1			
29	2		140~141	6		4		1	1							
30	2		142~143	4		2			1							1
元	2		144~145	5				1	2				1			1
2	0	2	-	3												3
3	2		146~147	8		1	1		1	3	1		1			
4	1	1	148	3						2			1			
5	1		149	1						1						
合計	149	9		932	24	42	21	58	45	178	273	105	91	16		79

愛媛県都市計画審議会条例（昭和44年7月11日 条例第17号）

（改正 平成12年3月24日条例第12号 平成16年12月24日条例第47号）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、愛媛県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定めるところにより知事が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- |                    |      |
|--------------------|------|
| (1) 学識経験のある者       | 7人以内 |
| (2) 関係行政機関の職員      | 7人以内 |
| (3) 市町の長を代表する者     | 2人以内 |
| (4) 県議会の議員         | 6人以内 |
| (5) 市町の議会の議長を代表する者 | 2人以内 |

2 前項目1号につき委嘱又は任命される委員の任期は、4年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

（臨時委員及び専門委員）

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき委嘱又は任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（常務委員会）

第6条 審議会は、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、審議会の委任を受けてその権限に属する事項で軽易なものを処理する。

3 常務委員会は、会長の指名した委員9人以内をもって組織する。

4 前条の規定は、常務委員会について準用する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会及び常務委員会の庶務は、土木部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第12号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(愛媛県都市計画地方審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に従前の愛媛県都市計画地方審議会の委員である者は、別に辞令を用いる者を除き、施行日に、第42条の規定による改正後の愛媛県都市計画審議会条例第2条第1項の規定により、愛媛県都市計画審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものと見なす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における従前の愛媛県都市計画地方審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成16年12月24日条例第47号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

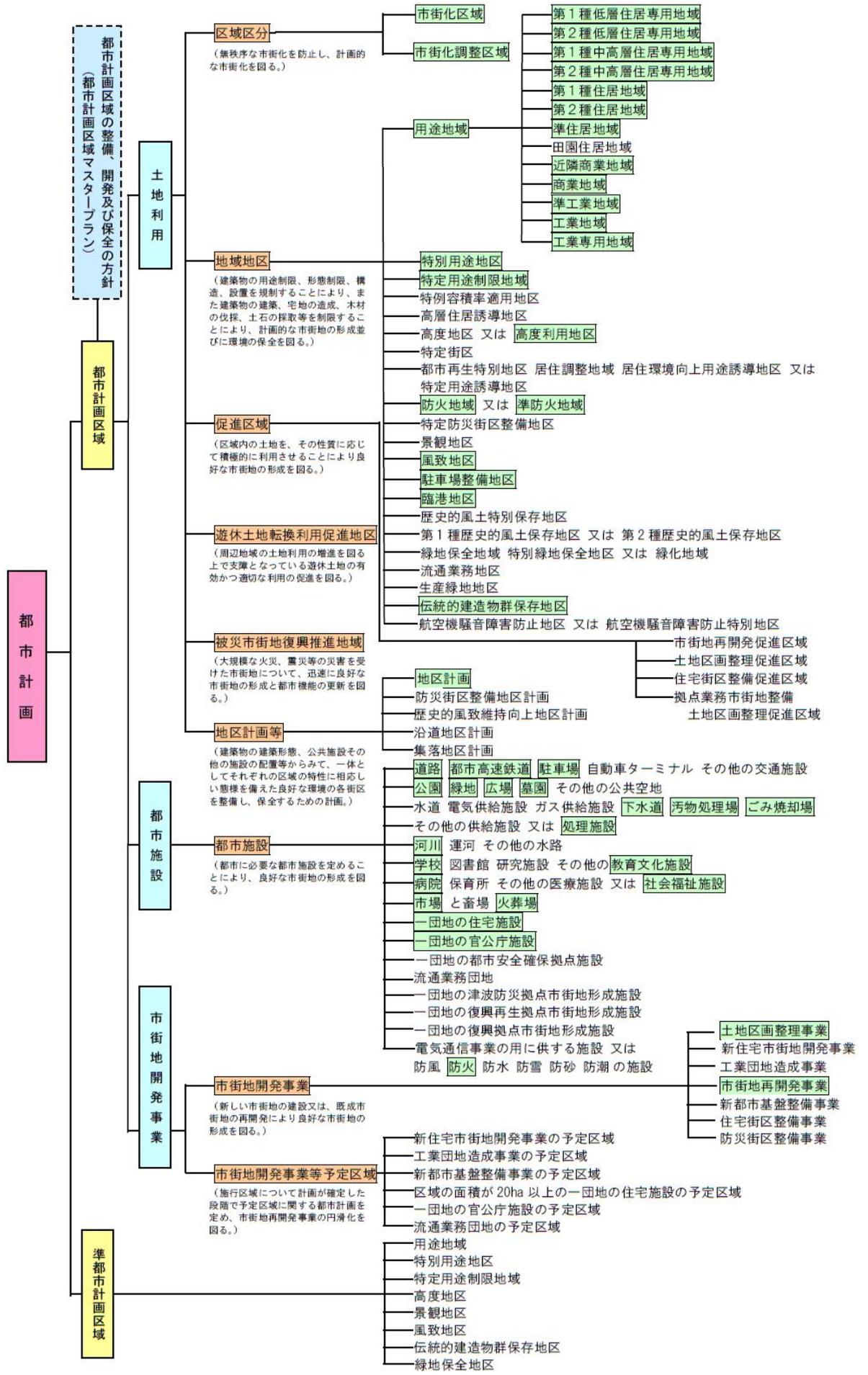
### 3 都市計画の概要

(1) 都市計画の基本理念《法第2条》

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。

(2) 都市計画の内容

都市計画区域では、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定める。また、準都市計画区域では、土地利用に関する計画を定める。



愛媛県において決定しているもの (令和5年4月1日時点)

4 都市計画決定等の手続き

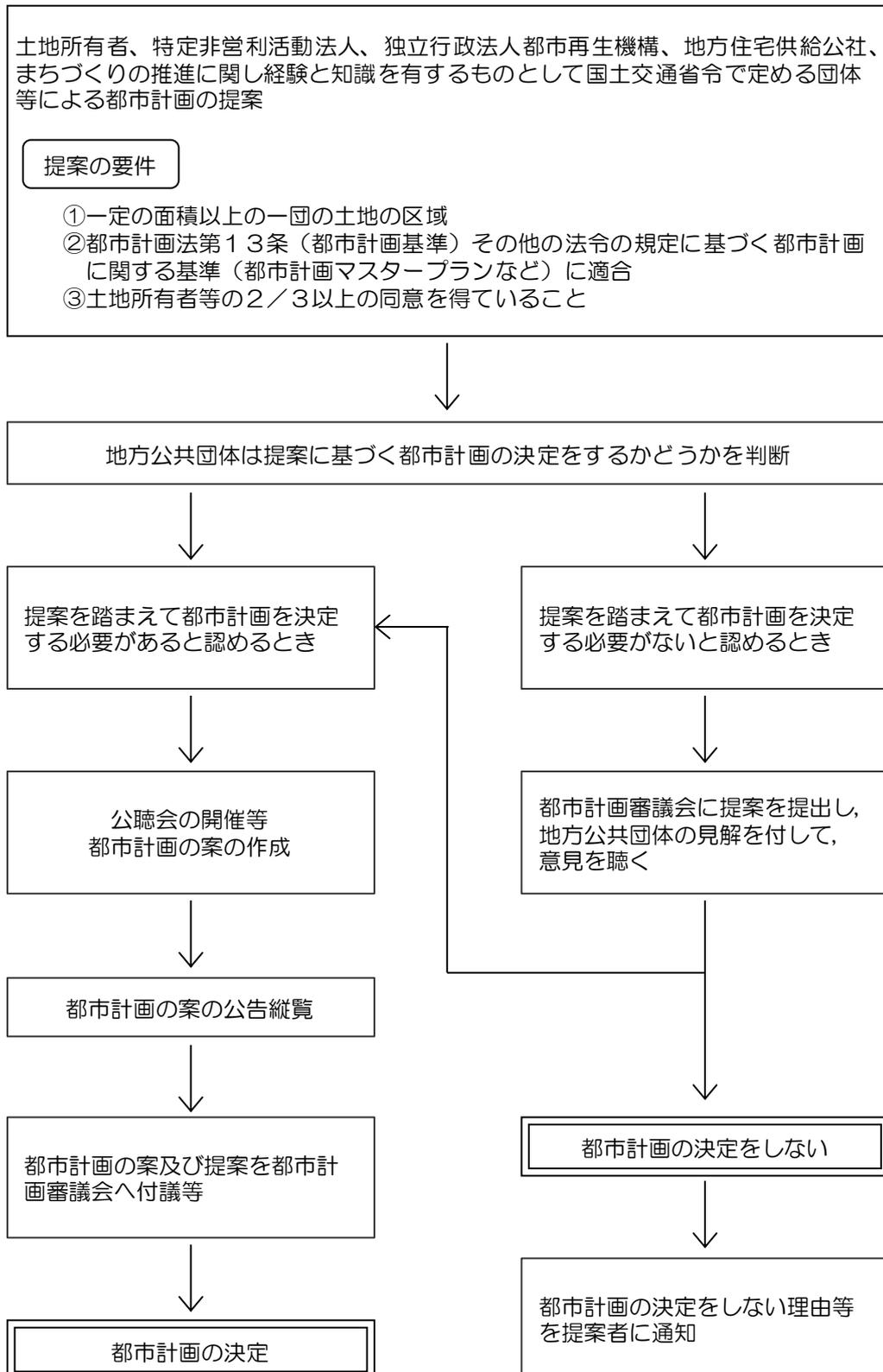
(1) 都市計画決定権者一覧表

都市計画の種類		県決定	市町決定	
都市計画区域		●		
準都市計画区域		●		
都市計画区域マスタープラン (整備、開発及び保全の方針)		●		
区域区分		●		
地域地区	用途地域		●	
	特別用途地区		●	
	特定用途制限地域		●	
	特例容積率適用地区		●	
	高層住居誘導地区		●	
	高度地区、高度利用地区		●	
	特定街区		●	
	都市再生特別地区	●		
	居住調整地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区		●	
	防火地域、準防火地域		●	
	特定防災街区整備地区		●	
	景観地区		●	
	風致地区	2以上の市町の区域にわたり10ha以上	左記以外	
	駐車場整備地区		●	
	臨港地区	重要港湾	左記以外	
	緑地保全地域	2以上の市町の区域にわたるもの	左記以外	
	特別緑地保全地区	2以上の市町の区域にわたり10ha以上	左記以外	
	緑化地域		●	
	流通業務地区	●		
	生産緑地地区		●	
伝統的建造物群保存地区		●		
航空機騒音障害防止(特別)地区	●			
都市施設	道路	国道、県道、自専道	左記以外	
	都市高速鉄道	●		
	駐車場		●	
	自動車ターミナル		●	
	空港	空港法第4条第1項、第5条第1項	左記以外	
	公園・緑地・広場・墓園	国又は県が設置する10ha以上	左記以外	
	水道	水道用水供給事業	左記以外	
	電気、ガス供給施設		●	
	下水道	公共下水道で排水区域が2以上の市町にわたるもの又は流域下水道	左記以外	
	汚物処理場		●	
	ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設	左記以外	
	河川	1級・2級河川	左記以外	
	運河	●		
	学校、図書館、研究施設、博物館、美術館		●	
	医療、福祉施設		●	
	市場、と畜場、火葬場		●	
	一団地の住宅施設		●	
	一団地の官公庁施設	●		
	一団地の都市安全確保拠点施設		●	
	流通業務団地	●		
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設		●	
	一団地の復興再生拠点市街地形成施設		●	
	一団地の復興拠点市街地形成施設		●	
	電気通信事業の用に供する施設		●	
	防風、防火、防水、防雪、防潮施設		●	
	市街地開発事業	土地区画整理事業	国又は県が施行する50haをこえるもの	左記以外
		新住宅市街地開発事業	●	
工業団地造成事業		●		
市街地再開発事業		国又は県が施行する3haをこえるもの	左記以外	
新都市基盤整備事業		●		
住宅街区整備事業		国又は県が施行する20haをこえるもの	左記以外	
防災街区整備事業		国又は県が施行する3haをこえるもの	左記以外	
地区計画	地区計画		●	
	防災街区整備地区計画		●	
	歴史的風致維持向上地区計画		●	
	沿道地区計画		●	
	集落地区計画		●	

(2) まちづくりに関する都市計画の提案制度《法第21条の2ほか》

住民等のまちづくりの推進や、地域の活性化を図りやすくするため、創設された制度である。

まちづくりに関する都市計画の提案制度のフロー



## 5 都市計画

### (1) 都市計画区域・準都市計画区域

#### ア 都市計画区域《法第5条》

都市計画区域は、「健康で文化的な都市生活」と「機能的な都市活動」を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、県が指定する。

#### イ 準都市計画区域《法第5条の2》

準都市計画区域とは、都市計画区域外で、用途の混在等が進み、都市計画法上放置できない区域について、用途地域、風致地区等の都市計画決定を通じ、土地利用の整序のみを行うことを目的として、県が指定する。

### (2) 基本となる計画

#### ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針《法第6条の2》

(以下、都市計画区域マスタープランという。)

都市計画区域マスタープランは、長期的視点(概ね20年後)に立った将来の「まちづくりの方針」を示すものであり、以下の事項を定めるものとする。

- 区域区分(いわゆる線引き)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- 都市計画の目標
- 主要な都市計画の決定の方針

#### イ 市町の都市計画に関する基本的な方針《法第18条の2》

(以下、市町都市計画マスタープランという。)

市町都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町が、住民の意見を踏まえ、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別の市街地像や整備方針等を、きめ細かくかつ総合的に定めるものである。

#### ウ 立地適正化計画《都市再生特別措置法第81条》

立地適正化計画は、平成26年8月に都市再生特別措置法の改正により制度化され、市町が都市全体の観点から居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして定めるものであり、市町都市計画マスタープランの一部(高度化版)とみなされるものである。

本計画は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約する「都市機能誘導区域」や災害リスクの低い一定エリアにおいて人口密度を維持し生活サービスやコミュニティを確保する「居住誘導区域」、都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等の日常生活を支える「地域生活拠点」を設定し、魅力あるまちづくりの実現に資する「誘導施策」や居住エリアの安全性を強化するための取組を位置づける「防災指針」などを定め、都市のコンパクト化と併せて災害に強いまちづくりを推進するものである。

[立地適正化計画のイメージ]

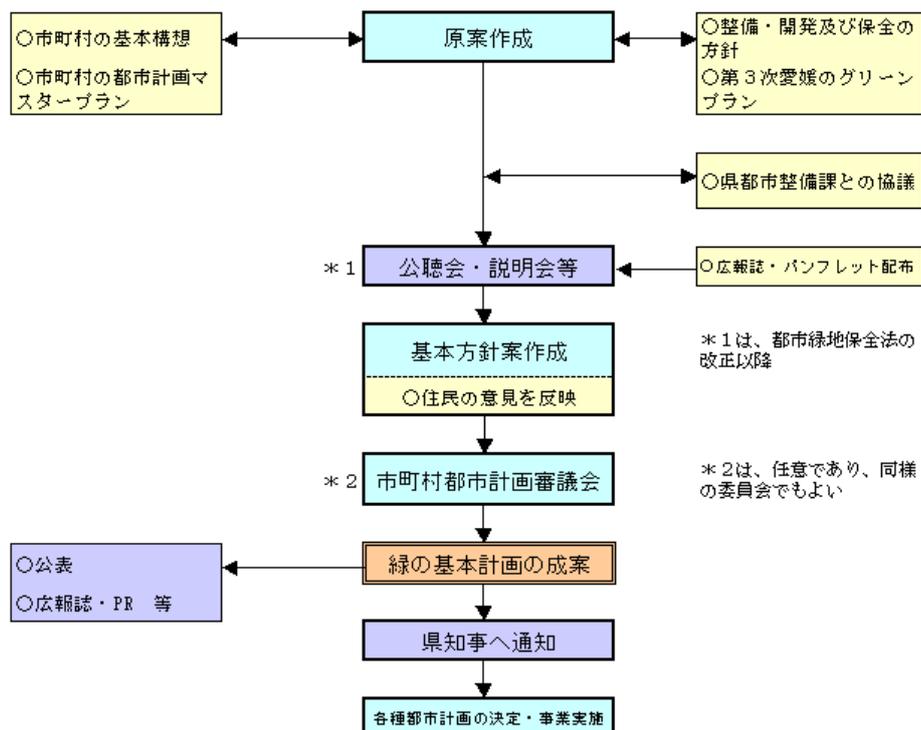


エ 緑の基本計画 《都市緑地法第4条》

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画である。

この「緑の基本計画」は、市町が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について将来のあるべき姿とそれを実現するための施策について、公聴会の開催などにより住民の意見を反映させつつ、公表の手続きを経ることを通じて明らかにするものである。

緑の基本計画 策定・手続きフロー



(3) 都市計画区域等の現況

(令和6年4月1日現在)

都市 計画 区域の 名称	当初指定 年月日 (最終変更)	市町名  下線市町は 立地適正化 計画作成済	範囲 の 指定	面積 (ha)							人口 (人) ※							[R2国勢調査] 都市計画 区域内人口
				行政区域	都市計画 区域	区域区分		用途地域	立地適正化計画		行政区域	都市計画 区域	区域区分		用途地域	立地適正化計画		
						市街化区域	市街化 調整区域		居住 誘導区域	都市機能 誘導区域			市街化区域	市街化 調整区域		居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	
松山 広域	S46.12.20 (S55.8.5)	松山市	一部	42,935.0	21,447.4	7,028.7	14,418.7	6,942.6	4,707.0	2,251.0	499,300	491,700	436,600	55,100	436,600	320,400	164,500	502,600
		伊予市	一部	19,443.0	3,041.0	392.1	2,648.9	388.5	311.0	126.0	34,000	26,800	16,100	10,700	16,100	14,800	4,000	27,100
		東温市	一部	21,130.0	2,380.0	402.0	1,978.0	402.0	-	-	33,500	28,800	16,700	12,100	16,700	-	-	29,600
		松前町	全域	2,038.0	2,038.0	396.1	1,644.9	396.1	-	-	29,200	29,200	13,400	15,800	13,400	-	-	29,600
		砥部町	一部	10,159.0	630.0	160.9	469.1	160.9	-	-	20,000	8,800	7,500	1,300	7,500	-	-	8,700
		3市2町		95,705.0	29,536.4	8,379.8	21,159.6	8,290.1	5,018.0	2,377.0	616,000	585,300	490,300	95,000	490,300	335,200	168,500	597,600
今治 域	S48.12.28	今治市	一部	41,921.0	11,873.1	2,291.4	9,581.7	2,291.4	-	-	143,900	117,600	80,400	37,300	80,400	-	-	122,700
菊間	S25.3.14 (S56.8.14)			2,789.0	-	-	-	186.3	-	-	4,600	-	-	-	2,700	-	-	5,100
今治市				41,921.0	14,662.1	2,291.4	9,581.7	2,477.7	-	-	143,900	122,200	80,400	37,300	83,100	-	-	127,800
新居浜	H21.1.13	新居浜市	一部	23,447.0	10,004.0	-	-	2,536.9	1,143.0	288.0	111,300	111,200	-	-	63,300	45,000	9,900	115,800
西条	H21.1.13	西条市	一部	51,004.0	17,760.3	-	-	2,248.6	1,395.5	560.0	100,500	99,700	-	-	47,000	42,400	16,400	103,300
四国中央	H18.12.26	四国中央市	一部	42,124.0	13,612.0	-	-	1,726.2	1,529.7	662.6	78,500	77,000	-	-	40,500	36,700	16,000	81,200
久万	S49.12.6	久万高原町	一部	58,369.0	4,325.0	-	-	97.5	87.4	48.2	6,100	3,300	-	-	1,900	1,900	1,500	3,600
大洲	H21.1.13	大洲市	一部	43,212.0	4,296.0	-	-	533.2	272.8	186.9	38,000	30,900	-	-	13,900	10,300	5,700	32,500
内子	S29.5.13 (S43.12.23)	内子町	一部	29,943.0	978.0	-	-	229.4	-	-	14,000	8,100	-	-	6,800	-	-	8,500
八幡浜	H20.2.5	八幡浜市	一部	13,265.0	7,640.0	-	-	501.0	402.0	155.5	29,700	25,100	-	-	19,000	13,800	5,800	26,900
西予	H22.3.30	西予市	一部	51,434.0	7,088.0	-	-	434.2	358.5	142.3	33,600	21,500	-	-	10,800	10,000	8,500	22,700
広見	S31.9.10	鬼北町	一部	24,188.0	2,687.0	-	-	-	-	-	9,200	4,700	-	-	-	-	-	4,900
宇和島	H23.10.21	宇和島市	一部	46,816.0	13,901.0	-	-	1,110.5	420.7	155.0	65,500	50,800	-	-	40,400	20,000	6,000	54,900
愛南	H23.10.21	愛南町	一部	23,899.0	5,975.1	-	-	378.7	-	-	18,900	10,200	-	-	6,100	-	-	10,800
計14区域				545,327.0	132,464.9	10,671.2	30,741.3	20,564.0	10,627.6	4,575.5	1,265,200	1,150,000	570,700	132,300	823,100	515,300	238,300	1,190,500

※原則、令和2年国勢調査結果を基に集計しており、ゴシック斜体は住民基本台帳を基に集計している。また、100人単位で四捨五入した数値を表示している。

(4) 基本となる計画の策定状況

ア 都市計画区域マスタープランの策定状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	市町名	再編前区域	当初		最終変更	
			決定年月日	告示番号	決定年月日	告示番号
松山広域	松山市		H16. 5. 14	県告第1079号	R4. 5. 24	県告第571号
	伊予市					
	東温市					
	松前町					
	砥部町					
今治広域	今治市		H16. 5. 14	県告第1080号	H30. 8. 28	県告第831号
菊間	今治市		H16. 5. 14	県告第1085号	H30. 8. 28	県告第832号
新居浜	新居浜市	旧東予広域	H16. 5. 14	県告第1082号	H28. 5. 31	県告第659号
西条	西条市				H29. 4. 28	県告第534号
四国中央	四国中央市	旧川之江	H16. 5. 14	県告第1082号	H27. 9. 18	県告第1149号
		旧伊予三島	H16. 5. 14	県告第1083号		
		旧土居	H16. 5. 14	県告第1084号		
久万	久万高原町		H16. 5. 14	県告第1086号	H29. 4. 28	県告第536号
大洲	大洲市	旧大洲	H16. 5. 14	県告第1087号	H30. 3. 16	県告第247号
		旧長浜	H16. 5. 14	県告第1089号		
内子	内子町		H16. 5. 14	県告第1090号	H29. 4. 28	県告第537号
八幡浜	八幡浜市	旧八幡浜	H16. 5. 14	県告第1088号	H28. 5. 31	県告第658号
		旧保内	H16. 5. 14	県告第1091号		
西予	西予市	旧宇和	H16. 5. 14	県告第1093号	H29. 4. 28	県告第538号
		旧三瓶	H16. 5. 14	県告第1092号		
		旧野村	H16. 5. 14	県告第1094号		
広見	鬼北町		H16. 5. 14	県告第1095号	H30. 3. 16	県告第248号
宇和島	宇和島市	旧南予レクリエーション	H16. 5. 14	県告第1096号	H30. 3. 16	県告第246号
愛南	愛南町				H30. 3. 16	県告第249号
策定済	14区域17市町					

イ 市町都市計画マスタープランの策定状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	市町名	当初公表	最終変更	備考
松山広域	松山市	H23. 3. 25		旧松山市 (H16. 3. 24公表)
				旧北条市 (H16. 4. 30公表)
	伊予市	H16. 3. 2	R2. 4. 1	
	東温市	H18. 6. 29		旧川内町 (H14. 4. 30公表)
	松前町 砥部町	H20. 5. 15		
今治広域	今 治 市	H21. 3. 12	R3. 4. 8	旧今治市 (H17. 1. 12公表)
				旧朝倉村 (H17. 1. 14公表)
				旧玉川町 (H17. 1. 14公表)
				旧波方町 (H17. 1. 13公表)
				旧大西町 (H17. 1. 14公表)
菊 間				旧菊間町 (H16. 12. 28公表)
新居浜	新居浜市	H19. 2. 27	R3. 3. 31	旧新居浜市 (H13. 6. 29公表)
西 条	西 条 市	H21. 3. 25		
四国中央	四国中央市	H24. 9. 21		旧伊予三島市 (H9. 1. 16公表)
				旧川之江市 (H9. 1. 5公表)
				旧土居町 (H11. 3. 1公表)
久 万	久万高原町	H10. 10. 22	R4. 4. 1	旧久万町 (H10. 10. 22公表)
大 洲	大 洲 市	H20. 1. 25	R2. 3. 31	旧長浜町 (H15. 3. 19公表)
内 子	内 子 町			旧内子町 (H9. 5. 19公表)
八 幡 浜	八幡浜市	H25. 12. 20		旧八幡浜市 (H9. 7. 1公表)
西 予	西 予 市	H19. 7. 2	R2. 9. 4	旧宇和町 (H14. 4. 1公表)
広 見	鬼北町			
宇 和 島	宇和島市	H24. 3. 30	R4. 3. 29	旧宇和島市 (H10. 3. 31公表)
				旧津島町 (H11. 3. 30公表)
愛 南	愛南町			
策定済				11市2町

ウ 立地適正化計画の作成状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	市町名	当初公表	最終変更	備考(変更理由等)
松山広域	松山市	H29. 3. 31	R6. 5. 16	松山駅周辺整備及び松山市駅前広場整備の推進
	伊予市	H29. 3. 31	R6. 4. 1	評価、防災指針の作成
新居浜	新居浜市	H31. 4. 1	R6. 4. 1	評価
西 条	西 条 市	H29. 4. 14		都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定
四国中央	四国中央市	H29. 3. 31	R3. 4. 30	居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外
大 洲	大 洲 市	R2. 10. 1		都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定
八幡浜	八幡浜市	H29. 3. 31	R3. 8. 2	居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外
西 予	西 予 市	H30. 3. 30	R2. 9. 4	都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定
宇和島	宇和島市	H29. 3. 24	R3. 9. 28	居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外
久 万	久万高原町	R4. 4. 1		都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定、防災指針の作成
作成済				9市1町

エ 緑の基本計画の策定状況

(令和6年4月1日現在)

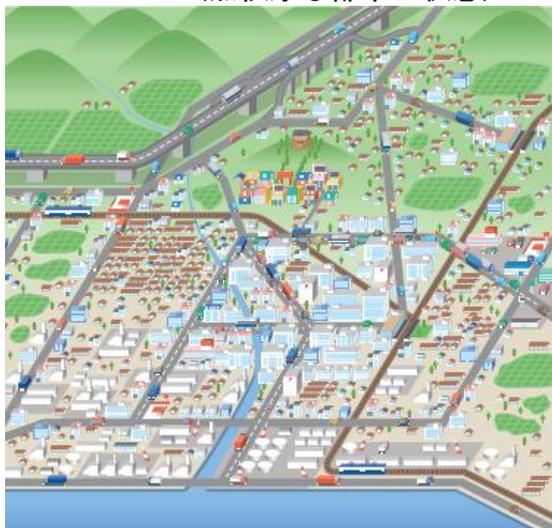
都市計画区域名	市町名	公表日	備 考
松山広域	松山市	H25. 6	(当初策定H16. 3月旧松山市にて策定)
	東温市	H19. 4. 17	
今治広域	今治市	H21. 12	(当初H16. 3月旧今治市にて策定)
新居浜	新居浜市	H10. 4. 1	旧新居浜市にて策定
西 条	西 条 市	H10. 4. 15	旧東予市にて策定
		H16. 10. 21	旧西条市にて策定
四国中央	四国中央市	H10. 5. 10	旧伊予三島市にて策定
八幡浜	八幡浜市	H13. 5. 1	旧八幡浜市にて策定
西 予	西 予 市	H25. 7. 12	
宇和島	宇和島市	H13. 11. 20	旧津島町にて策定
合計	9市		

## 6 土地利用

人口減少・超高齢社会の到来にも対応できるようコンパクトで賑わいのあふれるまちづくりを目指し、都市機能を中心部へ集約する必要がある。

市街化の無秩序な拡大を防止し、秩序ある市街地を形成し快適な都市環境を実現するため、合理的な土地利用計画を立て、適正な規制により計画的に開発行為、建築行為を誘導することとしている。

(無秩序な都市の状態)



(集約型の都市の状態)



### (1) 区域区分(市街化区域及び市街化調整区域の区分)《法第7条》

都市地域における無秩序な市街化(スプロール化)を防止し、良好な都市形成を図るために優先的かつ計画的に市街化すべき区域としての「市街化区域」と、当面市街化を抑制すべき区域としての「市街化調整区域」がある。「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分することを「区域区分」、一般に「線引き」と呼んでいる

区分を行っている都市計画区域を「線引き都市計画区域」、それ以外を「非線引き都市計画区域」という。

### (2) 区域区分の決定状況(令和6年4月1日現在)

都市計画 区域の 名称	当初決定 年月日 (告示番号)	最終変更 年月日 (告示番号)	市町村名	面積 (ha)			人口 (人)		
				市街化 区域	市街化 調整区域	計	市街化 区域	市街化 調整区域	計
松山 広域	S46.12.20 (県告第1129号)	R4.5.24 (県告第572号)	松山市	7,028.7	14,418.7	21,447	43,600	55,100	98,700
			伊予市	392.1	2,648.9	3,041	16,100	10,700	26,800
			東温市	402.0	1,978.0	2,380	16,700	12,100	28,800
			松前町	396.1	1,644.9	2,041	13,400	15,800	29,200
			砥部町	160.9	469.1	630	7,500	1,300	8,800
			3市2町	8,379.8	21,159.6	29,539	490,300	95,000	585,300
今治 広域	S48.12.28 (県告第1217号)	H16.5.14 (県告第1098号)	今治市	2,291.4	9,581.7	11,873	80,400	37,300	117,700
合計			4市2町	10,671.2	30,741.3	41,413	570,700	132,300	703,000

※人口については、100人単位で四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(3) 地域地区《法第8条》

地域地区は、適正な都市環境を守るため、土地建物の用途及びその構造等を誘導するものである。本県では、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高度利用地区、防火地域、準防火地域、風致地区、駐車場整備地区、臨港地区及び伝統的建造物群保存地区の10種類を定めている。(令和6年4月1日現在)

ア 用途地域

用途地域は地域地区の中心となるもので住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、土地の高度利用の促進を図るため、建築物の用途、形態、容積について制限を加えて良好な都市環境を形成しようとするもので、13種類のうち本県では12種類を定めている。

① 用途地域内の容積率・建蔽率の制限

地域の特性に応じて、容積率（延べ床面積の敷地面積に対する割合）及び建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合）の最高限度が定められる。

容積率・建蔽率の制限

用途地域	容 積 率													建 蔽 率								
	50	60	80	100	150	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300	30	40	50	60	80
第1種低層住居専用地域		○	○	○															○	○	○	
第2種低層住居専用地域			○	○																○		
第1種中高層住居専用地域				○	○	○														○	○	
第2種中高層住居専用地域						○															○	
第1種住居地域						○															○	○
第2種住居地域						○															○	
準住居地域						○															○	
田園住居地域																						
近隣商業地域						○	○															○
商業地域							○	○	○	○												○
準工業地域						○															○	○
工業地域						○															○	
工業専用地域						○															○	

注1) ○は愛媛県において定めている容積率・建蔽率（令和6年4月1日現在）

② その他の建築制限

用途地域内における建築物の形態の制限には、容積率、建蔽率のほか、前面道路の幅員との関係で高さ制限を受ける「道路斜線制限」、隣地境界線との関係で高さの制限を受ける「隣地斜線制限」「北側斜線制限」、住宅の日照を確保するための「日影制限」、住環境の保護を目的として建築物を建てる場合の敷地面積の最低限度を定める「敷地規模制限」などがある。

# 用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
○ 建てられる用途 □ 建てられない用途 ①、②、③、④、△、▲、■ 面積、階数等の制限あり														
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス兼用店舗のみ、2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者のサービス兼用店舗のみ、2階以下。 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く ■ 農産物直売所、農家レストラン等のみ、2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの		②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの								○	○	○	○	④	
展示場					①	②	▲	▲	○	○	○	▲	▲	① 2階以下・床面積1,500㎡以下 ② 床面積3,000㎡以下▲床面積10,000㎡以下
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館							▲	○	○	○	○	○	▲	▲ 床面積3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等						▲	○	○	○	○	○	○	▲ 床面積3,000㎡以下
	アミューズメント施設			①	②	▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	① 2階以下・床面積1,500㎡以下 ② 床面積3,000㎡以下▲床面積10,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲ 床面積10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等・ゲームセンター						▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲ 床面積10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	○	○	○	○	○	▲ 客室床面積200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									○	○	▲	○	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 床面積600㎡以下
	自動車教習所							▲	○	○	○	○	○	▲ 床面積3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）					▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	①	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		※一団地の敷地内について別に制限あり												
倉庫業倉庫								○	○	○	○	○	○	
自家用倉庫					①	②	○	○	■	○	○	○	○	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
畜舎（15㎡を超えるもの）							▲	○	○	○	○	○	○	▲ 床面積3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲			○	○	▲	○	○	○	○	原動機の制限あり、 ▲ 2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場							①	①	①	■	②	②	○	原動機・作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場											②	②	○	作業場の床面積
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	
自動車修理工場								①	①	②		③	③	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○			○	○	○	① 床面積 1,500㎡以下 2階以下 ② 床面積 3,000㎡以下
	量が少ない施設										○	○	○	
	量がやや多い施設											○	○	
	量が多い施設												○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

(注1) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではない。

(注2) 原則、用途地域の指定のない区域内に、床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設(P30参照)を建築してはならない。

## 大規模集客施設

原則、用途地域の指定のない区域内に、床面積1万㎡を超える大規模集客施設を建築してはならない。[前ページ（注2）参照]

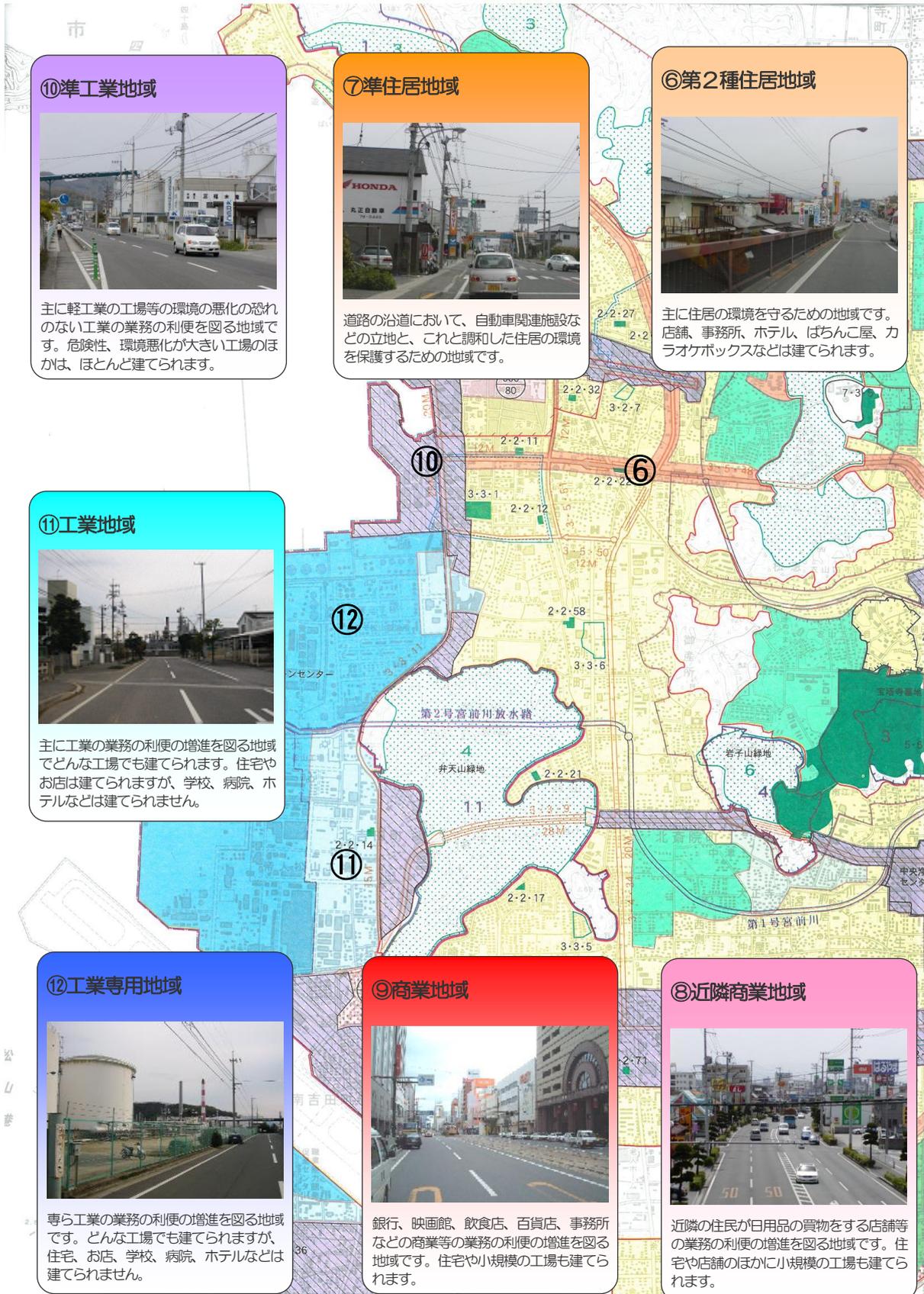
### 大規模集客施設に該当するもの

用途	具体的な施策の例	備考
劇場 映画館 演芸場 観覧場	音楽ホール、演劇ホール、多目的ホール 映画館(シネマコンプレックスを含む) 寄席等の演芸場 客席のある総合体育館、スタジアム(屋外観覧場を含む)	客席部分が1万m2を超えるもの
店舗	物販店舗、サービス店舗(銀行のATM、クリーニング店を含む)	売場等のほか、通路、バックヤード等を含み、その用途部分の床面積が1万m2を超えるもの * 駐車場は含まない
飲食店	レストラン、喫茶店	
展示場	イベント施設、メッセ	
遊技場	マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、アミューズメント施設、大規模テーマパーク、カラオケボックス	
勝馬投票券販売所	競馬の券売場	
場外車券売場	競輪、オートレースの券売場	
その他	政令で規定するもの	

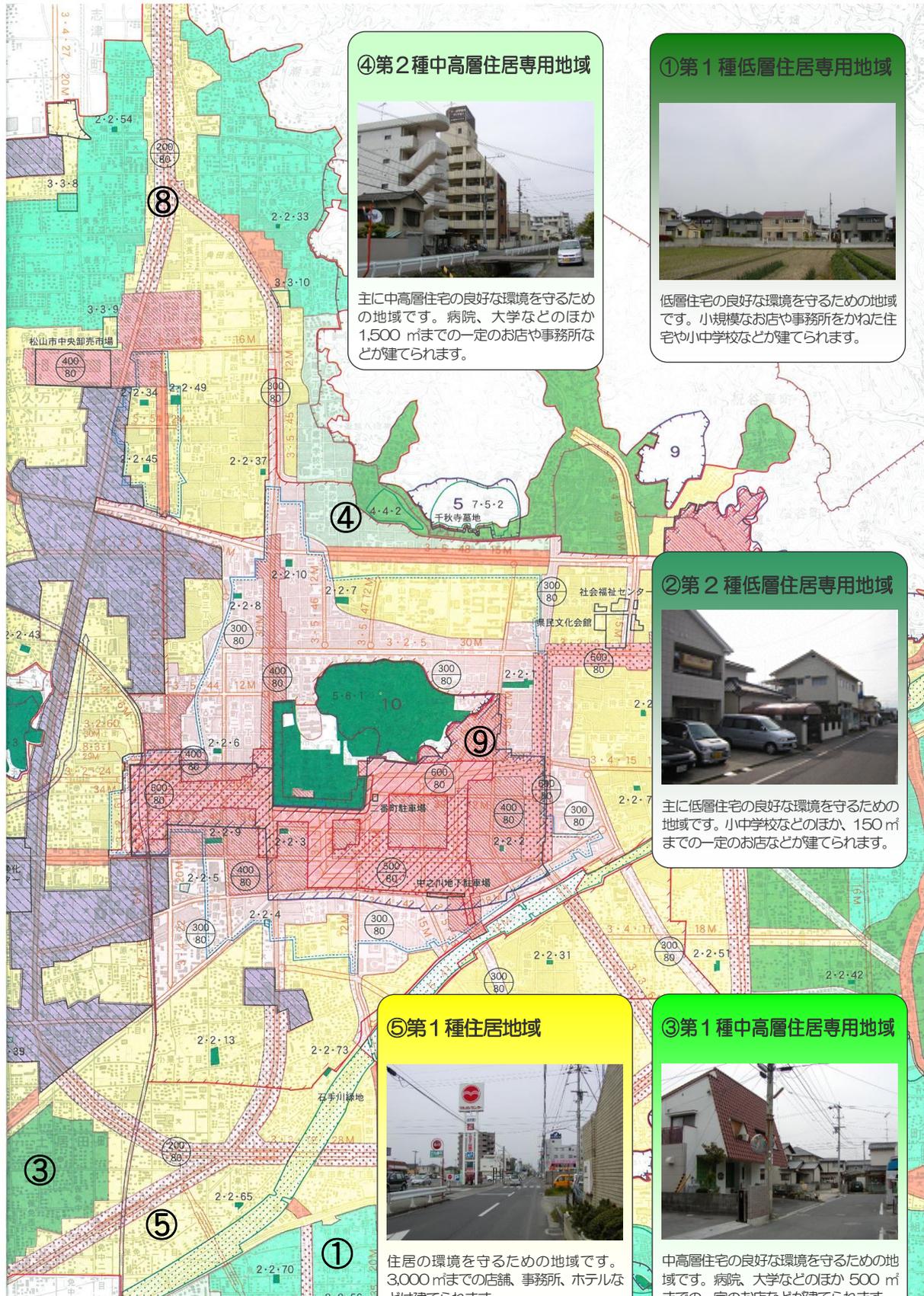
### 大規模集客施設に該当しないものの例

用途の例	備考
ホテル、旅館	
病院、診療所	クリニックを含む
学校、図書館、博物館、美術館	
体育館、水泳場、ポーリング場、ゴルフ練習場	客席を設けているものは観覧場として取り扱う
学習塾、華道教室、囲碁教室	英会話教室を含む
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール	
事務所	

# 用途地域の種類



国土地理院承認番号 平 24 四複第 50 号



**④第2種中高層住居専用地域**



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

**①第1種低層住居専用地域**



低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

**②第2種低層住居専用地域**



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

**⑤第1種住居地域**



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

**③第1種中高層住居専用地域**



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか500㎡までの一定のお店などが建てられます。

#### イ 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完し、地方公共団体が定める条例で建物の用途規制の強化又は緩和を定める地区であり、特別工業地区や大規模集客施設制限地区等がある。

#### ウ 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成を行うために建築物を制限する地域である。

#### エ 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区である。

#### オ 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため、建築物を構造面から規制する地域である。

#### カ 風致地区

風致地区は、都市における樹竹林、丘陵、溪谷、水面等を主体とする良好な自然景観を形成している土地について、その風致を維持し、都市環境の保全を図る地区である。

#### キ 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、「駐車場法」に基づき商業地域、近隣商業地域等において、自動車交通が著しく輻輳する地区で道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するために定める地区である。

#### ク 臨港地区

臨港地区は、港湾区域を地先水面とする地域で、港湾施設、臨海工場等港湾の機能を効率的に発揮させ、港湾の管理運営の円滑化を図るために都市計画で定める地区である。

#### ケ 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法の改正により設けられ、歴史的風致を形成している伝統的建造物群環境を保存する地区である。

# ア 用途地域の決定状況

用途地域決定状況 (令和6年4月1日現在)

(単位: ha)

都市計画区域名	当初決定年月日告示番号	最終変更年月日告示番号	都市名	第一種低層住居専用地域							第二種低層住居専用地域			第一種中高層住居専用地域					第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域			第二種住居地域		準住居地域		近隣商業地域			商業地域					準工業地域			工業地域		工業専用地域		合計
				60/40	80/50	80/60	100/50	100/60	小計	80/50	100/50	小計	100/50	100/60	150/50	150/60	200/60	小計	200/60	200/60	200/80	小計	200/60	200/60	200/80	300/80	小計	300/80	400/80	500/80	600/80	小計	200/60	200/80	小計	200/60	200/60					
松山広域	R1. 6. 24 市告第275号		松山市		1,020.6			5.5	1,026.1				3.7		401.6	405.3	231.8	2,719.3	2,719.3	2,719.3	200.4	12.6	301.2	270.8	572.0		215.4	83.0	25.1	323.5	862.0	862.0	139.4	450.2	6,942.6							
	H29. 4. 28 市告第67号		伊予市		17.9				17.9						31.7	31.7		149.1	149.1	149.1	18.8	24.4	20.8		20.8		28.4			28.4	84.4	84.4	13.0		388.5							
	H28. 5. 31 市告第109号		東温市		65.7				65.7						27.9	27.9	19.5	173.3	173.3	173.3	21.1		26.7	2.3	29.0	7.8			7.8	37.7	37.7	20.0			402.0							
	H19. 3. 23 町告第25号		松前町		57.2				57.2						18.1	18.1		110.4	110.4	110.4	8.9	6.6	23.0		23.0		12.7			12.7			121.7	37.5	396.1							
	H12. 3. 21 町告第14号		砥部町		45.3				45.3						7.0	7.0		43.8	43.8	43.8	4.1								15.3	15.3	45.4			160.9								
	松山広域決定面積計					1,206.7			5.5	1,212.2				3.7		486.3	490.0	251.3	3,195.9	3,195.9	3,195.9	253.3	43.6	371.7	273.1	644.8	7.8	256.5	83.0	25.1	372.4	999.4	999.4	339.5	487.7	8,290.1						
今治広域	S49. 1. 18 県告第50号	H28. 3. 14 市告第84号	今治市		71.4		26.0		97.4						337.9	337.9		862.1	862.1	862.1	104.0		50.0	65.2	115.2		99.4	17.0		116.4	448.0	448.0	113.2	97.2	2,291.4							
新居浜	S49. 1. 18 県告第51号	R6. 3. 29 市告第39号	新居浜市	52.8	271.3				324.1						345.3	345.3		516.6	516.6	516.6	97.3	82.4	70.9		70.9		201.2			201.2	78.5	78.5	107.3	713.1	2,536.9							
西条	S49. 1. 18 県告第51号	H30. 3. 16 市告第22号	西条市		164.1				164.1	3.3	3.3	13.6			129.7	143.3		442.0	442.0	442.0	120.9	53.9	48.2	23.6	71.8	1.4	57.4		58.8	174.0	174.0	144.6	871.9	2,248.6								
四国中央	S50. 8. 12 県告第932号 (旧伊予三島) S50. 8. 12 県告第933号 (旧川之江) S51. 8. 20 県告第882号 (旧十原)	H27. 7. 3 市告第115号	四国中央市		54.3				54.3					29.0	227.7	256.7	23.3	395.4	395.4	395.4	87.9	70.7	97.8		97.8	3.1	62.0		65.1	247.5	247.5	198.7	228.8	1,726.2								
菊間	S51. 8. 20 県告第883号	H20. 8. 7 市告第338号	今治市		18.7				18.7		2.8				16.5	19.3		42.6	42.6	42.6	0.2		4.2		4.2		2.3		2.3	27.0	27.0	10.2	61.8	186.3								
久万	H 7. 7. 20 町告第32号		久万高原町				8.5		8.5					14.0		14.0						20.0		25.0		25.0			30.0	30.0				97.5								
大洲	S50. 8. 20 市告第28号 (旧大洲) H18. 7. 1 市告第50号 (旧長手)	H23. 1. 27 市告第6号	大洲市		50.9				50.9								23.9	149.2	18.0	167.2		3.0	36.8		36.8		39.6		39.6	80.0	33.0	113.0	98.8		533.2							
内子	S51. 12. 1 町告第27号 (旧内子) S51. 12. 1 町告第19号 (旧五十峠)	H20. 9. 19 町告第45号	内子町		20.9		6.0		26.9		2.8	2.8			25.0	25.0	21.0	89.0	89.0	89.0		4.5	19.2		19.2		9.8		9.8	31.2	31.2				229.4							
八幡浜	S47. 7. 1 市告第33号 (旧八幡浜) S58. 5. 1 町告第21号 (旧保内)	H29. 2. 14 市告第11号	八幡浜市										7.5		50.9	58.4	9.3	231.1	231.1	231.1			29.0	3.6	32.6		58.2	2.1		60.3	86.2	86.2	23.1		501.0							
西予	S51. 4. 1 町告第20号 (旧三瓶) H11. 11. 8 町告第26号 (旧宇和) S51. 3. 31 町告第12号 (旧野井)	R4. 8. 22 市告第141号	西予市		34.0	20.5	8.0		62.5						66.0	66.0		153.1	153.1	153.1			67.3		67.3		14.8		14.8	70.5	70.5				434.2							
宇和島	S48. 12. 25 市告第24号	R3. 3. 23 市告第25号	宇和島市		100.8				100.8				9.1		22.7	31.8	68.0	498.3	498.3	498.3			80.6	19.1	99.7	10.0	62.6		72.6	203.6	203.6	12.2	23.5	1,110.5								
愛南	S50. 9. 1 町告第12号	H27. 2. 20 町告第6号	愛南町		33.3				33.3						102.7	102.7		126.3	126.3	126.3	13.4	1.5	55.0		55.0		29.8		29.8	16.7	16.7				378.7							
決定面積				52.8	2,026.4	20.5	42.5	11.5	2,153.7	3.3	2.8	6.1	16.4	3.7	30.6	29.0	1,810.7	1,890.4	396.8	6,701.8	18.0	6,719.8	697.0	259.6	955.7	384.6	1,340.3	22.3	893.6	102.1	25.1	1,043.1	2,492.6	33.0	2,525.6	1,047.6	2,484.0	20,564.0				

イ 特別用途地区の決定状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	都市名	種類	面積 (ha)	当初決定		最終変更	
				年月日	告示番号	年月日	告示番号
松山広域	松山市	大規模集客施設制限地区	862	H20. 2. 5	市告第 28号	H25. 2. 1	市告第 44号
		松山駅周辺特別業務地区	11	H30. 6. 1	市告第247号		
今治広域	今治市	特別工業地区	77	S51. 1. 16	市告第 6号		
四国中央	四国中央市	特別工業地区	84	H27. 7. 3	市告第117号		
西条	西条市	大規模集客施設制限地区	174	H19. 12. 25	市告第 2号	H30. 3. 16	市告第 23号
		特別工業地区	24	H8. 5. 31	町告第16号 (旧小松町)	H21. 1. 13	市告第 9号
大洲	大洲市	特別工業地区	30	S62. 3. 16	市告第 12号	H21. 1. 13	市告第 6号
	大洲市 (旧長浜町)	特別工業地区	69	H18. 7. 1	市告第 51号	H21. 1. 13	市告第 6号
内子	内子町	大規模集客施設制限地区	31	H20. 9. 19	町告第 46号		
八幡浜	八幡浜市	特別工業地区	33	H14. 9. 20	市告第 75号		
合計	6市1町	10地区	1,395				

ウ 特定用途制限地域の決定状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	都市名	種類	面積 (ha)	面積合計 (ha)	当初決定		最終変更	
					年月日	告示番号	年月日	告示番号
新居浜	新居浜市	市街地周辺地区	803	7,461	H16. 5. 14	市告第82号	R6. 3. 29	市告第41号
		幹線道路沿道地区	147					
		田園居住地区	6,371					
		産業居住地区	140					
西条	西条市	産業居住地区	382	15,496	H16. 5. 14	旧西条市告第20号 旧東予市告第44号 旧小松町告第26号 旧丹原町告第70号	H29. 3. 1	市告第12号
		幹線道路沿線地区	689					
		田園居住地区	14,425					
合計	2市			22,957				

エ 高度利用地区の決定状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	都市名	面積 (ha)	当初決定		最終変更	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号
松山広域	松山市	0.7	R1. 6. 24	市告第274号		
合計	1市	0.7				

オ 防火地域及び準防火地域の決定状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	都市名	面積 (ha)	当初決定		最終変更	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号
松山広域	松山市	77.7	S27. 11. 10	建告第1377号	R1. 6. 24	市告第 276号
今治広域	今治市	7.1	S35. 12. 9	建告第2604号	S37. 8. 10	建告第1950号
合計	2市	84.8				

準防火地域

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	都市名	面積 (ha)	当初決定		最終変更	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号
松山広域	松山市	915.8	S24. 10. 13	建告第 847号	R1. 6. 24	市告第 276号
	伊予市	5.8	H28. 2. 29	市告第 29号		
今治広域	今治市	152.0	S24. 10. 13	建告第 849号	H8. 5. 31	市告第 91号
新居浜	新居浜市	114.0	S26. 5. 23	建告第 434号		
西条	西条市	40.0	S43. 10. 23	建告第3174号	H21. 1. 13	市告第 7号
四国中央	四国中央市	70.7	H 6. 2. 1	市告第1号 (旧川之江)	H27. 7. 3	市告第 116号
			H 4. 4. 1	市告第44号 (旧伊予三島)		
八幡浜	八幡浜市	52.7	S47. 8. 1	市告第 33号	S57. 2. 23	市告第 11号
宇和島	宇和島市	85.0	S24. 10. 13	建告第 848号	H9. 12. 24	市告第 46号
合計	8市	1,436.0				

カ 風致地区の決定状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	都市名	面積 (ha)	決定年月日	告示番号	内 訳	
					風致地区名	面積 (ha)
松山広域	松山市	501.1	S53.4.21	県告第461号	梅津寺	107.8
					港山	9.4
					大峰台	19.3
					岩子山	30.0
					城北	17.5
					石手寺	20.3
					日尾八幡神社	31.5
					星岡	20.7
					祝谷	14.7
					城山	42.0
					弁天山	137.9
					恵良	48.5
	国津	1.5				
	伊予市	3.9	S53.4.21	県告第461号	上吾川	3.9
宇和島	宇和島市	191.0	H1.2.7	県告第211号	近家	191.0
合計	3市	696.0				696.0

キ 駐車場整備地区の決定状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	都市名	面積 (ha)	当初決定		最終変更		附置義務建築物の規模 (㎡)	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	特定用途	非特定用途
松山広域	松山市	205.0	S42.12.27	建告第4486号	H25.2.1	市告第45号	2,000	3,000
今治広域	今治市	187.2	S51.1.16	市告第4号			1,000	3,000
宇和島	宇和島市	101.5	S52.4.2	市告第20号			1,000	3,000
四国中央	四国中央市	46.0	S52.2.10	市告第3号 (旧伊予三島市)	H18.12.26	市告第160号	1,000	3,000
合計	4市	539.7						

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	都市名	附置義務地区指定状況 (ha)					
		商業地域	近隣商業地域	駐車場整備地区 (商業以外)	周辺地区	ふくそう地区	計
松山広域	松山市	323.5	572.0	0.0	6133.2	0.0	7028.7
今治広域	今治市	118.7	119.4	37.7	338.1	0.0	613.9
宇和島	宇和島市	57	31.3	0.0	13.2	0.0	101.5
四国中央	四国中央市	65.1	73.4	0.0	10.0	0.0	148.5
合計	4市						

ク 臨港地区の決定状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	港湾名	港格	面積 (ha)	当初決定		最終変更		分区指定 (ha)
						年月日	告示番号	年月日	告示番号	
松山広域	松山市	松山臨港地区	松山港	重要港湾	404.40	S40.3.24	建告第749号	H20.2.5	県告第146号	
		北条臨港地区	北条港	地方港湾	3.30	S40.3.3	建告第354号	H16.3.19	市告第20号	
		堀江臨港地区	堀江港	〃	0.40	H19.3.8	市告第61号			
	伊予市	伊予臨港地区	伊予港	〃	10.10	S40.3.3	建告第359号	H25.3.11	市告第30号	
	松前町	松前臨港地区	松前港	〃	8.60	S40.3.3	建告第357号			
今治広域	今治市	今治臨港地区	今治港	重要港湾	105.80	S40.3.3	建告第358号	H17.2.25	県告第448号	南港区 32.5 保安地区 25.3 漁港区 4.0 修養厚生地区 3.5
		波止浜臨港地区	波止浜港	地方港湾	8.41	S40.3.3	建告第353号			
菊間		菊間臨港地区	菊間港	〃	3.20	S40.3.3	建告第360号	H26.3.4	市告第75号	
新居浜	新居浜市	東予臨港地区	東予港	重要港湾	275.90	S40.3.3	建告第361号	H21.1.13	県告第62号	
		新居浜臨港地区	新居浜港	重要港湾	412.30	S40.3.24	建告第751号	H29.12.20	港務局告第7号	南港区 21.8 保安地区 0.4 工業港区 288.6 マリナー港区 3.0 修養厚生地区 9.7
西条	西条市	東予臨港地区	東予港	〃	880.20	S45.11.4	県告第1054号	H30.3.16	県告第250号	
						S40.3.3	建告第361号			
四国中央	四国中央市	三島川之江臨港地区	三島川之江港	〃	298.90	S40.3.24	建告第750号	H20.4.4	県告第568号	
						S40.3.24	建告第752号			
		寒川臨港地区	寒川港	地方港湾	3.30	H22.5.21	市告第107号			
八幡浜	八幡浜市	八幡浜臨港地区	八幡浜港	〃	12.30	S39.9.18	建告第2699号	S21.7.28	市告第87号	南港区 6.8 工業港区 1.7 修養厚生地区 3.8
		川之石臨港地区	川之石港	〃	2.70	S40.3.24	建告第754号	H25.1.7	市告第6号	
大洲	大洲市	長浜臨港地区	長浜港	〃	77.80	S40.3.3	建告第355号	H24.7.30	市告第73号	
西予	西予市	三瓶臨港地区	三瓶港	〃	2.40	H21.6.15	市告第33号	H22.4.7	市告第20号	
宇和島	宇和島市	宇和島臨港地区	宇和島港	重要港湾	34.80	S40.3.24	建告第753号	R4.4.8	県告第397号	
		岩松臨港地区	岩松港	地方港湾	0.70	H24.9.13	市告第54号			
		吉田臨港地区	吉田港	〃	0.90	H24.9.13	市告第53号			
愛南	愛南町	御荘臨港地区	御荘港	地方港湾	5.00	H27.2.20	町告第7号			
合計	10市2町				2,551.41					

〃は市・港務局管理港湾

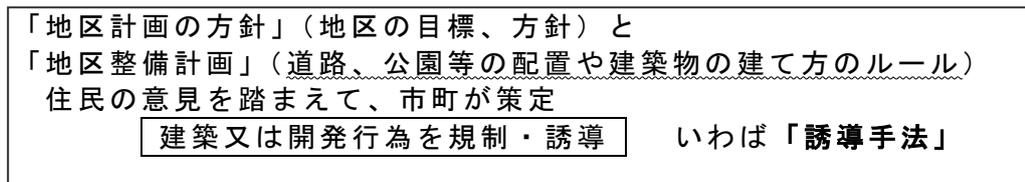
ケ 伝統的建造物群保存地区の決定状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	面積 (ha)	当初決定		最終変更		備考
				年月日	告示番号	年月日	告示番号	
内子	内子町	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区	3.5	S56.4.4	町告第1号			S57.4.17重要伝統的建造物群保存地区として文部大臣選定
西予	西予市	西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区	4.9	H21.6.15	市告第32号	H22.4.7	市告第21号	H21.12.8重要伝統的建造物群保存地区として文部科学大臣選定
宇和島	宇和島市	宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区	10.6	R5.10.5	市告第70号			R5.12.15重要伝統的建造物群保存地区として文部科学大臣選定
合計	2市1町		19					

(4) 地区計画等 《法第12条の4》

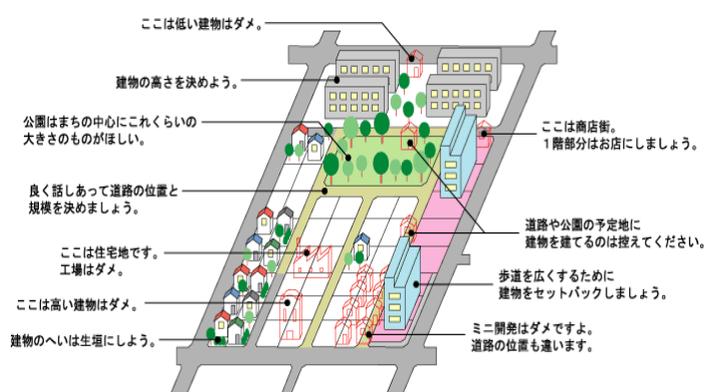
ア 地区計画とは



道路、公園等の地区施設を定め、地区を計画的にコントロール(市街化区域編入時に策定する場合が多い)

用途、容積率、建蔽率、高さ、敷地規模、セットバック、デザイン、生垣化など、建築物に関する事項を定め、地区を計画的にコントロール

○地区計画は、地区単位で作る計画で、地区独自のまちづくりのルールとなり、町丁や街区、あるいは共通した特徴を持っている場所を範囲とする「地区」を単位として、道路や公園等の配置や、建築物等の用途、形態等に関する事項を一体的に定める計画である。



地区計画のイメージ

○地区計画は、次に該当する土地の区域について定めるものとする。

- ・用途地域が定められている土地の区域
- ・用地地域が定められていない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの
  - (i) 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域
  - (ii) 建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの
  - (iii) 健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域

平成4年に、「市街化調整区域における地区計画制度」が創設され、平成10年の法改正により、策定対象区域が拡大し、開発許可(法34条10号)の対象となる。

## イ 地区計画等の種類

地区計画	地区レベルでのまちづくりの要請に応え、建築物の用途や形態、道路、公園等を地区の特性に応じてきめ細かに定め、良好なまちづくりを進める。
防災街区整備 地区計画	密集市街地の区域内において、火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図る。
沿道地区計画	道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生じる障害の防止と適性かつ合理的な土地利用の促進を図る。
集落地区計画	集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を図ることが必要とされる区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図る。
歴史的風致 維持向上 地区計画	地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品等の物品の販売を主たる目的とする店舗等の建築物等のうち歴史的風致の維持及び向上のため整備をすべき用途の建築物等の整備に関し、都市計画における用途地域による用途制限等の緩和を認める新たな地区計画制度。

※地区計画等については、都市計画に、地区計画等の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、区域の面積その他政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

## ウ 地区計画で定めることができる内容（都市計画法第12条の5）

策定内容（例）		市町村の条例により 制限できるもの※1	備考
名称（〇〇地区計画）			
位置（〇〇市〇〇町〇〇丁目）			
面積（約〇〇ha）			
地区計画の目標			
区域の整備、開発及び保全に関する方針			
地区 整備 計画	地区施設の配置 及び規模	街区内の居住者等の利用に供される道路、公園、緑地等	
		街区における防災上必要な機能を確保するための避難施設、避難路、雨水貯留浸透施設	※2
	建築物等の整備 に関する計画	建築物等の用途の制限	○
建築物の 容積率		最高限度	○（最低50%）
	最低限度	○	※3

地区整備計画	建築物等の整備に関する計画	建築物の建蔽率の最高限度		○（最低 30%）	
		建築物の敷地面積の最低限度		○	
		建築物の建築面積の最低限度		○	※ 3
		建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度		○	※ 2
		壁面の位置の制限		○	
		壁面後退区域における工作物の設置の制限			
		建築物等の高さ	最高限度	○ （最低 2 階相当）	
			最低限度	○	※ 3
		建築物の居室の床面の高さの最低限度		○	※ 2
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		○（屋根・外壁）・ ☆（地域の特色に資するもの）	
		建築物の緑化率の最低限度		◇（最高 25%）	
	垣又はさくの構造の制限		○（門・へいの高さ・形状・構造）		
	土地の利用に関する事項	現に存する樹林地、草地等の保全に関する事項			
		現に存する農地の保全（土地の形質変更制限）に関する事項		□	※ 4
土地の利用に関する事項					

※ 1 本表以外の制限や詳細については、以下の条文を参照のこと

○ 建築基準法施行令第 136 条の 2 の 5

☆ 景観法施行令第 25 条

◇ 都市緑地法施行令第 12 条

□ 都市計画法第 58 条の 3

※ 2 R3.5 特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正に伴う都市計画法改正による追加（R3.7 施行）

※ 3 市街化調整区域内の地区計画では定めることができない

※ 4 R2.6 都市再生特別措置法等の一部改正に伴う都市計画法改正による追加（R2.9 施行）

地区計画決定状況（令和6年4月1日現在）

番号	都市計画区域名	都市名	種類・名称	位置	面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	目的等
1	松山広域	松山市	衣山地区地区計画	松山市衣山五丁目、朝日ヶ丘一丁目・二丁目	13.2	S63.5.24	市告第59号	R1.8.30	市告第368号	市街化編入
2	松山広域	松山市	西垣生地区地区計画	松山市西垣生町、東垣生町	26.0	S63.5.24	市告第59号	H16.7.12	市告第166号	市街化編入
3	松山広域	松山市	来住地区地区計画（国道11号北）	松山市来住町、南久米町	11.0	S63.5.24	市告第59号			市街化編入
4	松山広域	松山市	南久米地区地区計画	松山市南久米町	1.9	S63.5.24	市告第59号			市街化編入
5	松山広域	松山市	来住地区地区計画（小野川南）	松山市来住町、今在家町	31.1	S63.5.24	市告第59号			市街化編入
6	松山広域	松山市	森松地区地区計画	松山市森松町	32.1	S63.5.24	市告第59号			市街化編入
7	松山広域	松山市	安城寺地区地区計画	松山市安城寺町	4.8	S63.5.24	市告第59号			市街化編入
8	松山広域	松山市	余戸地区地区計画	松山市余戸西一丁目、余戸南五丁目	10.2	H12.3.21	市告第47号			市街化編入
9	松山広域	松山市	平井地区地区計画	松山市平井町	0.9	H12.3.21	市告第47号			市街化編入
10	松山広域	松山市	南梅本地区地区計画	松山市南梅本町	2.1	H12.3.21	市告第47号			市街化編入
11	松山広域	松山市	東垣生地区地区計画	松山市東垣生町	41.9	H16.4.23	市告第105号			市街化編入 （建築条例有）
12	松山広域	松山市	大橋地区地区計画	松山市大橋町、南高井町の一部	1.6	H24.2.1	市告第35号			調整区域の有効利用
13	松山広域	松山市	南高井地区地区計画	松山市南高井	3.2	H28.1.8	市告第8号			調整区域の有効利用
14	松山広域	松山市	湊町三丁目C街区地区地区計画	松山市湊町三丁目の一部	1.1	H31.1.28	市告第35号			市街地再開発事業
15	松山広域	松山市	水泥地区地区計画	松山市水泥町の一部	5.7	R4.3.15	市告第56号			調整区域の有効利用
16	松山広域	松山市	下難波地区地区計画	松山市下難波（旧北条市）	3.5	H12.3.21	市告第17号			市街化編入
17	松山広域	伊予市	下三谷地区地区計画	伊予市下三谷、下吾川の一部	11.7	H29.4.28	市告第65号			市街化編入
18	松山広域	東温市	牛淵地区地区計画	東温市大字牛淵、字二本木、字横畑、字上橋、字砂子地及び字四反地の各一部（旧重信町）	7.2	H1.6.2	町告第13号	H12.6.1	町告第20号	市街化編入 （建築条例有）
19	松山広域	東温市	野田地区地区計画	東温市野田三丁目の一部（旧重信町）	7.8	H15.1.8	町告第3号			用途有効利用 （建築条例有）
20	松山広域	東温市	志津川地区地区計画	東温市志津川の一部	22.7	H24.8.24	市告第105号			土地区画整理事業 （建築条例有）
21	松山広域	東温市	野田南地区地区計画	東温市野田一丁目、二丁目、三丁目の各一部	6.3	H28.5.31	市告第110号			市街化編入
22	松山広域	東温市	見奈良東地区地区計画	東温市見奈良の一部	15.6	H28.5.31	市告第111号			市街化編入
23	松山広域	東温市	川内工業団地南地区地区計画	東温市南方の一部	9.9	H28.5.31	市告第112号			市街化編入
24	松山広域	東温市	田窪工業団地地区地区計画	東温市田窪の一部	8.3	H31.4.4	市告第35号	R3.5.12	市告第73号	調整区域の有効利用
25	松山広域	東温市	田窪第2工業団地地区地区計画	東温市田窪の一部	3.2	R4.3.16	市告第24号			調整区域の有効利用
26	松山広域	東温市	吉久工業団地地区地区計画	東温市吉久の一部	4.5	R5.10.6	市告第107号			調整区域の有効利用
27	松山広域	松前町	松前町庁舎東地区地区計画	伊予郡松前町大字筒井、東古泉の各一部	22.4	H19.3.23	町告第25号			市街化編入
28	松山広域	松前町	松前町永田地区地区計画	伊予郡松前町大字永田の一部	0.5	H25.9.12	町告第111号			調整区域の有効利用
29	今治広域	今治市	今治駅西地区地区計画	今治市中日吉町一丁目、北日吉町一丁目、北室菜町一丁目、北室菜町二丁目、北室菜町三丁目、常盤町四丁目、常盤町五丁目の各一部	14.9	H6.2.15	市告第34号			土地区画整理事業
30	今治広域	今治市	波止浜地区地区計画	今治市高部の一部	3.3	H12.5.12	市告第76号			市街化編入
31	今治広域	今治市	乃万地区地区計画	今治市野間、延喜、神宮地区の各一部	18.4	H12.5.12	市告第76号			市街化編入
32	今治広域	今治市	日高地区地区計画（小泉）	今治市小泉1丁目、2丁目、3丁目の各一部	14.1	H12.5.12	市告第76号			市街化編入
33	今治広域	今治市	日高地区地区計画（高橋）	今治市別名、高橋地区の各一部	36.7	H12.5.12	市告第76号			市街化編入
34	今治広域	今治市	立花地区地区計画	今治市八町西5丁目の一部	3.9	H12.5.12	市告第76号			市街化編入
35	今治広域	今治市	清水地区地区計画	今治市中寺の一部	1.5	H12.5.12	市告第76号			市街化編入
36	今治広域	今治市	鳥生地区地区計画（土橋）	今治市土橋町の一部	2.1	H12.5.12	市告第76号			市街化編入
37	今治広域	今治市	鳥生地区地区計画（東鳥生）	今治市東鳥生町3丁目、東鳥生町4丁目の各一部	12.7	H12.5.12	市告第76号			市街化編入
38	今治広域	今治市	今治新都市第1地区産業地地区計画	今治市矢田、別名、小泉1丁目の各一部	24.8	H18.10.25	市告第515号	H21.10.23	市告第388号	土地区画整理事業
39	今治広域	今治市	今治新都市第1地区センター地区地区計画	今治市矢田、高橋の各一部	20.1	H21.10.23	市告第388号			土地区画整理事業
40	今治広域	今治市	今治新都市第2地区住宅地地区計画	今治市高地町一丁目、阿方の各一部	16.3	H18.10.25	市告第515号			土地区画整理事業
41	今治広域	今治市	国道196号沿道地区（中寺宮ノ下）地区計画	今治市中寺の一部	1.5	H26.12.8	市告第478号			調整区域の有効利用
42	今治広域	今治市	国道196号沿道地区（中寺久信）地区計画	今治市中寺の一部	0.8	H27.12.18	市告第510号			調整区域の有効利用
43	今治広域	今治市	国道196号沿道地区（町谷重元）地区計画	今治市町谷、高市の各一部	1.1	R6.3.29	市告第113号			調整区域の有効利用
44	大洲	大洲市	大和（郷）地区地区計画	大洲市長浜町大字下須成の一部	4.2	H14.2.22	町告第10号	H21.1.13	市告第6号	土地区画整理事業 （建築条例有）
45	大洲	大洲市	上老松地区地区計画	大洲市長浜町上老松の一部	2.9	H20.1.17	市告第29号	H21.1.13	市告第6号	土地区画整理事業 （建築条例有）
46	宇和島	宇和島市	宮下地区地区計画	宇和島市宮下の一部	3.9	H7.7.17	市告第38号			用途有効利用
47	宇和島	宇和島市	中央町周辺地区地区計画	宇和島市新町一丁目及び中央町一丁目・二丁目地内	1.8	H7.7.17	市告第39号			用途有効利用
48	四国中央	四国中央市	西入野地区土居庁舎前地区地区計画	四国中央市土居町入野の一部	5.8	H24.7.20	市告第158号			用途有効利用
計					501.2					

## 7 都市施設

都市施設は、道路、公園、下水道など機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するために必要不可欠な施設であり、都市形成の骨格をなすものである。

都市施設に関する都市計画は、位置や構造などを定める計画であり、歴史的に最も古く重要な都市計画である。

都市計画として定めることのできる都市施設には次のものがあり、都市計画に定められると、都市計画法により建築制限が発生する。(都市計画法第 53 条・54 条)

交通施設	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等
公共空地	公園、緑地、広場、墓園等
供給施設又は処理施設	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等
河川、運河その他水路	
教育文化施設	学校、図書館、研究施設等
医療施設又は社会福祉施設	病院、保育所等
市場・と畜場又は火葬場	
一団地の住宅施設	一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設
一団地の官公庁施設	一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設
一団地の都市安全確保拠点施設	洪水・津波・高潮等の自然災害が発生した場合に避難が可能な施設で、かつ、保険医療や生活関連物資の配布といったサービスを提供するための公益的施設または公共施設
流通業務団地	
一団地の津波防災拠点市街地形成施設	
一団地の復興再生拠点市街地形成施設	
一団地の復興拠点市街地形成施設	
その他の施設	電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設

なお、上記のような施設は、必ずしも都市計画として定めなければ設置できないものではないが、ごみ焼却場、卸売市場等周囲の環境に影響を及ぼす恐れのある施設については、原則としてその位置を都市計画決定として定めることが義務づけられている。

### 都市計画事業と法的効果

施行者が国土交通大臣又は都道府県知事の都市計画事業認可を得て実施される都市計画施設の整備に関する事業を都市計画事業と言い、下記の法的効果が発生する。

- ・ 建築等の制限 (都市計画法第 65 条)
- ・ 有償譲渡の届出 (都市計画法第 67 条)
- ・ 土地の買取り請求 (都市計画法第 68 条)
- ・ 土地収用法の適用 (都市計画法第 69 条、同第 70 条)
- ・ 受益者負担金徴収が可能 (都市計画法第 75 条)
- ・ 都市計画税の課税が可能 (都市計画法第 85 条) 県内は八幡浜市と新居浜市の 2 市

※既に事業に必要な土地を取得しているため、新たに土地を収用する必要のないもの等については、都市計画事業として整備を行わないこともあり得るので、都市計画施設の整備は、全て都市計画事業として実施しなければならないというものではない。

(1)市町別都市施設の決定状況

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名		道路	交通広場	都市高速鉄道	駐車場	公園	緑地	広場	墓園	下水道		供給処理施設				河川	教育文化施設	社会福祉施設・医療施設	一団地の住宅施設	一団地の官公庁施設	防火水槽
区域名	都市名									公共下水道	都市下水路	ごみ焼却場	ごみ処理場	汚物処理場	市場						
松山広域	松山市	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○	○	○				○	
	伊予市	○	○	○		○				○											
	東温市	○				○	○			○						○					
	砥部町	○				○	○			○						○					
	松前町	○		○		○	○			○				○				○			
今治広域	今治市	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○			○			
菊間		○				○				○			○								
新居浜	新居浜市	○	○		○	○	○		○	○				○					○	○	
西条	西条市	○	○			○	○			○		○									
四国中央	四国中央市	○	○		○	○		○	○	○		○		○							
久万	久万高原町					○				○											
大洲	大洲市	○	○			○	○			○				○		○					
八幡浜	八幡浜市	○	○			○	○			○	○			○	○					○	
内子	内子町	○	○			○				○	○										
西予	西予市	○			○	○				○	○			○	○					○	
広見	鬼北町	○	○			○	○														
宇和島	宇和島市	○	○		○	○				○	○	○	○	○	○						
愛南	愛南町	○			○	○						○						○			

各都市施設の決定状況は次のページに掲載

道路	P48～68
交通広場	P69
都市高速鉄道	P70
駐車場	P71
公園	P86～101
緑地	P102～103
広場・墓園	P104
公共下水道	P107～110
都市下水路	P111～113
ごみ焼却場	P115

ごみ処理場	P116
汚物処理場	P116
市場	P117
火葬場	P117
河川	P119
教育文化施設	P120
社会福祉施設・医療施設	P120
一団地の住宅施設	P121
一団地の官公庁施設	P121
防火水槽	P121

(2) 交通施設

道 路	
<p>都市計画道路は、都市構造の骨格を形成し、人、自動車、自転車などのための円滑な交通の場を提供することにより、都市交通ネットワークの中で最も重要な役割を果たすとともに、上下水道、電気、ガス、地下鉄などの公共施設を収容し、震災、火災時において消防活動の場、防火溝、避難路となり、日照、通風、レクリエーションのための公共空間を提供するなど多目的な効用を発揮する都市の基盤的施設である。            (参考)都市計画道路の名称は、番号及び路線名とし、以下のように付されている。</p>	
<p>例 3・4・4 古川玉津橋線            (区分・規模・一連番号)</p>	
区分	1 自動車専用道路 3 幹線街路 7 区画街路 8 特殊街路(歩行者専用道、自転車専用道又は自転車歩行者道) 9 特殊街路(都市モノレール専用道) 10 特殊街路(路面電车道)
規模	1 幅員40m以上 2 幅員30m以上40m未満 3 幅員22m以上30m未満 4 幅員16m以上22m未満 5 幅員12m以上16m未満 6 幅員8m以上12m未満 7 幅員8m未満
一連番号	当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付す。
交通広場	
<p>交通広場は、鉄道と他の交通機関との結節点であり、駅前に集中する大量の交通を円滑に処理するとともに、交通機関相互の乗り継ぎの利便性を図るものである。周辺幹線街路と一体となって交通処理を行うものについては、道路の一部として計画決定している。他には、歩行者空間の確保を目的として単独で計画決定する交通広場がある。</p>	
都市高速鉄道	
<p>都市高速鉄道は、通勤、通学、業務活動、その他市民の日常生活において道路とともに主要な役割を果たす施設である。しかし、市街地における道路と鉄道の平面交差は、踏切事故や踏切遮断による交通渋滞を引き起こしているばかりでなく、鉄道により市街地が分断されていることは、地域の一体的な発展の障害となっている。このような状況を解消するためには、数多くの踏切を同時に除去して鉄道を連続的に立体化する連続立体交差事業が効果的である。</p>	
駐車場	
<p>駐車場は、他の交通機関との結節点として、また自動車交通の目的地におけるターミナルとしての役割を持ち、都市交通の円滑化及び都市機能の維持増進を図るため、都市交通体系の一環として設置する施設である。</p>	

① 連続立体交差事業等

**連続立体交差事業**

住宅、事務所、商店などが特に集積し、道路密度も高い中心市街地における道路と鉄道の平面交差は、交通渋滞や踏切事故の原因となり、都市活動に対して大きな障害となるだけでなく、鉄道が市街地を分断し、地域の一体的な発展を阻害する要因となっている。

連続立体交差事業は、そのような地上にある鉄道を都市高速鉄道として決定し、鉄道を高架化することにより多数の踏切を一挙に除去することで交通の円滑化と鉄道で分断されている市街地の均衡ある発展を図ることを目的とした都市計画事業であり、また、この事業はその効果を最大限に活用するために、土地区画整理事業等の面的整備事業と一体的に実施されることになる。

- 【県内の実施事業】**
- ・JR松山駅付近連続立体交差事業
  - ・今治駅付近連続立体交差事業

**限度額立体交差事業**

道路と鉄道との交差は、道路法第31条で立体交差を原則としており、その方式は一般的に道路をオーバー又はアンダーにする方法が採用されているが、鉄道を嵩上げすることにより事業費が低減される場合、あるいは道路をオーバー又はアンダーにすることが地形的、技術的に困難な場合、若しくは交差箇所周辺の土地利用上極めて好ましくない等の一定の条件が満たされた場合には、鉄道を嵩上げする方法が採用されている。ただし、補助の限度額は、道路をオーバー又はアンダーで整備する仮想の事業費となり、事業費の不足分については地方公共団体の単独費により補われることとなる。

- 【県内の実施事業】**
- ・松山駅前衣山線立体交差事業

(i) JR松山駅付近連続立体交差事業

事業概要	名称	松山広域都市計画都市高速鉄道 四国旅客鉄道(株)予讃線
都市計画	区間	松山市美沢二丁目～空港通一丁目
高架架設	延長	約2.4km
除却	踏切	8箇所
事業主	採択	愛媛県
補助	採択	平成13年度
調査	採択	平成16年度
準備	決定	平成20年2月5日
都市計画	認可	平成21年2月25日(当初)
都市計画	認可	平成30年3月9日(変更)
事業	締結	平成22年3月31日
期	間	平成20年度～令和6年度(事業認可期間※令和7年度まで延長予定)
事業費		約607億円
主要	事業	松山駅周辺土地区画整理事業
関連	事業	街路事業(松山駅西口南江戸線)等

四国最大の都市である松山市のJR松山駅周辺は、南北に走るJR予讃線と車両基地・貨物駅により市街地が分断され、踏切遮断による交通渋滞が発生し、地域住民の生活に支障を来している。また、鉄道による市街地分断により、駅周辺の一体的な発展が阻害され、新たな都市機能の集積を図る上で問題となっている。

このような中、愛媛県ではJR松山駅付近連続立体交差事業に取り組み、道路と鉄道を連続的に立体交差化することによって、交通環境の大幅な改善を図るとともに、周辺街路整備の実施や、松山市が行う土地区画整理事業と一体的に整備することで、県都の陸の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを目指している。

(ii)今治駅付近連続立体交差事業

事業名	概要	要称
今治広域都市計画都市高速鉄道四国旅客鉄道予讃本線 今治市蔵敷町二丁目～今治市石井町一丁目	今治市蔵敷町二丁目～今治市石井町一丁目	今治広域都市計画都市高速鉄道四国旅客鉄道予讃本線 今治市蔵敷町二丁目～今治市石井町一丁目
約2.6km	約2.6km	約2.6km
10箇所	10箇所	10箇所
愛媛県	愛媛県	愛媛県
昭和53年4月	昭和53年4月	昭和53年4月
昭和54年度	昭和54年度	昭和54年度
昭和58年5月	昭和58年5月	昭和58年5月
昭和58年5月12日(都市計画法第23条6項に対する回答)	昭和58年5月12日(都市計画法第23条6項に対する回答)	昭和58年5月12日(都市計画法第23条6項に対する回答)
昭和58年9月24日	昭和58年9月24日	昭和58年9月24日
昭和59年2月23日(当初)	昭和59年2月23日(当初)	昭和59年2月23日(当初)
平成元年2月20日(変更)	平成元年2月20日(変更)	平成元年2月20日(変更)
昭和59年3月6日	昭和59年3月6日	昭和59年3月6日
昭和60年8月30日	昭和60年8月30日	昭和60年8月30日
昭和60年12月14日	昭和60年12月14日	昭和60年12月14日
昭和62年2月25日	昭和62年2月25日	昭和62年2月25日
昭和62年11月12日	昭和62年11月12日	昭和62年11月12日
平成2年10月30日	平成2年10月30日	平成2年10月30日
平成2年10月30日	平成2年10月30日	平成2年10月30日
平成4年3月30日	平成4年3月30日	平成4年3月30日
昭和58年度～平成6年度(工事完成は平成3年度末)	昭和58年度～平成6年度(工事完成は平成3年度末)	昭和58年度～平成6年度(工事完成は平成3年度末)
約88億円	約88億円	約88億円
今治駅西地区土地区画整理事業(昭和62年度～平成10年度)	今治駅西地区土地区画整理事業(昭和62年度～平成10年度)	今治駅西地区土地区画整理事業(昭和62年度～平成10年度)

今治駅付近連続交差事業は、本県で初めて取り組んだ事業であり、昭和60年から工事に着手し、平成3年度末に完成した。

JR予讃線今治駅を中心に蔵敷町二丁目から石井町一丁目までの約2.6kmの鉄道を高架化して、この区間にある10箇所の踏切を除去し、新設箇所を含めて15箇所を立体交差したものである。



(iii)松山駅前衣山線立体交差事業

事業概要	事業区延踏主採	要間長切体択定	松山市衣山二丁目～松山市平和通六丁目 約1.6km(高架橋区間約1,010m、盛土区間約590m) 6箇所 建設省四国地方建設局松山工事事務所、愛媛県 平成元年度
都市計画決定	都市計画事業認可		平成3年3月29日 松山駅前衣山線 平成3年2月13日 萱町衣山線 平成3年8月15日 松山駅前衣山線、萱町衣山線(県施行区間) 平成3年9月3日 萱町衣山線(市施行区間)
基本協定及び施行協定の締結	仮線切替		平成3年11月21日
高架単線切替	高架複線切替		平成7年12月16日 平成9年10月25日 平成10年7月18日 平成10年10月31日
事業期間費			平成3年度～平成10年度 約88億円

松山駅前衣山線立体交差事業は、限度額立体交差事業として、平成元年度に事業採択され、平成10年度に完成した。都市計画道路松山駅前衣山線は、伊予鉄道高浜線と平面交差(踏切)しており、著しい交通渋滞を引き起こしていたため、古町駅付近から衣山駅付近までの約1.6kmの鉄道を高架化して、この区間にある6箇所の踏切を除去し、新設箇所を含めて8箇所を立体交差したものである。



ア 道路の決定状況

都市計画道路の現況（計画決定：令和6年3月31日、改良済：令和6年3月31日現在）

都市計画区域 区域名	都市名	計 画 決 定										改 良 済																
		合 計		自動車専用		幹線街路		区画街路		特殊街路		合 計			自動車専用			幹線街路			区画街路			特殊街路				
		路線数	延長(km)	路線数	延長(km)	路線数	延長(km)	路線数	延長(km)	路線数	延長(km)	路線数	延長(km)	改良率(%)	路線数	延長(km)	改良率(%)	路線数	延長(km)	改良率(%)	路線数	延長(km)	改良率(%)	路線数	延長(km)	改良率(%)		
松山広域	松山市	68	171.39	1	9.97	56	154.67	10	6.56	1	0.19			27	126.620	73.9	0	6.800	68.2	24	115.121	74.4	3	4.572	69.7	0	0.127	66.8
	伊予市	10	14.10	0	0.00	10	14.10	0	0.00	0	0.00			5	9.830	69.7	0	0.000	0.0	5	9.830	69.7	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	東温市	3	11.31	0	0.00	3	11.31	0	0.00	0	0.00			3	11.310	100.0	0	0.000	0.0	3	11.310	100.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	松前町	1	4.01	0	0.00	1	4.01	0	0.00	0	0.00			1	4.010	100.0	0	0.000	0.0	1	4.010	100.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	砥部町	1	5.03	0	0.00	1	5.03	0	0.00	0	0.00			1	5.030	100.0	0	0.000	0.0	1	5.030	100.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	(実路線)	79		1		67		10		1				33			0			30			3			0		
	計	83	205.84	1	9.97	71	189.12	10	6.56	1	0.19			37	156.800	76.2	0	6.800	68.2	34	145.301	76.8	3	4.572	69.7	0	0.127	0.0
今治広域	今治市	70	110.47	1	11.55	51	90.79	16	7.05	2	1.08			43	88.213	79.9	0	8.877	76.9	28	72.586	79.9	14	6.030	85.5	1	0.720	66.7
	(実路線)	70		1		51		16		2				43			0			28			14		1			
	計	70	110.47	1	11.55	51	90.79	16	7.05	2	1.08			43	88.213	79.9	0	8.877	76.9	28	72.586	79.9	14	6.030	85.5	1	0.720	66.7
菊間	今治市	1	0.30	0	0.00	0	0.00	1	0.30	0	0.00			1	0.300	100.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0	1	0.300	100.0	0	0.000	0.0
	(実路線)	1		0		0		1		0				1			0			0			1		0			
新居浜	新居浜市	24	92.51	0	0.00	22	79.83	0	0.00	2	12.68			6	62.119	67.1	0	0.000	0.0	6	56.381	70.6	0	0.000	0.0	0	5.738	45.3
	(実路線)	24		0		22		0		2				6			0			6			0		0			
西条	西条市	29	99.07	1	11.37	26	87.47	0	0.00	2	0.23			11	61.910	62.5	1	11.370	100.0	8	50.310	57.5	0	0.000	0.0	2	0.230	100.0
	(実路線)	29		1		26		0		2				11			1			8			0		2			
四国中央	旧川之江市	9	19.35	0	0.00	9	19.35	0	0.00	0	0.00			1	8.335	43.1	0	0.000	0.0	1	8.335	43.1	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	旧伊予三島市	14	25.73	0	0.00	14	25.73	0	0.00	0	0.00			9	13.615	52.9	0	0.000	0.0	9	13.615	52.9	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	(実路線)	23		0		23		0		0				10			0			10			0		0			
	計	23	45.08	0	0.00	23	45.08	0	0.00	0	0.00			10	21.950	48.7	0	0.000	0.0	10	21.950	48.7	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
大洲	大洲市	9	13.46	1	6.33	8	7.13	0	0.00	0	0.00			6	11.888	88.3	1	6.330	100.0	5	5.558	78	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	旧長浜町	2	0.37	0	0.00	2	0.37	0	0.00	0	0.00			2	0.370	100.0	0	0.000	0.0	2	0.370	100.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	(実路線)	11		1		10		0		0				8			1			6			0		0			
	計	11	13.83	1	6.33	10	7.50	0	0.00	0	0.00			8	12.258	88.6	1	6.330	100.0	7	5.928	79	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
内子	内子町	4	4.10	0	0.00	4	4.10	0	0.00	0	0.00			1	1.530	37.3	0	0.000	0.0	1	1.530	37.3	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	(実路線)	4		0		4		0		0				1			0			1			0		0			
八幡浜	八幡浜市	11	12.13	1	0.99	10	11.14	0	0.00	0	0.00			4	5.720	47.2	1	0.990	100.0	3	4.730	42.5	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	旧保内町	4	6.29	1	1.90	3	4.39	0	0.00	0	0.00			2	3.350	53.3	1	1.900	100.0	1	1.450	33.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	(実路線)	14		1		13		0		0				5			1			4			0		0			
	計	15	18.42	2	2.89	13	15.53	0	0.00	0	0.00			6	9.070	49.2	2	2.890	100.0	4	6.180	39.8	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
西予	旧三瓶町	5	6.12	0	0.00	4	4.82	1	1.30	0	0.00			4	5.200	85.0	0	0.000	0.0	3	3.900	80.9	1	1.300	100.0	0	0.000	0.0
	旧宇和町	12	14.69	1	5.74	5	5.36	6	3.59	0	0.00			6	12.635	86.0	1	5.740	100.0	3	4.955	92.4	2	1.940	54.0	0	0.000	0.0
	旧野村町	3	2.95	0	0.00	2	2.48	1	0.47	0	0.00			2	2.680	90.8	0	0.000	0.0	1	2.210	89.1	1	0.470	100.0	0	0.000	0.0
	(実路線)	20		1		11		8		0				12			1			7			4		0			
	計	20	23.76	1	5.74	11	12.66	8	5.36	0	0.00			12	20.515	86.3	1	5.740	100.0	7	11.065	87.4	4	3.710	69.2	0	0.000	0.0
広見	鬼北町	2	1.02	0	0.00	1	0.72	1	0.30	0	0.00			0	0.000	0.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	(実路線)	2		0		1		1		0				0			0			0			0		0			
宇和島	宇和島市	45	61.85	3	24.70	29	32.28	12	4.27	1	0.60			30	49.755	80.4	3	24.700	100.0	16	20.723	64.2	10	3.732	87.4	1	0.600	100.0
	(実路線)	45		3		29		12		1				30			3			16			10		1			
愛南	愛南町	3	20.80	1	19.68	2	1.12	0	0.00	0	0.00			0	0.000	0.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0	0	0.000	0.0
	(実路線)	3		1		2		0		0				0			0			0			0		0			
計	(実路線)	325		10		259		48		8				160			7			116			32		4			
	合 計	330	697.05	11	92.23	263	566.20	48	23.84	8	14.78			165	484.420	69.5	8	66.707	72.3	121	391.954	69.2	32	18.344	76.9	4	7.415	50.2

※1 改良済路線数は改良率100%の路線(暫定供用を含む)をカウント

※2 旧宇和町、宇和島市、愛南町は都市計画区域外を含む

路線番号	区分	規模番号	街路名称	計画		決定		決定		R6.3.31 改良済延長	道路名	
				起 点	終 点	幅員(m)	溝線数	延長(m)	決定年月日			告示番号
1	4	1	自動車専用 松山外環状線	松山市来住町	松山市北吉田町	20	4	9,970	H3.3.29(決) H15.9.12(変) H20.3.31(変) H29.10.13(変)	県告第 634号 県告第 1806号 県告第 538号 県告第 1108号	6,800	(国)33号 (国)56号
			なお、 松山市来住町地内に出入口、各1箇所を設ける。 松山市北土居二丁目出入口、各1箇所を設ける。 松山市北井門二丁目地内に出入口、各2箇所を設ける。 松山市井門町地内に出入口、各1箇所を設ける。 松山市市坪南三丁目地内に出入口、各1箇所を設ける。 松山市余戸南二丁目地内に出入口、各1箇所を設ける。 松山市余戸南三丁目地内に入口、1箇所を設ける。 松山市余戸南四丁目地内に出口、1箇所を設ける。 松山市南吉田町地内に出入口、各2箇所を設ける。 松山市南吉田町地内に出入口、各1箇所を設ける。 松山市北井門二丁目地内にジャンクションを設ける。									
3	1	0	花園町線	松山市南堀端町	松山市湊町五丁目	40		310	S9.7.30(決) S21.7.6(変) S40.8.26(変) H3.3.29(名)	内告第 391号 戦告第 51号 建告第2,468号 県告第 645号	310	(市)花園町線
			なお、 終点付近に約10,420㎡の広場を設ける。									
3	2	0	平田町下難波線	松山市平田町	松山市下難波字御領田	30		12,270	S51.2.13(決) S56.9.4(変) S58.9.24(変)	県告第 158号 県告第1,093号 県告第1,216号	12,270	(国)196号
			ただし、 松山市堀江町	松山市小川	10.75*2 14~50		880 11,390					
3	2	3	来住余戸線	松山市来住町	松山市余戸南二丁目	19.5+19.5	2	6,780	H3.3.29(決) H15.9.12(変) H29.10.13(変)	県告第 635号 県告第1,805号 県告第 1109号	5,218	(国)33号 (市)石井392号線 (市)石井393号線 (市)久米241号線
			ただし、 松山市古川南三丁目 松山市市坪西町	松山市古川西三丁目 松山市市坪西町	27.5~39 26.5~49							
3	2	4	大手町通線	松山市大手町二丁目	松山市大手町一丁目	36	4	580	S9.7.30(決) S21.7.6(変) S40.8.26(変) H3.3.29(名) H20.2.5(変)	内告第 391号 戦告第 51号 建告第2,468号 県告第 645号 県告第 147号	540	(主)松山港線
			なお、 終点付近に約15,500㎡の広場を設ける。									
3	2	5	中央循環線	松山市一番町四丁目	松山市一番町四丁目	30		4,590	S9.7.30(決) S18.6.2(変) S21.7.6(変) S40.8.26(変) H3.3.29(名)	内告第 391号 内告第 422号 戦告第 51号 建告第2,468号 県告第 645号	4,590	(国)11号 (国)56号 (国)196号 (市)中央環状線 (主)松山北条線
			(松山7,730m 東温9,730m)									
3	3	7	藤原千足線	松山市藤原二丁目	砥部町千足	24	4	11,180	S9.7.30(決) S21.7.6(変) S40.8.26(変) S43.3.15(変) S48.8.7(変) H3.3.29(名) H25.3.12(変)	内告第 391号 戦告第 51号 建告第2,468号 建告第 327号 県告第 760号 県告第1,094号 県告第 645号 県告第 214号	9,160	(国)33号 (市)駅前地天山線 (市)雄那99号線
			(松山6,150m 砥部5,030m)									
3	3	8	南堀端町市場線	松山市南堀端町	伊予市市場字打田	24	4	13,650	S21.7.6(決) S36.12.18(変) S40.8.26(変) S43.3.15(変) S44.5.20(変) S48.8.7(変) S57.9.7(変) H3.3.29(名) H3.12.10(変) H27.9.25(変)	戦告第 51号 建告第2,813号 建告第2,468号 建告第 327号 建告第2,371号 県告第 760号 県告第1,170号 県告第 645号 県告第1,722号 県告第1,168号	13,650	(国)56号
			ただし 伊予市下吾川字馬塚	伊予市市場字打田	30		3,650					
			(松山5,130m 伊予4,510m 松前4,010m)									
3	3	9	千舟町空港線	松山市千舟町一丁目	松山市南吉田町	28	4	6,840	S21.7.6(決) S40.8.26(変) S51.4.13(変) H2.3.30(変) H3.3.29(変) H20.2.5(変)	戦告第 51号 建告第2,468号 県告第 416号 県告第 563号 県告第 642号 県告第 148号	6,840	(市)千舟町高岡線 (主)松山空港線
			(松山5,130m 伊予4,510m 松前4,010m)									
3	3	10	松山駅前衣山線	松山市宮田町	松山市中央一丁目	27		1,460	S9.7.30(決) S21.7.6(変) S40.8.26(変) H3.3.29(変)	内告第 391号 戦告第 51号 建告第2,468号 県告第 643号	1,460	(主)松山港線
			ただし、 起点	松山市宮田町	30		180					

路線番号	区分	規模	番号	街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31 改良済延長	道路名
					起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日		
3	3	11	三津北吉田線	松山市三津一丁目 ただし、 起点 松山市北吉田町	松山市北吉田町	25	2	3,900	S21. 7. 6(決) S34. 7. 16(変) S40. 8. 26(変) H3. 3. 29(名) H6. 12. 27(変) H20. 3. 31(変)	戦告第 51号 建造第1,290号 建造第2,468号 県告第 645号 県告第1,446号 県告第 539号	1,309	(国) 4 3 7号 (主) 伊予松山港線
3	3	12	松山環状線	松山市岩崎町二丁目 ただし、 松山市天山町 松山市和泉町	松山市平田町	28		12,940	S40. 8. 26(決) S43. 3. 15(変) S45. 10. 20(変) S56. 9. 4(変) H3. 3. 29(変)	建造第2,468号 建造第 327号 県告第 990号 県告第1,095号 県告第 644号	12,940	(市) 松山環状線 (国) 3 3号 (市) 松山環状線 (国) 1 9 6号
3	2	13	東一万道後線	松山市東一万町	松山市道後町一丁目	30	4	1,080	S9. 7. 30(決) S21. 7. 6(変) S40. 8. 26(変) S44. 3. 31(変) H3. 3. 29(変) H11. 11. 5(変)	内告第 391号 戦告第 51号 建造第2,468号 建造第 991号 県告第 636号 県告第1,329号	1,080	(主) 松山北条線 (一) 道後公園線
3	4	14	桑原今在家線	松山市桑原三丁目	松山市今在家町	20	2	3,570	H3. 3. 29(決) H25. 2. 1(変)	県告第 637号 市告第 48号	0	
3	4	15	勝山町湯渡線	松山市勝山町二丁目	松山市持田町一丁目	18	2	830	S9. 7. 30(決) S18. 6. 2(変) S21. 7. 6(変) S40. 8. 26(変) H3. 3. 29(名) H25. 3. 12(変)	内告第 391号 内告第 422号 戦告第 51号 建造第2,468号 県告第 645号 県告第 205号	580	(国) 3 1 7号
3	4	16	樽味溝辺線	松山市枝松一丁目	松山市溝辺町	16	2	2,000	S40. 8. 26(決) H3. 3. 29(名) H11. 11. 5(変)	建造第2,468号 県告第 645号 県告第1,329号	2,000	(主) 松山東部環状線 (市) 樽味溝辺線
3	4	17	中村桑原線	松山市中村二丁目	松山市桑原三丁目	18	2	1,550	S40. 8. 26(決) H3. 3. 29(名) H25. 2. 1(変)	建造第2,468号 県告第 645号 市告第 48号	1,435	(市) 素鷲1 6 8号 (市) 素鷲1 6 5号 (市) 桑原1 8 4号
3	4	18	朝生田北井門線	松山市朝生田町	松山市北井門町	20	2	2,100	H3. 3. 29(決) H25. 2. 1(変)	県告第 638号 市告第 48号	0	
3	4	19	立花朝生田線	松山市立花五丁目	松山市朝生田町				S40. 8. 26(決) S43. 3. 15(変) S59. 9. 14(変) H25. 2. 1(廃)	建造第2,468号 建造第 327号 県告第1,145号 市告第 48号	0	廃止
3	4	20	南堀端千舟町線	松山市南堀端町	松山市千舟町五丁目	20		250	S9. 7. 30(決) S21. 7. 6(変) S40. 8. 26(変) H3. 3. 29(名)	内告第 391号 戦告第 51号 建造第2,468号 県告第 645号	250	(市) 市役所前天山線
3	4	21	土居田古川線	松山市土居田町	松山市古川西三丁目	20	2	1,670	H3. 3. 29(決) H25. 2. 1(変)	県告第 639号 市告第 48号	0	
3	4	22	松山駅前竹原線	松山市大手町二丁目	松山市竹原二丁目	20	4	950	S21. 7. 6(決) S40. 8. 26(変) H3. 3. 29(名) H20. 2. 5(変)	戦告第 51号 建造第2,468号 県告第 645号 県告第 149号	950	(市) 松山駅前竹原線
3	4	23	南江戸空港通線	松山市南江戸五丁目	松山市空港通一丁目				S40. 8. 26(決) H3. 3. 29(名) H25. 2. 1(廃)	建造第2,468号 県告第 645号 市告第 48号	0	廃止
3	2	24	松山駅西口南 江戸線	松山市南江戸一丁目	松山市南江戸五丁目	34	4	480	S40. 8. 26(決) H3. 3. 29(名) H20. 2. 5(変)	建造第2,468号 県告第 645号 県告第 150号	378	
3	4	25	中央山越線	松山中央一丁目	松山市山越四丁目	16		970	S49. 7. 5(決) H3. 3. 29(名)	県告第 955号 県告第 645号	970	(市) 中央山越線
3	4	26	山越問屋町線	松山市山越四丁目	松山問屋町	16	2	820	S49. 7. 5(決) H3. 3. 29(名) H25. 2. 1(変)	県告第 955号 県告第 645号 市告第 48号	190	(市) 山越久万ノ台線 (市) 清水1 7号
3	4	27	馬木安城寺線	松山市馬木町	松山市安城寺町	20	2	2,090	H12. 3. 21(決)	市告第 45号	720	(市) 北部南北2号線
3	4	29	平田勝岡線	松山市平田町	松山市勝岡町	16	2	3,430	S59. 4. 24(決) H12. 3. 21(変)	県告第 577号 県告第 486号	2,732	(一) 平田北条線 (主) 松山港内宮線
3	4	30	北久米和泉線	松山市北久米町	松山市和泉南六丁目	16	2	3,060	H3. 3. 29(決) H25. 3. 12(変)	県告第 640号 県告第 206号	1,647	(市) 石井2 7 2号 他5路線
3	4	34	高浜高岡線	松山市高浜町六丁目	松山市高岡町	20	2	7,460	S21. 7. 6(決) S40. 8. 26(変) H元. 4. 28(変) H5. 3. 30(変) H25. 3. 12(変)	戦告第 51号 建造第2,468号 県告第 754号 県告第 499号 県告第 207号	4,250	(主) 松山港線 (市) 梅津寺高岡線
3	4	35	千舟町古川線	松山市千舟町五丁目	松山市古川南三丁目	20		3,820	S43. 3. 15(決) S51. 4. 6(変) S59. 9. 14(変) H3. 3. 29(変)	建造第 327号 市告第 68号 県告第1,146号 県告第 641号	3,820	(市) 千舟町古川線 (一) 松山停車場線 (市) 石井252号他1路線
3	5	36	文京町中村橋線	松山市道後樋又	松山市北立花町	12		1,950	S9. 7. 30(決) S21. 7. 6(変) S40. 8. 26(変) H3. 3. 29(名)	内告第 391号 戦告第 51号 建造第2,468号 市告第 36号	1,950	(市) 崩屋町護国神社前線 (市) 崩屋町中村橋線
3	5	37	大街道河原町線	松山市大街道三丁目 ただし、 起点	松山市河原町	15		1,410	S9. 7. 30(決) S21. 7. 6(変) S40. 8. 26(変) H3. 3. 29(名)	内告第 391号 戦告第 51号 建造第2,468号 市告第 36号	1,410	(市) 一番町東雲線 (市) 一番町立花線 (市) 市役所前天山線
3	5	38	裁判所前柳井町 線	松山市一番町三丁目 ただし、 松山市柳井町二丁目	松山市柳井町二丁目	15		990	S21. 7. 6(決) S40. 8. 26(変) H3. 3. 29(名)	戦告第 51号 建造第2,468号 市告第 36号	990	(市) 裁判所前柳井町線
3	5	39	二番町線	松山市一番町四丁目	松山市勝山町一丁目	12		930	S21. 7. 6(決) S40. 8. 26(変) H3. 3. 29(名)	戦告第 51号 建造第2,468号 市告第 36号	930	(市) 二番町線

路線番号		街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31	道路名		
区分	規模		起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日	告示番号		改良済延長	
3	5	40	三番町線	松山市築山町	松山市南江戸一丁目	15	2	2,550	S9.7.30(決) S21.7.6(変) S40.8.26(変) H3.3.29(名) H20.2.5(変)	内告第391号 戦告第51号 建告第2,468号 市告第36号 市告第30号	2,477	(市)三番町線
3	5	41	持田町室町線	松山市此花町	松山市室町一丁目	12	2	2,190	S9.7.30(決) S11.5.19(変) S18.6.2(変)	内告第391号 内告第322号 内告第422号	370	(市)八坂1号線 (一)松山川内線
			ただし、 起点	松山市新立町一丁目	20		450	S21.7.6(変) S40.8.26(変) H25.3.12(変)	戦告第51号 建告第2,468号 県告第215号			
3	4	42	中之川通線	松山市築山町	松山市生石町	18	2	3,350	S9.7.30(決) S18.6.2(変) S21.7.6(変)	内告第391号 内告第422号 戦告第51号	2,098	(市)中之川通線 (市)新玉49号線
			ただし、 起点	松山市末広町	35		1,370	S40.8.26(変) S48.8.6(変) H3.3.29(名) H20.2.5(変)	建告第2,468号 市告第339号 市告第36号 市告第30号			
3	5	43	本町南吉田線	松山市本町四丁目	松山市南吉田町	15	2	6,460	S9.7.30(決) S21.7.6(変)	内告第391号 戦告第51号	6,030	(市)本町朝美線 (市)小栗鷹場線 (主)松山空港線
			ただし、 起点	松山市平和通六丁目	30		240	S40.8.26(変)	建告第2,468号			
				松山市平和通六丁目	松山市竹原二丁目	12		2,120	H3.3.29(名)	県告第645号		
				松山市竹原二丁目	松山市空港通一丁目	17		240	H25.3.12(変)	県告第208号		
3	5	44	本町宝塔寺線	松山市本町二丁目	松山市朝美一丁目	12	2	1,200	S21.7.6(決) S40.8.26(変)	戦告第51号 建告第2,468号	777	(市)本町宝塔寺線 (市)味酒65号線 (市)味酒9号線
3	5	45	本町鴨川線	松山市本町四丁目	松山市鴨川二丁目	12		2,930	S9.7.30(決) S21.7.6(変)	内告第391号 戦告第51号	960	(国)196号
			ただし、 起点	松山市本町七丁目	30		960	S40.8.26(変) H3.3.29(名)	建告第2,468号 県告第645号			
3	5	46	平和通高砂町線	松山市平和通五丁目	松山市高砂町三丁目	12		520	S9.7.30(決) S21.7.6(変)	内告第391号 戦告第51号	520	(市)堀之内山越線
									S40.8.26(変)	建告第2,468号		
									H3.3.29(名)	市告第36号		
3	5	47	平和通清水町線	松山市平和通四丁目	松山市清水町二丁目	12	2	410	S9.7.30(決) S21.7.6(変)	内告第391号 戦告第51号	410	(市)清水町線
									S40.8.26(変)	建告第2,468号		
									H3.3.29(名)	市告第36号		
									H25.2.1(変)	市告第48号		
3	5	48	道後松山港線	松山市道後緑台	松山市須賀町	15	4	6,380	S9.7.30(決) S11.5.19(変)	内告第391号 内告第322号	4,710	(市)大可賀道後松山港線 (一)六軒屋石手線 (主)松山港線 (国)437号
			ただし、	松山市久万ノ台	20~20.8		1,440	S21.7.6(変)	戦告第51号			
				松山市本町六丁目	松山市久万ノ台	18~18.8		430	S34.7.16(変)	建告第1,290号		
				松山市久万ノ台	松山市古三津二丁目	14~14.8		1,220	S36.7.21(変)	建告第1,518号		
				松山市古三津二丁目	松山市古三津五丁目	20		130	S40.8.26(変)	建告第2,468号		
				松山市古三津五丁目	松山市古三津六丁目	20~26		470	H3.3.29(名)	県告第645号		
				松山市古三津六丁目	松山市古三津六丁目	20		130	H5.3.30(変)	県告第500号		
				松山市古三津六丁目	終点	30		590	H25.3.12(変)	県告第209号		
3	4	49	道後祝谷線	松山市道後町二丁目	松山市祝谷四丁目	16		1,400	S9.7.30(決) S21.7.6(変)	内告第391号 戦告第51号	1,400	(主)松山北条線
									S40.8.26(変)	建告第2,468号		
									H3.3.29(名)	県告第645号		
									H6.9.6(変)	県告第1,032号		
3	5	50	山西町線	松山市山西町	松山市山西町	12	2	350	S19.6.24(決) S21.7.6(変)	内告第381号 戦告第51号	0	(一)砥部伊予松山線 (市)宮前118号線
									S40.8.26(変)	建告第2,468号		
									H3.3.29(名)	県告第645号		
									H25.3.12(変)	県告第210号		
3	5	51	碓川大可賀線	松山市碓川二丁目	松山市大可賀一丁目	12	2	1,650	S19.6.24(決) S21.7.6(変)	内告第381号 戦告第51号	0	(国)437号 (市)宮前118号線 (一)砥部伊予松山線
			ただし、 松山市山西町	終点	15		980	H3.3.29(名)	県告第645号			
									H25.3.12(変)	県告第211号		
3	5	52	三津浜駅松山港線	松山市会津町	松山市三津三丁目	12	2	1,490	S40.8.26(決) H3.3.29(名)	建告第2,468号 県告第645号	0	(一)三津浜停車場線 (国)437号
									H5.3.30(変)	県告第501号		
									H25.3.12(変)	県告第212号		
3	5	53	梅津寺石風呂線	松山市梅津寺町	松山市石風呂町				H元.4.28(決) H3.3.29(名)	市告第67号 市告第36号	0	廃止
									H25.2.1(廃)	市告第48号		
3	5	54	山越久万ノ台線	松山市山越五丁目	松山市久万ノ台	12	2	400	S49.5.28(決) H3.3.29(名)	市告第143号 市告第36号	400	(市)城北東西3号線 (市)久杖202号線
									H25.2.1(変)	市告第48号		
3	5	55	道後線	松山市道後湯之町	松山市道後塚	12	2	560	H11.11.5(決) H25.3.12(変)	県告第1,327号 県告第216号	560	(一)六軒屋石手線 (一)道後公園線
3	4	56	余戸北吉田線	松山市余戸南三丁目	松山市北吉田町	40	2	3,650	H20.3.31(決)	県告第540号	3,436	(一)久米垣生線
3	4	57	東野桑原線	松山市東野一丁目	松山市桑原三丁目	16	2	960	H11.11.5(決) H25.3.12(変)	県告第1,327号 県告第217号	0	(市)北部東西2号線
3	4	59	伊予和気駅馬木線	松山市和気町一丁目	松山市馬木町	20	2	470	H12.3.21(決)	市告第45号	225	
3	2	60	松山駅北東西線	松山市宮田町	松山市辻町	30	4	220	H20.2.5(決)	県告第151号	147	

路線番号		街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31	道路名	
区分	規模番号		起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日	告示番号		改良済延長
3	2	61 松山駅西南北線	松山市南江戸一丁目 なお、 終点付近に約3,400㎡の広場を設ける。	松山市辻町	30	4	510	H20.2.5(決)	県告第 152号	342	
3	3	66 中須賀夏目線	松山市菟木字六反地	松山市菟木字上堤				H3.3.29(決) H25.2.1(廃)	県告第 646号 市告第 48号	0	廃止
3	3	67 柳原府中線	松山市柳原	松山市府中	23	2	290	H3.3.29(決) H25.2.1(変)	県告第 647号 市告第 48号	0	(市) 柳原別府線
3	3	68 能見大山西線	松山市辻字能見	松山市辻字大山西				H3.3.29(決) H25.2.1(廃)	県告第 648号 市告第 48号	0	廃止
3	4	69 土手内中西外線	松山市土手内字大町	松山市中西外字末元	16	2	960	H3.3.29(決) H14.3.1(変)	県告第 649号 県告第 460号	960	(市) 北条中西線
3	4	70 早稲地宮ノ内線	松山市北条字早稲地	松山市北条字宮ノ内				H3.3.29(決) H25.2.1(廃)	県告第 650号 市告第 48号	0	廃止
3	4	71 河原下難波線	松山市粟井河原	松山市下難波	16	2	5,680	H3.3.29(決) H25.3.12(変)	県告第 651号 県告第 213号	550	(一) 湯山北条線
3	4	72 辻下難波線	松山市北条辻字上七反	松山市下難波字米泉				H3.3.29(決) H25.2.1(廃)	県告第 652号 市告第 48号	0	廃止
3	5	80 国鉄駅前港線	伊予市米湊字安広 ただし、 伊予市灘町字西 なお起点付近に約1,200㎡の広場を設ける。	伊予市灘町字西 終点	15 12		370 140	S29.12.21(決) S43.3.15(変) H3.3.29(名)	建告第1,640号 建告第 328号 県告第 645号	0	(一) 郡中港線
3	5	81 国鉄駅前三境線	伊予市米湊字安広	伊予市米湊字大角蔵	12		680	S29.12.21(決) S43.3.15(変) H3.3.29(名)	建告第1,640号 建告第 328号 県告第 645号	680	(国) 378号
3	5	82 内港稲荷線	伊予市灘町字西	伊予市稲荷字明見前	12		1,040	S29.12.21(決) S43.3.15(変) S48.10.23(変) S57.9.7(変) H2.8.30(変) H3.3.29(名)	建告第1,640号 建告第 328号 市告第32号の1 市告第 23号 市告第 19号 市告第 7号	1,040	(市) 内港稲荷線
3	5	83 南西原馬塚線	伊予市下吾川字南西原	伊予市下吾川字馬塚	12		670	S29.12.21(決) S36.12.18(変) S48.10.23(変) H3.3.29(名)	建告第1,640号 建告第2,813号 市告第32号の1 県告第 645号	670	(市) 南西原馬塚線 (主) 伊予松山港線 (国) 378号
3	5	84 新川馬塚線	伊予市下吾川字北西原 ただし 伊予市下吾川字馬塚	伊予市下吾川字鳥ノ木 伊予市下吾川字鳥ノ木	12 16		1,310 480	S29.12.21(決) S48.10.23(変) S54.2.24(変) H3.3.29(名)	建告第1,640号 市告第32号の1 市告第 2号 市告第 7号	480	(市) 馬塚北西原線 (市) 南西原鳥ノ木線 (主) 伊予川内線
3	6	85 内港新川線	伊予市灘町	伊予市下吾川	11	2	2,310	S29.12.21(決) H3.3.29(名) H27.9.25(変)	建告第1,640号 市告第 7号 市告第 119号	1,280	(市) 内港新川線
3	6	86 国鉄駅前馬塚線	伊予市米湊字安広 ただし、 3・5・83号との交差点	伊予市下吾川字馬塚 終点	11 8		1,730 490	S29.12.21(決) S36.12.18(変) H3.3.29(名)	建告第1,640号 建告第2,813号 県告第 645号	390	(国) 378号
3	6	87 築港吾川線	伊予市灘町	伊予市上吾川	11	2	700	S29.12.21(決) S36.12.18(変) H3.3.29(名) H27.9.25(変)	建告第1,640号 建告第2,813号 市告第 7号 市告第 119号	0	(市) 筑港吾川線
3	6	88 西町西野線	伊予市灘町	伊予市米湊	11	2	780	S29.12.21(決) S36.12.18(変) H3.3.29(名) H27.9.25(変)	建告第1,640号 建告第2,813号 市告第 7号 市告第 119号	780	(市) 西町谷山線
3	5	100 北野田東梅本線	東温市北野田字大地	東温市北野田字北野	12		410	H元.6.2(決) H3.3.29(名)	町告第 12号 町告第 6号	410	(市) 北野田東梅本線
3	5	101 平松上樋線	東温市北野田字平松	東温市牛淵字上樋	12		1,170	H元.6.2(決) H3.3.29(名)	町告第 12号 町告第 6号	1,170	(市) 平松上樋線
7	6	1 勝岡東西5号線	松山市勝岡町	松山市勝岡町	8		550	S61.10.17(決)	市告第 139号	550	(市) 勝岡東西7号線
7	6	2 勝岡南北2号線	松山市勝岡町	松山市勝岡町	8		420	S61.10.17(決)	市告第 139号	420	(市) 勝岡南北2号線 (市) 勝岡南北3号線
7	7	3 萱町衣山線	松山市萱町五丁目	松山市衣山一丁目	6		1,210	H3.2.13(決)	市告第 12号	1,210	(市) 萱町衣山線
7	7	4 松山駅北高架側道西線	松山市辻町	松山市朝美二丁目	6	1	800	H20.2.5(決)	市告第 30号	798	
7	7	5 松山駅南高架側道西線	松山市南江戸一丁目	松山市竹原三丁目	6	1	740	H20.2.5(決)	市告第 30号	646	
7	6	6 北条辻下難波線	松山市北条辻	松山市下難波	10	2	1,380	H25.2.1(変)	市告第 48号	736	(市) 北条鴻の坂線
7	7	7 松山駅北1号高架側道東線	松山市愛光町	松山市美沢一丁目	6	1	460	H29.1.30(決)	市告第 23号	171	
7	7	8 松山駅北2号高架側道東線	松山市辻町	松山市辻町	6	1	350	H29.1.30(決)	市告第 23号	19	
7	7	9 松山駅南1号高架側道東線	松山市南江戸一丁目	松山市竹原三丁目	6	1	300	H29.1.30(決)	市告第 23号	18	
7	7	10 松山駅南2号高架側道東線	松山市竹原三丁目	松山市竹原三丁目	6	1	350	H29.1.30(決)	市告第 23号	4	
8	3	1 松山駅広東西連絡線	松山市大手町二丁目	松山市南江戸一丁目	29		190	H20.2.5(決)	市告第 30号	127	
計		79路線					205,840			156,800	

路線番号	区分	規模	番号	街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31 改良済延長	道路名	
					起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日			告示番号
1	3	1		今治小松線	今治市小泉	今治市孫兵衛作	22		11,550	H 3. 12. 17(決) R 2. 3. 17(変)	県告第1,773号 県告第 240号	8,877	
				ただし、 今治市別名 今治市五十嵐 今治市新谷 今治市朝倉南 今治市長沢 なお、 今治市新谷地内に出口2箇所・入口2箇所を 設ける。 今治市長沢地内に出口1箇所・入口1箇所を 設ける。	今治市五十嵐 今治市新谷 今治市朝倉南 今治市長沢	21~22 22 21~22 11*2 10*2		1,920 910 4,440 710 360					
3	2	1		広小路線	今治市北宝来町 一丁目	今治市片原町 一丁目	36	4	1,140	S 21. 7. 6(決) S 29. 12. 21(変) S 38. 7. 2(変) S 58. 9. 24(名) H 24. 8. 28(変)	県告第 52号 建告第1,639号 建告第1,501号 県告第1,214号 県告第1,082号	1,140	(一) 今治停車場線 (主) 今治港線 (国) 3 1 7号
3	2	2		宅間長沢線	今治市宅間字高津和	今治市長沢字武反地	30		13,400	S 51. 2. 13(決) S 58. 9. 24(名) S 63. 1. 29(変)	県告第 159号 県告第1,214号 県告第 141号	13,400	(国) 1 9 6号
				ただし、 今治市小泉字実入 今治市長沢字松ノ木	今治市八町字八ツ目 今治市長沢字樋之前	26~60 25~32		600 530					
3	3	3		駅西大通り線	今治市常盤町五丁目	今治市北日吉町一丁目	25		600	S 21. 7. 6(決) S 58. 9. 24(名) S 61. 10. 24(変)	県告第 52号 県告第1,214号 県告第1,195号	600	(市) 日吉町線
3	3	4		宮脇片山線	今治市別宮町三丁目	今治市片山字山王上	25		2,330	S 21. 7. 6(決) S 50. 4. 30(変) S 58. 9. 24(変)	県告第 52号 県告第 437号 県告第1,213号	2,330	(主) 今治波方港線 (市) 宮脇片山線
				ただし、 起点	3-5-14号との交差点	18		420	S 63. 1. 29(変)	県告第 142号			
3	3	5		今治本町波止浜 高部線	今治市本町二丁目	今治市波止浜高部下	25		4,900	S 21. 7. 6(決) S 28. 3. 31(変) S 40. 8. 26(変) S 50. 4. 30(変)	県告第 52号 建告第1,093号 建告第2,460号 県告第 437号	3,130	(市) 本町大新田線 (国) 3 1 7号
				ただし 起点	3-5-8号との交差点	15		1,800	S 58. 9. 24(名)	県告第1,214号			
3	3	6		鳥生大浜八町線	今治市東鳥生町 二丁目	今治市八町東 三丁目	25	4	2,960	S 50. 4. 30(決) S 54. 8. 21(変) S 58. 9. 24(名) H 24. 8. 28(変)	県告第 437号 県告第1,049号 県告第1,214号 県告第1,083号	2,960	(市) 鳥生大浜八町線
3	3	7		大坪通土橋線	今治市蔵敷町二丁目	今治市北高下町四丁目	25		1,350	S 50. 4. 30(決) S 58. 9. 24(名) H 5. 12. 28(変)	県告第 437号 県告第1,214号 県告第1,582号	1,350	(市) 蔵敷唐子台線
3	5	8		今治近見線	今治市別宮町二丁目	今治市新田町五丁目	15		1,930	S 21. 7. 6(決) S 58. 9. 24(変)	県告第 52号 県告第1,215号	1,890	(国) 3 1 7号
				ただし、 起点	3-5-14号との交差点	25		820					
3	4	9		内港大通線	今治市中浜町一丁目	今治市天保山町一丁目	18		900	S 21. 7. 6(決) S 29. 12. 21(変)	県告第 52号 建告第1,639号	900	(市) 中浜町海岸通線
				ただし、 3-4-10号との交差点 3-5-31号との交差点	3-5-31号との交差点 終点	16 12		230 90	S 38. 7. 2(変) S 58. 9. 24(名)	建告第1,501号 県告第1,214号			
3	4	10		内港浜ノ窪線	今治市恵美須町三丁目	今治市喜田村字榎ヶ本 767番地1	18		2,980	S 21. 7. 6(決) S 29. 12. 21(変) S 40. 8. 26(変) S 58. 9. 24(名)	県告第 52号 建告第1,639号 建告第2,460号 県告第1,214号	2,980	(市) 内港喜田村線
3	4	11		今治喜田村線	今治市別宮町一丁目	今治市喜田村六丁目	18		3,500	S 21. 7. 6(決) S 38. 7. 2(変) S 58. 9. 24(名)	県告第 52号 建告第1,501号 県告第1,214号	1,270	(国) 3 1 7号 (主) 今治波方港線
				ただし、 起点	今治市旭町五丁目	25		1,220	H 3. 12. 17(変)	県告第1,771号			
3	4	12		今治駅天保山線	今治市北宝来町一丁目	今治市天保山町三丁目	20		2,100	S 21. 7. 6(決) S 58. 9. 24(名)	県告第 52号 県告第1,214号	2,100	(市) 今治駅天保山線
3	4	13		別宮本町線	今治市別宮町四丁目	今治市本町五丁目	18	2	490	S 21. 7. 6(決) S 58. 9. 24(名) H 24. 8. 28(変)	県告第 52号 県告第1,214号 市告第 356号	490	(市) 元町線
3	5	14		今治駅別宮橋線	今治市北宝来町一丁目	今治市別宮町五丁目	15	2	1,010	S 21. 7. 6(決) S 58. 9. 24(変) H 24. 8. 28(変)	県告第 52号 市告第 312号 市告第 356号	460	(市) 今治駅北浜町線
				ただし、 3-3-4号との交差点	3-5-44号との交差点	18		90					
3	5	15		第5前線	今治市泉川町二丁目	今治市北日吉町二丁目	15	2	930	S 21. 7. 6(決) S 58. 9. 24(名) H 24. 8. 28(変)	県告第 52号 市告第 311号 市告第 356号	0	(市) 泉川北日吉町線
3	4	17		中堀樋口前線	今治市内堀二丁目	今治市中堀四丁目	16		1,070	S 53. 8. 15(決) S 58. 9. 24(名) H 9. 2. 4(変)	県告第 893号 県告第1,214号 県告第 167号	1,070	(主) 大西波止浜港線
3	4	18		波止浜中道線	今治市地堀五丁目	今治市波方町郷	16	2	940	S 53. 8. 15(決) S 58. 9. 24(名) H 9. 2. 4(変) H 24. 8. 28(変)	県告第 893号 県告第1,214号 県告第 168号 県告第1,084号	0	(主) 今治波方港線
3	5	19		臨港線	今治市蔵敷町二丁目	今治市東門町二丁目	15		1,550	S 53. 4. 4(決) S 58. 9. 24(名)	市告第 86号 市告第 311号	1,250	(市) 臨港線
3	5	20		広小路竹屋町線	今治市共栄町二丁目	今治市大正町五丁目	12	2	700	S 21. 7. 6(決) S 29. 3. 31(変) S 58. 9. 24(名) H 24. 8. 28(変)	県告第 52号 建告第1,057号 市告第 311号 市告第 356号	545	(市) 広小路大新田線
3	5	21		一番町線	今治市共栄町一丁目	今治市黄金町一丁目	12		360	S 21. 7. 6(決) S 58. 9. 24(名)	県告第 52号 市告第 311号	360	(市) 住江町線

路線番号		街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)					R6.3.31 改良済延長	道路名		
区分	規模 番号		起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)			決定年月日	告示番号
3	5	22 広小路新町線	今治市本町一丁目	今治市常盤町二丁目	12		90	S21. 7. 6(決) S58. 9.24(名)	戦告第 52号 市告第 311号	90	(市) 本町大新田線
3	5	23 常盤町線	今治市常盤町三丁目	今治市常盤町一丁目	12		560	S21. 7. 6(決) S58. 9.24(名)	戦告第 52号 市告第 311号	560	(市) 常盤新町線
3	5	24 弥生通線	今治市旭町一丁目	今治市恵美須町一丁目	12		570	S21. 7. 6(決) S58. 9.24(名)	戦告第 52号 市告第 311号	570	(市) 弥生通線
3	5	25 泉川通線	今治市通町三丁目	今治市泉川町二丁目	12	2	1,550	S21. 7. 6(決) S29.12.21(変) S58. 9.24(名) H24. 8.28(変)	戦告第 52号 建設第1,639号 市告第 311号 市告第 356号	1,100	(市) 恵比須鯉池町線
3	5	26 黄金通線	今治市黄金町二丁目 ただし、 起点より650mの地点	今治市黄金町五丁目 終点	12	2	860 210	S21. 7. 6(決) S29.12.21(変) S58. 9.24(名) H24. 8.28(変)	戦告第 52号 建設第1,639号 市告第 311号 市告第 356号	860	(市) 黄金通線
3	4	27 今治日高線	今治市常盤町四丁目 ただし、 起点 3-5-35号との交差点	今治市片山三丁目 3-3-3号との交差点 終点	17	2	2,330 25 12	S21. 7. 6(決) S34.12.11(変) S58. 9.24(名) H3. 12.17(変) H24. 8.28(変)	戦告第 52号 建設第2,407号 県告第1,214号 県告第1,772号 県告第1,087号	2,144	(国) 3 1 7号
3	5	28 今治駅西高橋線	今治市中日吉町一丁目 なお、起点付近に、 今治駅西口交通広場を設ける。 ただし、 起点	今治市高橋 3-3-3号との交差点	15	2	3,870 190	S21. 7. 6(決) S58. 9.24(変) S61.10.17(変) H12.5.12(変)	戦告第 52号 市告第 312号 市告第 324号 市告第 75号	1,183	(市) 今治駅高橋線
3	5	29 竹屋町線	今治市南大門町四丁目	今治市本町六丁目	12		880	S21. 7. 6(決) S58. 9.24(名)	戦告第 52号 市告第 311号	300	(市) 竹屋町線
3	5	30 高地線	今治市別宮町八丁目	今治市高地町一丁目	12		410	S21. 7. 6(決) S58. 9.24(変)	戦告第 52号 市告第 312号	0	(市) 高地線
3	5	31 内港天保山線	今治市天保山町二丁目	今治市東門町五丁目	12	2	1,010	S21. 7. 6(決) S29.12.21(変) S58. 9.24(名) H24. 8.28(変)	戦告第 52号 建設第1,639号 市告第 311号 市告第 356号	875	(市) 天保山線
3	5	32 善社橋天保山線	今治市旭町五丁目	今治市天保山町五丁目				S21. 7. 6(決) S58. 9.24(名) H24. 8.28(変)	戦告第 52号 市告第 311号 市告第 357号	0	廃止
3	5	33 大坪通土居宮線	今治市南宝来町三丁目	今治市旭町五丁目	12		290	S21. 7. 6(決) S29.12.21(変) S58. 9.24(名)	戦告第 52号 建設第1,639号 市告第 311号	290	(市) 宝来通南部線
3	5	34 常盤町榎町線	今治市常盤町五丁目	今治市南日吉町一丁目	12	2	360	S21. 7. 6(決) S58. 9.24(名) H24. 8.28(変)	戦告第 52号 市告第 311号 市告第 356号	0	(市) 日吉町線
3	5	35 丸田辻堂線	今治市常盤町八丁目	今治市辻堂三丁目	12	2	2,520	S21. 7. 6(決) S50. 2.20(変) S58. 9.24(名) H14.12.27(変) R 4. 4. 8(変)	戦告第 52号 市告第 35号 県告第1,214号 県告第2,078号 県告第 396号	1,889	(一) 桜井山路線
3	5	36 丸田馬越線	今治市常盤町八丁目	今治市山路町一丁目	12		850	S21. 7. 6(決) S58. 9.24(名) H 6. 12.26(変)	戦告第 52号 県告第1,214号 県告第1,432号	656	(一) 桜井山路線
3	5	37 波止浜停車場 蛭子町線	今治市高部字家の下 なお、 起点付近に約1,800㎡の波止浜駅前広場を設ける。 終点付近に約1,200㎡の波止浜港広場を設ける。	今治市波止浜蛭子町	12		1,340	S28. 3.31(決) S49.11.1(変) S53. 7.24(変) S58. 9.24(名)	建設第1,093号 市告第 216号 市告第 187号 県告第1,214号	250	(一) 波止浜停車場線 (国) 3 1 7号 (市) 波止浜内堀1号線 (一) 波方環状線
3	5	38 大坪通榎橋線	今治市南宝来町三丁目	今治市善社町一丁目	12		580	S21. 7. 6(決) S29.12.21(変) S50. 2.20(変) S58. 9.24(名)	戦告第 52号 建設第1,639号 市告第 35号 県告第1,214号	580	(市) 大坪通町谷線
3	5	39 東村鳥越線	今治市東村南一丁目	今治市国分五丁目	12	2	1,740	S47. 9.19(決) S58. 9.24(名) H18. 3. 6(変)	市告第 203号 市告第 311号 市告第 88号	1,740	(市) 東村鳥越線
3	5	40 波止浜五番浜線	今治市内堀二丁目	今治市中堀四丁目	12	2	1,530	S53. 7.24(決) S58. 9.24(名) H24. 8.28(変)	市告第 187号 県告第1,214号 県告第1,085号	790	(国) 3 1 7号 (主) 大西波止浜港線
3	5	41 政所本線	今治市大西町大字九王	今治市大西町大字九王	12		790	S55. 9.17(決) S58. 9.24(名)	町告第 35号 町告第 73号	790	(主) 大西波止浜港線
3	6	42 学校線	今治市南鳥生町三丁目 ただし、 3-5-35号との交差点	今治市八町西五丁目 終点	9		2,080 12	S56.11.26(決) S58. 9.24(名) H21. 4.27(変)	市告第 294号 市告第 311号 市告第 157号	2,080	(市) 南鳥生五十嵐線
3	6	43 桜井漁港線	今治市古国分字丸山	今治市古国分 字天神原榎	9		690	S57. 2.22(決) S58. 9.24(名)	市告第 53号 市告第 311号	690	(市) 桜井漁港線 (市) 桜井海岸線
3	5	44 北宝来近見線	今治市北宝来町四丁目 ただし、 終点	今治市近見町三丁目 付近	15.5		2,660 18	S58. 9.24(決) H 4. 2.18(変)	市告第 313号 市告第 41号	2,660	(市) 北宝来近見線
3	5	45 鷺之町線	今治市常盤町五丁目	今治市北日吉町一丁目	12		600	S61.10.17(決)	市告第 324号	600	(市) 今治駅西側線
3	3	46 善田村新谷線	今治市善田村六丁目 ただし、 3-2-2号との交差点	今治市新谷 終点	25		4,070 16	H3. 12.17(決)	県告第1,774号	1,680	(市) 善田村新谷線
3	4	47 別名矢田線	今治市高橋	今治市矢田	16	2	2,310	H3. 12.17(決) H12. 4.28(変) H24. 8.28(変) R 2. 3.17(変)	県告第1,775号 県告第 793号 市告第 356号 市告第 99号	1,868	(市) 別名矢田線
3	3	48 山路線	今治市山路	今治市山路	25	4	290	H12. 4.28(決)	県告第 790号	290	(国) 1 9 6号 (市) 山路矢田線
3	3	49 山路矢田線	今治市山路	今治市矢田	22	2	570	H12.5.12(決)	市告第 75号	570	(市) 山路矢田線
3	3	50 矢田高橋線	今治市矢田	今治市高橋	29	4	2,760	H12. 4.28(決)	県告第 791号	1,960	(市) 矢田高橋線
3	5	51 神宮高橋線	今治市神宮	今治市高橋	14	2	3,220	H12. 4.28(決)	県告第 792号	3,220	(一) 今治丹原線
3	4	52 高地延喜線	今治市高地町一丁目	今治市延喜	20	2	2,590	H12.5.12(決)	市告第 75号	2,396	(市) 高地延喜線
3	4	53 高地矢田線	今治市高地町一丁目	今治市矢田字胡麻出	16	2	1,680	H14. 6.20(決)	市告第 124号	1,680	(市) 高地矢田線

路線番号		街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31	道路名	
区分	規模		起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日	告示番号		改良済延長
7	6	1 広小路美保町線	今治市中浜町二丁目	今治市本町六丁目	8		1,020	S21.7.6(決) S53.4.4(変) S58.9.24(名)	戦告第 52号 市告第 86号 市告第 311号	920	(市) 広小路北浜線
2	5	2 菰社橋菰敷線	今治市旭町五丁目	今治市菰敷町二丁目				S21.7.6(決) S58.9.24(変) H18.3.6(廃)	戦告第 52号 市告第 312号 市告第 88号	0	廃止
7	6	3 櫻橋日高線	今治市菰社町一丁目	今治市高橋	8	2	3,260	S58.9.24(決) H15.1.10(変) H24.8.28(変)	市告第 313号 市告第 12号 市告第 356号	2,340	(市) 伊予熊複線
7	7	4 高架側道1号線	今治市菰社町一丁目	今治市菰社町一丁目	4		50	S58.9.24(決)	市告第 313号	50	(市) 高架側道1号線
7	7	5 高架側道2号線	今治市菰社町一丁目	今治市泉川町一丁目	6		310	S58.9.24(決)	市告第 313号	310	(市) 高架側道2号線
7	6	6 高架側道3号線	今治市菰敷町一丁目	今治市菰敷町一丁目	9		190	S58.9.24(決)	市告第 313号	190	(市) 御塚町3号線
7	7	7 高架側道4号線	今治市常盤町五丁目	今治市常盤町五丁目	6		100	S58.9.24(決)	市告第 313号	100	(市) 高架側道4号線
7	7	8 高架側道5号線	今治市常盤町五丁目	今治市北宝来町一丁目	6		250	S58.9.24(決) H元.12.22(変)	市告第 313号 市告第 289号	250	(市) 今治駅西側15号線
7	7	9 高架側道6号線	今治市常盤町四丁目	今治市常盤町四丁目	6		80	S58.9.24(決)	市告第 313号	80	(市) 高架側道6号線
7	7	10 高架側道7号線	今治市北日吉町一丁目	今治市北日吉町一丁目	6		220	S58.9.24(決) H元.12.22(変)	市告第 313号 市告第 289号	220	(市) 鷲之町1号線 (市) 鷲之町3号線 (市) 高架側道7号線
7	7	11 高架側道8号線	今治市北宝来町二丁目	今治市北宝来町三丁目	6		230	S58.9.24(決)	市告第 313号	230	(市) 鷲之町北側線
7	7	12 高架側道9号線	今治市北宝来町四丁目	今治市北宝来町四丁目	6		80	S58.9.24(決)	市告第 313号	80	(市) 高架側道9号線
7	7	13 高架側道10号線	今治市宮下町一丁目	今治市宮下町一丁目	6		60	S58.9.24(決)	市告第 313号	60	(市) 高架側道10号線
7	7	14 高架側道11号線	今治市高地町一丁目	今治市高地町一丁目	6		170	S58.9.24(決)	市告第 313号	170	(市) 高架側道11号線
7	7	15 高架側道12号線	今治市高地町二丁目	今治市石井町五丁目	4		150	S58.9.24(決)	市告第 313号	150	(市) 石井鴨川線
7	5	16 常盤町大坪通線	今治市常盤町四丁目 ただし、 3-5-25号との交差点	今治市菰敷町一丁目 3-5-38号との交差点	12 15		650 280	S58.9.24(決)	市告第 313号	650	(市) 臨港線
7	6	17 吉本通線	今治市北宝来町三丁目	今治市北日吉町一丁目	9		230	S63.10.24(決)	市告第 271号	230	(市) 吉本通線
2	5	18 新都市1号線	今治市高橋字貞	今治市高橋字板敷				H14.6.20(決) H21.4.27(廃)	市告第 124号 市告第 159号		廃止
8	7	1 菰敷榎橋線	今治市菰敷町二丁目	今治市菰社町一丁目	3		360	S58.9.24(決)	市告第 313号	0	
8	6	2 新都市2号線	今治市高橋字貞	今治市高橋字貞				H14.6.20(決) H21.4.27(廃)	市告第 124号 市告第 159号		廃止
8	6	3 新都市3号線	今治市阿方字頭王	今治市阿方字牛ノ江	8	—	720	H14.6.20(決)	市告第 124号	720	(市) 新都市1号線 他2路線
計		70路線					110,470			88,213	

菊間都市計画 (今治市)

路線番号		街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31	道路名	
区分	規模		起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日	告示番号		改良済延長
7	7	1 下本町通線	今治市菊間町本町	今治市菊間町本町	6		300	S26.3.31(決) H16.12.20(名)	建告第 436号 町告第 58号	300	(町) 下本町線
計		1路線					300			300	

路線番号	区分	規模	番号	街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)							R6.3.31 改良済延長	道路名
					起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日	告示番号		
3	2	1		新居浜駅港町線	新居浜市坂井町二丁目 ただし、 起点 3・6・21号との交差点 なお、 新居浜市坂井町二丁目地内に約7,100m2の 交通広場を設ける。	新居浜市港町 3・6・18号との交差点 終点	32 27 18~25	6	3,220 620 390	S14. 5. 5(決) S18. 3. 31(変) S29. 12. 21(変) S60. 8. 12(変) S60. 8. 20(名) H 9. 8. 19(変) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名)	内告第 351号 内告第 419号 建告第1,642号 県告第 835号 県告第1,056号 県告第1,084号 県告第 961号 県告第 64号	3,220	(一) 国領高木線 (主) 新居浜角野線 (市) 港町繁本東筋線
3	2	2		新居浜ハバース線	新居浜市大生院 宇広坪 ただし、 新居浜市西喜光地町	新居浜市船木字下長野 新居浜市星原町	30 47 24.25~40	4	9,840 920 8,920	S26. 5. 23(決) S31. 5. 7(変) S40. 3. 24(変) S41. 9. 2(変) S44. 4. 24(変) S52. 5. 4(変) S54. 8. 21(変) S60. 8. 20(変) H 3. 12. 17(変) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名) R 5. 3. 28(変)	建告第 433号 建告第 826号 建告第 755号 建告第3,075号 建告第1,624号 県告第 515号 県告第1,050号 県告第1,058号 県告第1,759号 県告第 962号 県告第 64号 県告第 347号	7,568	(国) 11号
3	4	3		駅前港の宮線	新居浜市坂井町二丁目	新居浜市港の宮町	20	2	1,150	S14. 5. 5(決) S29. 12. 21(変) S60. 8. 20(変) H 9. 8. 19(変) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名)	内告第 351号 建告第1,642号 県告第1,059号 県告第1,085号 県告第 963号 県告第 64号	1,150	(一) 新居浜停車場線 (市) 駅前港の宮線
3	4	4		西町中村線	新居浜市西町 ただし、 起点 新居浜市横水町	新居浜市中村四丁目 3・5・15号との交差点 3・2・2号との交差点	20 18 15.5~25.5	2	5,320 1,910 260	S14. 5. 5(決) S22. 2. 4(変) S29. 12. 21(変) S60. 8. 20(変) H13. 5. 15(変) H19. 12. 18(変) H21. 1. 13(名) R 5. 3. 3(変)	内告第 351号 内告第 17号 建告第1,642号 県告第1,060号 県告第 964号 県告第1,894号 県告第 64号 市告第 12号	3,561	(一) 新居浜港線 (市) 中須賀上原線
3	4	5		磯浦阿島線	新居浜市磯浦町 ただし、 起点 3・5・14号との交差点 3・5・15号との交差点 8・7・2号との交差点 3・6・21号との交差点	新居浜市阿島二丁目 3・5・14号との交差点 3・5・15号との交差点 8・7・1号との交差点 終点	20 29 22 22 22	4	11,400 1,820 970 260 2,720	S14. 5. 5(決) S24. 3. 31(変) S26. 3. 31(変) S29. 12. 21(変) S44. 5. 20(変) S47. 10. 31(変) S60. 8. 20(変) H 2. 3. 30(変) H 3. 11. 22(変) H13. 5. 15(変) H14. 12. 27(変) H21. 1. 13(名) R 5. 3. 3(変)	内告第 351号 建告第 406号 建告第 435号 建告第1,642号 建告第2,083号 県告第1,008号 県告第1,061号 県告第 560号 県告第1,633号 県告第 965号 県告第2,077号 県告第 64号 県告第 211号	11,400	(主) 壬生川新居浜野田線
3	4	6		駅前郷線	新居浜市坂井二丁目 ただし、 橋梁幅員	新居浜市郷二丁目 (城下橋)	16 12	2	2,890 160	S14. 5. 5(決) S18. 3. 31(変) S29. 12. 21(変) S60. 8. 20(変) H 9. 8. 19(変) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名) R 5. 3. 3(変)	内告第 351号 内告第 419号 建告第1,642号 県告第1,062号 県告第1,086号 県告第 966号 県告第 64号 県告第 212号	2,890	(一) 多喜浜泉川線
3	4	7		岸の下且の上線	新居浜市教生字岸の下	新居浜市教生字且の上	16	2	400	S60. 8. 20(決) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名) R 5. 3. 3(変)	県告第1,066号 県告第 967号 市告第 165号 市告第 12号	0	廃止
3	4	8		平形庄内線	新居浜市平形町	新居浜市庄内町六丁目	16	2	1,270	S14. 5. 5(決) S29. 12. 21(変) S60. 8. 20(変) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名) R 5. 3. 3(変)	内告第 351号 建告第1,642号 県告第1,063号 県告第 968号 市告第 165号 市告第 12号	786	(市) 庄内国領線
3	4	9		郷松の端線	新居浜市郷一丁目 ただし、 3・4・6号との交差点	新居浜市船木字松の端 新居浜市郷	16 13.8~27.8	2	3,700 330	S60. 8. 20(決) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名)	県告第1,067号 県告第 969号 県告第 64号	2,627	(一) 新居浜東港線
3	4	10		坂井松木線	新居浜市坂井町三丁目	新居浜市松木町	16	2	720	S14. 5. 5(決) S29. 12. 21(変) S60. 8. 20(変) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名) R 5. 3. 3(変)	内告第 351号 建告第1,642号 県告第1,064号 県告第 970号 市告第 165号 市告第 12号	330	(市) 下泉本郷線
3	4	11		上部東西線	新居浜市西連寺町 二丁目	新居浜市大生院宇岸影 二丁目	16	2	4,970	S60. 8. 20(決) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名) H26. 2. 6(変) R 5. 3. 3(変)	県告第1,068号 県告第 971号 市告第 4号 市告第 11号 市告第 12号	3,873	(市) 上部東西線
3	5	12		新居浜駅菊本線	新居浜市坂井町二丁目	新居浜市菊本町一丁目	15	2	2,910	S14. 5. 5(決) S29. 12. 21(変) S60. 8. 20(変) H 3. 11. 22(変) H 9. 8. 19(変) H13. 5. 11(変) H21. 1. 13(名)	内告第 351号 建告第1,642号 市告第 47号 市告第 44号 市告第 47号 市告第 43号 市告第 165号	2,600	(市) 新居浜駅菊本線
3	5	13		六江橋高木線	新居浜市港町	新居浜市高木町	15	2	400	S14. 5. 5(決) S22. 2. 4(変) S29. 12. 21(変) S60. 8. 20(名) H13. 5. 11(変) H21. 1. 13(名) R 5. 3. 3(変)	内告第 351号 内告第 17号 建告第1,642号 市告第 47号 市告第 43号 市告第 165号 市告第 12号	0	廃止

路線番号		街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31	道路名		
区分	規模		番号	起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日		告示番号	改良済延長
3	5	14	磯浦新田線	新居浜市磯浦町 ただし、 新居浜市新田町三丁目	新居浜市新田町一丁目 新居浜市新田町三丁目	12 15~17	2	1,750 200	S14.5.5(決) S22.2.4(変) S26.3.31(変) S29.12.21(変) S51.11.4(変) S60.8.20(名) H2.3.30(変) H13.5.15(変) H21.1.13(名)	内告第351号 内告第17号 建告第435号 建告第1,642号 市告第44号 県告第1,056号 県告第561号 県告第972号 県告第64号	1,750	(市)磯浦中新田線 ※1
3	5	15	新田高木線	新居浜市新田町三丁目 ただし、 起点 3・4・4号との交差点	新居浜市高木町 3・4・5号との交差点 終点	15 16 18	2	2,850 510 630	S14.5.5(決) S29.12.21(変) S43.10.4(変) S60.8.20(名) H3.11.22(変) H13.5.11(変) H21.1.13(名) R5.3.3(変)	内告第351号 建告第1,642号 建告第2,968号 市告第47号 市告第45号 市告第43号 市告第165号 市告第12号	2,340	(市)原地庄内線
3	5	16	河内町港町線	新居浜市河内町 3・4・4号との交差点	新居浜市港町 終点	15 18	2	3,040 880	S14.5.5(決) S22.2.4(変) S29.12.21(変) S43.10.4(変) S60.8.20(名) H2.3.30(変) H13.5.15(変) H21.1.13(名) R5.3.3(変)	内告第351号 内告第17号 建告第1,642号 建告第2,968号 県告第1,056号 県告第562号 県告第973号 県告第64号 市告第12号	2,680	(市)前田社宅東筋線 (市)新田松神子線 (市)西原東須賀線 ※1
3	6	17	駅南中筋線	新居浜市坂井町三丁目 なお、 新居浜市坂井町三丁目地内に約3,200㎡の交通広場を設ける。	新居浜市中筋町一丁目	11	2	2,900	S14.5.5(決) S29.3.31(変) S29.12.21(変) S60.8.20(名) H13.5.11(変) H21.1.13(名) R5.3.3(変)	内告第351号 内告第805号 建告第1,642号 市告第47号 市告第43号 市告第165号 市告第12号	2,900	(市)駅裏角野線
3	6	18	高木中筋線	新居浜市高木町 ただし、 起点 新居浜市坂井町一丁目 新居浜市松木町	新居浜市中筋町一丁目 新居浜市坂井町一丁目 新居浜市松木町 3・6・25号との交差点	11 20 20~22.2 20	2	3,970 590 310 1,030	S14.5.5(決) S29.12.21(変) S40.8.26(変) S53.8.15(変) S60.8.20(名) H13.5.15(変) H21.1.13(名)	内告第351号 建告第1,642号 建告第2,463号 県告第894号 県告第1,056号 県告第974号 県告第64号	2,550	(主)新居浜角野線 (主)新居浜別子山線
3	6	19	浜津桜木線	新居浜市浜津町二丁目	新居浜市桜木町	11	2	0	S29.12.21(決) S60.8.20(名) H13.5.11(変) H21.1.13(名) R5.3.3(廃)	建告第1,642号 市告第47号 市告第43号 市告第165号 市告第12号	0	廃止
3	4	20	宇高西筋線	新居浜市宇高町四丁目	新居浜市宇高町一丁目	16	2	1,400	S14.5.5(決) S29.12.21(変) S60.8.20(変) H13.5.11(変) H21.1.13(名) R5.3.3(変)	内告第351号 建告第1,642号 市告第47号 市告第43号 市告第165号 県告第213号	440	(市)松の木東雲線 (一)新居浜東港線
3	6	21	港町松神子線	新居浜市港町 ただし、 橋梁幅員 新居浜市八幡二丁目	新居浜市松神子二丁目 (新高橋) 終点	11 9 16	2	4,980 310 1,790	S14.5.5(決) S29.12.21(変) S60.8.20(変) H13.5.15(変) H21.1.13(名)	内告第351号 建告第1,642号 県告第1,057号 県告第975号 県告第64号	3,190	(市)新田松神子線 (市)垣生小学校西筋線 ※1
3	6	22	西原松神子線	新居浜市西原町三丁目 ただし、 起点 橋梁幅員	新居浜市松神子一丁目 3・5・12号との交差点 (敷島橋)	11 15 9	2	5,300 2,210 320	S14.5.5(決) S29.12.21(変) S60.8.20(変) H13.5.11(変) H21.1.13(名) R5.3.3(変)	内告第351号 建告第1,642号 市告第47号 市告第43号 市告第165号 市告第12号	150	(市)新居浜港田の上線 (一)新居浜東港線
3	6	23	新田庄内線	新居浜市新田町	新居浜市庄内町二丁目	11	2	0	S14.5.5(決) S29.12.21(変) S60.8.20(名) H2.3.30(変) H13.5.11(変) H21.1.13(名) R5.3.3(廃)	内告第351号 建告第1,642号 市告第47号 市告第18号 市告第43号 市告第165号 市告第12号	0	廃止
3	6	24	高木庄内線	新居浜市高木町	新居浜市庄内町三丁目	11	2	1,090	S29.12.21(決) S43.10.4(変) S60.8.20(名) H13.5.11(変) H21.1.13(名)	建告第1,642号 建告第2,968号 市告第47号 市告第43号 市告第165号	0	(市)庄内4丁目通り線 (市)久保田庄内線
3	6	25	上泉教生線	新居浜市上泉町	新居浜市教生字岸ノ下	11		4,490	S29.12.21(決) S53.8.15(変) S60.8.20(変) R5.3.3(変)	建告第1,642号 県告第894号 県告第1,065号 県告第214号	0	(国)11号
3	5	26	庄内坂井線	新居浜市庄内町五丁目	新居浜市坂井町二丁目	13	2	670	H9.8.19(決) H13.5.11(変) H21.1.13(名)	市告第47号 市告第43号 市告第165号	376	(市)宗像筋線
8	7	1	中央環状線	新居浜市新須賀町 四丁目地先河川敷	新居浜市一宮町二丁目	2		6,200	S49.5.23(決) S58.9.22(変) H9.8.19(変) H21.1.13(名) H23.12.27(変)	市告第20号 市告第30号 市告第47号 市告第165号 市告第136号	4,001	(市)中央環状線
8	7	2	新須賀山根線	新居浜市新須賀町 四丁目地先河川敷	新居浜市北内町 四丁目地先河川敷	3.5		6,480	S49.5.23(決) S58.9.22(変) H21.1.13(名)	市告第20号 市告第30号 市告第165号	1,737	(市)新須賀山根線
計		24路線						92,510			62,119	

※1 旧道：(主)壬生川新居浜野田線

路線番号			街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)							R6.3.31 改良済延長	道路名
区分	規模	番号		起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日	告示番号		
1	3	1	今治小松線	西条市河原津 ただし、 西条市河原津 西条市河原津  なお、 西条市周布地内に入口2箇所、出口2箇所を設ける。 西条市小松町妙口地内に入口1箇所、出口1箇所を設ける。	西条市小松町妙口 字修理谷  西条市河原津 西条市小松町妙口 字修理谷	22  21 21~22		11,370  530 10,070	H 3. 12. 17(決)	県告第1,764号	11,370	(国)196号
3	3	1	安井飯岡線	西条市水見字蔵井 ただし、 西条市玉之江 西条市水見 西条市禎瑞 西条市飯岡	西条市飯岡字山之端  西条市小松町新屋敷 西条市禎瑞 西条市古川 西条市飯岡	25  25 25 25 25~36	4	21,410  470 540 880 410 19,110	S26. 5. 23(決) S31. 5. 7(変) S40. 3. 24(変) S41. 9. 2(変) S44. 4. 24(変) S52. 5. 4(変) S54. 8. 21(変) S60. 8. 20(変) H 3. 12. 17(変) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名)	建告第 433号 建告第 826号 建告第 755号 建告第3,075号 建告第1,624号 県告第 515号 県告第1,050号 県告第1,058号 県告第1,759号 県告第 962号 県告第 68号	11,540	(主)壬生川新居浜野田線 (国)11号
3	3	2	船屋磯浦線	西条市船屋字西山越	西条市船屋	29	4	3,390	S14. 5. 5(決) S24. 3. 31(変) S26. 3. 31(変) S29. 12. 21(変) S44. 5. 20(変) S47. 10. 31(変) S60. 8. 20(変) H 2. 3. 30(変) H 3. 11. 22(変) H13. 5. 15(変) H14. 12. 27(変) H21. 1. 13(名)	内告第 351号 建告第 406号 建告第 435号 建告第1,642号 建告第2,083号 県告第1,008号 県告第1,061号 県告第 560号 県告第1,633号 県告第 965号 県告第2,077号 県告第 68号	3,390	(主)壬生川新居浜野田線
3	4	3	西条駅前 朔日市線	西条市大町 なお、 西条市大町地内に約3,800㎡の駅前広場を設ける。	西条市朔日市	20	2	2,070	S26. 5. 23(決) S31. 5. 7(変) S40. 3. 24(変) S44. 4. 9(変) S60. 8. 20(名) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名) H25. 5. 24(変)	建告第 433号 建告第 826号 建告第 755号 建告第1,358号 県告第1,056号 県告第 976号 県告第 68号 県告第 595号	1,690	(一)伊予西条停車場線 (国)11号
3	4	4	古川玉津橋線	西条市古川字寅己	西条市玉津字南久保	18	2	3,410	S26. 5. 23(決) S31. 5. 7(変) S40. 3. 24(変) S60. 8. 20(名) H12. 12. 12(変) H21. 1. 13(名)	建告第 433号 建告第 826号 建告第 755号 県告第1,056号 県告第1,756号 県告第 68号	3,410	(主)壬生川新居浜野田線 (市)古川玉津橋線
3	4	5	クラレ南通り線	西条市朔日市字秋吉	西条市朔日市字若洲	16	2	710	S26. 5. 23(決) S31. 5. 7(変) S40. 3. 24(変) S42. 12. 28(変) S44. 4. 9(変) S60. 8. 20(名) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名)	建告第 433号 建告第 826号 建告第 755号 建告第4,495号 建告第1,353号 県告第1,056号 県告第 977号 市告第 10号	0	(市)クラレ南通線
3	5	6	国道朔日市線	西条市大町字小川 ただし、 起点 西条市大町字御舟川	西条市ひうち 字西ひうち  西条市大町字御舟川 西条市朔日市字寄合	16  11 15	2	4,370  1,310 1,030	S25. 3. 31(決) S26. 5. 23(変) S31. 5. 7(変) S42. 12. 28(変) S44. 4. 9(変) S60. 8. 20(名) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名)	建告第 869号 建告第 433号 建告第 826号 建告第4,495号 建告第1,353号 県告第1,056号 県告第 978号 市告第 10号	4,250	(市)国道朔日市線
3	5	7	国道西条港線	西条市大町字加茂新地 ただし、 起点 なお、 西条市樋之口地内に約2,700㎡の広場を設ける。	西条市樋之口字八町  西条市神拝字南原	15  11	2	2,870  720	S26. 5. 23(決) S31. 5. 7(変) S35. 3. 9(変) S37. 10. 12(変) S60. 8. 20(名) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名)	建告第 433号 建告第 826号 建告第 404号 建告第2,626号 県告第1,056号 県告第 979号 県告第 68号	2,870	(一)西条港線
3	5	8	喜多川朔日市線	西条市喜多川字上縄洲	西条市朔日市字兵衛田	12	2	2,080	S31. 5. 7(決) S60. 8. 20(名) H13. 5. 9(変) H21. 1. 13(名)	建告第 826号 市告第 61号 市告第 10号 市告第 10号	2,080	(市)西条玉津2号線
3	5	9	西条駅前 干拓地線	西条市大町字福森	西条市喜多川字八丁	12	2	3,250	S26. 5. 23(決) S31. 5. 7(変) S50. 11. 10(変) S60. 8. 20(名) H13. 5. 9(変) H14. 2. 26(変) H21. 1. 13(名)	建告第 433号 建告第 826号 市告第 61号 市告第 12号 市告第 10号 市告第 6号 市告第 10号	3,250	(市)西条駅前干拓地線
3	5	10	加茂川大橋 福武線	西条市大町字加茂新地	西条市福武字沢ノ前	12	2	1,780	S31. 5. 7(決) S60. 8. 20(名) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名)	建告第 826号 県告第1,056号 県告第 980号 県告第 68号	753	(国)11号
3	5	11	古川樋之口線	西条市古川字喜三衛	西条市樋之口字龍出	12	2	930	S40. 3. 24(決) S60. 8. 20(名) H13. 5. 15(変) H21. 1. 13(名)	建告第 755号 県告第1,056号 県告第 981号 県告第 68号	930	(主)壬生川新居浜野田線

路線番号			街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31	道路名	
区分	規模	番号		起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日	告示番号		改良済延長
3	6	12	西条駅前 下島山線	西条市大町字福森	西条市下島山字井ノ上	11	2	2,660	S21. 7.31(決) S26. 5.23(変) S31. 5. 7(変) S40. 3.24(変) S60. 8.20(名) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	内告第 22号 建告第 433号 建告第 826号 建告第 755号 県告第1,056号 県告第 982号 市告第 10号	450	(市) 玉津西条1号線
3	2	13	壬生川水見線	西条市壬生川	西条市水見字大黒新田	30	4	5,190	S40. 8.26(決) S60. 8.20(名) H 3. 12.17(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	建告第2,462号 県告第1,056号 県告第1,760号 県告第 983号 県告第 68号	487	(一) 東予港三津屋線
3	4	14	駅前通り線	西条市三津屋南 なお、 西条市三津屋南地内に約3,200㎡の交通広場 を設ける。	西条市三津屋	20	2	1,000	S31. 5. 7(決) S40. 8.26(変) S60. 8.20(名) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	建告第 825号 建告第2,462号 県告第1,056号 県告第 984号 市告第 10号	1,000	(市) 駅正面線
3	4	15	新地北条線	西条市壬生川	西条市三津屋南	18	2	1,270	S40. 8.26(決) S60. 8.20(名) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名) H25. 5.24(変)	建告第2,462号 県告第1,056号 県告第 985号 市告第 10号 市告第 65号	1,003	(市) 北条新地線
3	4	16	大新田円海寺線	西条市大新田	西条市円海寺	16	2	1,580	S31. 5. 7(決) S40. 8.26(変) S60. 8.20(名) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	建告第 825号 建告第2,462号 県告第1,056号 県告第 986号 市告第 10号	0	
3	4	17	東予港丹原線	西条市北条  ただし、 西条市北条 西条市北条 西条市三津屋 西条市三津屋 西条市北条	西条市丹原町北田野  西条市北条 西条市北条 西条市三津屋 西条市三津屋 西条市北条	16  16~29 16~33 16~33 16~27 16~24	2	7,210  110 120 110 60 320	S31. 5. 7(決) S37.10.12(変) S40. 8.26(変) S45. 7. 7(変) S53.11.28(変) S54. 3. 9(変) S60. 8.20(名) H 3. 12.17(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	建告第 825号 建告第2,629号 建告第2,462号 県告第 641号 県告第1,339号 県告第 318号 県告第1,056号 県告第1,761号 県告第 987号 県告第 68号	5,971	(主) 壬生川新居浜野田線 (一) 東予港三津屋線 (主) 壬生川丹原線
3	4	18	楠浜北条線	西条市楠	西条市北条	16	2	6,300	S31. 5. 7(決) S40. 8.26(変) S53.11.28(変) S54. 3. 9(変) S55. 4. 4(変) S60. 8.20(名) H 3. 12.17(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	建告第 825号 建告第2,462号 県告第1,339号 県告第 318号 県告第 448号 県告第1,056号 県告第1,762号 県告第 988号 市告第 10号	5,180	(市) 楠浜北条線
3	4	19	壬生川駅 福王院線	西条市三津屋南	西条市北条	16	2	1,230	S31. 5. 7(決) S40. 8.26(変) S60. 8.20(名) H 3. 12.17(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	建告第 825号 建告第2,462号 県告第1,056号 県告第1,763号 県告第 989号 県告第 68号	300	(主) 壬生川新居浜野田線
3	5	20	三津屋東線	西条市三津屋東	西条市三津屋東	12	2	390	S59.12.20(決) S62.12.15(変) H13. 4.24(変) H13. 5. 9(変) H21. 1.13(名)	市告第 95号 市告第 77号 市告第 18号 市告第 18号 市告第 10号	390	(市) 駅正面線
3	4	21	北条新田高松線	西条市北条	西条市丹原町高松	16	2	6,940	H 3. 12.17(決) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	県告第1,765号 県告第 990号 市告第 10号	240	
3	4	22	下町線	西条市丹原町池田	西条市丹原町今井	16	2	760	H 3. 12.17(決) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	県告第1,766号 県告第 991号 市告第 10号	0	(町) 下町線
3	4	23	今井北田野線	西条市丹原町今井	西条市丹原町北田野	16	2	540	H 3. 12.17(決) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	県告第1,767号 県告第 992号 県告第 68号	512	(一) 石鏡丹原線
3	4	24	妙口水見線	西条市小松町妙口字大垣 (西条市1,540m 小松町3,690m)	西条市水見字走釣	16	2	5,230	H 3. 12.17(決) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	県告第1,768号 県告第 993号 県告第 68号	614	(国) 11号
3	4	25	北川南川線	西条市小松町北川 字松ノ丁	西条市小松町南川字天王	16	2	520	H 3. 12.17(決) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	県告第1,769号 県告第 994号 県告第 68号	0	(一) 南川壬生川停車場線
3	4	26	大久保北都谷線	西条市小松町妙口 字大久保	西条市小松町妙口 字北都谷	16	2	380	H 3. 12.17(決) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	県告第1,770号 県告第 995号 市告第 10号	0	
8	7	1	伊予西条駅自由通路南北線	西条市大町字福森	西条市大町字清水	4		80	H22.12.16(決)	市告第 149号	80	
8	7	2	壬生川駅自由通路東西線	西条市三津屋南	西条市三津屋	4		150	H24. 7. 5(決)	市告第 87号	150	
計			29路線					99,070			61,910	

路線番号		街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)				R6.3.31		道路名		
区分	規模		起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日		告示番号	改良済延長
3	2	1 塩谷川東線	四国中央市川之江町 ただし、 川之江町 川之江町	四国中央市妻鳥町	29 10.75 10.75~40	4	5,240 670 4,570	S54.3.9(決) S55.2.5(名) H30.11.30(変) R6.3.26(変)	県告第 322号 県告第 96号 県告第1146号 県告第 246号	1,660	(国)11号バイパス
3	3	2 川東村松線	四国中央市妻鳥町川東	四国中央市村松町村松	25		2,050	S54.3.9(決) S55.2.5(名)	県告第 324号 県告第 96号	2,050	(一)三島川之江港線
3	5	3 駅前通線	四国中央市川之江町 駅前 なお、 起点付近に約2,000㎡の駅前広場を設ける。	四国中央市川之江町 港通り	15		380	S28.6.19(決) S31.9.5(変) S55.2.5(名)	建告第1,096号 建告第1,419号 市告第 6号	0	(一)川之江停車場線
3	5	4 新浜塩谷線	四国中央市妻鳥町  ただし、 川之江橋	四国中央市川之江町  3・6・11号との交差点	12  15	2	3,440  1,070	S25.3.31(決) S28.6.19(変) S31.9.5(変) S54.3.9(変) S55.2.5(名) H30.11.30(変)	建告第 871号 建告第1,096号 建告第1,419号 県告第 323号 県告第 96号 県告第1147号	800	(国)11号
3	5	5 港通り井地線	四国中央市川之江町 港通り	四国中央市川之江町 井地	12		1,560	S28.6.19(決) S31.9.5(変) S40.8.26(変) S45.7.6(変) S51.4.1(変) S55.2.5(名)	建告第1,096号 建告第1,419号 建告第2,469号 市告第 47号 市告第 29号 市告第 6号	1,560	(市)港通り井地線
3	5	6 駅前平木線	四国中央市川之江町駅前 ただし、 国道192号との交差点	四国中央市妻鳥町平木 3・3・2号との交差点	12 8		2,650 750	S28.6.19(決) S31.9.5(変) S55.2.5(名)	建告第1,096号 建告第1,419号 市告第 6号	0	(一)金生三島線 (主)川之江大豊線
3	5	7 中村山田井線	四国中央市妻鳥町  ただし、 3・3・2号との交差点	四国中央市金生町 山田井  国道192号との交差点	12 16	2	2,470 750	S31.9.5(決) S51.4.1(変) S54.2.26(変) S55.2.5(名) H5.2.23(変) H30.11.30(変)	建告第1,419号 市告第 29号 市告第 6号 市告第 6号 県告第 254号 県告第1148号	2,142	(主)大野原川之江線 (市)中村山田井線
3	5	8 塩谷小山線	四国中央市川之江町塩谷	四国中央市金生町小山	12	2	1,860	S28.6.19(決) S31.9.5(変) S54.2.26(変) S55.2.5(名) H5.2.16(変) H18.3.29(変)	建告第1,096号 建告第1,419号 市告第 6号 市告第 6号 市告第 4号 市告第 29号	1,263	(市)塩谷小山線
3	5	9 井地金川線	四国中央市川之江町井地	四国中央市土分町城下	12	4	4	S31.9.5(決) S51.4.1(変) S55.2.5(名) H30.11.30(廃)	建告第1,419号 市告第 29号 市告第 6号 市告第 166号	0	廃止
3	6	10 川之江山田井線	四国中央市川之江町 港通り ただし、 起点	四国中央市川之江町 大門 3・5・6号との交差点	11 15		1,400 235	S28.6.19(決) S31.9.5(変) S46.9.17(変) S55.2.5(名)	建告第1,096号 建告第1,419号 市告第 37号 市告第 6号	910	(市)川之江山田井線
3	6	11 川之江港線	四国中央市川之江町 港通り	四国中央市川之江町 川原町	11		350	S28.6.19(決) S31.9.5(変) S55.2.5(名)	建告第1,096号 建告第1,419号 市告第 6号	0	(一)川之江港線
3	5	12 土居中下線	四国中央市妻鳥町土居	四国中央市妻鳥町中下	12	4	4	S51.4.1(決) S54.2.26(変) S55.2.5(名) H30.11.30(廃)	市告第 29号 市告第 6号 市告第 6号 市告第 166号	0	廃止
3	6	13 駅前農人町線	四国中央市川之江町 農人町	四国中央市川之江町 農人町	14	4	4	S31.9.5(決) S55.2.5(名) H30.11.30(廃)	建告第1,419号 市告第 6号 市告第 166号	0	(市)駅前農人町線 廃止
計		9路線					19,350			8,335	川東村松線は旧川之江市、旧伊予三島市境に位置し、両都市計画で決定されているが、路線数、路線延長等は旧伊予三島都市計画でカウント

路線番号	区分	規模	番号	街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)					R6.3.31 改良済延長	道路名			
					起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)			決定年月日	告示番号	
3	4	1		三島枝村線	四国中央市中之庄町	四国中央市村松町	16	2	3,840	S24.3.31(決) S32.3.30(変) S54.3.9(変) S55.2.5(名) H17.3.4(変) H30.11.30(変)	建告第431号 建告第389号 県告第319号 県告第98号 県告第491号 県告第1149号	0	(国)11号	
				ただし、 起点 3.5.5との交差点		3.6.10との交差点 終点	12		1,690 540					
3	3	2		川東村松線	四国中央市妻島町川東	四国中央市村松町村松	25		2,050	S54.3.9(決) S55.2.5(名)	県告第321号 県告第98号	2,050	(一)三島川之江港線	
3	5	3		中央村松線	四国中央市三島中央 3丁目	四国中央市村松町	12	2	2,550	S32.3.30(決) S55.2.7(変) H25.3.8(変)	建告第389号 市告第2号 県告第192号	245	(市)中央村松線 (一)金生三島線	
3	4	4		本郷平木線	四国中央市下柏町 字権現	四国中央市下柏町 字池ノ口	16		420	S54.3.9(決) S55.2.5(名)	県告第321号 県告第98号	420	(市)本郷平木線	
3	5	5		下柏村松線	四国中央市下柏町 字埃地	四国中央市村松町 字蛭子縄	12		4	S32.3.30(決) S54.2.27(変) S55.2.7(名) H30.11.30(変)	建告第389号 市告第4号 市告第2号 市告第166号	0	(市)下柏村松線 廃止	
3	5	6		中曽根下柏線	四国中央市中曽根町 字井垣	四国中央市下柏町 字飛地	12		4	S32.3.30(決) S55.2.7(名) H30.11.30(変)	建告第389号 市告第2号 県告第1151号	0	(一)上分三島線 (市)中曽根下柏線 廃止	
3	5	7		中曽根神之元線	四国中央市中曽根町 字井垣	四国中央市三島宮川 一丁目	12		960	S32.3.30(決) S52.11.15(変) S55.2.7(名)	建告第389号 市告第71号 市告第2号	960	(市)中曽根神之元線	
3	5	8		公園通り線	四国中央市中曽根町 下秋則	四国中央市中曽根町 野々首	12		900	S55.2.7(決)	市告第2号	900	(市)公園通線	
3	5	9		三島中央線	四国中央市豊岡町長田	四国中央市下柏町	12	2	10,610	S32.3.30(決) S54.3.9(変) S55.2.5(名) H17.3.4(変) H30.11.30(変)	建告第389号 県告第319号 県告第98号 県告第492号 県告第1150号	4,980	(国)11号	
				ただし、 中之庄町		終点	30		4,980					
3	5	10		中曽根三島港線	四国中央市中曽根町 字溝又	四国中央市三島中央 一丁目	12		940	S32.3.30(決) S54.3.9(変) S55.2.5(変) H4.2.17(変)	建告第389号 県告第320号 県告第97号 市告第4号	940	(市)中曽根三島港線	
3	4	11		駅前通線	四国中央市三島中央 三丁目	四国中央市三島中央 三丁目	16		280	S32.3.30(決) S55.2.5(名)	建告第389号 県告第98号	0	(一)伊予三島停車場線	
3	5	12		中央町線	四国中央市三島中央 五丁目	四国中央市中曽根町	12		4	S32.3.30(決) S55.2.7(名) H30.11.30(変)	建告第389号 市告第2号 市告第166号	0	(市)中央線 廃止	
3	6	13		井関通線	四国中央市中曽根町 字出口	四国中央市三島金子 二丁目	11		1,410	S25.7.24(決) S32.3.30(変) S39.6.10(変) S55.2.7(名)	建告第873号 建告第389号 建告第1,409号 市告第2号	1,410	(国)319号	
3	5	14		国道海岸線	四国中央市三島金子 一丁目	四国中央市中之庄町 字浜ノ前	12		980	S55.2.7(決)	市告第2号	980	(市)国道海岸線	
3	5	15		宮北線	四国中央市中之庄町	四国中央市三島金子 三丁目	12	2	430	S32.3.30(決) S34.7.16(変) S35.3.19(変) S54.2.27(変) S55.2.7(名) H30.11.30(変)	建告第389号 建告第1,291号 建告第585号 市告第4号 市告第2号 市告第166号	430	(市)宮北線	
3	6	16		具定国道線	四国中央市具定町 字正之森	四国中央市具定町 字倉ノ内	8		4	S32.3.30(決) S55.2.7(名) H30.11.30(変)	建告第389号 市告第2号 市告第166号	0	(市)具定国道線 廃止	
3	6	17		寒川江之元線	四国中央市寒川町 字大倉	四国中央市寒川町 字江之元	9	2	300	S32.3.30(決) S55.2.7(名) H30.11.30(変)	建告第389号 市告第2号 市告第166号	300	(市)寒川線	
3	6	18		寒川駅前線	四国中央市寒川町 字取芽矢	四国中央市寒川町 字取芽矢	11		60	S32.3.30(決) S55.2.7(名)	建告第389号 市告第2号	0	(一)伊予寒川停車場線	
	計			14路線					25,730			13,615		

大洲都市計画（大洲市）

路線番号		街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)				R6.3.31 改良済延長	道路名				
区分	規模 番号		起 点	終 点	幅員(m)	車線数			延長(m)	決定年月日	告示番号	
1	4	8 北只東大洲線	大洲市北只	大洲市東大洲	20.5		6,330	S55.4.4(決)	県告第499号	6,330	(国)56号 大洲道路	
			ただし、									県告第1,069号
			大洲市柚木	大洲市柚木	20.5~57		660					
			大洲市菅田町	大洲市富士	20.5~57		680					
			大洲市富士	大洲市市木	20		370					
			大洲市市木	大洲市東大洲	20.5~66		1,000					
			大洲市市木	大洲市東大洲	20.5~46		3,620					
			なお、 大洲市柚木地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。 大洲市菅田町地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。 大洲市市木地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。									
3	6	1 大洲徳森線	大洲市大洲	大洲市若宮	11	2	2,450	S28.3.31(決) S30.11.25(変) S34.7.16(変) S55.3.28(変) H5.2.23(変) H27.9.25(変)	建告第1,092号 建告第1,360号 建告第1,283号 県告第331号 県告第255号 県告第1,169号	2,450	(国)56号	
3	6	2 片原町鉄砲町線	大洲市大洲 字片原町	大洲市大洲 字鉄砲町	11		710	S28.3.31(決) S55.4.15(名)	建告第1,092号 市告第38号	0	(一)大洲保内線	
3	6	3 片原町本久線	大洲市大洲 字片原町	大洲市大洲字本久	11		970	S28.3.31(決) S55.4.15(名)	建告第1,092号 市告第38号	348	(国)441号 (市)如法寺柚木田地線	
			ただし、 龜山橋	終点	8		250					
3	5	4 伊予大洲 停車場線	大洲市中村字飛蓬 なお、 大洲市中村地内に大洲駅前広場約2,500㎡を設ける。	大洲市若宮新町三区	15	2	280	H11.6.11(決)	県告第833号	280	(一)伊予大洲停車場線	
3	4	5 大洲停車場南線	大洲市中村字飛蓬	大洲市田口 字ショウザン	16		420	S55.3.28(決) S59.8.10(変)	県告第332号 県告第1,011号	420	(市)大洲停車場南線	
3	5	6 若宮慶雲寺線	大洲市田口 字ショウザン	大洲市五郎 字長楽寺	12		770	S28.3.31(決) S30.11.25(変) S45.11.24(変) S55.3.28(変) H5.2.23(変)	建告第1,092号 建告第1,360号 市告第26号 市告第28号 県告第256号	770	(市)若宮慶雲寺線 (主)長浜中村線	
3	5	7 若宮天満線	大洲市若宮 字ヤシキ	大洲市東大洲	12		720	S55.3.28(決) H5.2.23(変)	市告第28号 市告第10号	480	(市)大洲6号線	
3	4	9 若宮東大洲線	大洲市田口	大洲市東大洲	16	2	810	S28.3.31(決) S30.11.25(変) S55.3.28(変) H11.6.11(変) H27.9.25(変)	建告第1,092号 建告第1,360号 県告第331号 県告第832号 市告第91号	810	(市)田口徳森線 (市)大洲徳森線	
計		9路線					13,460			11,898		

大洲都市計画（大洲市（旧長浜都市計画））

路線番号		街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)				R6.3.31 改良済延長	道路名			
区分	規模 番号		起 点	終 点	幅員(m)	車線数			延長(m)	決定年月日	告示番号
3	6	10 長浜港港町線	大洲市長浜	大洲市長浜	11	2	40	S25.3.31(決) H24.8.28(変)	建告第874号 県告第1,086号	40	(国)378号
3	6	11 長浜港恵比須 町線	大洲市長浜	大洲市長浜	11	2	330	S25.3.31(決) H24.8.28(変)	建告第874号 県告第1,088号	330	(市)港町6号線 (国)378号
非	3	3 紺屋町松原線	大洲市長浜町長浜紺屋町	大洲市長浜町長浜松原通				S25.3.31(決) H24.7.30(廃)	建告第874号 市告第72号		廃止
計		2路線					370			370	

内子都市計画（内子町）

路線番号		街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)				R6.3.31 改良済延長	道路名			
区分	規模 番号		起 点	終 点	幅員(m)	車線数			延長(m)	決定年月日	告示番号
3	3	1 内子橋古田線	内子町内子字古城	内子町五十崎古田	25	4	2,340	S31.5.7(決) S43.10.23(変) H5.3.23(変) H28.3.11(変)	建告第823号 建告第3,175号 県告第423号 県告第265号	1,180	(国)56号
3	4	2 駅前通り線	内子町内子字駄馬	内子町内子字岡	16	2	350	S43.10.23(変) S49.1.25(変) H5.3.23(変) H28.3.11(変)	建告第3,175号 県告第70号 県告第424号 県告第266号	350	(一)内子停車場線
			なお、起点付近に駅前広場を設ける。 (約2,900㎡)								
3	5	3 畑中長通線	内子町内子字畑中	内子町内子字長通	12	2	170	S31.5.7(決) S43.10.23(決) H5.3.23(変) H28.3.11(変)	建告第823号 建告第3,175号 町告第8号 町告第10号	0	(町)広町線 (町)本町禅昌寺線
3	6	4 内子橋廿日市線	内子町内子(字黒瀬)	内子町内子(字岡)	8		1,240	S31.5.7(決) S43.10.23(変) H5.3.23(名)	建告第823号 建告第3,175号 町告第7号	0	(町)中町線
計		4路線					4,100			1,530	

八幡浜都市計画（八幡浜市）

路線番号	区分	規模	番号	街路名称	計 画		決 定 (R6.3.31現在)				R6.3.31 改良済延長	道路名	
					起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日			告示番号
1	4	1		自動車専用 八幡浜保内線	八幡浜市大平 八幡浜市向灘字高群 なお、 起点部に出口2箇所、入口2箇所を	八幡浜市大平 八幡浜市大平	9.5+9.0 ~20.5 9.5+8.5 9.5+9.0 ~10.5+9.5	4	990 (2,890) 380 610	H10.1.23(決) H14.3.8(変) H24.12.7(変)	県告第 88号 県告第 526号 県告第1,460号	990	(国)197号
3	4	1		昭和通り線	八幡浜市松柏 なお、 起点付近に約3,400㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市宇沖新田	17		1,540	S17.5.8(決) S33.3.17(変) H10.1.23(変)	内告第 311号 建告第 401号 県告第 94号	0	(国)197号 (主)八幡浜港線
3	4	2		白浜大平線	八幡浜市字白浜 なお、 起点付近に約3,400㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市大平	17 ~17.5	2	900	H10.1.23(決) H24.12.7(変)	県告第 89号 県告第1,457号	900	(市)北浜9号線 (一)八幡浜保内線 (国)197号 (市)矢野町大平線
II	2	2		沖新田大黒町線	八幡浜市宇沖新田 なお、起点から250m地点~終点までの 間(L=100m)は幅員12mである。	八幡浜市宇沖新田	15 12		350 100	S17.5.8(決) S31.9.5(変) S33.3.17(変)	内告第 311号 建告第1,415号 建告第 401号	350	港湾臨港道路1号線 港湾臨港道路2号線
3	6	7		八幡浜駅前 千丈線	八幡浜市松柏 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市郷	8~11	2	2,220	S17.5.8(決) S33.3.17(変) H24.12.7(変)	内告第 311号 建告第 401号 県告第1,463号	720	(国)197号
II	3	2		下松藤五反田線	八幡浜市字江戸岡 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市五反田	11		1,640	S17.5.8(決) S33.3.17(変)	内告第 311号 建告第 401号	1,640	(国)378号 (主)八幡浜字和線
3	6	6		産業通白浜線	八幡浜市産業通 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市字白浜	11	2	1,730	S17.5.8(決) S33.3.17(変) H10.1.23(変) H24.10.9(変)	内告第 311号 建告第 401号 市告第 1号 市告第 143号	320	(市)矢野町中央線 (市)矢野町大平線 (市)北浜9号線 (市)栗野浦線
II	3	4		棧橋通り線	八幡浜市字港町 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市字港口				S17.5.8(決) S33.3.17(変) H24.10.9(変)	内告第 311号 建告第 401号 市告第 144号		廃止
II	3	5		溝津吾間線	八幡浜市矢野町 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市八代				S17.5.8(決) S33.3.17(変) H24.12.7(変)	内告第 311号 建告第 401号 県告第1,458号		廃止
II	3	6		栗之浦線	八幡浜市矢野町 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市栗之浦				S17.5.8(決) S33.3.17(変) H24.10.9(変)	内告第 311号 建告第 401号 市告第 144号		廃止
3	6	8		広瀬北浜線	八幡浜市広瀬 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市北浜	8~11	2	1,000	S17.5.8(決) S31.9.5(変) S33.3.17(変) H24.10.9(変)	内告第 311号 建告第1,415号 建告第 401号 市告第 143号	160	(市)広瀬本町築港線 (市)新築築港線
(I)	小	1		本町栗之浦線	八幡浜市字本町 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市栗之浦				S17.5.8(決) S33.3.17(変) H24.12.7(変)	内告第 311号 建告第 401号 県告第1,459号		廃止
3	6	9		白浜通り向灘線	八幡浜市字白浜 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市向灘	8	2	650	S17.5.8(決) S33.3.17(変) H24.12.7(変)	内告第 311号 建告第 401号 県告第1,464号	150	(市)北浜2号線 (一)八幡浜保内線
(I)	小	3		新港通り線	八幡浜市字川通 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市字港町	8		530	S33.3.17(決)	建告第 401号	400	(市)大黒町新港通り線
(I)	小	4		新町大黒町線	八幡浜市字新町 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市沖新田				S33.3.17(決) H24.10.9(変)	建告第 401号 市告第 144号		廃止
(I)	小	5		夫正町古町線	八幡浜市字上浜町 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市矢野町				S17.5.8(決) S33.3.17(変) H24.10.9(変)	内告第 311号 建告第 401号 市告第 144号		廃止
3	6	10		本町沖新田線	八幡浜市字本町 なお、 終点付近に約900㎡の駅前広場を設ける。	八幡浜市宇沖新田	8	2	580	S31.9.5(決) S33.3.17(変) H24.10.9(変)	建告第1,415号 建告第 401号 市告第 143号	90	(市)矢野町沖新田線
計					11路線				12,130			5,720	

八幡浜都市計画（八幡浜市（旧保内都市計画））

路線番号	区分	規模	番号	街路名称	計 画		決 定 (R6.3.31現在)				R6.3.31 改良済延長	道路名	
					起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日			告示番号
1	4	1		自動車専用 八幡浜保内線	八幡浜市保内町須川 八幡浜市保内町須川 なお、 終点部に出口1箇所、入口1箇所を設ける	八幡浜市保内町喜木	9.5+9.0 ~20.5 9.5+8.5 9.5+9.0 ~20.5	4	1900 (2,890) 1470 430	H10.1.23(決) H14.3.8(変) H24.12.7(変)	県告第 90号 県告第 527号 県告第1,460号	1,900	(国)197号
3	5	3		名坂川之石線	八幡浜市保内町須川 なお、 終点部に出口1箇所、入口1箇所を設ける	八幡浜市保内町川之石	12~18.5	2	2,730	S32.8.22(決) H5.3.26(変) H10.1.23(変) H24.12.7(変)	建告第1,028号 県告第 448号 県告第 91号 県告第1,465号	710	(国)197号 (一)八幡浜保内線
3	5	4		清水三島線	八幡浜市保内町宮内 なお、 終点部に出口1箇所、入口1箇所を設ける	八幡浜市保内町宮内	12	2	920	S32.8.22(決) H5.3.26(名) H10.1.23(変) H24.12.7(変)	建告第1,028号 県告第 448号 県告第 92号 県告第1,461号	0	(市)三十八中央線 (国)378号
3	5	5		和田町楠町線	八幡浜市保内町川之石 なお、 終点部に出口1箇所、入口1箇所を設ける	八幡浜市保内町川之石	12	2	740	S32.8.22(決) H5.3.26(変) H10.1.23(変) H24.12.7(変)	建告第1,028号 県告第 449号 県告第 93号 県告第1,462号	740	(一)八幡浜保内線
3	6	4		和田町山手線	八幡浜市保内町川之石 和田町 なお、 終点部に出口1箇所、入口1箇所を設ける	八幡浜市保内町宮内 清水町				S32.8.22(決) H5.3.23(名) H10.1.23(変) H24.10.9(変)	建告第1,028号 町告第 28号 町告第 2号 市告第 144号		廃止
3	6	5		清水通線	八幡浜市保内町宮内 清水町 なお、 終点部に出口1箇所、入口1箇所を設ける	八幡浜市保内町宮内 清水町				S32.8.22(決) H5.3.23(名) H24.10.9(変)	建告第1,028号 町告第 28号 市告第 144号		廃止
3	6	6		神越喜木線	八幡浜市保内町喜木 神越 なお、 終点部に出口1箇所、入口1箇所を設ける	八幡浜市保内町 喜木町				S32.8.22(決) H5.3.23(名) H24.10.9(変)	建告第1,028号 町告第 28号 市告第 144号		廃止
計					4路線				6,290			3,350	

西予都市計画（西予市（旧三瓶都市計画））

路線番号 区分	規模 番号	街路名称	計 画		決 定 (R6.3.31現在)				R6.3.31 改良済延長	道路名	
			起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日			告示番号
3	5	7 朝立屋敷線	西予市三瓶町朝立	西予市三瓶町朝立	12	2	1,520	S28.6.19(決) S48.7.28(変) H24.3.23(変)	建告第1,103号 町告第 48号 県告第 378号	1,520	(主)八幡浜三瓶線
3	6	8 朝立津布理線	西予市三瓶町朝立	西予市三瓶町津布理	11	2	1,440	S28.6.19(決) H24.3.23(変)	建告第1,103号 県告第 379号	1,440	(主)宇和三瓶線
3	6	9 朝立海岸線	西予市三瓶町朝立	西予市三瓶町朝立	11	2	670	S28.6.19(決) H24.3.23(変)	建告第1,103号 県告第 380号	670	(国)378号
Ⅱ	3	4 朝立安主線	西予市三瓶町朝立字畑田	西予市三瓶町安主字柴浜				S28.6.19(決) H24.3.23(廃)	建告第1,103号 市告第 25号	0	廃止
7	7	8 畑岡朴線	西予市三瓶町朝立	西予市三瓶町朝立	5	一	1,300	S28.6.19(決) H24.3.23(変)	建告第1,103号 市告第 25号	1,300	(市)朝立44号
(一)	4	2 日吉崎石崎線	西予市三瓶町朝立 字日吉崎	西予市三瓶町津布理 字石崎				S28.6.19(決) H24.3.23(廃)	建告第1,103号 市告第 25号	0	廃止
(一)	4	3 旗津三瓶線	西予市三瓶町朝立字畑田 ただし、 起点	西予市三瓶町津布理 字新地 Ⅱ-3.4との交差点				S28.6.19(決) H24.3.23(廃)	建告第1,103号 県告第 382号	0	廃止
3	6	10 朝立有網代線	西予市三瓶町朝立	西予市三瓶町有網代	8	2	1,190	S28.6.19(決) H24.3.23(変)	建告第1,103号 県告第 381号	270	(国)378号 (市)安土2号
(一)	4	5 客屋敷線	西予市三瓶町朝立字客	西予市三瓶町朝立字屋敷				S28.6.19(決) H24.3.23(廃)	建告第1,103号 市告第 25号	0	廃止
(一)	4	6 神ヶ谷久勝寺線	西予市三瓶町津布理 字神ヶ谷	西予市三瓶町津布理 字久勝寺				S28.6.19(決) H24.3.23(廃)	建告第1,103号 市告第 25号	0	廃止
(一)	4	7 祝谷谷線	西予市三瓶町津布理 字祝谷	西予市三瓶町津布理 字谷				S28.6.19(決) H24.3.23(廃)	建告第1,103号 市告第 25号	0	廃止
計		5路線					6,120			5,200	

西予都市計画（西予市（旧宇和都市計画））

路線番号 区分	規模 番号	街路名称	計 画		決 定 (R6.3.31現在)				R6.3.31 改良済延長	道路名	
			起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日			告示番号
1	4	1 宇和島宇和線	西予市宇和町下川	西予市宇和町明石	20.5	4	5,740	H8.10.22(決) H25.3.12(変)	県告第1,346号 県告第 220号	5,740	松山自動車道
			西予市宇和町下川	西予市宇和町下川	8.5×2		1,090				
			西予市宇和町下川	西予市宇和町皆田	19.5~20.5		560				
			西予市宇和町稲生	西予市宇和町明石	19.5~20.5 19.5~20.5		1,100 2,990				
			なお、 西予市宇和町稲生地内に出入口を設ける (都市計画区域内3,490m 都市計画区域外2,250m)								
3	4	1 一ノ瀬下宇和線	西予市宇和町卯之町 四丁目	西予市宇和町稲生	17.0	2	1,280	H8.10.22(決) H24.3.23(変)	県告第1,347号 県告第 372号	975	(主)宇和野村線
3	5	2 田之筋線	西予市宇和町卯之町 四丁目	西予市宇和町明石	12	2	510	S30.11.25(決) H8.10.22(変) H24.3.23(変)	建告第1,356号 県告第1,348号 県告第 373号	510	(一)鳥坂宇和線
3	5	3 駅前通り線	西予市宇和町卯之町 三丁目	西予市宇和町卯之町 三丁目	15	2	60	S30.11.25(決) H21.8.21(変) H24.3.23(名)	建告第1,356号 県告第1,078号 県告第 374号	60	(市)旧町地区406号線
Ⅱ	3	1 下松葉江良線	西予市宇和町下松葉 ただし、 7・6・2号との交差点	西予市宇和町伊賀上 終点	12 11		2,970 660	S30.11.25(決)	建告第1,356号	2,870	(国)56号 (市)旧町地区277号線
3	6	4 馬場別所線	西予市宇和町卯之町 二丁目	西予市宇和町神領	8	2	540	S30.11.25(決) H21.8.21(変) H24.3.23(名)	建告第1,356号 県告第1,079号 県告第 375号	540	(一)宇和高山線
7	6	3 中ノ町通り線	西予市宇和町卯之町 三丁目	西予市宇和町卯之町 三丁目	8	一	80	S30.11.25(決) H21.6.15(変) H24.3.23(名)	建告第1,356号 市告第 31号 市告第 25号	0	(市)一級路線12号線
7	6	4 旭町通り線	西予市宇和町卯之町 四丁目	西予市宇和町卯之町 四丁目	8	一	70	S30.11.25(決) H21.6.15(変) H24.3.23(名)	建告第1,356号 市告第 31号 市告第 25号	0	(市)一級路線13号線
7	5	5 栄町通り線	西予市宇和町卯之町 三丁目	西予市宇和町卯之町 三丁目	15	2	80	H21.6.15(変) H24.3.23(名)	県告第1,076号 市告第 25号	80	(市)旧町地区326号線
7	7	1 下松葉卯之町鬼窪線	西予市宇和町下松葉	西予市宇和町卯之町 五丁目	5	一	3,000	S30.11.25(決) H8.10.24(変) H21.6.15(変) H24.3.23(名)	建告第1,356号 町告第 7号 市告第 31号 市告第 25号	1,570	(市)旧町地区71号線 (市)下宇和地区90号線 (市)旧町地区242号線
7	7	2 鬼窪線	西予市宇和町卯之町 四丁目	西予市宇和町卯之町 四丁目	5	一	290	S30.11.25(決) H8.10.24(変) H21.6.15(変) H24.3.23(名)	建告第1,356号 町告第 7号 市告第 31号 市告第 25号	290	(市)旧町地区402号線
7	7	6 馬場通り線	西予市宇和町卯之町 一丁目	西予市宇和町卯之町 二丁目	5	一	70	H21.8.21(変) H24.3.23(名)	県告第1,075号 市告第 25号	0	(市)一級路線9号線
計		12路線					14,690			12,635	

西予都市計画（西予市（旧野村都市計画））

路線番号			街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31 改良済延長	道路名	
区分	規模	番号		起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日			告示番号
3	5	5	中村緑ヶ丘線	西予市野村町野村	西予市野村町阿下	12	2	2,270	S35.3.8(決) S36.7.21(変) S39.6.10(変) S45.10.30(変) H24.3.23(変)	建告第 353号 建告第1,520号 建告第1,410号 町告第 38号 県告第 376号	2,000	(国)441号 (主)字和野村線
Ⅱ	3	2	三島いなや線	西予市野村町野村 ただし、 起点 三島橋	西予市野村町野村 (I)-小-1との交差点				S35.3.8(決) H24.3.23(廃)	建告第 353号 市告第 25号		廃止
3	6	6	清瀬線	西予市野村町野村	西予市野村町野村	8	2	210	S35.3.8(決) H24.3.23(変)	建告第 353号 県告第 377号	210	(市)徳城線
7	7	7	新町線	西予市野村町野村	西予市野村町野村	6	-	470	H24.3.23(決)	市告第 25号	470	(市)新町線 (市)徳城線
(I)	小	2	竹の内土氏宮線	西予市野村町野村	西予市野村町野村				S35.3.8(決) H24.3.23(廃)	建告第 353号 市告第 25号		廃止
(I)	小	3	岡線	西予市野村町野村	西予市野村町野村				S35.3.8(決) H24.3.23(廃)	建告第 353号 市告第 25号		廃止
計			3路線					2,950			2,680	

広見都市計画（鬼北町）

路線番号			街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31 改良済延長	道路名	
区分	規模	番号		起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日			告示番号
3	5	1	永野市栄町線	鬼北町大字永野市	鬼北町大字近永	12		720	S32.8.22(決) R 5.3.28(変)	建告第1,029号 県告第 351号	0	(国)441号
Ⅱ	3	2	栄町芝線	鬼北町栄町 ただし、 (I)-小-3との交差点	鬼北町大字芝 終点	12		0	S32.8.22(決) R 5.3.28(廃)	建告第1,029号 県告第 349号	0	廃止
(I)	小	1	出目駅前通線	鬼北町大字出目 なお、 起点付近に約760㎡の駅前広場を設ける。	鬼北町大字出目	8		0	S32.8.22(決) R 5.3.28(廃)	建告第1,029号 町告第 36号	0	廃止
(I)	小	2	永野市線	鬼北町大字永野市	鬼北町大字出目	8		0	S32.8.22(決) R 5.3.28(廃)	建告第1,029号 県告第 348号	0	廃止
(I)	小	3	奈良通線	鬼北町大字奈良一耕	鬼北町大字奈良一耕	8		0	S32.8.22(決) R 5.3.28(廃)	建告第1,029号 県告第 350号	0	廃止
(I)	小	4	奈良線岡線	鬼北町大字奈良	鬼北町本町	8		0	S32.8.22(決) R 5.3.28(廃)	建告第1,029号 町告第 36号	0	廃止
(I)	小	5	近永駅前通線	鬼北町本町 なお、 起点付近に約1,300㎡の駅前広場を設ける。	鬼北町本町	8		0	S32.8.22(決) R 5.3.28(廃)	建告第1,029号 町告第 36号	0	廃止
7	6	1	近永病院線	鬼北町大字近永	鬼北町大字近永	8		300	S32.8.22(決) R 5.3.28(変)	建告第1,029号 町告第 36号	0	(町)武士狩野線
計			2路線					1,020			0	

路線番号	区分	規模	番号	街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)				告示番号	R6.3.31 改良済延長	道路名	
					起 点	終 点	幅員(m)	車線数				延長(m)
1	4	1	保田高串線	宇和島市保田 ただし、 宇和島市寄松 宇和島市宮下 宇和島市坂下津 宇和島市住吉町 宇和島市藤江	宇和島市高串 宇和島市寄松 宇和島市宮下 宇和島市住吉町 宇和島市藤江 宇和島市伊吹町	20 21 8.5+8.5 20 8.5+8.5 8.5+8.5 20	4	6,240 360 470 1,920 410 840 2,240	S59.4.24(決) H8.10.15(変) H12.12.12(変)	県告第564号 県告第1,331号 県告第1,759号	6,240	(国)56号宇和島道路
1	4	2	宇和島宇和線	宇和島市高串 ただし、 宇和島市高串 宇和島市高串 宇和島市光満 宇和島市三間町曾根 宇和島市三間町則 宇和島市吉田町立間	宇和島市吉田町立間 宇和島市高串 宇和島市光満 宇和島市光満 宇和島市三間町成家 宇和島市三間町則 宇和島市吉田町立間	20.5 9.25×2 8.5×2 8.5×2 20.5 19.5~20.5 8.5×2 8.5×2 ~20.5	4	10,630 410 510 370 980 1,370 970 6,020	H8.10.22(決) H25.3.12(変)	県告第1,345号 県告第218号	10,630	松山自動車道
1	4	3	宇和島津島線	宇和島市保田 ただし、 宇和島市保田 宇和島市保田 宇和島市祝森 宇和島市祝森 宇和島市祝森 宇和島市祝森	宇和島市津島町高田 宇和島市保田 宇和島市保田 宇和島市祝森 宇和島市祝森 宇和島市祝森 宇和島市津島町高田	8.5×2 19.5~20.5 20.5 8.5×2 8.5×2 9.75×2~20.5 8.5×2 8.5×2~20.5	4	7,830 370 390 690 700 570 2,030 3,080	H11.6.11(決)	県告第834号	7,830	(国)56号宇和島道路
3	3	1	中央町線	宇和島市中央町二丁目	宇和島市中央町二丁目	25		230	S21.7.6(決) S29.12.21(変) S59.4.24(変)	戦告第53号 建告第1,637号 県告第565号	230	(市)丸之内丸穂線
3	5	2	栄町港高串線	宇和島市栄町港三丁目	宇和島市高串	12.5	2	2,580	S21.7.6(決) S29.12.21(変) S59.4.24(変) H28.3.11(変)	戦告第53号 建告第1,637号 県告第559号 県告第267号	1,025	(国)56号
3	4	3	栄町港丸の内線	宇和島市栄町港一丁目	宇和島市丸之内三丁目	20	4	1,100	S21.7.6(決) S29.12.21(変) S59.4.24(名) H12.12.12(変)	戦告第53号 建告第1,637号 県告第574号 県告第1,760号	1,100	(国)56号
3	6	4	柿原曙町線	宇和島市柿原 ただし、 宇和島市柿原 宇和島市柿原 宇和島市丸穂町	宇和島市曙町 宇和島市柿原 宇和島市丸穂町 宇和島市天神町	10 10 10 10 10~35	2	3,660 450 1,070 480 1,660	S18.6.2(決) S21.7.6(変) S29.12.21(変) S59.4.24(変) S63.4.19(変) H12.12.12(変)	内告第421号 戦告第53号 建告第1,637号 県告第563号 県告第577号 県告第1,762号	3,660	(国)320号
3	4	5	栄町港保田線	宇和島市栄町港二丁目	宇和島市保田	16	2	3,440	S21.7.6(決) S29.12.21(変) S59.4.24(変) H11.6.11(変)	戦告第53号 建告第1,637号 県告第561号 県告第836号	805	(市)御殿町並松線 (国)56号 (市)栄町港丸之内線
3	5	6	栄町港築地町線	宇和島市栄町港三丁目	宇和島市築地町二丁目	15		1,100	S18.6.2(決) S21.7.6(変) S29.12.21(変) S59.4.24(変)	内告第421号 戦告第53号 建告第1,637号 県告第562号	1,100	(主)宇和島港線
3	5	7	丸の内明倫町線	宇和島市丸之内三丁目	宇和島市明倫町	12	2	500	S18.6.2(決) S21.7.6(変) S29.12.21(変) S41.2.14(変) S59.4.24(変) H8.10.15(変) H12.12.12(変)	内告第421号 戦告第53号 建告第1,637号 建告第193号 県告第567号 県告第1,332号 県告第1,761号	320	(市)丸之内明倫町線
3	5	8	中沢町榊形町線	宇和島市中沢町一丁目	宇和島市榊形町三丁目	12	2	1,370	S18.6.2(決) S21.7.6(変) S27.3.31(変) S29.12.21(変) S40.5.29(変) S59.4.24(名) H11.6.11(変)	内告第421号 戦告第53号 建告第590号 建告第1,637号 建告第1,393号 県告第574号 県告第1,370号	900	(市)榊形町明倫町線 (国)56号
3	5	9	新町明倫町線	宇和島市新町二丁目	宇和島市明倫町	12		830	S21.7.6(決) S29.12.21(変) S34.7.16(変) S41.2.14(変) S59.4.24(変)	戦告第53号 建告第1,637号 建告第1,287号 建告第193号 県告第568号	480	(市)丸穂町1号線 (一)無月宇和島線
3	5	10	恵美須町 築地町線	宇和島市恵美須町 二丁目	宇和島市築地町一丁目	12		1,150	S21.7.6(決) S29.12.21(変) S59.4.24(変)	戦告第53号 建告第1,637号 県告第570号	1,150	(一)吉田宇和島線 (市)恵美須町御幸町線
3	5	11	住吉町大浦線	宇和島市住吉町二丁目	宇和島市大浦	12	2	880	S21.7.6(決) S29.12.21(変) S59.4.24(変) H12.12.12(変) R4.4.8(変)	戦告第53号 建告第1,637号 県告第573号 県告第1,758号 県告第398号	550	(一)吉田宇和島線

路線番号 区分	規模 番号	街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31 改良済延長	道路名		
			起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日			告示番号	
3	5	12 文京町線	宇和島市文京町	宇和島市文京町	12		180	S21. 7. 6(決) S29. 12. 21(変) S41. 2. 14(変) S46. 11. 19(変) S59. 4. 24(名)	戦告第 53号 建告第1, 637号 建告第 193号 市告第 47号 県告第 574号	180	(国) 5 6号	
3	4	13 曙町寿町線	宇和島市曙町	宇和島市寿町二丁目				S21. 7. 6(決) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(変) H30. 3. 1(廃)	戦告第 53号 建告第1, 637号 県告第 575号 市告第 9号	0	(市) 新内港須賀川線 廃止	
3	5	14 鶴島町 和霊中町線	宇和島市鶴島町	宇和島市和霊中町 二丁目	12	2	680	S18. 6. 2(決) S21. 7. 6(変) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(名) H28. 3. 11(変)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1, 637号 市告第 26号 市告第 17号	368	(市) 鶴島町和霊町線	
3	5	15 錦町鶴島町線	宇和島市錦町	宇和島市鶴島町	12		270	S18. 6. 2(決) S21. 7. 6(変) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(変)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1, 637号 市告第 28号	270	(市) 鶴島町錦町線	
3	5	16 錦町中央町線	宇和島市錦町	宇和島市中央町一丁目	15		580	S18. 6. 2(決) S21. 7. 6(変) S29. 12. 21(変) S41. 2. 14(変) S46. 11. 19(変) S59. 4. 24(名)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1, 637号 建告第 193号 市告第 47号 市告第 26号	580	(市) 錦町本町追手線	
			ただし、 宇和島市中央町一丁目	宇和島市本町追手 二丁目	12		180					
3	5	17 本町追手 明倫野線 本町追手桜町線	宇和島市本町追手 二丁目	宇和島市明倫野 宇和島市桜町	12	2	890	S18. 6. 2(決) S21. 7. 6(変) S29. 12. 21(変) S46. 11. 19(変) S59. 4. 24(変) R2. 3. 17(変)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1, 637号 市告第 47号 市告第 29号 市告第 16号	0	(市) 恵美須町京町線 (市) 京町明倫野線	
3	5	18 中央町1号線	宇和島市中央町一丁目	宇和島市中央町一丁目	12		220	S18. 6. 2(決) S21. 7. 6(変) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(名)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1, 637号 市告第 26号	220	(市) 丸之内中央町線	
3	5	19 本町追手 丸の内線	宇和島市本町追手 二丁目	宇和島市丸之内三丁目	12		640	S18. 6. 2(決) S21. 7. 6(変) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(名)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1, 637号 市告第 26号	640	(市) 本町追手御殿町線	
3	5	20 朝日町築地町線	宇和島市朝日町一丁目	宇和島市築地町二丁目	12		1,060	S21. 7. 6(決) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(名)	戦告第 53号 建告第1, 637号 市告第 26号	1,060	(市) 朝日町築地線	
3	5	21 泉野伊吹野 東通線	宇和島市泉野一丁目	宇和島市伊吹野	12			S21. 7. 6(決) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(名) H28. 3. 11(廃)	戦告第 53号 建告第1, 637号 市告第 26号 市告第 17号		廃止	
3	5	22 丸の内桜町線	宇和島市丸之内二丁目	宇和島市桜町	12		360	S21. 7. 6(決) S29. 12. 21(変) S46. 11. 19(変) S59. 4. 24(名)	戦告第 53号 建告第1, 637号 市告第 47号 市告第 26号	195	(市) 丸之内桜町線	
3	5	23 和霊中町伊吹町 北通線	宇和島市和霊中町 二丁目	宇和島市伊吹町 二丁目	12	2	1,210	S21. 7. 6(決) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(変) H28. 3. 11(変)	戦告第 53号 建告第1, 637号 県告第 560号 市告第 17号	0	(市) 和霊中町柿原線 (市) 泉町高串線	
			なお、 宇和島市伊吹町内に約750mの駅前広場を設ける。									
3	5	24 寿町栄町港線	宇和島市寿町二丁目	宇和島市栄町港三丁目	15		140	S21. 7. 6(決) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(変)	戦告第 53号 建告第1, 637号 市告第 30号	140	(市) 寿町栄町港線	
3	5	25 寿町住吉町線 寿町御幸町線	宇和島市寿町一丁目	宇和島市住吉町 宇和島市御幸町一丁目	12	2	280	S21. 7. 6(決) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(変) H30. 3. 1(変)	戦告第 53号 建告第1, 637号 県告第 571号 市告第 9号	280	(市) 朝日町住吉町線	
3	4	26 中沢町寄松線	宇和島市中沢町一丁目	宇和島市寄松	17	2	1,740	H11. 6. 11(決)	市告第 40号	0	(市) 中沢町宮の下線	
3	4	27 别当中沢町線	宇和島市别当五丁目	宇和島市中沢町三丁目				H11. 6. 11(決) H30. 3. 1(廃)	市告第 40号 市告第 9号	0	(市) 别当中沢町線 廃止	
3	3	28 国道近家線	宇和島市津島町高田 字水口	宇和島市津島町近家 字寄ヶ坂	28	4	2,420	S51. 8. 20(決) H11. 6. 11(変)	県告第 881号 県告第 838号	2,420	(主) 宇和島下波津島線	
			なお、 坂元付近の大字東田字三ツ峰地内に約3,400 ㎡の交通広場を設ける。									
3	5	29 高田岩松線	宇和島市津島町高田	宇和島市津島町高田	12	2	2,350	H11. 6. 11(決) H25. 3. 12(変)	県告第 835号 県告第 219号	670	(国) 5 6号	
3	5	30 高田近家線	宇和島市津島町高田	宇和島市津島町高田	15	2	490	H11. 6. 11(決)	町告第 57号	490	(主) 宿毛津島線	
3	3	31 住吉町坂下津線	宇和島市住吉町一丁目	宇和島市坂下津	12+12	4	1,310	H12. 12. 12(決) R2. 3. 17(変)	県告第1,764号 県告第241号	1,310	(一) 無月宇和島線 (市) 曙町弁天町線 (市) 寿町住吉町線	
3	4	32 大浦1号線	宇和島市大浦	宇和島市大浦	16	2	620	H12. 12. 12(決)	県告第1,763号	580	(一) 吉田宇和島線	
7	6	1 須賀川南堤防線	宇和島市和霊元町 四丁目	宇和島市住吉町二丁目	8		1,060	S21. 7. 6(決) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(変)	戦告第 53号 建告第1, 637号 県告第 572号	1,060	(市) 須賀川南堤防線	
7	6	2 中央町丸穂町線	宇和島市中央町二丁目	宇和島市丸穂町二丁目	8		280	S21. 7. 6(決) S29. 12. 21(変) S59. 4. 24(変)	戦告第 53号 建告第1, 637号 県告第 566号	280	(市) 丸之内丸穂線	

路線番号 区分	規模	番号	街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31 改良済延長	道路名	
				起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日			告示番号
7	6	3	御幸町線	宇和島市御幸町一丁目	宇和島市御幸町一丁目	8		100	S18.6.2(決) S21.7.6(変) S29.12.21(変) S59.4.24(変)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1,637号 市告第 30号	100	(市) 鶴島町御幸町線
7	6	4	錦町新町線	宇和島市錦町	宇和島市新町二丁目	8		100	S21.7.6(決) S29.12.21(変) S34.7.16(変) S41.2.14(変) S59.4.24(変)	戦告第 53号 建告第1,637号 建告第1,287号 建告第 193号 県告第 569号	100	(市) 丸穂町1号線
7	6	5	天神町 本町追手線	宇和島市天神町	宇和島市本町追手 二丁目	8		1,000	S18.6.2(決) S21.7.6(変) S29.12.21(変) S59.4.24(名)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1,637号 市告第 26号	570	(市) 天神町本町追手線
7	6	6	新町丸穂町線	宇和島市新町一丁目	宇和島市丸穂町四丁目	8		360	S18.6.2(決) S21.7.6(変) S29.12.21(変) S42.1.6(変) S59.4.24(名)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1,637号 建告第 5号 市告第 26号	360	(市) 丸穂町2号線
7	6	7	新田町宮下線	宇和島市新田町三丁目	宇和島市宮下				S21.7.6(決) S29.12.21(変) S46.11.19(変) S59.4.24(名) H30.3.1(廃)	戦告第 53号 建告第1,637号 市告第 47号 市告第 26号 市告第 9号		(市) 新田町宮の下線 (市) 新田町8号線 (市) 新田町10号線 廃止
7	6	8	新内港須賀川線	宇和島市寿町二丁目	宇和島市朝日町四丁目	8		390	S21.7.6(決) S29.12.21(変) S59.4.24(名)	戦告第 53号 建告第1,637号 市告第 26号	390	(市) 新内港須賀川線
7	6	9	鶴島町寿町線	宇和島市鶴島町	宇和島市寿町一丁目				S21.7.6(決) S29.12.21(変) S59.4.24(変) H30.3.1(廃)	戦告第 53号 建告第1,637号 市告第 27号 市告第 9号	0	(市) 鶴島町楽町港線 廃止
7	6	10	和霊元町 和霊町西通線 和霊元町線	宇和島市和霊元町 二丁目	宇和島市和霊町 四丁目	8	2	240	S21.7.6(決) S29.12.21(変) S59.4.24(名) H30.3.1(変)	戦告第 53号 建告第1,637号 市告第 26号 市告第 9号	132	(市) 和霊町西通線
7	6	11	薬空町 宇和津町線	宇和島市薬空町三丁目	宇和島市宇和津町 三丁目				S18.6.2(決) S21.7.6(変) S29.12.21(変) S46.11.19(変) S59.4.24(名) H30.3.1(廃)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1,637号 市告第 47号 市告第 26号 市告第 9号		(市) 薬町瀬音寺線 廃止
7	6	12	大宮町野川線	宇和島市大宮町一丁目	宇和島市野川				S18.6.2(決) S21.7.6(変) S29.12.21(変) S46.11.19(変) S59.4.24(名) H30.3.1(廃)	内告第 421号 戦告第 53号 建告第1,637号 市告第 47号 市告第 26号 市告第 9号		(市) 西江寺野川線 廃止
7	6	13	朝日町1号線	宇和島市朝日町四丁目	宇和島市朝日町四丁目	9	1	140	S59.4.24(決) H12.12.12(変)	市告第 30号 市告第 49号	140	(市) 朝日町12号線
7	6	14	住吉町1号線	宇和島市住吉町一丁目	宇和島市住吉町一丁目	9	1	150	S59.4.24(決) H12.12.12(変)	市告第 30号 市告第 49号	150	(市) 住吉町24号線
7	6	15	坂下津1号線	宇和島市坂下津	宇和島市坂下津	9	1	220	S59.4.24(決) H8.10.18(変) H12.12.12(変)	市告第 30号 市告第 54号 市告第 49号	220	(一) 無月宇和島線
7	6	16	坂下津2号線	宇和島市坂下津	宇和島市坂下津	9	1	230	S59.4.24(決) H12.12.12(変)	市告第 30号 市告第 49号	230	(一) 無月宇和島線
8	5	1	恵美須町 中央町線	宇和島市恵美須町 一丁目	宇和島市中央町一丁目	12		600	S59.4.24(決)	市告第 30号	600	(市) 恵美須町京町線
計				45路線				61,850			49,755	

愛南都市計画

愛南町 1/1

路線番号 区分	規模	番号	街路名称	計 画 決 定 (R6.3.31現在)						R6.3.31 改良済延長	道路名	
				起 点	終 点	幅員(m)	車線数	延長(m)	決定年月日			告示番号
1	5	1	一本松内海線	愛南町小山	愛南町柏	12	2	19,680	R3.12.10(決)	県告第1,394号	0	(国) 56号宿毛内海道路
			ただし、 愛南町中川 愛南町御荘平山 愛南町御荘平山	愛南町中川 愛南町御荘平山 愛南町御荘平山	12~15 12~18 18			420 650 460				
			なお、愛南町 中川地内に出口2箇所・入口2箇所 城辺甲地内に出口2箇所・入口2箇所 御荘平城地内に出口2箇所・入口2箇所 柏地内に出口2箇所・入口2箇所 を設ける。									
3	5	1	御荘インター連絡線	愛南町御荘平城	愛南町御荘平城	13	2	540	R3.12.10(決)	町告第 94号	0	町道
3	6	2	城辺インター連絡線	愛南町城辺甲	愛南町城辺甲	10	2	580	R3.12.10(決)	県告第1,395号	0	(主) 宇和島城辺線
計				3路線				20,800			0	

ア 交通広場の決定状況 (令和6年3月31日現在) 都市計画法第11号第1項第1号の「道路」(都市計画道路として決定されている)

都市計画 区域名	都市名	路線番号			計画決定路線名	位置	面積(m <sup>2</sup> )		当初決定		最終変更	
		区分	規模	番号			計画決定	供用	年月日	告示番号	年月日	告示番号
松山広域	松山市	3	1	1	花園町線	松山市駅前	10,420	10,420	S40.8.26	建告第2468号	H3.3.29	県告第645号
松山広域	松山市	3	2	4	大手町通線	松山駅東口	15,500	13,500	S40.8.26	建告第2468号	H20.2.5	県告第147号
松山広域	松山市	3	2	61	松山駅西南北線	松山駅西口	3,400	0	H20.2.5	県告第152号		
松山広域	伊予市	3	5	80	国鉄駅前港線	伊予市駅前	1,200	1,200	S29.12.21	建告第1640号	H3.3.29	県告第645号
今治広域	今治市	3	2	1	広小路線	今治駅東口駅前	5,200	5,200	S21.7.6	戦告第52号	H24.8.28	県告第1082号
今治広域	今治市	3	2	4	広小路線	今治港務所前			S29.12.21	建告第1639号	H24.8.28	県告第1082号(廃)
今治広域	今治市	3	5	28	今治駅西高橋線	今治駅西口駅前	3,000	3,000	S21.7.6	戦告第52号	S58.9.24	市告第312号
今治広域	今治市	3	5	37	波止浜停車場蛭子町線	波止浜駅前	1,800	1,800	S28.3.31	建告第1093号	S58.9.24	県告第1214号
今治広域	今治市	3	5	37	波止浜停車場蛭子町線	波止浜港務所前	1,200	0	S28.3.31	建告第1093号	S58.9.24	県告第1214号
新居浜	新居浜市	3	2	1	新居浜駅港町線	新居浜駅前	7,100	4,000	S29.12.21	建告第1642号	H21.1.13	県告第64号
新居浜	新居浜市	3	6	17	駅南中筋線	新居浜駅南口	3,200	2,500	S29.12.21	建告第1642号	R5.3.28	市告第12号
西条	西条市	3	4	3	西条駅前朔日市線	西条駅前	3,800	3,800	S26.5.23	建告第433号	H25.5.24	県告第595号
西条	西条市	3	5	7	国道西条港線	西条港務所前	2,700	2,700	S31.5.7	建告第826号	H21.1.13	県告第68号
西条	西条市	3	4	14	駅前通り線	壬生川駅前	3,200	3,200	S31.5.7	建告第825号	H21.1.13	市告第10号
四国中央	四国中央市	3	5	3	駅前通線	川之江駅前	2,000	1,100	S31.9.5	建告第1419号	S55.2.5	市告第6号
大洲	大洲市	3	5	4	伊予大洲停車場線	大洲駅前	2,500	2,500	H11.6.11	県告第833号		
八幡浜	八幡浜市	3	4	1	昭和通り線	八幡浜駅前	3,400	3,400	S17.5.8	内告第311号	H10.1.23	県告第94号
八幡浜	八幡浜市	Ⅱ	3	4	棧橋通り線	終点付近			S33.3.17	建告第401号	H24.10.9	市告第144号(廃)
内子	内子町	3	4	2	駅前通り線	内子駅前	2,900	2,900	S43.10.23	建告第375号	H28.3.11	県告第266号
広見	鬼北町	(Ⅰ)	小	4	出目駅前通線	出目駅前			S32.8.22	建告第1029号	R5.3.28	町告第36号(廃)
広見	鬼北町	(Ⅰ)	小	5	近永駅前通線	近永駅前			S32.8.22	建告第1029号	R5.3.28	町告第36号(廃)
宇和島	宇和島市	3	6	4	柿原曙町線	宇和島駅前	4,900	4,900	S59.4.24	県告第563号	H12.12.12	県告第1762号
宇和島	宇和島市	3	5	23	和霊中町伊吹町北通線	北宇和島駅前	750		S59.4.24	県告第560号	H28.3.11	市告第17号
宇和島	宇和島市	3	3	28	国道近家線	起点付近	3,400	3,400	S51.8.20	県告第881号	H11.6.11	県告第838号
合計	9市1町	20箇所					81,570	69,520				

イ 交通広場の決定状況 (令和5年3月31日現在) 都市計画法第11号第1項第1号の「その他の交通施設」(都市計画交通広場として決定されている)

都市計画 区域名	都市名	番号	名称	位置	面積(m <sup>2</sup> )		当初決定		最終変更	
					計画決定	供用	年月日	告示番号	年月日	告示番号
今治広域	今治市	1	今治港交通広場	片原町一丁目	4,300	4,300	H24.8.28	市告第358号		

注) 交通広場については、道路の一部を構成する交通広場については法第11条第1項第1号における「道路」に含めて都市計画決定することとするが、歩行者空間を中心とするもの等それ以外の交通広場については、その他の交通施設の「交通広場」として都市計画を行うことが望ましい。

【都市計画運用指針 IV-2-2 都市施設 Ⅱ)施設別の事項 A. 交通施設 A-6. その他交通施設 3. 交通広場 (1)交通広場の都市計画の考え方より抜粋】

## ウ 都市高速鉄道の決定状況

都市高速鉄道決定状況 (令和6年3月31日現在)

(松山広域都市計画 松山市・伊予市・松前町)

### 1 線路部分

路線名	位置		区域延長	構造形式	計画決定	
	起点	終点			決定年月日	告示番号
四国旅客鉄道(株)予讃線	松山市古三津五丁目	伊予郡松前町横田	11,620 m		H20. 2. 5(決) 〔松山市7,050m〕 〔伊予市1,190m〕 〔松前町3,380m〕	県告第145号
内 訳	松山市愛光町	松山市空港通一丁目	1,880	嵩上式		
			9,740	地表式		

(今治広域都市計画 今治市)

### 1 線路部分

路線名	位置		区域延長	構造形式	計画決定	
	起点	終点			決定年月日	告示番号
四国旅客鉄道予讃本線	今治市辻堂字五反地	今治市高部字基石山	7,390 m		S58. 9. 24(決)	県告第1212号
内 訳	今治市蔵敷町二丁目	今治市高地町一丁目	2,030	嵩上式	S63. 10. 28(名)	県告第1291号
			5,360	地表式		

### 2 主要施設

名称	施設名	位置	区域	計画決定	
				決定年月日	告示番号
都市高速鉄道	今治駅	今治市北宝来町一丁目	10,800 m	S58. 9. 24	県告第1212号

エ 駐車場の決定状況

都市計画駐車場決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	計 画 決 定								供 用		構 造	
	都 市 名	番 号	駐 車 場 名	面 積 (ha)	収 容 台 数	当 初 決 定		最 終 変 更		面 積 (ha)		収 容 台 数
						年 月 日	告 示 番 号	年 月 日	告 示 番 号			
松山広域	松山市	1	中之川地下	0.50	260	S47. 6. 21	市告第220号			0.49	242	地下2層
松山広域	松山市	2	二番町			S49. 11. 8	市告第300号	R1. 8. 30	市告第369号			廃止 鉄骨耐火被覆構造地上7階8層
今治広域	今治市	1	今治港第1	0.12	37	S48. 7. 19	市告第168号	H24. 11. 19	市告第463号	0.11	37	地上1層
新居浜	新居浜市	1	新居浜駅前	0.14	40	H23. 12. 27	市告第137号			0.14	40	平面式
四国中央	四国中央市	1	中央	0.12	107	S52. 7. 12	市告第50号	H18. 12. 26	市告第160号	0.12	34	地上4階5層
四国中央	四国中央市	2	新町	0.18	82	S54. 8. 9	市告第57号	H18. 12. 26	市告第160号	0.18	69	広場式
八幡浜	八幡浜市	4	新川			S49. 11. 1	市告第37号	R6. 3. 4	市告第18号			廃止 可動式鉄骨片持梁方式
西予	西予市(旧宇和町)	1	中央	0.19	65	S60. 12. 3	町告第11号	H22. 4. 7	市告第25号	0.19	65	地上1層
宇和島	宇和島市	1	中央町	0.27	100	S52. 4. 2	市告第21号	S60. 7. 29	市告第42号	0.27	100	無蓋地上
宇和島	宇和島市	2	城山下	0.15	49	S52. 7. 17	市告第40号	R2. 3. 17	市告第17号	0.13	46	広場式
愛南	愛南町	1	船越	0.48	194	S51. 11. 20	町告第20号	H24. 2. 9	町告第16号	0.48	194	広場式
合 計	7市1町		10箇所	2.15	934					2.11	827	

オ 自転車駐車場の決定状況

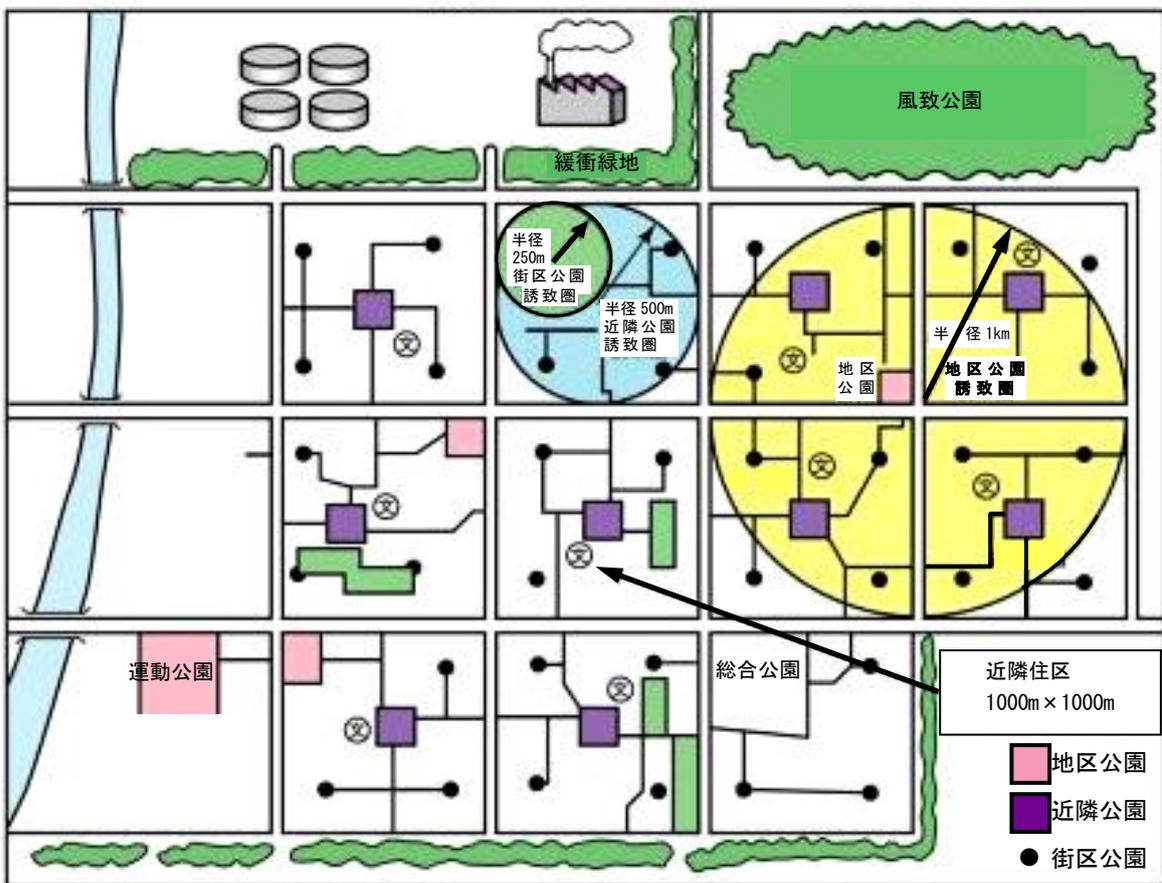
都市計画駐車場決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	計 画 決 定								供 用		構 造	
	都 市 名	番 号	駐 車 場 名	面 積 (ha)	収 容 台 数	当 初 決 定		最 終 変 更		面 積 (ha)		収 容 台 数
						年 月 日	告 示 番 号	年 月 日	告 示 番 号			
新居浜	新居浜市	2	新居浜駅前	0.16	700	H23. 12. 27	市告第138号			0.16	839	地上2階2層平面式
合 計	1市		1箇所	0.16	700					0.16	839	

### (3) 公共空地

公園空地は、道路、広場等と一体となって都市の骨格を形成し、市街地の外周にあっては、無秩序な都市のスプロール化を防止する。また、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ、レクリエーションの場を提供し、公害の発生を緩和し、災害発生時には、被害の緩衝及び避難救援活動の場となり、さらには、大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、遮熱等多様な機能を併せ持つ都市の根幹的な施設である。

都市公園は、緑の基本計画の中核として、地域性の緑地と有効的に連絡するように配置し、快適な都市環境の形成、都市住民のレクリエーション需要、安全な都市づくりに対処し、緑豊かな潤いのある魅力的な都市を形成するよう計画する。



公園	<p>公園は、住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動、その他レクリエーションの用に供するとともに、あわせて都市環境の保全及び改善に資するために設ける施設である。  (参考)都市計画公園の名称は、番号及び路線名とし、以下のように付されている。</p> <p>例 5・5・5 伊予総合公園  (区分・規模・一連番号 公園名)</p> <p>区分 2 街区公園…主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とし、0.25ha/箇所を標準とする。</p> <p>3 近隣公園…主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とし、2ha/箇所を標準とする。</p> <p>4 地区公園…主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とし、4ha/箇所を標準とする。</p> <p>5 総合公園…主として1の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし、概ね10ha/箇所以上。</p> <p>6 運動公園…主として運動の用に供することを目的とし、概ね15ha/箇所以上。</p> <p>7 特殊公園…風致公園→良好な自然的環境を形成する土地。</p> <p>8 特殊公園…動物公園、植物公園、歴史公園</p> <p>9 広域公園…1の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし、概ね50ha以上。</p> <p>規模 2 面積 1ha 未満  3 面積 1ha 以上 4ha 未満  4 面積 4ha 以上 10ha 未満  5 面積 10ha 以上 50ha 未満  6 面積 50ha 以上 300ha 未満  7 面積 300ha 以上</p> <p>一連番号  当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付す。</p>						
緑地	<p>主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地である。</p> <table border="1" data-bbox="239 1429 389 1738"> <tr> <td data-bbox="245 1429 383 1505">都市緑地</td> <td data-bbox="408 1429 1441 1505">主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地で0.1ha以上を標準とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1514 383 1621">緩衝緑地</td> <td data-bbox="408 1514 1441 1621">大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和等を目的として、公害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分断遮断することが必要な位置に配置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1630 383 1738">緑道</td> <td data-bbox="408 1630 1441 1738">災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性、快適性の確保を図るために設けられる緑地で公園、学校、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。</td> </tr> </table>	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地で0.1ha以上を標準とする。	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和等を目的として、公害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分断遮断することが必要な位置に配置する。	緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性、快適性の確保を図るために設けられる緑地で公園、学校、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地で0.1ha以上を標準とする。						
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和等を目的として、公害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分断遮断することが必要な位置に配置する。						
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性、快適性の確保を図るために設けられる緑地で公園、学校、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。						
広場	<p>広場は、主として都市部等における歩行者の休息、通行、鑑賞等の利用に供することを目的とする施設である。</p>						
墓園	<p>墓園は、都市の総合的な土地利用計画に基づき、都市住民の墓地需要に対処するため、公園緑地系統の一環として、静寂な環境の維持及び風致・景観の向上を図り、併せて屋外レクリエーションの場として利用に供されることを目的とした施設である。なお、墓所面積は全敷地面積の1/3以下とする。</p>						

## ① 都市公園の整備状況

本県における令和5年3月末の都市公園等の整備状況は11市6町で620箇所1550.77haが開設され、1人あたり都市公園等面積は13.2㎡/人（R4年度末全国平均10.8㎡/人）である。

表1 愛媛県の都市公園等の整備状況

令和5年3月31日現在

区分	供用開始																				合計																
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		レク都市		風致公園		動植物公園		歴史公園			墓園		緩衝緑地		都市緑地		広場公園		緑道		市民緑地					
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)																		
県営公園							1	8.56			1	78.00	(1)	1	207.09																					3	293.65
市町公園	347	74.65	46	62.03	24	128.08	20	422.17	8	157.81			(2)	9.50	12	205.01	1	8.64	7	20.00	3	21.54	4	8.93	134	134.32	9	2.67	1	1.37	1	0.40	617	1257.12			
計	347	74.65	46	62.03	24	128.08	21	430.73	8	157.81	1	78.00	1	216.59	12	205.01	1	8.64	7	20.00	3	21.54	4	8.93	134	134.32	9	2.67	1	1.37	1	0.40	620	1550.77			

※レク都市はレクリエーション都市

※とべ動物園は愛媛県総合運動公園内の施設であるため、動植物公園には計上していない。

※特定地区公園（カントリーパーク）を除く

表2 市町別都市公園等の整備状況

R5.3.31時点

	都市公園等面積 (ha)	都市計画区人口 (千人)	1人当たり公園面積 (m <sup>2</sup> /人)
松山市	393.25	496	7.9
今治市	178.60	128	14.0
宇和島市	194.03	55	35.3
八幡浜市	12.74	26	4.9
新居浜市	142.97	112	12.8
西条市	108.42	104	10.4
大洲市	113.82	31	36.7
伊予市	27.17	27	10.1
四国中央市	58.35	81	7.2
西予市	35.07	21	16.7
東温市	35.99	28	12.9
久万高原町	15.65	4	39.1
松前町	14.49	29	5.0
砥部町	39.24	9	43.6
内子町	18.38	8	23.0
鬼北町	16.42	5	32.8
愛南町	146.18	10	146.2
県内全域	1,550.77	1,174	13.2

## 都市緑地の写真



2 御舟川緑道（西条市）

## ②都市公園の防災利用

都市公園、公共施設の緑地、道路、河川及び民有地の空地などの緑とオープンスペースは、都市の骨格の形成、都市景観の形成、レクリエーション需要の充足等多様な日常的な役割を有しているが、災害に対しては、災害時の避難の場、火災・爆発による災害の緩和・防止、災害対策の拠点、自然災害の緩和・防止等都市防災に資する役割を有している。

このため、国土交通省は災害時に避難地・避難路や防災活動拠点等として機能する都市公園（防災公園）の効率的な整備促進及び効果的な管理運営のため、防災公園の計画・設計・管理運営の方法について、主に行政機関の公園担当者に利用されることを念頭に、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」をとりまとめている。

資料名：防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）

発行：国土交通省 国土技術政策総合研究所

### ○参考

#### 【防災公園の整備事例：6・5・1丸山公園（宇和島市）】



---

---

## 【愛媛県地域防災計画（地震災害対策編）令和5年2月】

### 2-13-1 避難計画の作成

#### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市町地域防災計画に定めるとともに、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、市町が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

さらに、市町はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

#### (1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

ア 災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。

ウ 要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を受け入れできるよう配置すること。

なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

エ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

## (2) 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、市町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

イ 速やかに避難者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ集団的に避難者等を受け入れできること。

### 2-15-6 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害が発生した場合に、広域的な応援活動が円滑に実施されるように、防災関係機関が応急対策活動を行うための展開拠点となる施設及び他県から輸送される救援物資の中継拠点となる施設をあらかじめ広域防災拠点として選定するとともに、その整備に努める。

広域防災拠点は、次の事項に留意のうえ、東予、中予、南予それぞれの地域に分散して選定する。

- (1) 交通アクセスに優れていること
- (2) 被災が想定されない安全区域内にあること
- (3) 活動に必要な敷地や建物を有すること

- (4) 建物については、耐震性等安全な構造を有すること
- (5) 地方本部や市町、関係機関等との連携に優れていること
- (6) 一定期間の継続使用が可能であること
- (7) 他の防災関係の指定とできるだけ重複していないこと

なお、災害時に近隣県の物資拠点と相互に利用できるような広域的な視野で検討を行う。また、県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付けるとともに、道の駅の各施設管理者は、その機能強化に努める。

表 愛媛県広域防災拠点一覧（令和5年3月時点）

東予	中予	南予
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまじ風公園（四国中央市）</li> <li>・山根公園（新居浜市）</li> <li>・小松中央公園（西条市）</li> <li>・アウトドアアシス石鎚（西条市）</li> <li>・今治西部丘陵公園（今治市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県国際貿易センター（アイテムえひめ（松山市））</li> <li>・県営総合運動公園（松山市・砥部町）</li> <li>・生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター（松山市）</li> <li>・ウェルピア伊予（伊予市）</li> <li>・久万高原グラウンド（久万高原町）</li> <li>・道の駅「天空の郷さんさん」（久万高原町）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡浜・大洲地区運動公園（大洲市）</li> <li>・伊方町民グラウンド（伊方町）</li> <li>・西予市宇和運動公園（西予市）</li> <li>・宇和島市総合交流拠点施設（宇和島市）</li> <li>・丸山公園（宇和島市）</li> <li>・鬼北総合公園（鬼北町）</li> <li>・第3号南予レクリエーション都市公園（愛南町）</li> </ul>

※地域防災計画（資料編）17 広域応援関係 17-23 愛媛県広域防災拠点一覧から抜粋

## 2-18-11 都市公園施設

### 1 都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所、防災活動拠点として有効に利用されるため、県及び市町は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

### 2 耐震点検の実施

都市公園施設は、特に安全性に配慮して整備されており、老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。

特に、動物園については、地震時における動物の挙動等を考慮し、入園者並びに付近住民に対する安全対策に万全を期する。

### 3 施設の補強・整備

耐震点検等で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

また、市町が指定緊急避難場所、指定避難所として指定する基幹的な都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、非常用照明施設、非常用発電施設等の整備に努める。

さらに、とべ動物園については、獣舎の補強や動物の逸走防止・捕獲に対応する施設等の整備に努める。

## 【愛媛県地域防災計画（津波災害対策編）令和5年2月】

### 2-8-2 津波に強い地域の形成

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。その際、必要に応じて、住民等の参加の下に高台移転も含めた総合的な市街地整備を検討する。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

### 2-9-4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

- (4) 県管理都市公園の管理者は、市町が作成する避難計画を補完するため、都市公園の避難施設としての活用について検討するとともに、都市公園利用者を含めた円滑な避難誘導を支援する施設等の整備に努める。
-

③ 県管理の都市公園

【南レク事業の経緯】

昭和44年	●「新全国総合開発計画」発表
昭和45年	●建設省が「レクリエーション都市整備要綱」を決定 ●「南予レクリエーション都市基本構想」策定
昭和46年	●国土総合開発調査調整費により、自然生態系、社会生態系、地域計画、施設計画等の配置検討
昭和47年	●建設省が都市公園整備事業の補助として「南予レクリエーション都市」を採択 ●プロジェクトチームを編成(関係部課から22名)し、「南予レクリエーション都市整備計画」を策定
昭和48年	●第1号公園の都市計画決定、都市計画事業認可 ●第3セクターとして「南予レクリエーション都市開発株式会社」を設立 ●南予レクリエーション都市計画区域の決定(33,098ha)
昭和49年	●第2号公園都市計画決定及び都市計画事業認可 ●第3号公園都市計画決定
昭和50年	●第3号公園都市計画事業認可 ●第4号公園及び第5号公園都市計画決定
昭和51年	●第1号公園こども広場、第3号公園おおもり児童公園開設 ●第5号公園都市計画事業認可
昭和52年	●第4号公園都市計画事業認可 ●第6号公園都市計画決定及び都市計画事業認可 ●南予レクリエーション都市開発㈱のレストハウス須の川、宇和海展望タワー、御荘湾ロープウェイ開設
昭和53年	●第5号公園御荘公園(御荘プール)、第3号公園馬瀬山頂公園開設
昭和54年	●第7号公園都市計画決定及び都市計画事業認可 ●第6号公園日崎園地(キャンプ場、海水浴場、休憩所)開設 ●南予レクリエーション都市開発㈱の南レクロッジ開設
昭和55年	●南予レクリエーション都市開発㈱の再建のため「南予レクリエーション都市開発㈱経営研究懇談会」設置 ●南予レクリエーション都市開発㈱より宇和海展望タワー及び御荘湾ロープウェイを購入
昭和56年	●第3号公園城辺公園(野球場、テニスコート、多目的広場、桜園)、第5号公園御荘公園(テニスコート、多目的広場等)開設 ●南予レクリエーション都市整備検討委員会(委員15名)を設置
昭和57年	●南予レクリエーション都市整備検討委員会より施設整備計画を調査検討報告
昭和58年	●第3号公園馬瀬公園(花木園)、城辺公園(サイクリング道等)、第6号公園大入園地(キャンプ場、多目的広場、休憩所)開設
昭和59年	●第5号公園御荘公園(噴水広場、ちびっこ広場、児童園)開設 ●南予レクリエーション都市整備第2次検討委員会(委員19名)を設置
昭和60年	●第1号公園日本庭園「南楽園」、第3号公園城辺公園(キャンプ場、ピクニック広場、展望園地)、馬瀬公園(香木園)、第6号公園展望所、遊歩道開設
昭和61年	●南予レクリエーション都市整備第2次検討委員会より施設整備計画を調査検討報告 ●第6号公園日崎園地(休憩所)、遊歩道開設
平成 元年	●第1号公園南楽園ファミリーパーク、第3号公園城辺公園(サイクリング道)開設
平成 4 年	●第7号公園松軒山公園、第3号公園城辺公園(球技広場)開設
平成 7 年	●第4号公園津島プレーランド、第7号公園松軒山公園(長洲園地)開設
平成 9 年	●第1号公園南レクオートキャンプ場開設
平成11年	●愛媛広域文化交流基盤整備構想検討委員会の中に「南レク検討班」が設置され、南レク事業を「花と浪漫のみち整備構想」の先導的なプロジェクトに位置付け
平成12年	●「南レク都市新整備計画検討委員会」を設置 ●建設省の公共事業の見直しにより事業中止
平成13年	●「南レク都市新整備計画検討委員会」から検討結果報告 ●検討委員会からの提言に基づき地域主体の「ホッと南レク活性化全体協議会」設置
平成14年	●第5号公園御荘プールに宝くじ助成事業によりプールのスライダーを増設
平成16年	●台風16号により、屋内練習場(第3号)、東屋(第4号)、園路等(第6号)が被災、災害復旧事業により修復
平成18年	●平成18年3月31日に御荘湾ロープウェイの廃止
平成21年	●第4号公園津島プレーランド(うばめがし林)開設、第4号公園津島プレーランド(多目的広場、駐車場、未開設地等)を宇和島市に無償譲渡、第5号公園御荘公園(多目的広場、テニスコート等)を愛南町に無償譲渡
平成22年	●「南レク公園イノベーション事業」により、第7号公園において、「アボカドの森・自然公園」及び「原木しいたけ農業公園」整備事業を採択
平成23年	●「南レク公園イノベーション事業」により、第4号公園において、「南レク 樹木の学習・交流の森」整備事業、第7号公園において、「アボカドの森・自然公園」及び「原木しいたけ農業公園」整備事業(拡大)を採択
平成24年	●「南レク公園イノベーション事業」により、第1号公園において、「ふれあいプラム観光公園」整備事業を採択
平成26年	●第4号公園「南レク 樹木の学習・交流の森」開設
平成27年	●「南レク公園イノベーション事業」により、第4号公園において、「近家観光農園」整備事業を採択

【南レク公園の開設状況】

○都市計画決定面積 584.4ha      ○開設面積 216.59ha

公園名	市町村名	主な開設施設	開設面積	開設年月日 (県→市町譲渡日)
第1号公園 (近家地区)	宇和島市 (旧津島町)	こども広場	0.43 ha	昭和51年4月1日
		日本庭園「南楽園」	16.57 ha	昭和60年4月1日
		南楽園ファミリーパーク	4.61 ha	平成元年4月1日
		オートキャンプ場	7.20 ha	平成9年4月1日
第3号公園 (馬瀬地区)	愛南町 (旧御荘町)	馬瀬山頂公園	3.40 ha	昭和53年7月1日
		馬瀬山頂花木園	15.20 ha	昭和58年4月1日
		香木園	4.64 ha	昭和60年4月1日
	愛南町 (旧城辺町)	おおもり児童公園	0.98 ha	昭和51年4月1日
		野球場・庭球場・多目的広場・桜園等	32.02 ha	昭和56年7月1日
		サイクリング道等	21.40 ha	昭和58年4月1日
		キャンプ場・展望園地・ピクニック広場	8.71 ha	昭和60年4月1日
		サイクリング道	5.12 ha	平成元年4月1日
球技広場	- ha	平成4年4月1日		
第4号公園 (本干拓地区)	宇和島市 (旧津島町)	津島プレーランド(庭球場・南レクサーキット・バードアイランド・トップ池等)	16.70 ha	平成7年4月1日
		津島プレーランド(うばめがし林)	3.50 ha	平成21年4月1日
		南レクアグリパーク(植物園)	3.51 ha	平成23年4月1日
		南レク樹木の学習・交流の森(植物園)	1.86 ha	平成26年4月1日
第5号公園 (貝塚地区)	愛南町 (旧御荘町)	御荘プール	5.40 ha	昭和53年7月1日
		園路・広場等	0.20 ha	昭和56年7月1日
第6号公園 (日振地区)	宇和島市	日崎海水浴場	1.38 ha	昭和54年7月1日
		大入キャンプ場	6.27 ha	昭和58年7月1日
		大入自然遊歩道	2.36 ha	昭和60年4月1日
		大入自然遊歩道	0.20 ha	昭和61年7月1日
		日崎園地・遊歩道	1.23 ha	昭和61年7月1日
第7号公園 (松軒山地区)	愛南町 (旧御荘町)	ジャンボスライダー・太陽の広場・梅見本園・梅林園等	40.20 ha	平成4年4月1日
		長洲園地	4.00 ha	平成7年4月1日
県合計			207.09 ha	
第4号公園 (本干拓地区)	宇和島市 (旧津島町)	多目的広場・駐車場等	6.20 ha	平成7年4月1日 (平成21年4月1日)
第5号公園 (貝塚地区)	愛南町 (旧御荘町)	多目的広場・庭球場・児童園等	3.30 ha	昭和56年7月1日 (平成21年7月1日)
市町合計			9.50 ha	
総計			216.59 ha	

種別	施設概要
ニ（陸上競技場） アジアスタジアム	面積：33,590㎡ 収容人員：20,988人（メインスタンド 5,503人うち車椅子席 55席） （バックスタンド 9,792人うち車椅子席 50席） （サイドスタンド（北） 2,844人 サイドスタンド（南） 2,844人） 種別：第一種公認、WA（クラス2） 競技施設：トラック 400m 9レーン（全天候型舗装） 直走路 100m 9レーン（"） 投てき場 砲丸・円盤・ハンマー・槍投げ 跳躍場 走幅跳・三段跳び・棒高跳・走高跳 障害池 1ヶ所 （助走路全天候型舗装） フィールド芝張り 106m×69.5m
補助競技場	面積：19,300㎡ 種別：第三種公認 競技施設：トラック 400m 6レーン（全天候型舗装） 直走路 100m 8レーン（"） 投てき場 砲丸・円盤・ハンマー・槍投げ 跳躍場 走幅跳・三段跳び・棒高跳・走高跳（助走路全天候型舗装） フィールド芝張り
体育館	面積：10,200㎡ 主体育館（競技場床面積 2,142㎡） 建築面積：9,046㎡ 競技施設：バレーボール 3面 体操 2面 卓球 24台 バスケットボール 2面 テニス 3面 バドミントン 12面 ハンドボール 2面 固定観客席 2,282席（うち車いす席 26席） 補助体育館（競技場床面積 1,178㎡）
コート	面積：16,660㎡ テニスコート 16面（うち、2面屋根付き、1面両側練習板付（全天候型）） スタンド 鉄筋コンクリート984㎡ 日よけ屋根付 固定観客席 1,560人（うち車いす席 20席） 更衣室 鉄筋コンクリート 2階造 348.1㎡ 更衣室・シャワー室・事務室・便所
球技場	面積：19,920㎡ グラウンド：サッカー・ラグビー兼用 1面 インフィールド 154m×95m 14,127㎡芝張り アウトフィールド 3,728㎡ スタンド：鉄筋コンクリート造 本部席 304㎡ 観客収容人員 2,300人 更衣室・便所・シャワー室・医務室・会議室・倉庫
多目的広場	面積：12,320㎡（一般利用者が気軽に利用できる広場で、レクリエーションや各種催し物等、多目的に利用できる広場です。） 広場：10,010㎡ 芝張り 体育施設：軟式野球1面（ソフトボール2面） 内野舗装 真砂土 投てき練習場：円盤・ハンマー兼用サークル 2ヶ所 砲丸サークル 4ヶ所 付属施設：スコアボード 1基 バックネット 1基
自由広場	面積：17,600㎡（ラグビー、サッカーなどに利用できる広場で、臨時の駐車場としても使用します。） 広場：クレイ舗装 体育施設：ラグビー1面 ソフトボール2面 サッカー1面 ゲートボール6面
相撲場	面積：8,000㎡ 土俵：68㎡（盛土スタンド 1,300㎡、収容人員 1,600人） 管理棟：更衣室、シャワー室、倉庫、便所 付属施設：藤だな、休憩所、便所（身障者用）
弓道場	鉄筋コンクリート造平屋建、日本瓦葺 1,704㎡ 近的射場 10人立 遠的射場 6人立 付属施設：看的所、巻藁室、控室、更衣室、シャワー室、便所、照明設備等
広入場口	面積 約5,000㎡ 当公園の西口入口にあり、乱石積を主体とした池泉廻遊式日本庭園で、散策・休憩・観賞の広場です。
キャンプ場	面積：5,000㎡ 既存の溜池沿いに広がる約0.5haの芝生地で、大島桜、八重桜等の花木を配した水と花と緑の広場です。 付属施設：休憩所・便所・照明灯
子供広場	面積：8,400㎡ 施設：幼児広場…遊具・砂場・芝生広場 少年広場…トリム施設・芝生広場・トイレ 噴水広場…噴水・あづま屋 使用料：無料
修景池	園内の既存の溜池を利用し、乱石積中心の自然風な池である。使用石材は県内各地の災害復旧工事等の発生材約4,300tを使用しています。
遺跡群	県指定文化財である大下田古墳群を始め、古鎌山古墳・谷田窪跡・西大池古墳群等、古墳時代の埋蔵文化財が多数存在している。これら遺跡の保存については、公園計画の一環として整備することとし、可能なものについては一般公開をすることとしています。 ・大下田古墳群 15基 ・谷田遺跡 2基 ・古鎌山古墳 1基 ・西大池古墳群 8基
その他	駐車場 3ヶ所 面積 40,600㎡ 収容可能台数 1,500台 中央広場 面積 約10,000㎡ スポーツ施設の中心にあり、噴水・芝生広場・緑の木陰を配置し、選手や観衆の集散・休息・観賞の広場として利用していただきます。

## とべ動物園

## 【経緯】

昭和53年4月20日	総合運動公園内への動物園移転の決定
昭和54年3月25日	基本計画策定
昭和56年12月12日	動物園整備検討報告書答申
昭和57年7月8日	敷地造成工事着工
昭和57年10月25日	基本設計策定
昭和59年3月25日	実施設計策定
昭和59年12月20日	獣舎等の建築工事着工
昭和62年10月～	動物搬入
昭和63年4月1日	開園
平成17年6月～平成18年3月	県民に愛されるとべ動物園のあり方検討協議会
平成19年4月 1日	行動展示を取り入れた新レッサーパンダ舎を公開
平成20年4月 5日	行動展示を取り入れたヒョウ舎・オランウータン舎、強化ガラス張りにより見やすくなった白クマ舎を公開
平成21年3月27日	アニマルステージ(イベント広場)にテント、大型情報表示装置を設置
平成22年4月3日	ペンギンの水中行動を観覧できるペンギン舎を公開
平成23年3月19日	ライオンの姿を間近に観覧できるライオン舎を公開
平成23年4月9日	行動展示を取り入れたカワウソ舎を公開
平成26年10月18日	来園者がケージを通り抜けながら動物とふれあい体験ができる「バードパーク」を公開
平成26年10月26日	樹上でいきいきと生活するチンパンジーの姿を間近で観察できる「チンパンジーの森」を公開
令和3年3月13日	えひめこどもの城ととべ動物園との間にジップラインが完成
令和3年6月1日	アシカの水中遊泳がアクリル板越しに間近で観察できるアシカ舎をリニューアルオープン
令和5年7月29日	展望レストラン前に「とべまるカフェ」をオープン

## 【展示動物】

144種644点 (R6.5)

## 【面積】

動物園区域			17.40ha
内	有料区域	獣舎	1.50ha
		パドック	0.72ha
		管理建物	0.28ha
		園路広場	2.60ha
		遊戯施設	0.06ha
		植栽地・他	6.08ha
		計	11.24ha
訳	その他区域	管理建物	0.14ha
		園路広場	0.67ha
		駐車場	0.94ha
		植栽地・他	4.41ha
		計	6.16ha

【施設概要】

獣 舎	管理施設	便益施設	遊戯施設
トラ舎、類人猿舎	動物病院	レストラン	バッテリーカー
ラクダ舎、サル山	調理棟、保育室	公衆便所	メロディーペット
カンガルー舎、ゾウ舎	給水ポンプ室	売店 他	
サイ、カバ舎	正面入口ゲート		
ライオン舎、キリン舎	管理事務所		
クマ舎、アシカ舎	子供動物センター		
爬虫類夜行獣舎	動物ふれあいセンター		
ペンギン舎 他	堆肥舎 他		
計 36棟	15棟	10棟	

道後公園  
【施設概要】

種類	名称・数量
修景施設	藤棚 2 箇所、花壇 1 5 箇所、桜約 3 2 0 本、その他高木約1200本
休養施設	休憩所 5 箇所
遊戯施設	遊具 1 3 基
管理施設	管理事務所（湯築城資料館）、管理作業棟
運動施設	球戯場
教養施設	子規記念博物館、湯築城資料館（管理事務所）、復元建物 2 棟、復元門、土塁展示室
便益施設	駐車場 2 箇所、トイレ 6 箇所
その他施設	展望台

【道後公園の沿革】

年 月 日	項 目
明治19年9月13日	道後民有地を陸軍省が買収して松山公園（現城山公園の一部）と換地、県は内務省の認可を受けてここに道後植物園を設置
明治21年6月26日	内務省の許可を受け、植物園を廃止し県立道後公園を設置
明治22年11月11日	外堀を公園区域に編入
大正3年5月8日	北側外堀並びに堤を埋め立て、温泉浴場及び公園、遊園地を新設
昭和2年3月	水禽舎、噴水、猿小屋、事務所を建設
昭和28年10月1日	園内に県立道後動物園を新設
昭和35年3月20日	頂上に展望台を建設
昭和42年8月24日	えひめ子供の家建設
昭和44年10月5日	東グラウンドに児童公園を設置
昭和56年4月2日	松山市子規記念博物館開館
昭和62年10月21日	道後動物園閉園（62. 10. 28動物移送開始、63. 4. 1とべ動物園開園）
平成14年4月12日	旧動物園区域を湯築城跡として復元整備し、リニューアルオープン
平成14年9月20日	国史跡「湯築城跡」となる

ア 公園の決定状況

都市計画公園の計画決定及び開設状況（決定：令和6年3月31日現在、開設：令和6年3月31日現在）

都市計画区域		計画決定		開設			備考
区域名	都市名	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	一人当面積(m <sup>2</sup> )	
松山広域	松山市	102	680.76	89	305	6.07	
	伊予市	6	75.02	6	27.13	10.01	
	東温市	4	15.24	4	15.24	5.15	
	松前町	6	5.69	6	5.69	1.92	
	砥部町	1	67.0	1	36.63	42.10	
	小計	119	843.71	106	389.69	6.52	
今治広域	今治市	56	185.79	53	126.53	10.31	
菊間		1	5.4	1	5.4	10.59	
小計		57	191.19	54	131.93	10.32	
新居浜	新居浜市	18	69.72	18	59.78	5.16	
西条	西条市	30	90.57	30	88.48	8.57	
宇和島	宇和島市	22	355.36	20	186.12	33.90	
愛南	愛南町	4	356.41	4	144.68	133.96	
八幡浜	八幡浜市	4	18.99	3	11.13	4.14	
大洲	大洲市	10	115.28	10	102.93	31.67	
四国中央	四国中央市	23	73.61	15	54.38	6.70	
西予	西予市	7	44.78	6	35.05	15.44	
久万	久万高原町	2	16.57	2	15.65	43.47	
内子	内子町	6	29.36	6	18.26	21.48	
広見	鬼北町	2	15.2	2	15.2	31.02	
総計		304	2,220.75	276	1,253.28	10.53	開設率 56%

※「開設」欄は都市計画に対する値を示している。（都市計画公園区域外の開設部分は含まない）

都市計画公園の区分ごとの計画決定及び開設状況(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域	市町名	街区公園				近隣公園				地区公園				総合公園				運動公園				特殊公園				広域公園				合計			
		計画		開設		計画		開設		計画		開設		計画		開設		計画		開設		計画		開設		計画		開設		計画		開設	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
松山広域	松山市	79	15.96	76	15.27	10	18.50	4	3.14	4	15.90	1	3.90	4	468.20	4	170.86	1	53.40	1	37.86	4	62.80	3	32.60	0	46.00	0	41.37	102	680.76	89	305.00
	伊予市	3	0.62	3	0.62	0	0.00	0	0.00	1	3.70	1	3.70	1	13.30	1	13.30	0	0.00	0	0.00	1	57.40	1	9.51	0	0.00	0	0.00	6	75.02	6	27.13
	東温市	3	1.04	3	1.04	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	14.20	1	14.20	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	15.24	4	15.24
	松前町	5	1.29	5	1.29	0	0.00	0	0.00	1	4.40	1	4.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	5.69	6	5.69
	砥部町	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	67.00	1	36.63	1	67.00	1	36.63		
今治広域	今治市	39	12.09	38	8.76	5	6.90	4	4.82	2	15.60	2	12.51	4	75.40	4	70.48	1	7.60	1	7.60	5	68.20	4	22.36	0	0.00	0	0.00	56	185.79	53	126.53
菊間	今治市	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	5.40	1	5.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	5.40	1	5.40
新居浜	新居浜市	12	2.92	12	2.92	4	5.00	4	4.97	0	0.00	0	0.00	1	10.10	1	10.10	0	0.00	0	0.00	1	51.70	1	41.79	0	0.00	0	0.00	18	69.72	18	59.78
西条	西条市	21	4.77	21	4.73	2	3.30	2	3.30	1	5.40	1	5.40	2	35.30	2	33.25	4	41.80	4	41.80	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	30	90.57	30	88.48
宇和島	宇和島市	8	1.86	8	1.86	4	7.30	3	4.60	1	4.00	1	3.70	3	100.30	2	36.07	1	32.00	1	27.94	4	168.10	4	83.14	1	41.80	1	28.81	22	355.36	20	186.12
愛南	愛南町	1	0.11	1	0.11	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	356.30	3	144.57	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	356.41	4	144.68
八幡浜	八幡浜市	1	0.29	1	0.29	1	2.10	1	1.64	0	0.00	0	0.00	1	7.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	9.20	1	9.20	0	0.00	0	0.00	4	18.99	3	11.13
大洲	大洲市	1	0.08	1	0.08	2	3.80	2	2.65	3	27.50	3	24.73	1	44.90	1	44.90	1	34.00	1	27.27	2	5.00	2	3.30	0	0.00	0	0.00	10	115.28	10	102.93
四国中央	四国中央市	12	4.22	7	1.20	5	13.29	3	6.82	3	16.70	2	12.55	2	26.00	2	20.41	1	13.40	1	13.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	23	73.61	15	54.38
西予	西予市	1	0.17	1	0.17	2	4.80	1	2.50	2	11.41	2	11.41	2	28.40	2	20.97	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	44.78	6	35.05
久万	久万高原町	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	5.97	1	5.97	1	10.60	1	9.68	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	16.57	2	15.65
内子	内子町	4	0.86	4	0.86	0	0.00	0	0.00	1	7.40	1	7.40	0	0.00	0	0.00	1	21.10	1	10.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	29.36	6	18.26
広見	鬼北町	0	0.00	0	0.00	1	1.40	1	1.40	0	0.00	0	0.00	1	13.80	1	13.80	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	15.20	2	15.20
合計		190	46.28	181	39.20	36	66.39	25	35.84	21	123.38	17	101.07	27	1,204.20	25	602.59	10	203.30	10	165.87	18	422.40	16	201.90	2	154.80	2	106.81	304	2,220.75	276	1,253.28

※愛媛県営総合運動公園は松山市と砥部町に跨って決定しているため、箇所数については砥部町に計上している。

都市計画区域別決定状況

松山広域都市計画区域(松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町)

都市計画区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考
			区分	規模	番号	公園名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済			
松山広域	松山市	街区	2	2	1	東雲公園	東雲町	0.51	S23.9.3	建告第65号	H3.10.14	市告第130号	0.48	S39.4.1	○	0.03	94.1%	
松山広域	松山市	街区	2	2	2	八坂公園	三番町一丁目	0.14	S23.9.3	建告第65号	H3.10.14	市告第130号	0.14	S42.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	3	新玉公園	三番町六丁目	0.14	S23.9.3	建告第65号	H3.10.14	市告第130号	0.14	S41.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	4	北藤原公園	藤原町	0.18	S23.9.3	建告第65号	H3.10.14	市告第130号				0.18	0.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	5	八代公園	湊町八丁目	0.26	S23.9.3	建告第65号	H3.10.14	市告第130号				0.26	0.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	6	南味酒公園	味酒町一丁目	0.17	S23.9.3	建告第65号	H3.10.14	市告第130号	0.17	S42.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	7	清水公園	清水町二丁目	0.31	S28.6.19	建告第1091号	H3.10.14	市告第130号	0.31	S38.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	8	萱町公園	萱町五丁目	0.14	S28.6.19	建告第1091号	H3.10.14	市告第130号	0.14	S40.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	9	幸町公園	千舟町七丁目	0.12	S30.4.28	建告第616号	H3.10.14	市告第130号	0.12	S41.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	10	木屋町公園	木屋町三丁目	0.11	S35.8.25	建告第743号	H3.10.14	市告第130号	0.11	S37.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	11	西須賀公園	須賀町	0.14	S41.5.16	建告第1506号	H3.10.14	市告第130号	0.14	S43.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	12	三本柳公園	清住一丁目	0.14	S41.5.16	建告第1506号	H3.10.14	市告第130号	0.14	S45.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	13	小栗公園	小栗六丁目	0.26	S41.5.16	建告第1506号	H3.10.14	市告第130号	0.25	S43.6.30	○	0.01	96.2%	
松山広域	松山市	街区	2	2	14	北吉田公園	北吉田町	0.31	S43.10.18	建告第3142号	H3.10.14	市告第130号	0.31	S56.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	15	小野谷公園	北梅本町	0.20	S43.12.28	建告第3845号	H3.10.14	市告第130号	0.20	S43.5.22	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	16	杖ノ淵公園	南高井町	0.43	S44.12.15	市告第110号	H3.10.14	市告第130号	0.43	H3.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	17	若宮公園	高岡町	0.14	S44.12.15	市告第110号	H3.10.14	市告第130号	0.14	S45.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	18	正円寺公園	正円寺三丁目	0.25	S45.10.16	市告第118号	H3.10.14	市告第130号	0.25	S46.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	19	泊公園	泊町	0.17	S45.10.16	市告第118号	H3.10.14	市告第130号	0.17	S46.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	20	南吉田公園	南吉田町	廃止	S45.12.25	県告第1221号	H10.12.4	市告第169号	廃止	H10.12.14	廃止	-	-	
松山広域	松山市	街区	2	2	21	津田公園	北斎院町	0.18	S46.10.4	市告第186号	H3.10.14	市告第130号	0.18	S47.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	22	宮前公園	古三津一丁目	0.29	S46.10.4	市告第186号	H3.10.14	市告第130号	0.29	S47.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	23	住吉公園	西垣生町	0.19	S47.10.5	市告第379号	H3.10.14	市告第130号	0.19	S48.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	24	会津公園	会津町	0.21	S47.10.5	市告第379号	H3.10.14	市告第130号	0.21	S48.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	25	清和公園	太山寺町	0.21	S48.2.8	市告第27号	H3.10.14	市告第130号	0.21	S48.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	26	東垣生公園	東垣生町	0.30	S48.2.8	市告第28号	H3.10.14	市告第130号	0.30	S48.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	27	中須賀公園	中須賀町一丁目	0.29	S48.10.19	市告第438号	H3.10.14	市告第130号	0.29	S49.4.1	○	0.00	100.0%	

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称			位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考	
			区 分	規 模	番 号		公 園 名	面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日				全域開設済
松山広域	松山市	街区	2	2	28	内浜公園	内浜町	0.30	S48.10.19	市告第437号	H3.10.14	市告第130号	0.30	S50.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	29	溝辺公園	溝辺町	0.18	S49.11.8	市告第298号	H3.10.14	市告第130号	0.18	S51.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	30	椿公園	居相町	0.10	S51.1.20	市告第14号	H3.10.14	市告第130号	0.10	S52.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	31	中村公園	中村三丁目	0.06	S51.4.5	市告第67号	H3.10.14	市告第130号	0.06	S52.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	32	祓川公園	祓川二丁目	0.11	S51.11.20	市告第249号	H3.10.14	市告第130号	0.11	S54.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	33	吉藤公園	吉藤二丁目	0.08	S52.7.22	市告第162号	H3.10.14	市告第130号	0.08	S53.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	34	丁地公園	山越二丁目	0.16	S52.7.22	市告第162号	H3.10.14	市告第130号	0.16	S56.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	35	八白公園	溝辺町	0.31	S52.10.28	市告第226号	H3.10.14	市告第130号	0.31	S53.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	36	西垣生公園	西垣生町	0.07	S54.8.10	市告第133号	H3.10.14	市告第130号	0.07	S56.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	37	日分公園	山越一丁目	0.11	S54.8.10	市告第133号	H3.10.14	市告第130号	0.11	S59.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	38	古川公園	古川西二丁目	0.25	S54.8.10	市告第133号	H3.10.14	市告第130号	0.25	S55.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	39	生石公園	生石町	0.19	S55.3.21	市告第51号	H3.10.14	市告第130号				0.19	0.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	40	高岡第一公園	高岡町	0.23	S55.9.20	市告第140号	H3.10.14	市告第130号	0.23	S56.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	41	北久米七区公園	北久米町	0.23	S55.9.20	市告第140号	H3.10.14	市告第130号	0.23	S56.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	42	経石山公園	桑原四丁目	0.12	S55.9.20	市告第140号	H3.10.14	市告第130号	0.12	S57.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	43	朝日ヶ丘公園	朝日ヶ丘二丁目	0.30	S55.9.20	市告第141号	H3.10.14	市告第130号	0.30	S56.6.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	44	中筋公園	福角町	0.10	S56.7.31	市告第105号	H3.10.14	市告第130号	0.10	S60.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	45	高崎公園	山越六丁目	0.32	S56.7.31	市告第105号	H3.10.14	市告第130号	0.32	S57.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	46	北久米八区公園	北久米町	0.13	S56.7.31	市告第105号	H3.10.14	市告第130号	0.13	S57.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	47	今在家公園	今在家町	0.20	S56.7.31	市告第105号	H3.10.14	市告第130号	0.20	S57.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	48	向井公園	北梅本町	0.16	S56.7.31	市告第105号	H3.10.14	市告第130号	0.16	S57.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	49	山越公園	山越五丁目	0.31	S56.7.31	市告第105号	H3.10.14	市告第130号	0.31	S59.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	50	政友公園	東方町	0.30	S56.12.1	市告第181号	H3.10.14	市告第130号	0.30	S57.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	51	枝松公園	枝松四丁目	0.29	S57.9.9	市告第130号	H3.10.14	市告第130号	0.29	S58.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	52	西石井公園	西石井町	0.25	S57.9.9	市告第130号	H3.10.14	市告第130号	0.25	S58.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	53	東山公園	東山町	0.13	S57.12.3	市告第198号	H3.10.14	市告第130号	0.13	S59.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	54	鴨川公園	鴨川三丁目	0.25	S58.9.20	市告第156号	H3.10.14	市告第130号	0.25	S59.3.31	○	0.00	100.0%	

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考
			区 分	規 模	番 号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済			
松山広域	松山市	街区	2	2	55	内宮公園	内宮町	0.12	S58.9.20	市告第156号	H3.10.14	市告第130号	0.12	S59.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	56	北古川公園	古川北一丁目	0.16	S59.8.10	市告第85号	H3.10.14	市告第130号	0.16	S60.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	57	来往公園	来往町	0.29	S59.8.10	市告第85号	H3.10.14	市告第130号	0.29	S60.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	58	飯岡公園	別府町	0.20	S59.8.10	市告第85号	H3.10.14	市告第130号	0.20	S61.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	59	神前公園	溝辺町	0.23	S60.12.3	市告第135号	H3.10.14	市告第130号	0.23	S62.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	60	北土居公園	北土居町	0.19	S60.12.3	市告第135号	H3.10.14	市告第130号	0.19	S62.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	61	南齋院公園	南齋院町	0.12	S60.12.3	市告第135号	H3.10.14	市告第130号	0.12	S62.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	62	大西第二区公園	堀江町	0.11	S61.12.23	市告第173号	H3.10.14	市告第130号	0.11	S62.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	63	堀江東公園	堀江町	0.24	S62.12.4	市告第171号	H3.10.14	市告第130号	0.24	H1.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	64	和気公園	和気町一丁目	0.34	S64.1.5	市告第2号	H3.10.14	市告第130号	0.34	H2.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	65	和泉公園	和泉北三丁目	0.13	H1.12.26	市告第159号	H3.10.14	市告第130号	0.13	H3.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	66	内新田公園	勝岡町	0.33	H1.12.26	市告第160号	H3.10.14	市告第130号	0.33	H4.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	67	六町公園	勝岡町	0.22	H1.12.26	市告第160号	H3.10.14	市告第130号	0.22	H4.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	68	太衛門公園	勝岡町	0.10	H1.12.26	市告第160号	H3.10.14	市告第130号	0.10	H4.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	69	南吉田中央公園	南吉田町	0.47	H3.2.13	市告第11号	H10.12.4	市告第169号	0.47	H11.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	70	和泉南公園	和泉	0.14	H5.2.19	市告第23号			0.14	H6.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	71	高岡みなみ公園	高岡町	0.10	H5.2.19	市告第24号			0.10	H6.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	72	持田公園	持田町三丁目	0.10	H16.8.5	市告第195号			0.09	H17.3.31	○	0.01	90.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	73	和泉北公園	和泉北一丁目	0.11	H17.8.30	市告第260号			0.11	H18.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	74	此花公園	此花町	0.08	H18.9.25	市告第320号			0.08	H19.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	101	東町浦公園	北条辻東町浦	0.22	S33.3.17	建告第402号	H3.10.14	市告第28号	0.21	S60.3.22	○	0.01	95.5%	
松山広域	松山市	街区	2	2	102	松尾公園	中西外	0.16	S53.1.17	市告第2号	H3.10.14	市告第28号	0.16	S60.3.22	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	103	西ノ下公園	柳原	0.23	S56.7.31	市告第30号	H3.10.14	市告第28号	0.23	S57.7.6	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	104	新開児童公園	北条辻	0.27	S58.9.16	市告第21号	H3.10.14	市告第28号	0.27	S59.3.24	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	105	新開浜公園	北条辻新開	0.07	S61.5.27	市告第13号	H3.10.14	市告第28号	0.07	S63.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	街区	2	2	106	久保公園	久保南新畑	0.20	S61.5.27	市告第14号	H3.10.14	市告第28号	0.20	S63.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松山市	近隣	3	3	1	三津公園	大可賀一丁目	1.4	S23.9.3	建告第65号	H3.12.6	県告第1711号	1.37	S43.4.1	○	0.03	97.9%	

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考		
			区分	規模	番号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済					
松山広域	松山市	近隣	3	3	2	湯月公園	道後姫塚、桜谷町	1.7	S29.6.8	建告第1053号	H3.12.6	県告第1710号	0.73	H15.11.1		0.97	42.9%			
松山広域	松山市	近隣	3	3	3	東野公園	東野四丁目	2.5	S43.12.28	建告第3845号	H3.12.6	県告第1711号				2.50	0.0%			
松山広域	松山市	近隣	3	3	4	南久米公園	南久米町	2.7	S43.12.28	建告第3845号	H3.12.6	県告第1711号	0.94	S56.3.31		1.76	34.8%			
松山広域	松山市	近隣	3	3	5	高岡公園	高岡町	1.4	S43.12.28	建告第3845号	H3.12.6	県告第1711号				1.40	0.0%			
松山広域	松山市	近隣	3	3	6	別府公園	別府町	2.3	S43.12.28	建告第3845号	H3.12.6	県告第1711号				2.30	0.0%			
松山広域	松山市	近隣	3	2	7	古三津公園	古三津一丁目	0.8	S43.12.28	建告第3845号	H3.10.14	市告第130号				0.80	0.0%			
松山広域	松山市	近隣	3	3	8	安城寺公園	安城寺町	2.2	S43.12.28	建告第3845号	H3.12.6	県告第1711号				2.20	0.0%			
松山広域	松山市	近隣	3	3	9	太郎丸公園	間屋町	2.2	S43.12.28	建告第3845号	H3.12.6	県告第1711号	0.10	H11.3.31		2.10	4.5%			
松山広域	松山市	近隣	3	3	10	姫原公園	姫原二丁目	1.3	S43.12.28	建告第3845号	H3.12.6	県告第1711号				1.30	0.0%			
松山広域	松山市	地区	4	4	2	松田公園	御幸一丁目	4.1	S43.12.28	建告第3845号	H3.12.6	県告第1709号				4.10	0.0%			
松山広域	松山市	地区	4	3	3	三町公園	三町二丁目	3.3	S43.12.28	建告第3845号	H3.12.6	県告第1710号				3.30	0.0%			
松山広域	松山市	地区	4	3	4	河野別府公園	河野別府	3.9	S49.7.5	県告第954号	H18.3.31	市告第84号	3.90	H7.4.1	○	0.00	100.0%			
松山広域	松山市	地区	4	4	5	南吉田東公園	南吉田町	4.6	S57.9.14	建告第1205号	H25.2.15	市告第68号				4.60	0.0%			
松山広域	松山市	総合	5	6	1	城山公園	堀之内、丸之内	61.4	S23.9.3	建告第65号	R3.3.10	市告第69号	52.11	H22.3.31		9.29	84.9%			
松山広域	松山市	総合	5	4	2	道後公園	道後	8.9	S23.9.3	建告第65号	H3.12.6	県告第1709号	8.56	S55.7.22		0.34	96.2%			
松山広域	松山市	総合	5	6	3	松山総合公園	朝美一丁目、他	52.3	S43.12.28	建告第3845号	H6.5.24	県告第685号	45.25	H13.3.31		7.05	86.5%			
松山広域	松山市	総合	5	7	4	北条公園	萩原、浅海他	345.6	S47.10.31	県告第1011号	H14.3.8	県告第525号	64.94	H28.4.1		280.66	18.8%			
松山広域	松山市	運動	6	6	1	松山中央公園	市坪西町、出合	53.4	S43.12.28	建告第3845号	H15.9.16	県告第1825号	37.86	H27.3.21		15.54	70.9%			
松山広域	松山市	特殊	7	5	2	城北公園	御幸一丁目	11.0	S23.9.3	建告第65号	H3.12.6	県告第1709号				11.00	0.0%	風致		
松山広域	松山市	特殊	7	5	3	星が岡公園	東石井町、星岡町	21.5	S43.10.18	建告第3142号	H3.12.6	県告第1709号	2.31	H11.3.31		19.19	10.7%	風致		
松山広域	松山市	特殊	7	5	4	湧ヶ淵公園	末町	29.3	S44.1.30	建告第196号	H6.11.8	県告第1232号	29.29	S35.4.1	○	0.01	100.0%	風致		
松山広域	松山市	特殊	7	3	5	久万ノ台公園	久万ノ台	1.0	S49.2.8	市告第43号	H3.12.6	県告第1710号	1.00	S50.4.1	○	0.00	100.0%	風致		
松山広域	松山市	広域	9	6	1	愛媛県営総合運動公園	上野町及び西野町	46.0	S47.10.31	県告第1010号	H10.3.3	県告第328号	41.37	H28.3.31		4.63	89.9%	全体決定面積113.0ha		
松山市計		102箇所 ※愛媛県営総合運動公園は砥部町に計上						680.8ha						305. ha				375.8ha	44.8%	

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考
			区分	規模	番号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済			
松山広域	伊予市	街区	2	2	141	本郡塩田児童公園	本郡	0.31	S55.2.5	市告第7号	H3.10.9	市告第29号	0.31	S56.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	伊予市	街区	2	2	142	南新川児童公園	下吾川字南西原	0.19	S59.12.20	市告第36号	H3.10.9	市告第29号	0.19	S61.12.8	○	0.00	100.0%	
松山広域	伊予市	街区	2	2	143	古茂池児童公園	尾崎字上林	0.12	H4.2.18	市告第3号			0.12	H5.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	伊予市	地区	4	3	1	五色浜公園	灘町、米湊及び尾崎	3.7	S34.7.16	県告第1286号	H3.12.6	県告第1710号	3.70	S46.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	伊予市	総合	5	5	5	伊予総合公園	森	13.3	H2.9.14	県告第1178号			13.3	H16.7.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	伊予市	特殊	7	6	1	谷上山公園	上吾川、稲荷、下三谷及び上三谷	57.4	S46.10.1	県告第857号	H3.12.6	県告第1709号	9.51	S56.4.1		47.89	16.6%	風致
伊予市計		6箇所						75.0ha						27.1ha		47.9ha	36.2%	
松山広域	東温市	街区	2	2	161	南方東公園	南方	0.22	H1.12.22	町告第26号	H3.10.16	町告第29号の2	0.22	H3.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	東温市	街区	2	2	171	野田1号公園	野田一丁目	0.68	H3.2.13	町告第1号	H14.6.27	町告第34号	0.68	H7.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	東温市	街区	2	2	172	野田2号公園	野田三丁目	0.14	H3.2.13	町告第1号	H14.6.27	町告第34号	0.14	H7.4.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	東温市	総合	5	5	6	東温市総合公園	西岡	14.2	H5.2.26	県告第275号			14.20	H14.4.1	○	0.00	100.0%	
東温市計		4箇所						15.2ha						15.2ha		0.0ha	100.0%	
松山広域	松前町	街区	2	2	121	義農公園	筒井字義農	0.51	S33.3.17	建告第392号	H3.10.23	町告第64号	0.51	S34.3.10	○	0.00	100.0%	
松山広域	松前町	街区	2	2	122	黒田公園	南黒田字下屋敷	0.15	S49.11.8	町告第21号	H3.10.23	町告第64号	0.15	S51.5.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松前町	街区	2	2	123	高柳公園	高柳字松原	0.11	S52.2.10	町告第1号	H3.10.23	町告第64号	0.11	S54.6.1	○	0.00	100.0%	
松山広域	松前町	街区	2	2	124	地藏町公園	北黒田字勢田	0.25	S57.11.26	町告第63号	H3.10.23	町告第64号	0.25	S58.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松前町	街区	2	2	125	塩屋公園	北川原字原端	0.27	S58.9.14	町告第61号	H3.10.23	町告第64号	0.27	S59.3.31	○	0.00	100.0%	
松山広域	松前町	地区	4	4	6	松前公園	筒井	4.4	S62.1.27	県告第116号	H3.12.6	県告第1711号	4.40	H11.4.1	○	0.00	100.0%	
松前町計		6箇所						5.7ha						5.7ha		0.0ha	100.0%	
松山広域	砥部町	広域	9	6	1	愛媛県営総合運動公園	宮内上原町及びび原町	67.0	S47.10.31	県告第1010号	H10.3.3	県告第328号	36.63	H28.3.31		30.37	54.7%	全体決定面積113.0ha
砥部町計		1箇所						67.0ha						36.6ha		30.4ha	54.7%	
松山広域計		119箇所						843.7ha						389.7ha		454.0ha	46.2%	

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考
			区 分	規 模	番 号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済			
今治広域	今治市	街区	2	2	1	御殿公園	東門町三丁目	0.65	S23.3.31	建院告第230号	S51.9.13	市告第233号	0.65	S42.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	2	蔵敷公園	蔵敷町二丁目	0.13	S23.3.31	建院告第230号	S51.9.13	市告第233号	0.13	S34.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	3	日吉公園	南宝来町一丁目	0.29	S23.3.31	建院告第230号	H16.11.25	市告第305号	0.29	S31.10.15	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	4	弥生公園	黄金町二丁目	0.32	S23.3.31	建院告第230号	S51.9.13	市告第233号	0.32	S31.10.15	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	3	5	浅川緑道公園	大正町七丁目	3.24	S23.3.31	建院告第230号	S51.9.3	県告第927号				3.24	0.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	6	波止浜地堀公園	地堀三丁目	0.48	S29.12.21	建告第1631号	S56.8.5	市告第199号	0.48	S41.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	7	蓮池公園	末広町四丁目	0.16	S29.12.21	建告第1631号	S51.9.13	市告第233号	0.16	S37.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	8	別宮公園	南大門町四丁目	0.23	S29.12.21	建告第1631号	S51.9.13	市告第233号	0.23	S37.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	9	大山祇公園	別宮町三丁目	0.15	S33.11.10	建告第1935号	S51.9.13	市告第233号	0.15	S36.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	10	慶応公園	本町五丁目	0.35	S33.11.10	建告第1935号	S51.9.13	市告第233号	0.32	S35.3.31		0.03	91.4%	
今治広域	今治市	街区	2	2	11	城南公園	枝堀町一丁目	0.12	S37.10.12	建告第2627号	S51.9.13	市告第233号	0.12	S41.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	12	有津屋公園	天保山町二丁目	0.70	S42.3.29	建告第912号	S51.9.13	市告第233号	0.70	S43.10.30	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	13	喜田村公園	喜田村五丁目	0.14	S44.4.9	建告第1354号	S51.9.13	市告第233号	0.08	S43.10.30		0.06	57.1%	
今治広域	今治市	街区	2	2	14	美保公園	美保町二丁目	0.08	S44.4.9	建告第1354号	S51.9.13	市告第233号	0.08	S39.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	15	八町川原公園	八町西二丁目	0.18	S51.4.26	市告第113号	S51.9.13	市告第233号	0.18	S52.2.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	16	片原海岸公園	片原町五丁目	0.33	S51.8.12	市告第207号			0.33	S49.3.30	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	17	唐子台北公園	唐子台西一丁目	0.15	S51.8.12	市告第207号			0.15	S51.7.14	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	18	唐子台南公園	唐子台東三丁目	0.09	S51.8.12	市告第207号			0.09	S54.3.31	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	19	唐子台西公園	唐子台西三丁目	0.14	S51.8.12	市告第207号			0.14	S52.3.20	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	20	鳥生公園	北鳥生町四丁目	0.17	S51.8.12	市告第207号			0.17	S53.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	21	石井公園	石井町三丁目	0.13	S51.8.12	市告第207号			0.13	S53.3.31	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	22	浅川西公園	別宮町九丁目	0.25	S51.8.12	市告第207号	S58.9.24	市告第310号	0.25	S59.3.31	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	23	常盤公園	北日吉町二丁目	0.21	S51.8.12	市告第206号			0.21	S54.3.31	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	24	八軒屋公園	南日吉町二丁目	0.12	S52.10.22	市告第221号			0.12	S54.3.31	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	25	浜手公園	東鳥生町二丁目	0.20	S52.10.22	市告第221号			0.20	H1.11.12	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	26	馬越公園	馬越町一丁目	0.26	S54.3.2	市告第48号			0.26	S55.3.31	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	27	波止浜中堀公園	中堀三丁目	0.20	S55.2.12	市告第45号			0.20	S56.3.31	○	0.00	100.0%	

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備 考
			区 分	規 模	番 号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済			
今治広域	今治市	街区	2	2	28	乃万公園	阿方	0.27	S55.9.12	市告第292号			0.27	S56.3.31	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	29	郷本町公園	郷本町一丁目	0.26	S56.8.5	市告第199号			0.26	S57.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	30	高部公園	高部	0.10	S56.8.5	市告第199号			0.10	S57.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	31	宮下公園	宮下町一丁目	0.21	S56.8.5	市告第199号			0.21	S57.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	32	長丁公園	喜田村一丁目	0.25	S56.11.26	市告第295号			0.25	S57.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	33	河南公園	河南町一丁目	0.10	S57.9.3	市告第235号			0.10	S58.3.31	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	34	浜桜井公園	桜井二丁目	0.25	S59.12.19	市告第338号			0.25	S60.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	35	駅西公園	北日吉町一丁目	0.21	H7.11.10	市告第208号			0.21	H12.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	36	駅南公園	常盤町五丁目	0.19	H7.11.10	市告第208号			0.19	H11.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	37	新都市2号公園	クリエイティブヒルズ	0.28	H16.11.25	市告第305号			0.28	H19.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	38	新都市3号公園	しまなみヒルズ	0.25	H16.11.25	市告第305号			0.25	H18.10.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	街区	2	2	39	新都市4号公園	しまなみヒルズ	0.25	H16.11.25	市告第305号			0.25	H21.3.31	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	近隣	3	2	1	森見公園	別宮町二丁目	0.7	S23.3.31	建告第230号	S51.9.13	市告第233号	0.70	S31.10.15	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	近隣	3	2	2	辰の口公園	通町一丁目	0.5	S23.3.31	建告第230号	S51.9.13	市告第233号	0.47	S31.10.15		0.03	94.0%	
今治広域	今治市	近隣	3	3	3	鳥越池公園	唐子台東三丁目	1.9	S51.9.3	県告第926号			1.85	S51.7.14		0.05	97.4%	
今治広域	今治市	近隣	3	3	4	新都市1号公園	にぎわい広場	2.0	H16.11.25	市告第305号						2.00	0.0%	
今治広域	今治市	近隣	3	3	5	富田新港公園	喜田村五丁目	1.8	H16.11.25	市告第305号			1.80	H20.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	地区	4	4	1	東村海岸公園	東村二丁目	4.5	S51.9.3	県告第926号	H16.11.25	市告第305号	3.00	H20.4.1		1.50	66.7%	
今治広域	今治市	地区	4	5	1	波方公園	波方町樋口	11.1	S49.1.29	県告第83号	S61.5.13	県告第604号	9.51	H7.4.1		1.59	85.7%	
今治広域	今治市	総合	5	5	2	桜井総合公園	湯ノ浦	16.0	S51.9.3	県告第926号	H17.2.18	県告第414号	12.28	H19.1.16		3.72	76.8%	
今治広域	今治市	総合	5	5	3	玉川総合公園	玉川町摺木	10.9	S59.9.14	県告第1147号			10.70	H20.4.1		0.20	98.2%	
今治広域	今治市	総合	5	5	4	藤山健康文化公園	大西町宮脇	13.6	S63.4.22	県告第591号			13.60	H10.4.1	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	総合	5	5	5	今治西部丘陵公園	高地町二丁目	34.9	H12.4.28	建告第789号			33.90	H27.3.31		1.00	97.1%	
今治広域	今治市	運動	6	4	1	大新田公園	大新田町五丁目	7.6	S29.3.31	建告第1066号	S51.9.3	県告第927号	7.60	S31.10.15	○	0.00	100.0%	
今治広域	今治市	特殊	7	5	2	鹿ノ子池公園	町谷	18.2	S51.9.3	県告第926号	H6.11.25	県告第1293号	4.82	S63.3.31		13.38	26.5%	
今治広域	今治市	特殊	7	6	1	浦手山公園	桜井	30.9	S44.4.9	建告第1354号	S51.9.3	県告第925号				30.90	0.0%	風致

今治広域都市計画区域(今治市)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考	
			区分	規模	番号	公園名		面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日	全域開設済				
今治広域	今治市	特殊	8	3	3	今治交通公園	古国分二丁目	1.6	S56.12.11	県告第1532号				1.60	S63.3.31	○	0.00	100.0%	交通
今治広域	今治市	特殊	8	4	1	吹揚公園	通町三丁目	7.3	S23.3.31	建告第230号	S54.11.13	県告第1377号		7.30	H17.4.1	○	0.00	100.0%	歴史
今治広域	今治市	特殊	8	5	2	市制50年記念公園	山路	10.2	S51.9.3	県告第926号	H9.2.4	県告第169号		8.64	H13.4.1		1.56	84.7%	植物
今治広域計		56箇所						185.8ha						126.5ha			59.3ha	68.1%	

菊間都市計画区域(旧菊間町)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考	
			区分	規模	番号	公園名		面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日	全域開設済				
菊間	今治市	地区	4	4	1	瓦のふるさと公園	菊間町浜	5.4	H8.6.14	県告第844号				5.40	H25.3.31	○	0.00	100.0%	
菊間計		1箇所						5.4ha						5.4ha			0.0ha	100.0%	
今治市計		57箇所						191.2ha						131.9ha			59.3ha	69.0%	

新居浜都市計画区域(新居浜市)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考	
			区分	規模	番号	公園名		面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日	全域開設済				
新居浜	新居浜市	街区	2	2	1	土橋公園	土橋二丁目	0.63	S29.5.13	建告第796号	H21.1.13	市告第166号		0.63	S31.10.15	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	2	新田公園	角野新田町一丁目	廃止	S29.5.13	建告第796号	H27.9.1	市告第99号	廃止	S31.10.15	廃止	-	-		
新居浜	新居浜市	街区	2	2	2	喜光地公園	喜光地町二丁目	0.17	S30.11.25	建告第1354号	H27.9.1	市告第99号		0.17	S31.10.15	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	3	瀬戸児童公園	瀬戸町	0.20	S52.10.28	市告第34号	H27.9.1	市告第99号		0.20	S54.3.31	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	4	中須賀公園	中須賀町二丁目	0.19	S57.2.25	市告第5号	H27.9.1	市告第99号		0.19	S59.3.31	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	5	新須賀公園	新須賀町四丁目	0.16	S58.2.28	市告第4号	H27.9.1	市告第99号		0.16	S60.3.31	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	6	寿公園	寿町	0.28	S60.7.30	市告第44号	H27.9.1	市告第99号		0.28	S62.3.31	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	7	船木公園	船木字国領	0.27	S63.10.24	市告第49号	H27.9.1	市告第99号		0.27	H2.5.10	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	8	西喜光地公園	西喜光地町	0.21	H3.10.16	市告第39号	H27.9.1	市告第99号		0.21	H5.4.1	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	9	駅前西公園	坂井町一丁目	0.15	H15.1.10	市告第3号	H27.9.1	市告第99号		0.15	H23.3.1	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	10	駅前中央公園	坂井町二丁目	0.14	H15.1.10	市告第3号	H27.9.1	市告第99号		0.14	H21.4.1	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	11	駅前南公園	坂井町一丁目	0.11	H15.1.10	市告第3号	H27.9.1	市告第99号		0.11	H21.10.1	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	街区	2	2	12	正光寺山古墳公園	坂井町二丁目	0.41	H15.1.10	市告第3号	H27.9.1	市告第99号		0.41	H23.6.1	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	近隣	3	3	1	新居浜公園	新須賀町三丁目	2.7	S29.5.13	建告第800号	H21.1.13	市告第166号		2.70	S31.10.15	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	近隣	3	2	2	中央公園	繁本町	0.5	S42.3.29	建告第911号	H21.1.13	市告第166号		0.50	S42.3.29	○	0.00	100.0%	

新居浜都市計画区域(新居浜市)

新居浜市 2/2

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備 考
			区分	規模	番号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済			
新居浜	新居浜市	近隣	3	2	3	松の木公園	松の木町	0.7	S54.8.14	市告第28号	H21.1.13	市告第166号	0.67	S58.3.31	○	0.03	95.7%	
新居浜	新居浜市	近隣	3	3	4	神郷公園	田の上一丁目	1.1	H24.12.21	市告第129号			1.10	H29.4.17	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	総合	5	5	1	山根公園	角野新田町三丁目	10.1	S59.2.17	県告第203号	H26.2.6	市告第10号	10.10	H26.9.1	○	0.00	100.0%	
新居浜	新居浜市	特殊	7	7	1	滝の宮公園	滝の宮町、他	51.7	S27.5.19	建告第595号	H21.1.13	県告第65号	41.79	S31.10.15		9.91	80.8%	風致
新居浜市計		18箇所					69.7ha						59.8ha		9.9ha	85.7%		

西条都市計画区域(西条市)

西条市 1/2

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備 考
			区分	規模	番号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済			
西条	西条市	街区	2	2	1	喜多川公園	喜多川字梅ヶ須賀	0.39	S50.8.16	市告第44号	H21.1.13	市告第166号	0.38	S51.4.1	○	0.01	97.4%	
西条	西条市	街区	2	2	2	壬生川公園	喜多台	0.30	S40.8.26	建告第2465号	H21.1.13	市告第166号	0.30	S41.4.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	3	国安公園	国安	0.35	S46.12.13	市告第73号	H21.1.13	市告第166号	0.34	S47.4.1	○	0.01	97.1%	
西条	西条市	街区	2	2	4	中城公園	周布	0.41	S50.3.4	市告第14号	H21.1.13	市告第166号	0.41	S54.4.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	5	大曲公園	三津屋南	0.77	S50.3.4	市告第14号	H21.1.13	市告第166号	0.77	S51.9.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	6	三津屋公園	三津屋南	0.23	S50.3.4	市告第14号	H21.1.13	市告第166号	0.22	S52.4.1	○	0.01	95.7%	
西条	西条市	街区	2	2	7	三芳公園	三芳	0.25	S53.1.18	市告第7号	H21.1.13	市告第166号	0.24	S55.4.1	○	0.01	96.0%	
西条	西条市	街区	2	2	8	北星公園	壬生川	0.23	S55.3.25	市告第39号	H21.1.13	市告第166号	0.23	S56.4.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	9	上川原公園	喜多川字上川原	0.10	S56.12.4	市告第17号	H21.1.13	市告第166号	0.10	S58.4.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	10	円海寺公園	円海寺	0.17	S57.2.18	市告第11号	H21.1.13	市告第166号	0.17	S59.4.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	11	清水公園	大町字清水	0.10	S57.11.30	市告第4号	H21.1.13	市告第166号	0.10	S59.3.31	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	12	小川公園	大町字受	0.11	S58.9.21	市告第16号	H21.1.13	市告第166号	0.11	S60.3.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	13	三津屋東2号公園	三津屋東	0.15	S59.12.20	市告第96号	H21.1.13	市告第166号	0.15	H1.3.31	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	14	新御堂公園	水見字猪狩	0.17	S59.12.21	市告第16号	H21.1.13	市告第166号	0.17	S60.4.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	15	北新田公園	新田字北新田	0.10	S59.12.21	市告第16号	H21.1.13	市告第166号	0.10	S61.2.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	16	西の原公園	水見字西ノ原及び字蔵の下	0.15	S60.12.11	市告第19号	H21.1.13	市告第166号	0.15	S62.4.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	17	新市公園	新市	0.25	S60.12.4	市告第83号	H21.1.13	市告第166号	0.25	S61.4.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	18	大新田公園	大新田	0.20	S61.5.9	市告第38号	H21.1.13	市告第166号	0.20	S63.4.1	○	0.00	100.0%	
西条	西条市	街区	2	2	19	砂盛公園	古川字砂盛	0.11	S61.12.25	市告第29号	H21.1.13	市告第166号	0.11	S63.4.1	○	0.00	100.0%	

## 西条都市計画区域(西条市)

西条市 2/2

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考	
			区分	規模	番号	公園名		面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日	全域開設済				
西条	西条市	街区	2	2	20	川沿公園	喜多川字上川原	0.10	H1.12.19	市告第13号	H21.1.13	市告第166号	0.10	H2.4.1	○	0.00	100.0%		
西条	西条市	街区	2	2	21	駅西公園	大町字福森	0.13	H3.10.11	市告第20号	H21.1.13	市告第166号	0.13	H5.4.1	○	0.00	100.0%		
西条	西条市	近隣	3	3	1	丹原中央公園	丹原町池田、願運寺、今井	2.3	S49.1.29	県告第84号	H29.3.1	市告第11号	2.30	R3.3.22	○	0.00	100.0%		
西条	西条市	近隣	3	3	2	三津屋東1号公園	三津屋	1.0	S60.1.8	県告第15号	H21.1.13	市告第166号	1.00	H3.3.30	○	0.00	100.0%		
西条	西条市	地区	4	4	1	東部公園	飯岡、下島山甲、下島山乙	5.4	H29.3.1	市告第11号			5.40	R4.3.20	○	0.00	100.0%		
西条	西条市	総合	5	4	1	丹原総合公園	丹原町久妙寺	9.6	S60.12.17	県告第1531号	H21.1.13	市告第166号	9.33	H11.2.20	○	0.27	97.2%		
西条	西条市	総合	5	5	2	小松中央公園	小松町大字新屋敷、他	25.7	S53.4.21	県告第462号	H21.1.13	県告第69号	23.92	H18.4.6		1.78	93.1%		
西条	西条市	運動	6	3	1	市民公園	大町字鷹丸	3.4	S44.3.7	建告第503号	H21.1.13	市告第166号	3.4	S48.4.1	○	0.00	100.0%		
西条	西条市	運動	6	4	2	西部公園	氷見字野部里	4.8	S48.12.25	県告第1199号	H21.1.13	市告第166号	4.80	S55.4.1	○	0.00	100.0%		
西条	西条市	運動	6	5	3	西条運動公園	ひうち字西ひうち	15.0	S54.8.21	県告第1051号	H21.1.13	県告第69号	15.00	H13.8.1	○	0.00	100.0%		
西条	西条市	運動	6	5	4	東予運動公園	河原津新田	18.6	S55.4.4	県告第450号	H21.1.13	県告第69号	18.6	H20.11.10	○	0.00	100.0%		
西条市計		30箇所					90.6ha						88.5ha				2.1ha	97.7%	

## 宇和島都市計画区域(宇和島市)

宇和島市 1/2

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考
			区分	規模	番号	公園名		面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日	全域開設済			
宇和島	宇和島市	街区	2	2	1	朝日公園	朝日町	0.13	S23.3.31	建院告第231号	S51.10.8	市告第40号	0.13	S42.7.20	○	0.00	100.0%	
宇和島	宇和島市	街区	2	2	2	御浜公園	丸之内	0.24	S29.12.21	建告第1641号	S51.10.8	市告第40号	0.24	S42.7.20	○	0.00	100.0%	
宇和島	宇和島市	街区	2	2	3	灘公園	住吉町	0.14	S29.12.21	建告第1641号	S52.1.24	市告第4号	0.14	S52.1.24	○	0.00	100.0%	
宇和島	宇和島市	街区	2	2	4	喜佐方公園	吉田町河内字森木	0.50	S48.2.8	町告第4号	S51.9.29	町告第18号	0.5	S48.3.31	○	0.00	100.0%	
宇和島	宇和島市	街区	2	2	5	吉田児童公園	吉田町西小路字西小路	0.25	S48.12.17	町告第31号	S51.9.29	町告第18号	0.25	S50.3.31	○	0.00	100.0%	
宇和島	宇和島市	街区	2	2	6	寿児童公園	津島町岩松字中塚	0.26	S55.9.13	町告第82号			0.26	S56.4.10	○	0.00	100.0%	
宇和島	宇和島市	街区	2	2	7	君ヶ浦公園	吉田町立間尻字大君ヶ浦	0.25	S56.11.30	町告第34号			0.25	S57.6.1	○	0.00	100.0%	
宇和島	宇和島市	街区	2	2	8	伊吹公園	伊吹町字左古	0.09	S57.12.2	市告第39号			0.09	S58.4.1	○	0.00	100.0%	
宇和島	宇和島市	近隣	3	3	1	住吉公園	住吉町	2.7	S23.3.31	建院告第231号	S51.6.15	県告第634号				2.70	0.0%	
宇和島	宇和島市	近隣	3	3	2	和霊公園	和霊公園	0.7	S23.3.31	建院告第231号	S51.10.8	市告第40号	0.70	S42.7.20	○	0.00	100.0%	
宇和島	宇和島市	近隣	3	3	3	愛宕公園	大超寺奥	1.2	S29.12.21	建告第1641号	S51.6.15	県告第634号	1.2	S42.7.20	○	0.00	100.0%	
宇和島	宇和島市	近隣	3	3	4	保手公園	坂下津、宮下	2.7	S53.4.14	県告第420号	S59.4.24	県告第576号	2.7	H10.4.1	○	0.00	100.0%	

宇和島都市計画区域(宇和島市)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備 考	
			区 分	規 模	番 号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済				
宇和島	宇和島市	地区	4	4	1	石丸公園	祝森	4.0	S57.12.3	県告第1540号				3.70	H3.4.1		0.30	92.5%	
宇和島	宇和島市	総合	5	7	2	第2号南予レクリエーション都市公園	津島町北灘	60.0	S49.9.24	県告第1169号	S53.10.3	県告第1096号					60.00	0.0%	国永地区
宇和島	宇和島市	総合	5	6	4	第4号南予レクリエーション都市公園	津島町近家字汐浜、梶ヶ内、他	36.0	S50.11.14	県告第1125号	S53.8.8	県告第871号	31.77	H26.4.1		4.23	88.3%	本干拓地区	
宇和島	宇和島市	総合	5	4	6	吉田公園	鶴間字蒲田	4.3	S48.7.20	県告第722号	S51.6.15	県告第634号	4.3	S52.3.31	○	0.00	100.0%		
宇和島	宇和島市	運動	6	5	1	丸山公園	和霊町、伊吹町丸穂町	32.0	S45.12.25	県告第1224号	H5.3.30	県告第504号	27.94	H19.3.15		4.06	87.3%		
宇和島	宇和島市	特殊	7	7	1	黒岩山公園	野川字辰野及び大超寺奥宇大谷	64.4	S49.11.8	県告第1301号	S51.6.15	県告第634号	64.40	S56.4.1	○	0.00	100.0%	風致	
宇和島	宇和島市	特殊	7	7	2	第6号南予レクリエーション都市公園	日振島	90.3	S52.2.12	県告第157号			11.44	S61.7.1		78.86	12.7%	日振地区	
宇和島	宇和島市	特殊	8	3	1	天赦公園	天赦公園	1.3	S22.9.13	戦復告第97号	S51.6.15	県告第634号	1.30	S42.7.20	○	0.00	100.0%	歴史	
宇和島	宇和島市	特殊	8	5	2	城山公園	丸之内	12.1	S23.3.31	建院告第231号	S51.6.15	県告第634号	6.00	S42.7.20		6.10	49.6%	歴史	
宇和島	宇和島市	広域	9	5	1	第1号南予レクリエーション都市公園	津島町大字近家及び高田	41.8	S48.3.1	県告第213号	H1.2.7	県告第210号	28.81	H9.4.1		12.99	68.9%		
宇和島市計		22箇所						355.4ha						186.1ha			169.2ha	52.4%	

愛南都市計画区域(愛南町)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備 考	
			区 分	規 模	番 号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済				
愛南	愛南町	街区	2	2	9	下長野児童公園	下長野	0.11	S60.12.4	県告第42号	H24.2.9	町告第13号	0.11	S60.12.4	○	0.00	100.0%		
愛南	愛南町	総合	5	8	3	第3号南予レクリエーション都市公園	御荘平城及び深尻	87.8	S49.11.8	県告第1302号	S51.8.20	県告第879号	23.24	S60.4.1		64.56	26.5%	馬瀬(ばせ)地区 全体決定面積214.8ha	
愛南	愛南町	総合	5	8	3	第3号南予レクリエーション都市公園	久良、甲、蓮乗寺、深浦、齋越、古月	127.0	S49.11.8	県告第1302号	S51.8.20	県告第879号	68.23	H1.4.1		58.77	53.7%	大森山地区 全体決定面積214.8ha	
愛南	愛南町	総合	5	5	5	第5号南予レクリエーション都市公園	御荘平城	10.9	S50.11.14	県告第1126号	S54.3.9	県告第316号	8.90	S59.4.1		2.00	81.7%	貝塚地区 (内3.30ha町管理)	
愛南	愛南町	総合	5	6	7	第7号南予レクリエーション都市公園	御荘平城、和口、長洲	130.6	S54.3.9	県告第317号	R3.12.10	県告第1396号	44.20	H7.4.1		86.40	33.8%	松軒山地区	
愛南町計		4箇所						356.4ha						144.7ha			211.7ha	40.6%	

八幡浜都市計画区域(八幡浜市)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備 考	
			区 分	規 模	番 号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済				
八幡浜	八幡浜市	街区	2	2	1	神越公園	保内町喜木	0.29	S34.3.17	建告第355号	H20.2.5	市告第12号	0.29	S35.3.1	○	0.00	100.0%		
八幡浜	八幡浜市	近隣	3	3	1	王子の森公園	五反田、八代	2.1	S48.12.18	県告第1165号	H30.2.9	市告第11号	1.64	S51.11.21		0.46	78.1%		
八幡浜	八幡浜市	総合	5	4	1	愛宕山公園	愛宕	7.4	S29.3.31	建告第798号	H13.9.10	市告第80号				7.40	0.0%		
八幡浜	八幡浜市	特殊	7	4	1	平家谷公園	保内町宮内	9.2	S48.7.20	県告第721号	H20.2.5	市告第12号	9.20	S60.12.12	○	0.00	100.0%	風致	
八幡浜市計		4箇所						19.0ha						11.1ha			7.9ha	58.6%	

大洲都市計画区域(大洲市)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称			位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考		
			区分	規模	番号		公 園 名	面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日				全域開設済	
大洲	大洲市	街区	2	2	1	徳森児童公園	徳森字土肥	0.08	S57.9.7	市告第48号	H14.12.27	市告第88号	0.08	S58.4.1	○	0.00	100.0%		
大洲	大洲市	近隣	3	3	1	ふれあいパーク	東大洲	3.3	H16.4.14	市告第35号			2.15	H26.3.25		1.15	65.2%		
大洲	大洲市	近隣	3	2	2	住吉公園	長浜	0.5	S43.6.29	建告第1789号	H23.1.27	市告第7号	0.50	H23.4.1	○	0.00	100.0%		
大洲	大洲市	地区	4	4	1	新谷公園	新谷町	4.6	S34.7.16	建告第1284号	H14.12.27	市告第88号	3.30	S57.11.10		1.30	71.7%		
大洲	大洲市	地区	4	4	2	森林公園	北只	6.2	S48.10.23	県告第963号	H14.12.27	市告第88号	6.2	S56.10.1	○	0.00	100.0%		
大洲	大洲市	地区	4	5	4	稲荷山公園	新谷町字和田	16.7	S45.12.25	県告第1223号	H14.12.27	県告第2080号	15.23	S56.10.1		1.47	91.2%		
大洲	大洲市	総合	5	5	1	富士山公園	袖木、田口、菅田町大竹	44.9	S34.7.16	建告第1284号	H14.12.27	県告第2080号	44.9	S57.11.10	○	0.00	100.0%		
大洲	大洲市	運動	6	5	1	大洲総合運動公園	平野町野田	34.0	S46.3.19	県告第229号	H14.12.27	県告第2080号	27.27	S58.10.6		6.73	80.2%		
大洲	大洲市	特殊	7	2	1	脇川あらし展望公園	長浜	0.9	H23.1.27	市告第7号			0.90	H23.4.1	○	0.00	100.0%		
大洲	大洲市	特殊	8	4	1	城山公園	大洲	4.1	H14.12.27	市告第88号	H25.8.19	市告第77号	2.40	H20.4.1		1.70	58.5%	歴史	
大洲市計		10箇所					115.3ha						102.9ha				12.4ha	89.3%	

四国中央都市計画区域(四国中央市)

四国中央市 1/2

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称			位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考	
			区分	規模	番号		公 園 名	面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日				全域開設済
四国中央	四国中央市	街区	2	2	1	三島東町公園	三島宮川2丁目	0.39	S30.4.28	建告第612号	H18.12.26	市告第160号				0.39	0.0%	
四国中央	四国中央市	街区	2	2	2	宮北公園	中之庄町	0.69	S30.4.28	建告第612号	H18.12.26	市告第160号				0.69	0.0%	
四国中央	四国中央市	街区	2	2	3	山下公園	川之江町花園山	0.19	S51.1.14	市告第85号	H18.12.26	市告第160号	0.19	S52.4.1	○	0.00	100.0%	
四国中央	四国中央市	街区	2	2	4	井地公園	川之江町瓢箪山	0.11	S52.2.12	市告第83号	H18.12.26	市告第160号	0.11	S53.4.1	○	0.00	100.0%	
四国中央	四国中央市	街区	2	2	5	小富士児童公園	土居町中村	0.32	S55.1.31	町告第5号	H18.12.26	市告第160号	0.32	S57.4.1	○	0.00	100.0%	
四国中央	四国中央市	街区	2	2	6	朝日児童公園	三島朝日2丁目	0.14	S56.8.1	市告第64号	H18.12.26	市告第160号	0.14	S58.3.31	○	0.00	100.0%	
四国中央	四国中央市	街区	2	2	7	住吉公園	金生町下分馬木	0.12	S57.2.19	市告第5号	H18.12.26	市告第160号	0.11	S59.4.1	○	0.01	91.7%	
四国中央	四国中央市	街区	2	2	8	西川原公園	上分町北見角	0.16	S63.10.20	市告第48号	H18.12.26	市告第160号	0.16	H2.7.1	○	0.00	100.0%	
四国中央	四国中央市	街区	2	2	9	新浜ふれあいパーク	妻鳥町7反田	0.20	H16.3.23	市告第25号	H18.12.26	市告第160号	0.17	H16.4.1	○	0.03	85.0%	
四国中央	四国中央市	街区	2	2	10	城北公園	川之江町	0.20	H16.3.23	市告第25号	H18.12.26	市告第160号		※	○	0.20	0.0%	※四国中央市に問合せのこと
四国中央	四国中央市	街区	2	2	11	東町公園	川之江町	0.80	H16.3.23	市告第25号	H18.12.26	市告第160号		※	○	0.80	0.0%	※四国中央市に問合せのこと
四国中央	四国中央市	街区	2	2	12	東部臨海公園	川之江町	0.90	H16.3.23	市告第25号	H18.12.26	市告第160号		※	○	0.90	0.0%	※四国中央市に問合せのこと
四国中央	四国中央市	近隣	3	3	1	向山公園	上分町向山	3.7	S42.7.22	建告第2143号	H18.12.26	市告第160号	2.73	S54.4.1		0.97	73.8%	

四国中央都市計画区域(四国中央市)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備 考
			区 分	規 模	番 号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済			
四国中央	四国中央市	近隣	3	3	2	東宮公園	妻島町東宮	0.99	S45.11.6	市告第64号	H18.12.26	市告第160号	0.99	S46.4.1	○	0.00	100.0%	
四国中央	四国中央市	近隣	3	3	3	新田公園	柴生町新田尾	3.2	H8.6.11	市告第12号	H18.12.26	市告第160号	3.10	H16.3.30	○	0.10	96.9%	
四国中央	四国中央市	近隣	3	3	4	山田井公園	金生町山田井	2.4	H16.3.23	市告第25号	H18.12.26	市告第160号		※	○	2.40	0.0%	※四国中央市に問合せのこと
四国中央	四国中央市	近隣	3	3	5	森と湖畔の公園	金田町半田	3.0	H16.3.23	市告第25号	H18.12.26	市告第160号		※	○	3.00	0.0%	※四国中央市に問合せのこと
四国中央	四国中央市	地区	4	4	1	桃山公園	中之庄町	4.0	S32.8.22	建告第1032号	H18.12.26	市告第160号				4.00	0.0%	
四国中央	四国中央市	地区	4	4	2	大地山公園	土居町天満	4.9	S50.8.12	県告第834号	H18.12.26	市告第160号	4.90	S57.4.1	○	0.00	100.0%	
四国中央	四国中央市	地区	4	4	3	浜公園	川之江町城北	7.8	H1.3.24	県告第498号	H18.12.26	市告第160号	7.65	H12.3.31		0.15	98.1%	
四国中央	四国中央市	総合	5	5	1	城山公園	川之江町城山	12.1	S29.6.8	建告第1065号	H18.12.26	県告第1813号	12.10	H2.1.30	○	0.00	100.0%	
四国中央	四国中央市	総合	5	5	2	三島公園	中曽根町及び上柏町	13.9	S41.9.2	建告第3077号	H18.12.26	県告第1813号	8.31	S58.3.31		5.59	59.8%	総合
四国中央	四国中央市	運動	6	5	1	伊予三島運動公園	中之庄町浜之前	13.4	S47.2.22	県告第165号	H18.12.26	県告第1813号	13.40	H2.8.1	○	0.00	100.0%	運動
四国中央市計		23箇所					73.6ha						54.4ha			19.2ha	73.9%	

西予都市計画区域(西予市)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備 考
			区 分	規 模	番 号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済			
西予	西予市	街区	2	2	1	三瓶中央児童公園	三瓶町朝立	0.17	S30.4.28	建告第615号	H22.4.7	市告第22号	0.17	S48.7.25	○	0.00	100.0%	
西予	西予市	近隣	3	3	1	愛宕山公園	野村町野村	2.5	S36.3.9	建告第341号	H26.3.13	市告第23号	2.50	H26.3.13	○	0.00	100.0%	
西予	西予市	近隣	3	3	2	津布理公園	三瓶町津布理	2.3	S29.5.13	建告第792号	H26.3.13	市告第23号				2.30	0.0%	
西予	西予市	地区	4	3	1	御旅公園	宇和町卯之町五丁目、明石	3.4	S36.3.9	建告第347号	H26.3.13	市告第23号	3.4	H26.3.13	○	0.00	100.0%	
西予	西予市	地区	4	4	2	野村地区公園	野村町野村	8.01	S56.12.1	県告第1464号	H22.4.7	市告第22号	8.01	H1.4.1	○	0.00	100.0%	
西予	西予市	総合	5	5	1	宇和運動公園	宇和町卯之町二丁目、三丁目	21.4	S47.10.3	県告第911号	H26.3.13	市告第23号	20.57	H26.3.13		0.83	96.1%	
西予	西予市	総合	5	4	2	三瓶公園	三瓶町朝立、垣生	7.0	S33.10.27	建告第1895号	H26.3.13	市告第23号	0.40	S34.4.10		6.60	5.7%	
西予市計		7箇所					44.8ha						35.1ha			9.7ha	78.3%	

久万都市計画区域(久万高原町)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備 考
			区 分	規 模	番 号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済			
久万	久万高原町	地区	4	4	1	久万公園	菅生	5.97	S52.4.8	県告第417号	H7.11.14	県告第1406号	5.97	S63.7.1	○	0.00	100.0%	
久万	久万高原町	総合	5	4	1	笛ヶ滝公園	上野尻	10.6	S52.4.8	県告第417号	H12.2.22	県告第287号	9.68	H15.4.1		0.92	91.3%	
久万高原町計		2箇所					16.6ha						15.7ha			.9ha	94.4%	

内子都市計画区域(内子町)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考	
			区分	規模	番号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済				
内子	内子町	街区	2	2	1	知清公園	知清	0.26	S32.10.28	建告第1343号	H5.3.30	町告第11号	0.26	S33.4.1	○	0.00	100.0%		
内子	内子町	街区	2	2	2	新川児童公園	五十崎	0.36	S32.10.28	建告第1343号	H5.3.30	町告第9号	0.36	S49.4.1	○	0.00	100.0%		
内子	内子町	街区	2	2	3	平岡児童公園	平岡	0.12	S52.11.14	町告第21号	H5.3.30	町告第9号	0.12	S54.4.1	○	0.00	100.0%		
内子	内子町	街区	2	2	4	上町児童公園	内子	0.12	H5.3.30	町告第12号			0.12	H8.4.1	○	0.00	100.0%		
内子	内子町	地区	4	4	1	龍王公園	五十崎	7.4	S47.10.3	県告第910号	H5.3.30	県告第503号	7.4	S55.4.1	○	0.00	100.0%		
内子	内子町	運動	6	5	1	内子運動公園	内子	21.1	S45.12.25	県告第1222号	H5.3.30	県告第503号	10.00	S53.3.31		11.10	47.4%		
内子町計		6箇所						29.4ha						18.3ha			11.1ha	62.2%	

広見都市計画区域(鬼北町)

都市計画 区域名	都市名	種別	名 称				位 置	計 画 決 定					開 設			残面積 (ha)	開設率 (%)	備考	
			区分	規模	番号	公 園 名		面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	全域開設済				
広見	鬼北町	近隣	3	3	1	近永公園	近永	1.4	S48.11.6	県告第1012号	H1.3.24	県告第502号	1.4	S48.11.30	○	0.00	100.0%		
広見	鬼北町	総合	5	5	1	鬼北総合公園	永野市	13.8	H1.3.24	県告第501号	H8.6.14	県告第848号	13.80	H16.4.1	○	0.00	100.0%		
鬼北町計		2箇所						15.2ha						15.2ha			0.0ha	100.0%	
総計		304箇所						2,220.8ha						1,253.3ha			967.5ha	56.4%	

イ 緑地の決定状況

緑地計画決定及び開設状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名 称		位 置	計 画 決 定					開設(最新)		過去の開設状況	備考
		番号	緑 地 名		面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日		
松山広域	松山市	1	石手川緑地	石手川河川敷	68.4	S23.9.3	建告第65号	S59.2.17	県告第201号	29.84	H27.3.21	28.07ha(H8.3.31) 28.44ha(H11.3.31) 29.84ha(H27.3.21)	
松山広域	松山市	2	久万ノ台緑地	久万ノ台、他	108.6	S23.9.3	建告第65号	S48.12.25	県告第1197号	1.20	H9.3.31	0.18ha(S58.3.31) 0.55ha(S59.3.31) 1.20ha(H9.3.31)	
松山広域	松山市	3	梅津寺緑地	梅津寺町、他	67.3	S23.9.3	建告第65号	S48.12.25	県告第1197号				
松山広域	松山市	4	弁天山緑地	高岡町、他	109.5	S43.12.28	建告第3773号	H2.3.30	県告第564号	0.40	S49.4.1		
松山広域	松山市	5	かきつばた緑地	井門町、他	12.4	S43.12.28	建告第3773号	H3.3.29	県告第655号				
松山広域	松山市	6	岩子山緑地	北斎院町、他	19.0	S48.12.25	県告第1197号						
松山広域	松山市 松前町 砥部町 東温市	7	重信川緑地	松山市、松前町、砥部町、重信町、川内町の重信川河川敷	767.6	S51.4.13	県告第415号	H3.3.29	県告第653号	35.18		松山市 12.55ha(S45.4.1) 松前町 3.90ha(S57.5.1) 旧重信町 1.81ha(S59.4.1) 7.33ha(H6.4.1) 9.08ha(H7.4.1) 11.17ha(H8.4.1) 11.18ha(H14.11.1) 9.99ha(H21.3.1) 11.51ha(H23.4.1) 13.11ha(H26.6.25) 13.72ha(R3.9.16) 13.63ha(R5.9.8) 旧川内町 0.97ha(S48.4.1) 5.10ha(H18.6.15)	市町別決定面積 松山市:317.8ha 松前町:124.3ha 砥部町:45.9ha 東温市:279.6ha
松山広域	松山市	8	三津浜緑地	三津2丁目、他	0.30	S58.9.20	市告第155号			0.25	S59.3.31		
松山広域	松山市	9	南吉田緑地	南吉田町	廃止	H3.2.13	市告第10号	H10.12.4	市告第170号	廃止	H10.12.4	0.05ha(H4.3.31) 廃止(H10.12.4)	
今治広域	今治市	1	蒼社川緑地	蒼社川河川敷	88.60	S23.3.31	建院告第230号	H18.3.10	県告第351号	1.68	H1.3.31	1.38ha(S53.12.25) 1.68ha(H1.3.31)	
今治広域	今治市	2	鳥生海岸緑地	東鳥生町五丁目	0.90	S54.8.8	市告第202号			0.90	S60.4.1	0.90ha(S56.3.31) 0.90ha(S60.4.1)	S60.4.1は都市計画区域外を開設
今治広域	今治市	3	泉川緑地	旭町二丁目	0.03	S59.12.19	市告第339号			0.03	S61.4.1		
今治広域	今治市	4	頓田川緑地	頓田川河川敷	40.60	H18.3.10	県告第352号						

都市計画 区域名	都市名	名称		位置	計 画 決 定					開設(最新)		過去の開設状況	備考
		番号	緑地名		面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日		
新居浜	新居浜市	1	国領川緑地	国領川河川敷	65.5	S47.10.31	県告第1007号	H21.1.13	県告第66号	36.05	H3.12.25	9.50ha(S51.11.8) 33.80ha(S57.11.1) 35.50ha(S59.3.31) 36.05ha(H3.12.25)	
西条	西条市	1	東町緑地	東町字東町	0.05	S59.12.21	市告第17号	H21.1.13	市告第10号	0.05	S61.10.1		
西条	西条市	2	御舟川緑道	朔日市字若洲及び字船元並びに これらの地先水面並びに字徳助 外新田及び字与八郎新田の 地先水面	1.4	S62.3.24	市告第406号	H21.1.13	市告第10号	1.37	H5.4.1	0.65ha(H4.4.1) 1.37ha(H5.4.1)	
西条	西条市	3	秋吉緑地	朔日市字秋吉	0.05	S62.12.12	市告第17号	H21.1.13	市告第10号	0.05	S63.12.1		
西条	西条市	4	弁財天緑地	大町字弁財天	0.23	H1.4.10	市告第3号	H21.1.13	市告第10号	0.23	H3.4.1		
西条	西条市	5	神拝緑地	神拝字中原及び西房	0.22	H3.10.11	市告第19号	H21.1.13	市告第10号	0.22	H4.4.1		
八幡浜	八幡浜市	1	神越緑地	保内町喜木	1.6	S58.3.1	県告第272号	H28.3.2	市告第21号	1.60	H1.4.26		
大洲	大洲市	1	肱川緑地	五郎、若宮、中村、阿蔵、大洲	187.8	S48.12.14	県告第1155号	H14.12.27	県告第2079号	10.74	H26.4.21		
広見	鬼北町	1	奈良川緑地	近永、永野市	3.4	S51.4.9	県告第404号			1.17	S54.4.1		
市町別集計	松山市		8箇所		703.3					44.2			
	松前町		0箇所		124.3					3.90			箇所数は松山市で計上
	砥部町		0箇所		45.9					0.00			箇所数は松山市で計上
	東温市		0箇所		279.6					18.73			箇所数は松山市で計上
	今治市		4箇所		130.1					2.6			
	新居浜市		1箇所		65.5					36.1			
	西条市		5箇所		2.0					1.9			
	八幡浜市		1箇所		1.6					1.6			
	大洲市		1箇所		187.8					10.7			
鬼北町		1箇所		3.4					1.2				
全体合計	6市1町(松前町、砥部町、東温市除く)			21箇所	1,543.48					120.96			

ウ 広場の決定状況

広場計画決定及び開設状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名 称		位 置	計 画 決 定					開 設		過去の開設状況	備考	
		番号	広 場 名		面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日			
今治広域	今治市	1	中央広場	常盤町五丁目	0.05	S57.2.22	市告第54号				0.05	S60.4.1		
四国中央	四国中央市	1	中央広場公園	三島中央3丁目	0.14	H8.10.14	市告第53号	H18.12.26	市告第160号		0.14	H9.7.20		
	2市	合計	2箇所		0.19						0.19			

エ 墓園の決定状況

墓園計画決定及び開設状況（令和6年3月31日現在）

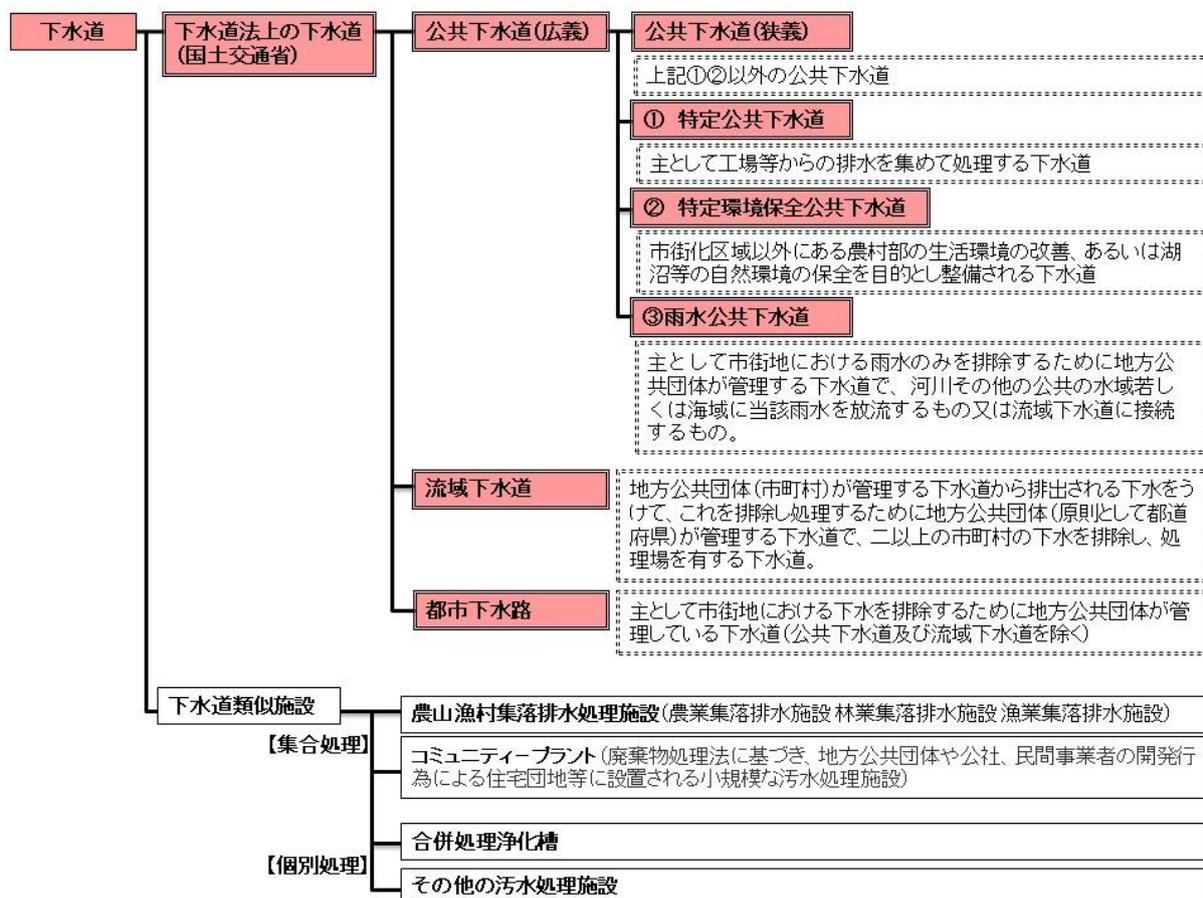
都市計画 区域名	都市名	名 称		位 置	計 画 決 定					開 設		過去の開設状況	備考	
		番号	墓 園 名		面積(ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	面積(ha)	年月日			
松山広域	松山市	1	食場墓園	食場町	8.80	S50.2.27	市告第36号				4.94	H18.1.29	1.14ha(S52.3.16) 2.58ha(S57.2.8) 3.75ha(H6.8.1) 4.46ha(H14.2.14) 4.94ha(H18.1.29)	
松山広域	松山市	2	宝塔寺墓地	朝美町(朝日ヶ丘一丁目)	1.70	S23.3.31	建院告第232号				1.19			
松山広域	松山市	3	千秋寺墓地	御幸町、山越町(御幸一丁目)	1.23	S23.3.31	建院告第232号	S43.12.28	建告第4053号		0.35			
今治広域	今治市	1	大谷墓園	山方町一丁目	26.30	S23.3.31	建院告第230号	H12.12.12	県告第1757号		12.77	H27.3.31	0.06ha(S50.3.27) 1.82ha(S51.1.7) 10.05ha(S51.12.15) 11.62ha(H18.4.1) 12.06ha(H20.4.1) 12.77ha(H27.3.31)	
新居浜	新居浜市	1	土ヶ谷墓地	土ヶ谷	7.00	S17.5.8	内告第312号				7.00	S18.3.31		
四国中央	四国中央市	1	天満墓地	土居町天満	1.60	S27.3.31	建告第599号	H18.12.26	市告第160号					
四国中央	四国中央市	2	桃山墓園	中曽根町	9.86	S32.8.22	建告第1031号	H18.12.26	市告第160号		3.28	S51.10.29		
市町別集計	松山市		3箇所		11.73						6.48			
	今治市		1箇所		26.30						12.77			
	新居浜市		1箇所		7.00						7.00			
	四国中央市		2箇所		11.46						3.28			
	4市	合計	7箇所		56.49						29.53			

#### (4) 下水道

下水道については、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等都市活動を支える上で必要不可欠な施設であり、積極的に都市計画に定めるべきである。この場合、市街化区域及び区域区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、市街化調整区域においては下水道それ自体では市街化を促進するおそれが少ないものと考えられるので、現に集落があり生活環境を保全する必要がある場合等については最小限の排水区域を定めることができると考えられる。(都市計画法第13条第1項第11号および都市計画運用指針一部抜粋)

公共下水道 (広義)	公共下水道 (狭義)	公共下水道は、主として市街地における下水 (汚水及び雨水) を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
	雨水公共下水道	雨水公共下水道は、主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの。(下水道法第2条第3項)
流域下水道	流域下水道	流域下水道は、専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの。
	雨水流域下水道	雨水流域下水道は、公共下水道により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの。
都市下水路		都市下水路は、主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道 (公共下水道及び流域下水道を除く) で、その規模が政令 (下水道法施行令第1条) で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第27条の規定により指定したもの。(下水道法第2条第5項) 構造が主として開水路であり、主として市街地 (公共下水道の排水区域外) において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しない。(国土交通省ホームページより抜粋)

## 下水道の種類



### ① 特定公共下水道とは

公共下水道において、特定の事業者の事業活動に主として利用されるもの。

### ② 特定環境保全公共下水道とは

公共下水道において、市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第 2 条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、又は、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの及び、処理対象人口が概ね 1,000 人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの。

## (3) 下水道

ア 公共下水道（都市計画法）の決定状況  
 公共下水道決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名称 (処理区名)	都市計画法決定										都市計画事業認可						施行 期間	供用開始 年月日	下水道法事業 計画区域内 人口	
			排水区域面積 最終(ha)	管渠 (m)	ポンプ場		処理場		当初決定 年月日	告示 番号	最終変更 年月日	告示 番号	認可年月日 (最終)	告示 番号	処理区域 面積(ha)	処理方式	終末 処理場	ポンプ 施設				
					箇所	面積(m <sup>2</sup> )	箇所	面積(m <sup>2</sup> )														
松山広域	松山市	松山公共下水道	6,747.0	17,440.0	27	37,050.0	4	327,400.0	S32.8.22	建告第1030号	R3.3.23	市告第81号	R6.3.22	県告第223号	6,145.2	標準活性汚泥法 ステップ流入式3段硝化脱窒法	4	25	S33~R8	S37.7.10	398,615	
松山広域	伊予市	伊予公共下水道	392.1	10.0	3	4,700.0	1	40,500.0	S48.10.23	市告第32号	H29.4.28	市告第66号	R5.3.17	県告第391号	392.1	標準活性汚泥法	1	3	S48~R10	H7.12.22	16,990	
松山広域	東温市	東温公共下水道(重信)	285.0	890.0	—	—	1	31,700.0	H11.10.20	町告第34号	R3.11.9	市告第146号	R4.3.11	県告第205号	281.0	オキシデーションディッチ法	1	—	H11~R8	H17.3.28	18,510	
松山広域	東温市	東温公共下水道(川内)	110.0	5.0	—	—	1	23,600.0	H7.7.17	町告第20号	R3.11.9	市告第146号	R4.3.11	県告第205号	110.0	オキシデーションディッチ法	1	—	H7~R8	H13.3.29	6,320	
松山広域	松前町	松前公共下水道	236.9	44,915	1	2,200.0	1	35,000.0	S62.12.7	町告第70号	H19.3.23	町告第25号	H30.4.6	県告第372号	221.7	標準活性汚泥法	1	1	S62~R6	H14.3.31	13,400	
松山広域	砥部町	砥部公共下水道	158.0	2,640.0	—	—	1	13,300.0	H16.11.10	町告第66号			R5.2.24	県告第385号	158.0	循環式硝化脱窒法 (凝集剤を添加、急速濾過法を併用)	1	—	H17~R10	H23.3.31	8,600	
今治広域	今治市	今治公共下水道	1,862.0	3,490.0	9	30,300.0	1	33,000.0	S33.2.6	建告第161号	R6.4.1	市告第147号	R6.3.22	県告第224号	1,862.0	標準活性汚泥法	1	9	S27~R11	S51.5.1	86,060	
今治広域	今治市	北部公共下水道	256.0	1,200.0	6	4,420.0	1	16,200.0	S61.10.24	県告第1194号	R6.4.1	市告第149号	R6.3.22	県告第225号	256.0	ステップ流入式2段硝化脱窒法	1	6	S61~R11	H3.3.24	11,760	
今治広域	今治市	大西公共下水道	151.0	170.0	2	1200.0	1	17,300.0	H14.3.12	町告第11号	R6.4.1	市告第151号	R6.3.22	県告第226号	151.0	オキシデーションディッチ法	1	1	H14~R11	H19.5.1	6,280	
新居浜	新居浜市	新居浜公共下水道	約2,576	約61,230	12	約26,650	1	約1,492	S35.3.9	建告第1746号	R6.2.20	市告第9号	R6.3.22	県告第227号	2,575.9	標準活性汚泥法 凝集剤添加型ステップ流入二段循環硝化脱窒法	1	12	S35~R11	S55.3.31	86,600	
西条	西条市	西条公共下水道	約1,582	約24,330	8	17,900.0	1	86,400.0	S48.12.22	市告第66号	R6.2.5	市告第16号	R6.3.22	県告第228号	1,518.9	標準活性汚泥法	1	4	S49~R12	S60.3.31	49,060	
西条	西条市	東予・丹原公共下水道	433.0	8,280.0	5	18,200.0	1	48,100.0	S58.3.4	県告第299号	H21.1.13	市告第10号	R6.3.22	県告第229号	424.0	オキシデーションディッチ法	1	2	S58~R12	H3.3.31	16,200	
四国中央	四国中央市	四国中央公共下水道(川之江)	661.0	400.0	3	12,100.0	1	20,100.0	S39.6.10	建告第1428号	H18.12.26	市告第160号	R3.3.23	県告第348号	655.5	標準活性汚泥法	1	3	S48~R7	S54.8.1	18,700	
四国中央	四国中央市	四国中央公共下水道(三島)	919.0	310.0	3	3,060.0	1	45,000.0	S47.2.14	市告第5号	H18.12.26	市告第160号	R3.3.23	県告第348号	887.6	標準活性汚泥法	1	3	S48~R7	S56.3.31	30,660	
久万	久万高原町	久万公共下水道	98.0	40,783.2	—	—	1	3,600.0	H7.7.20	町告第33号			H30.11.9	県告第203号	98.0	好気性ろ床法	1	—	H7~R5	H13.3.26	2,730	
大洲	大洲市	大洲公共下水道	464.0	70.0	3	5,200.0	2	25,300.0	S63.12.27	市告第80号	H29.1.16	市告第5号	R4.3.15	県告第224号	308.4	回分式活性汚泥法 標準活性汚泥法	2	2	S63~R8	(H7.7.3)	8,140	
大洲	大洲市	長浜下水道 H29.1.16大洲公共下水道に編入	38.0	—	—	—	—	—	S33.2.6	建告第165号	H21.1.13	市告第6号										
八幡浜	八幡浜市	八幡浜公共下水道	356.0	9,280.0	1	1,200.0	1	20,100.0	S33.2.6	建告第163号	H24.2.17	市告第27号	H24.3.23	県告第385号	356.0	標準活性汚泥法	1	1	S32~H29	S60.3.31	18,300	
八幡浜	八幡浜市	保内公共下水道	159.0	3,860.0	3	3,600.0	1	4,600.0	H11.10.29	町告第50号	R3.2.25	市告第17号	R3.3.23	県告第350号	157.1	標準活性汚泥法	1	2	H11~R9	H18.4.28	6,600	
内子	内子町	内子町公共下水道	129.0	2,310.0	—	—	1	128.0	H5.2.19	町告第4号			H15.12.26	県告第2382号	129.0	オキシデーションディッチ法	1	—	H5~H20	H11.3.31	5,100	
西予	西予市	西予公共下水道(野村)	118.0	3,200.0	—	—	1	16,500.0	H11.10.22	町告第38号	H30.3.2	市告第26号	R5.2.14	県告第385号	118.0	オキシデーションディッチ法	1	—	H11~R10	H17.3.31	2,880	
西予	西予市	西予公共下水道(宇和)	163.0	7,260.0	—	—	1	14,100.0	H12.9.29	町告第14号	H30.3.2	市告第26号	R5.2.14	県告第385号	163.0	オキシデーションディッチ法	1	—	H12~R10	H19.3.28	9,270	
西予	西予市	西予公共下水道(三瓶)	36.0	2,750.0	1	270.0	—	—	H30.3.2	市告第26号			R5.2.14	県告第385号	36.0	-	-	1	H30~R10	-	-	
宇和島	宇和島市	宇和島公共下水道	895.0	70.0	7	14,100.0	1	28,400.0	S33.2.6	建告第162号	R3.3.9	市告第6号	R3.3.23	県告第351号	447.0	標準活性汚泥法	1	5	S58~R7	H10.3.30	19,747	
合計	11市4町	19区域23箇所	18,797.0	234,893.2	94	182,150.0	26	851,820.0							17,451.4		26	80			840,502	

イ 公共下水道（下水道法）の実施状況

公共下水道実施状況（汚水）令和6年3月31日現在

市町名	事業種別	処理区名	処理場名	処理方式	着手年月日	供用年月日	現事業計画目標年次	全体計画目標年次	処理区域面積 (ha)			住民基本台帳人口 (人)	処理人口 (人)				下水道処理人口普及率 (%)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)		
									年度	全体計画	現事業計画		R5年度末	R5年度末	全体計画	現事業計画		R5年度末	(外書) 観光人口	R5年度末
松山市	公共	中央	中央浄化センター	標準活性汚泥法	S33. 2. 17	S37. 7. 10	R9. 3. 31	R18	3,464.2	3,219.6	2,941.4	497,887	258,060	240,070	210,620	-	66.4	148,910	148,910	148,910
松山市	公共	西部	西部浄化センター	標準活性汚泥法 ステップ流入式3段階硝化脱窒法	S59. 11. 16	H4. 5. 7	R9. 3. 31	R18	2,354.0	2,134.4	1,506.5	497,887	130,300	123,750	89,159	-	66.4	58,050	58,050	38,125
松山市	公共	北部	北部浄化センター	ステップ流入式3段階硝化脱窒法	H7. 12. 27	H17. 10. 17	R9. 3. 31	R18	531.9	399.1	334.8	497,887	22,040	16,260	12,194	-	66.4	11,400	11,400	8,000
松山市	公共・特環	北条	北条浄化センター	標準活性汚泥法	S51. 1. 17	S63. 3. 31	R9. 3. 31	R18	588.2	588.2	572.7	497,887	16,800	18,200	18,179	-	66.4	13,000	13,000	13,000
松山市	公共	上野	(砥部浄化センターへ接続)	-	H30. 3. 9	-	R9. 3. 31	R18	5.1	5.1	4.7	497,887	326	335	308	-	66.4	-	-	-
今治市	公共	今治	今治下水浄化センター	標準活性汚泥法	S47. 3. 1	S51. 5. 1	R12. 3. 31	R24	3,020.3	2,749.6	1,812.1	148,925	78,920	86,060	74,291	-	65.5	42,700	54,750	54,750
今治市	公共	北部	北部終末処理場	標準活性汚泥法 ステップ流入式2段階硝化脱窒法	S61. 11. 28	H3. 3. 24	R12. 3. 31	R24	522.5	499.4	400.2	148,925	9,670	11,760	12,459	-	65.5	5,170	6,250	8,500
今治市	特環	塔ヶ谷	塔ヶ谷下水処理場	長時間エアレーション法 接觸酸化法	S51. 8. 30	S52. 4. 15	R12. 3. 31	R24	13.2	13.2	12.9	148,925	1,828	1,900	-	1,828	65.5	731	731	731
今治市	特環	小部	(北部終末処理場へ接続)	-	H7. 10. 6	H11. 6. 1	R12. 3. 31	(北部に含む)	(北部に含む)	(北部に含む)	(北部に含む)	148,925	(北部に含む)	(北部に含む)	(北部に含む)	-	65.5	-	-	-
今治市	公共	大西	大西水処理センター	オキシデーションディッチ法	H14. 7. 4	H19. 5. 1	R12. 3. 31	R24	270.8	244.4	116.0	148,925	5,390	6,260	4,119	-	65.5	3,000	3,000	1,500
今治市	特環	吉海	吉海浄化センター	オキシデーションディッチ法	H6. 2. 14	H10. 3. 31	R12. 3. 31	R24	289.6	289.6	228.4	148,925	1,830	2,540	2,220	-	65.5	1,200	1,200	1,200
今治市	特環	木浦・有津	伯方浄化センター	オキシデーションディッチ法	H15. 12. 8	H20. 5. 1	R12. 3. 31	R24	192.3	149.7	60.6	148,925	3,220	3,230	2,353	-	65.5	1,435	1,035	1,035
今治市	特環	井口	井口浄化センター	オキシデーションディッチ法	H9. 3. 25	H15. 3. 18	R12. 3. 31	R24	139.4	139.4	90.1	148,925	1,280	1,930	1,075	-	65.5	900	900	600
今治市	特環	宮浦	宮浦浄化センター	オキシデーションディッチ法	H5. 1. 12	H9. 3. 30	R12. 3. 31	R24	119.8	119.8	98.1	148,925	900	1,280	1,086	-	65.5	1,320	1,320	1,320
宇和島市	公共	宇和島	宇和島市浄化センター	標準活性汚泥法	S59. 2. 14	H10. 3. 30	R8. 3. 31	R17	484.7	481.2	391.3	67,898	16,953	19,747	15,446	-	22.8	10,500	10,500	10,500
八幡浜市	公共	八幡浜	八幡浜浄化センター	標準活性汚泥法	S26. 12. 17	S60. 3. 31	H30. 3. 31	R2	359.0	359.0	359.0	30,345	17,400	18,300	15,511	-	75.8	16,500	16,500	16,500
八幡浜市	特環	真穴	真穴浄化センター	オキシデーションディッチ法	H7. 3. 14	H15. 4. 2	H20. 3. 31	H22	26.0	26.0	26.0	30,345	1,650	1,650	1,002	-	75.8	760	760	760
八幡浜市	公共	保内	保内浄化センター	標準活性汚泥法	H11. 12. 17	H18. 4. 28	R10. 3. 31	R9	186.3	186.3	186.3	30,345	6,600	6,600	6,480	-	75.8	3,800	3,800	3,800
新居浜市	公共	新居浜	新居浜市下水処理場	標準活性汚泥法 凝集剤添加型ステップ流入二段循環硝化脱窒法	S48. 12. 17	S55. 3. 31	R12. 3. 31	R24	2,575.9	2,575.9	2,146.1	113,466	78,560	86,600	74,393	-	65.6	58,200	61,100	51,400
西条市	公共	西条	西条浄化センター	標準活性汚泥法	S50. 2. 19	S60. 3. 31	R13. 3. 31	R24	1,645.8	1,576.1	1,405.7	103,972	45,920	49,060	51,102	-	62.4	31,500	31,500	31,500

市町名	事業種別	処理区名	処理場名	処理方式	着手年月日	供用年月日	現事業計画目標年次	全体計画目標年次	処理区域面積 (ha)			住民基本台帳人口(人)	処理人口 (人)				下水道処理人口普及率 (%)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)		
									年度	全体計画	現事業計画		R5年度末	R5年度末	全体計画	現事業計画		R5年度末	(外書)観光人口	R5年度末
西条市	公共	東予・丹原	東予・丹原浄化センター	オキシデーショントッチ法	S58. 4. 1	H3. 3. 31	R13. 3. 31	R24	598. 8	589. 2	576. 7	103, 972	14, 850	16, 200	13, 779	-	62. 4	8, 500	8, 500	8, 500
大洲市	公共	肱南	肱南浄化センター	回分式活性汚泥法	H1. 2. 3	H7. 7. 3	R9. 3. 31	R22	101. 2	101. 2	87. 0	39, 534	2, 090	2, 640	3, 645	-	21. 9	1, 100	1, 400	1, 400
大洲市	公共	肱北	肱北浄化センター	標準活性汚泥法	H11. 3. 30	H20. 5. 12	R9. 3. 31	R22	234. 7	207. 2	164. 2	39, 534	5, 280	5, 500	5, 005	-	21. 9	3, 350	3, 350	3, 350
伊予市	公共	伊予	伊予市下水浄化センター	標準活性汚泥法	S49. 2. 22	H7. 12. 22	R11. 3. 31	R24	430. 8	430. 8	388. 4	35, 409	15, 130	16, 990	17, 910	-	53. 0	11, 900	11, 900	11, 900
伊予市	特環	中山	中山町浄化センター	オキシデーショントッチ法	H6. 2. 16	H11. 6. 1	H18. 3. 31	H17	58. 0	58. 0	55. 0	35, 409	1, 950	1, 950	844	-	53. 0	990	990	495
四国中央市	公共	川之江	四国中央市川之江浄化センター	標準活性汚泥法	S48. 10. 30	S54. 8. 1	R8. 3. 31	R18	1, 122. 8	697. 9	602. 9	81, 700	27, 150	18, 700	18, 220	-	64. 3	14, 800	11, 400	9, 500
四国中央市	公共	三島	四国中央市三島浄化センター	標準活性汚泥法	S48. 10. 30	S56. 3. 31	R8. 3. 31	R18	1, 664. 6	1, 076. 2	905. 7	81, 700	29, 790	30, 660	32, 959	-	64. 3	13, 468	18, 240	18, 240
西予市	公共	宇和	宇和浄化センター	オキシデーショントッチ法	H13. 2. 20	H19. 3. 28	R11. 3. 31	R27	467. 7	398. 3	233. 5	34, 205	8, 120	9, 270	7, 249	-	30. 7	3, 400	3, 800	3, 200
西予市	公共	野村	野村浄化センター	オキシデーショントッチ法	H12. 1. 21	H17. 3. 31	R11. 3. 31	R27	165. 0	165. 0	160. 0	34, 205	1, 950	2, 880	3, 243	-	30. 7	1, 600	2, 400	2, 400
東温市	公共	重信	重信浄化センター	オキシデーショントッチ法	H11. 12. 3	H17. 3. 28	R9. 3. 31	R27	422. 1	422. 1	403. 6	32, 974	15, 250	17, 460	17, 421	-	73. 3	9, 244	9, 244	9, 244
東温市	公共	川内	川内浄化センター	オキシデーショントッチ法	H7. 12. 26	H13. 3. 29	R9. 3. 31	R27	190. 8	190. 8	186. 8	32, 974	5, 270	6, 240	6, 742	-	73. 3	2, 628	3, 942	3, 942
上島町	特環	弓削	弓削浄化センター	オキシデーショントッチ法	H4. 12. 28	H10. 3. 31	R12. 3. 31	R27	95. 7	95. 7	95. 7	6, 061	1, 340	1, 930	2, 242	-	76. 0	1, 650	1, 650	1, 650
上島町	特環	生名	生名浄化センター	オキシデーショントッチ法	H9. 7. 29	H14. 6. 1	R12. 3. 31	R27	58. 4	58. 4	58. 4	6, 061	640	1, 080	1, 342	-	76. 0	890	890	890
上島町	特環	岩城	岩城浄化センター	オキシデーショントッチ法	H13. 7. 16	H17. 4. 1	R12. 3. 31	R27	44. 0	44. 0	44. 0	6, 061	700	980	1, 021	-	76. 0	800	800	800
久万高原町	公共	久万	久万浄化センター	好気性ろ床法 活性炭吸着	H7. 10. 4	H13. 3. 26	R5. 3. 31	R9	185. 9	185. 9	185. 9	7, 069	2, 560	2, 730	2, 833	-	40. 1	1, 590	1, 590	1, 590
松前町	公共	松前	松前浄化センター	標準活性汚泥法	S63. 1. 27	H14. 3. 31	R7. 3. 31	R18	714. 5	226. 7	171. 2	30, 215	28, 800	13, 400	10, 757	-	35. 6	16, 800	10, 200	5, 100
砥部町	公共	砥部	砥部浄化センター	循環式硝化脱窒法 (凝集剤を添加、急速濾過法を併用)	H17. 11. 18	H23. 3. 31	R11. 3. 31	R24	274. 3	203. 6	142. 5	20, 280	9, 000	8, 600	7, 453	-	36. 8	4, 200	3, 850	2, 600
内子町	公共	内子	内子町浄化センター	オキシデーショントッチ法	H5. 7. 16	H11. 3. 31	R6. 3. 31	R18	168. 0	168. 0	168. 0	14, 979	5, 100	5, 100	4, 766	-	31. 8	4, 200	4, 200	4, 200
伊方町	特環	伊方	伊方浄化センター	オキシデーショントッチ法	H14. 7. 9	H18. 5. 1	R10. 3. 31	R24	70. 0	71. 5	71. 5	7, 934	3, 000	2, 518	2, 646	-	42. 5	1, 700	1, 700	1, 700
伊方町	特環	九町	九町浄化センター	オキシデーショントッチ法	H19. 2. 5	H23. 5. 1	R10. 3. 31	R24	28. 8	32. 4	32. 4	7, 934	1, 000	660	727	-	42. 5	600	600	600
愛媛県計	-	-	-	-	-	-	-	-	23, 885. 1	21, 178. 9	17, 426. 2	-	876, 617	861, 020	752, 801	1, 828	57. 2	-	-	-

公共下水道実施状況（下水道法 雨水全体計画） 令和6年3月31日現在

市町名	整備対象 区域面積 (ha)	令和5年度末整備済区域				R5年度末 整備率 %
		分流雨水 (ha)	合流 (ha)	都市下水路 (ha)	計 (ha)	
松山市	6,943.4	4,613.3	588.5	39.5	5,241.3	75.5%
今治市	3,435.8	1,980.2	349.0	25.9	2,355.1	68.5%
宇和島市	991.2	285.6	0.0	0.0	285.6	28.8%
八幡浜市	549.0	163.7	132.6	23.3	319.7	58.2%
新居浜市	4,453.0	437.5	0.0	0.0	437.5	9.8%
西条市	3,249.1	398.3	0.0	0.0	398.3	12.3%
大洲市	775.2	76.0	0.0	0.0	76.0	9.8%
伊予市	392.0	153.0	0.0	0.0	153.0	39.0%
四国中央市	2,121.0	1,172.8	83.5	0.0	1,256.3	59.2%
西予市	348.7	256.7	0.0	56.0	312.7	89.7%
東温市	612.9	214.0	0.0	0.0	214.0	34.9%
久万高原町	98.0	98.0	0.0	0.0	98.0	100.0%
松前町	207.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
砥部町	465.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
内子町	165.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
愛媛県計	24,806.6	9,849.1	1,153.6	144.7	11,147.5	44.9%

ウ 都市下水路の決定状況

都市下水路決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	都市 下水路名	都 市 計 画 決 定							事 業 実 施 状 況				
			集水面積 ha	当初決定 年月日	告示番号	最終変更 年月日	告示番号	告示日	変更または廃止	備 考（移管等）	管径又は幅員 (m)	水路延長 (m)	ポンプ能力 (m <sup>3</sup> /分)	施行期間 進捗状況
松山広域	松山市	堀江	34.4	S40.5.29	建告第1404号	H7.11.8	市告第154号	H7.11.8	廃止	堀江ポンプ場、堀江下水路下水道管渠は公共下水道へ移管 都市下水路は公共下水道の変更に廃止	□1.10	104.0	71.4	S40～S41 完了
松山広域	松山市	三津・中須賀	630.2	S42.3.29	建告第914号	S59.8.17	市告第87号	S59.8.17	廃止	中須賀ポンプ場、三津・中須賀下水路下水道管渠は公共下水道へ移管 都市下水路は公共下水道の変更に廃止	□2.3～1.42	3879.2	481.0	S42～S50 完了
松山広域	松山市	姫原	190.5	S50.11.17	市告第252号	H7.11.8	市告第154号	H7.11.8	廃止	姫原下水路下水道管渠は公共下水道へ移管 都市下水路は公共下水道の変更に廃止	□4.0～1.0	1363.0		S50～S63 完了
松山広域	松山市	新浜	154.6	S59.8.17	市告第87号	H14.12.17	市告第235号	H14.12.17	変 更	松山公共下水道と一緒に都市計画決定している	□5.0～1.0	1858.0	301.0	H14～H25 完了
松山広域	伊予市	西部下水路	45.0	S38.7.2	建告第1500号	S48.10.23	市告第32号	S48.10.23	変 更	西部都市下水路は公共下水道へ移管	φ1.65～0.7	1370.0	134.6	S38～S45 完了
松山広域	伊予市	東部1下水路	29.0	S38.7.2	建告第1500号	S46.12.3	市告第32号	S46.12.3	廃 止	廃 止				
松山広域	伊予市	東部2、3下水路	43.4	S38.7.2	建告第1500号	S46.12.3	市告第32号	S46.12.3	廃 止	廃 止				
松山広域	伊予市	米湊	108.0	S46.12.3	市告第32号	S63.10.25	市告第27号	S63.10.25	変 更	米湊都市下水路は公共下水道へ移管	□2.4～1.4	726.6	360.0	S46～S60 完了
松山広域	伊予市	相田	126.0	S46.12.3	市告第32号	S63.10.25	市告第27号	S63.10.25	変 更	相田都市下水路は公共下水道へ移管	□2.6～1.9	1628.1	239.0	S46～S60 完了
松山広域	東温市	重信	214.0	S48.10.13	町告第25号	H11.10.20	不明	H11.10.20	不明	公共下水道雨水渠	□3.32～1.0	3241.0		S48～S50 完了
今治広域	今治市	青木	148.0	S36.12.26	建告第2968号	S39.10.29	建告第3071号	S39.10.29	変 更	今治公共下水道へ転用	□2.2～1.2	2599.1		S36～S40 完了
今治広域	今治市	高部	58.0	S47.2.15	市告第27号	S61.10.24	県告第1194号	S61.10.24	変 更	北部公共下水道へ転用	□1.75、□2.6	295.5	109.0	S47～S55 休止
今治広域	今治市	桜井	91.0	S53.1.18	市告第16号	H30.1.16	市告第18号	H30.1.16	廃 止	廃 止	□2.5	746.5	150.0	S52～S58 休止
今治広域	今治市	蕨敷	30.1	S34.12.11	建告第2406号	S38.2.1	建告第132号	S38.2.1	廃 止	廃 止				
菊間	今治市	西町下水路	7.1	S28.3.31	建告第1100号						□0.93～0.7	470.0		S28 完了
菊間	今治市	新町下水路	18.8	S28.3.31	建告第1100号						□1.5～0.3	595.0		S28 完了
新居浜	新居浜市	久保田	56.0	S31.9.5	建告第1422号	S48.12.12	不明	S48.12.12	変 更	公共下水道雨水渠	□2.2～1.4	919.0		S33～S34 完了
新居浜	新居浜市	江口	120.0	S31.9.5	建告第1422号	S48.12.12	不明	S48.12.12	変 更	公共下水道雨水渠	□4.5～1.2	1174.0	180.6	S35～S44 完了
新居浜	新居浜市	沢津	56.0	S31.9.5	建告第1422号	S45.10.20	市告第37号	S45.10.20	廃 止	廃 止				
新居浜	新居浜市	西新居浜	101.0	S31.9.5	建告第1422号	S45.10.20	市告第37号	S45.10.20	廃 止	廃 止				
新居浜	新居浜市	元塚	76.0	S38.7.2	建告第1498号	S48.12.12	不明	S48.12.12	変 更	公共下水道雨水渠	□1.5～1.3	27.8	51.0	S38～S39 休止

都市計画 区域名	都市名	都市 下水路名	都 市 計 画 決 定							事 業 実 施 状 況				
			集水面積 ha	当初決定 年月日	告示番号	最終変更 年月日	告示番号	告示日	変更または廃止	備 考（移管等）	管径又は幅員 (m)	水路延長 (m)	ポンプ能力 (m <sup>3</sup> /分)	施行期間 進捗状況
新居浜	新居浜市	惣開	40.0	S40.8.26	建告第2459号	S48.12.12	不明	S48.12.12	変 更	公共下水道雨水渠	□1.5~1.2	845.0	63.0	S40~S42 完了
新居浜	新居浜市	垣生	70.0	S45.10.20	市告第37号	S63.10.24	不明	S63.10.24	変 更	公共下水道雨水渠	□2.5~1.1	1031.0	268.8	S45~S51 完了
新居浜	新居浜市	白山	198.0	S48.12.12	市告第43号	S61.5.10	不明	S61.5.10	変 更	公共下水道雨水渠	□2.35~1.95 φ2.0~1.35	2653.7		S49~S57 完了
新居浜	新居浜市	瀬戸	134.0	S51.11.4	市告第46号	S61.5.10	不明	S61.5.10	変 更	公共下水道雨水渠	□4.4~2.8	1166.0		S52~S54 完了
新居浜	新居浜市	江の口	195.0	S56.3.18	市告第6号	S63.10.24	不明	S63.10.24	変 更	公共下水道雨水渠				S55~S62 完了
新居浜	新居浜市	松神子	51.0	S56.3.18	市告第6号	S63.10.24	不明	S63.10.24	変 更	公共下水道雨水渠	□2.10~1.6	1072.1		S55~H2 完了
新居浜	新居浜市	上泉	134.0	S48.12.12	市告第43号	S61.5.10	不明	S61.5.10	変 更	公共下水道雨水渠				未施工
新居浜	新居浜市	池田	92.0	S48.12.12	市告第43号	S61.5.10	不明	S61.5.10	変 更	公共下水道雨水渠				未施工
西条	西条市	御本陣川	80.0	S29.3.31	建告第1061号	S48.12.22	市告第66号	S48.12.22	変 更	御本陣川下水路下水管渠は公共下水道へ移管	□16.0~7.0	670.0	132.0	S27~S30 完了
西条	西条市	イ号下水路	9.1	S28.3.31	建告第1095号	S48.12.22	市告第66号	S48.12.22	変 更	イ号下水路下水管渠は公共下水道へ移管	□5.0~1.0	270.0		S27~S30 完了
西条	西条市	口号下水路	9.4	S28.3.31	建告第1095号	S48.12.22	市告第66号	S48.12.22	変 更	口号下水路下水管渠は公共下水道へ移管	□2.6~0.8	400.0		S27~S30 完了
西条	西条市	本河原	64.0	S31.5.7	建告第824号	S58.3.4	建告第2509号	S58.3.4	変 更	本河原下水路下水管渠は公共下水道へ移管	□1.7~1.1	947.6	133.0	S32~S41 完了
西条	西条市	大曲	40.0	S31.5.7	建告第824号	S58.3.4	建告第2509号	S58.3.4	変 更	大曲下水路下水管渠は公共下水道へ移管	□1.0	280.0		S38 完了
西条	西条市	三津屋	110.0	S44.12.23	壬生川町告第58号	S58.3.4	建告第2509号	S58.3.4	変 更	三津屋下水路下水管渠は公共下水道へ移管	□1.7~1.0	1621.5	189.5	S44~S49 完了
四国中央	四国中央市	下分	76.0	S34.12.11	建告第2409号	S52.10.19	市告第68号	S52.10.19	変 更	公共下水道雨水渠	□2.24~1.65 φ1.80	1,656.5		S34~S42 完了
四国中央	四国中央市	中央	181.0	S52.10.19	市告第68号	S55.3.28	市告第15号	S55.3.28	変 更	公共下水道雨水渠	□4.2	957.5		S55~S60 完了
四国中央	四国中央市	新浜	35.0	S51.1.14	市告第84号	S52.10.19	市告第68号	S52.10.19	変 更	公共下水道雨水渠	□1.5~1.2	534.3	189.1	S50~S59 休止
四国中央	四国中央市	川之江	47.3	S44.5.20	市告第2372号	不明	不明	不明	変 更	公共下水道雨水渠	φ1.5~0.7	669.9		S44~S46 完了
四国中央	四国中央市	平木	41.0	S52.10.19	市告第68号	S57.11.30	市告第56号	S57.11.30	変 更	公共下水道雨水渠	□1.4	627.1		完了 S55~S60
四国中央	四国中央市	大江	85.0	S51.1.14	市告第84号	不明	不明	不明	変 更	公共下水道雨水渠	□1.8~1.0	926.8	382.8	S51~S59 休止
四国中央	四国中央市	青木下水路	41.7	S33.3.17	建告第1745号	不明	不明	不明	変 更	公共下水道雨水渠	□1.0.○1.1	489.9		S35 完了
四国中央	四国中央市	古池下水路	32.6	S36.12.18	建告第2815号	不明	不明	不明	変 更	公共下水道雨水渠	□1.0~1.4	399.5		S45 完了
八幡浜	八幡浜市	浜田川下水路	61.0	S37.10.12	建告第2632号	不明	不明	不明	廃 止	浜田川下水路下水管渠は公共下水道へ移管	φ1.10~0.7	1,004.0		S37~S38 完了

都市計画 区域名	都市名	都市 下水路名	都 市 計 画 決 定							事 業 実 施 状 況				
			集水面積 ha	当初決定 年月日	告示番号	最終変更 年月日	告示番号	告示日	変更または廃止	備 考（移管等）	管径又は幅員 (m)	水路延長 (m)	ポンプ能力 (m3/分)	施行期間 進捗状況
八幡浜	八幡浜市	名坂川	43.0	S39. 9. 18	建告第2701号	不明	不明	不明	廃 止	名坂川下水管渠は公共下水道へ移管	□1. 9~1. 2, □1. 0	544. 0		S37~S40 完了
八幡浜	八幡浜市	坂田川	34.0	S41. 5. 16	建告第1504号	S49. 5. 22	市告第21号	S49. 5. 22	廃 止	坂田川下水管渠は公共下水道へ移管	□1. 68~1. 6, □1. 8	630. 0		S41~S45 完了
八幡浜	八幡浜市	大谷川	31.0	S46. 6. 11	市告第22号	S49. 5. 22	市告第21号	S49. 5. 22	廃 止	大谷川下水管渠は公共下水道へ移管	□1. 28	350. 0		S46~S47 完了
八幡浜	八幡浜市	鯨川下水路	45.0	S49. 1. 12	市告第1号	S52. 7. 19	市告第27号	S52. 7. 19	廃 止	鯨川下水路下水管渠は公共下水道へ移管	□1. 50	350. 0		S48~S51 完了
八幡浜	八幡浜市	宮内川東地区	64.0	H5. 2. 12	町告第4号	R3. 2. 25	市告第17号	R3. 2. 25	廃 止	宮内川東地区下水管渠・宮内川東地区雨水ポンプ場は公共下水道へ移管	□2. 5~1. 9	578. 0		H4~R2 休止
内子	内子町	滝の奥	23.1	S31. 5. 7	建告第822号	S33. 3. 28	建告第588号				□1. 0	920. 3		S31~S32 完了
西予	西予市	津布理下水路	42.0	S28. 3. 31	建告第1090号	H31. 3. 27	市告第32号	H31. 3. 27	廃 止	津布理ポンプ場・津布理下水路下水管渠は公共下水道へ移管	□1. 4	433. 0	26. 0	S27~S30 完了
西予	西予市	朝立イ号下水路	47. 0	S28. 3. 31	建告第1090号	S30. 3. 31	建告第869号	S30. 3. 31	不 明	公共下水道雨水渠	□1. 18~0. 86	642. 0		S27~S31 完了
西予	西予市	朝立口号下水路	9. 0	S28. 3. 31	建告第1090号	不明	不明	不明	不 明	公共下水道雨水渠	□0. 98	327. 0		S27~S32 完了
西予	西予市	馬場	38.0	S28. 3. 31	建告第1101号	H12. 9. 29	町告第14号	H12. 9. 29	廃 止	公共下水道雨水渠	□1. 2~0. 92	267. 7		S27~S30 完了
西予	西予市	土鬼窪	45.3	S28. 3. 31	建告第1101号	H12. 9. 29	町告第14号	H12. 9. 29	廃 止	公共下水道雨水渠	□1. 1~1. 0	328. 4		S27~S31 完了
西予	西予市	新池	43.1	S28. 3. 31	建告第1101号	H12. 9. 29	町告第14号	H12. 9. 29	廃 止	公共下水道雨水渠	□1. 0	225. 2		S27~S30 完了
西予	西予市	鬼窪	47.7	S28. 3. 31	建告第1101号	H12. 9. 29	町告第14号	H12. 9. 29	廃 止	公共下水道雨水渠	□2. 0	382. 0		S27~S32 完了
西予	西予市	駅前	37.6	S28. 3. 31	建告第1101号	H12. 9. 29	町告第14号	H12. 9. 29	廃 止	公共下水道雨水渠	□2. 0~1. 0	469. 4		S27~S32 完了
西予	西予市	中ノ町	23.4	S28. 3. 31	建告第1101号	H12. 9. 29	町告第14号	H12. 9. 29	廃 止	公共下水道雨水渠	□1. 3~1. 0	759. 9		S27~S32 完了
西予	西予市	中ノ町	42.6	S28. 3. 31	建告第1101号	H12. 9. 29	町告第14号	H12. 9. 29	廃 止	公共下水道雨水渠	□1. 6~1. 0	680. 0		S53~S60 完了
西予	西予市	野村	20.0	S36. 12. 27	建告第3009号	H11. 10. 22	町告第38号	H11. 10. 22	廃 止	公共下水道雨水渠	□1. 6~1. 1	347. 0		S36~S37 完了
西予	西予市	野村	37.0	S36. 12. 27	建告第3009号	H11. 10. 22	町告第38号	H11. 10. 22	廃 止	公共下水道雨水渠	□1. 0	840. 0		S53~S57 完了
宇和島	宇和島市	小笠原	14.1	S29. 3. 31	建告第794号	S31. 1. 17	建告第58号	S31. 1. 17	変 更	樹形ポンプ場・下水路下水管きよは公共下水道雨水渠へ移管	□1. 3	438. 5	85. 2	S28~S33 完了
宇和島	宇和島市	大浦	49.0	S56. 8. 21	市告第38号	R3. 3. 9	市告第6号	R3. 3. 9	廃 止	大浦雨水排水ポンプ場・下水路下水管きよは雨水公共下水道へ移管 宇和島公共下水道と一緒に変更している	□2. 1~1. 2	434. 4	89. 4	S56~S62 休止
宇和島	宇和島市	来(くの)	79. 0	S60. 12. 3	市告第70号	H3. 11. 11	市告第44号	H3. 11. 11	変 更	来雨水排水ポンプ場・下水路下水管きよは雨水公共下水道へ移管 宇和島公共下水道と一緒に決定している	□3. 2~2. 8	1, 053. 0	390. 0	S60~H15 休止
宇和島	宇和島市	橋北下水路	22. 8	S37. 10. 12	建告第2, 631号						□1. 2~0. 8	520. 0	32. 0	S37~S38 完了
合 計	10市1町		3, 944. 7									50, 739. 0		

#### (5) 供給処理施設

ごみ焼却場、汚物処理場、市場、火葬場及びと畜場は都市に居住する人々にとって都市生活を営むために欠くことのできない施設である。

これらの施設を新築又は増築する場合は、建築基準法第 51 条の規定に基づき、都市計画として敷地を決定したもの、または同条ただし書きの規定に基づき、その位置が都市計画上支障ないと特定行政庁が市町都市計画審議会（産業廃棄物処理施設の位置については、県都市計画審議会）の議を経て許可したものでなければ認められない。

また、これらの施設は、都市の総合的な土地利用計画に基づき各種都市施設の一環として計画されるべきものであり、その位置の選定や施設の計画にあたっては、周囲に及ぼす影響に十分配慮する必要がある。

本県では、ごみ焼却施設（11 施設）、ごみ処理場（2 施設）、汚物処理場（12 施設）、市場（4 施設）、火葬場（11 施設）が決定されている。

ア ごみ焼却場の決定状況

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	番号	名称	位置	面積 (m <sup>2</sup> )	処理能力 (t/日)	当初決定		最終変更		供用	
							年月日	告示番号	年月日	告示番号	面積 (m <sup>2</sup> )	処理能力 (t/日)
松山広域	松山市	1	松山市市坪ごみ焼却場	市坪町(市坪西町)	33,000	300.0	S46.9.14	市告第171号			33,000	300
		2	松山市西クリーンセンター	大可賀三丁目	27,100	450.0	S54.9.20	市告第163号	H21.2.27	市告第61号	27,100	420
		3	北条市清掃工場	大浦			S57.2.19	市告第5号	S61.12.17	市告第26号	(廃止)	(廃止)
今治広域	今治市	1	今治ごみ焼却場	高市字青木、町谷字山田寺山、寺山、山田	17,000	112.5	S47.9.19	市告第202号			12,000	0
		2	今治市クリーンセンター	町谷、新谷	38,000	174	H26.3.4	市告第74号			36,700	174
新居浜	新居浜市	1	新居浜ごみ焼却場	郷字上郷			S29.3.31	建告第1056号	S60.7.30	市告第43号	(廃止)	(廃止)
		2	新居浜市ごみ処理施設	観音原町	144,800	260.0	S51.11.4	市告第45号	H21.1.13	市告第169号	144,800	201
西条	西条市	1	西条市道前クリーンセンター	小松町大頭字松縄	16,400	200.0	S47.2.17	町告第3号	H21.1.13	市告第10号	16,400	200
四国中央	四国中央市	1	四国中央市クリーンセンター	中之庄町字浜ノ前	20,000	140.0	S46.12.15	市告第29号	H18.12.26	市告第160号	20,000	140
八幡浜	八幡浜市	1	八幡浜市ごみ焼却場	舌間			S46.11.26	市告第41号	R6.3.4	市告第17号	(廃止)	(廃止)
		2	保内町ごみ処理場	保内町喜木津			S56.8.1	町告第25号	R6.3.4	市告第17号	(廃止)	(廃止)
西予	西予市	1	宇和町ごみ焼却場	宇和町大字卯之町三丁目			S54.8.11	町告第4号	H25.2.14	市告第11号	(廃止)	(廃止)
宇和島	宇和島市	1	宇和島市ごみ清掃工場	宮下字別当、坂下津字宮ノ越及び字横浦			S53.3.27	市告第10号	S57.2.20	市告第9号	(廃止)	(廃止)
		2	宇和島市清掃工場	祝森字ツルガサコ高ノ子、ケラ田	59,000	120.0	S57.2.20	市告第9号			59,000	120
		3	宇和島地区広域事務組合環境センター	祝森	29,600	120.0	H26.8.12	市告第42号				
		4	津島町クリーンセンター	津島町高田字大谷、字柳ノ木及び柳木谷	9,600	20.0	H5.3.23	町告第45号			9,600	20
愛南	愛南町	1	愛南町環境衛生センター	大浜	27,400	38.0	H8.10.11	町告第51号	H24.2.9	町告第15号	27,400	38
		2	西海町ごみ焼却場	西海町下久家			H2.3.23	町告第5号	H16.3.4	町告第6号	(廃止)	(廃止)
合計	7市1町		13施設		421,900	1,934.5					386,000	1,613

イ ごみ処理場の決定状況

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都 市 名	番 号	名 称	位 置	面積 (ha)	処理能力 (t/日)	当 初 決 定		最 終 変 更		供 用	
							年 月 日	告 示 番 号	年 月 日	告 示 番 号	面積 (ha)	処理能力 (t/日)
新居浜	新居浜市	+	財団法人愛媛県廃棄物処理センター 東予地区廃棄物処理施設	磯浦町			H9. 5. 23	市告第32号	R3. 12. 3	県告第1350号	(廃止)	(廃止)
西予	西予市	1	西予市宇和清掃センター		0.70	0.26	H29. 6. 2	市告第106号			0.7	0.26
宇和島	宇和島市	1	吉田町高速堆肥化処理場	吉田町大字鶴間字タカゾリ	0.62	10.0	S57. 2. 19	町告第9号			0.6	10
合 計	2市		2施設		1.32						1.3	

ウ 汚物処理場の決定状況

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都 市 名	番 号	名 称	位 置	面積 (m2)	処理能力 (t/日)	当 初 決 定		最 終 変 更		供 用	
							年 月 日	告 示 番 号	年 月 日	告 示 番 号	面積 (m2)	処理能力 (t/日)
松山広域	松山市	1	松山衛生事務組合浄化センター	北吉田町	24,700	373	H28. 1. 8	市告第7号			24,700	373
		2	北条クリーンセンター	大浦	10,500	25	S61. 12. 17	市告第27号			10,500	25
	松前町	+	塩美浄化園	大字筒井字砂流場			S50. 2. 13	町告第2号	H13. 1. 5	町告第1号	(廃止)	(廃止)
		2	塩美園	大字筒井字砂流場	9,500	73	H9. 3. 19	町告第25号			9,212	68
今治広域	今治市	1	今治地区衛生センター	天保山町一丁目	9,000	90	S53. 1. 23	市告第22号			8,900	80
菊間	今治市	1	菊間町衛生センター	浜	19,600	15	S51. 3. 30	町告第8号	H12. 7. 5	町告第36号	14,000	0
新居浜	新居浜市	+	新居浜市衛生センター	阿島二丁目			S48. 10. 29	市告第38号	R6. 3. 8	市告第19号	(廃止)	(廃止)
四国中央	四国中央市	1	四国中央市アイ・クリーン	四国中央市川之江町	2,000	35	H3. 10. 7	市告第21号	H18. 12. 26	市告第160号	2,000	35
		2	伊予三島清掃センター	具定町	5,000	40	S56. 12. 2	市告第79号	H18. 12. 26	市告第160号	5,000	40
		+	主居町衛生センター	主居町大字蕪崎字角田			S51. 3. 27	町告第15号	H13. 12. 21	町告第40号	(廃止)	(廃止)
		3	エコトピアひうち	土居町津根	19,300	33	H10. 3. 2	町告第5号	H18. 12. 26	市告第160号	19,300	33
大洲	大洲市	1	大洲・喜多衛生事務組合「清流園」	米湊、ミノコシ、堂の本、横田	16,100	100	S48. 2. 15	市告第3号	H9. 3. 31	市告第19号	13,000	100
八幡浜	八幡浜市	1	八西汚物処理場	保内町喜木	6,800	70	S58. 2. 19	町告第6号	H28. 3. 2	市告第22号	6,800	52
西予	西予市	1	西予市衛生センター	宇和町稲生	21,800	45	H27. 1. 14	市告第7号			21,800	45
宇和島	宇和島市	+	宇和島地区広域事務組合衛生センター	長堀			H3. 10. 8	市告第41号	H29. 2. 15	市告第8号	(廃止)	(廃止)
		1	宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター	坂下津	48,200	220	H24. 9. 12	市告第51号	H29. 2. 15	市告第9号	48,200	220
合 計	8市1町		13施設		192,500	1,119					183,412	1,071

エ 市場の決定状況

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都 市 名	番 号	名 称	位 置	面積 (m <sup>2</sup> )	処理能力 (t/日)	当 初 決 定		最 終 変 更		供 用	
							年 月 日	告 示 番 号	年 月 日	告 示 番 号	面積 (m <sup>2</sup> )	処理能力 (t/日)
松山広域	松山市	1	松山市中央卸売市場	久万ノ台	97,000	—	S44. 12. 23	市告第106号			91,000	—
今治広域	今治市	1	今治市公設地方卸売市場	天保山町二丁目	21,000	133	S47. 9. 19	市告第201号			21,000	133
八幡浜	八幡浜市	1	八幡浜市水産物地方卸売市場	八幡浜市沖新田	28,300	—	H22. 11. 2	市告第154号			28,300	—
宇和島	宇和島市	1	宇和島水産物地方卸売市場	宇和島市大浦	4,500	—	H30. 2. 20	市告第6号			4,500	—
合 計	4市		4施設		150,800						144,800	

オ 火葬場の決定状況

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都 市 名	番 号	名 称	位 置	面積 (m <sup>2</sup> )	処理能力 (体/日)	当 初 決 定		最 終 変 更		供 用	
							年 月 日	告 示 番 号	年 月 日	告 示 番 号	面積 (m <sup>2</sup> )	処理能力 (体/日)
松山広域	松山市	1	横谷火葬場	食場町	24,500	35	S50. 2. 27	市告第37号	R5. 4. 18	市告第149号	13,000	14基
		2	貴船苑	安岡	18,500	6	S63. 10. 20	市告第42号			18,500	6
今治広域	今治市	1	今治地区火葬場	山方町一丁目	16,900	17	H12. 12. 12	市告第217号			16,900	17
新居浜	新居浜市	1	新居浜市斎場	新居浜市磯浦町	14,000	8基	S57. 2. 25	市告第6号	H21. 1. 13	市告第171号	14,000	8基
四国中央	四国中央市	1	川之江斎苑	上分町字松之谷及び字中尾山	38,700	8	H5. 12. 21	市告第31号	H18. 12. 26	市告第160号	38,700	8
		2	伊予三島斎苑	伊予三島市中之庄町	7,000	8	S63. 10. 24	市告第53号	H18. 12. 26	市告第160号	7,000	8
		3	土居斎苑	四国中央市土居町土居	10,600	6	H16. 2. 27	町告第7号	H18. 12. 26	市告第160号	10,600	6
大洲	大洲市	1	大洲市斎苑	大洲市西大洲	8,700	8	H10. 12. 2	市告第719号			8,700	8
西予	西予市	1	宇和町火葬場	西予市宇和町皆田	6,300	6	H2. 3. 23	町告第5号	H22. 4. 7	市告第24号	6,300	6
宇和島	宇和島市	1	宇和島市葬祭場	宇和島市寄松	14,300	10	S62. 12. 8	市告第64号			14,300	10
愛南	愛南町	1	愛南町御荘霊苑	御荘町平城	28,500	9	H14. 12. 25	町告第93号	H24. 2. 9	町告第15号	28,500	9
合 計	7市1町		11施設		188,000						176,500	

(6) その他の施設

河川	都市部の河川については、都市化の進展にともない、保水、遊水機能が低下し、洪水時の流量の増大、浸水被害の増加、水質の悪化等の諸問題がある。これらの諸問題に対処するため、河川計画を立案することにより水害を防止し、都市環境の改善に努める必要がある。
教育文化施設	教育施設の拡充や地方文化の向上を図るために定められるものである。
社会福祉施設、医療施設	心身障害者及び高齢者等を対象とした総合的機能を有した社会福祉施設や、医療施設を定められるものである。
一団地の住宅施設	一団地の住宅施設は、良好な住宅地を整備し、住民に供給することにより、住宅不足の緩和と生活環境の向上を図り、健康で文化的な都市生活を確保するために定められるものである。
一団地の官公庁施設	一団地の官公庁施設は、官公庁施設を特定の区域の集合させることにより、行政の効率化、住民の利便及び土地の高度利用を図ろうとするものである。
防火水槽	防火水槽は、消防のための水利施設が不十分な地区に対して、消防活動の利便を図り初期消火に対処するため計画されたものである。

ア 河川の決定状況

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	名 称		位 置		区 域		構 造	決定 年月日	告示 番号	改 良 済	
		番号	河川名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)				延長 (km)	幅員 (m)
松山広域	松山市	1	宮前川	北齋院町	愛光町	3,770	22~55	堀込式 単断面式	S56.1.9	県告 第23号	3.62	32
松山広域	松山市	2	宮前川放水路 ただし	大可賀三丁目 大可賀三丁目	北齋院町 北吉田町	2,390 560	12~42 16~42	隧道式 堀込式 単断面式	S56.1.9	県告 第23号	2.39	12~42
			ただし ただし ただし	北吉田町 北吉田町 別府町	北吉田町 別府町 北齋院町	260 1,200 370	16~18 12 22~31	暗渠式 隧道式 堀込式 単断面式				
松山広域	松山市 東温市 砥部町 松前町	3	重信川	松山市西垣生町及び松前町大字北川原	重信町大字見奈良字柳原及び重信町大字下林字桧亦	17,160	185~660	堀込式 堤防式	H3.3.8	県告 第426号	-	
			ただし	松山市西垣生町及び松前町大字北川原	松山市西垣生町及び松前町大字北川原	600	415~530	堤防式 単断面式				
			ただし	松山市西垣生町及び松前町大字北川原	重信町大字南野田字若宮及び松山市中野町	13,000	225~455	堤防式 複断面式				
			ただし	重信町大字南野田字若宮及び松山市中野町	重信町大字見奈良字柳原及び重信町大字下林字伽藍	3,150	185~660	堤防式 単断面式				
		ただし	重信町大字見奈良字柳原及び重信町大字下林字伽藍	重信町大字見奈良字柳原及び重信町大字下林字桧亦	410	185~420	掘込式 単断面式					
合計	2市2町		3箇所			23,320					6.01	

## イ 教育文化施設の決定状況

学校決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	番号	名 称	位 置	面 積 (m <sup>2</sup> )	当初決定 年月日	告示番号	最終決定 年月日	告示番号	完了面積 (m <sup>2</sup> )
松山広域	松山市	1	松山西高等学校	久万ノ台	54,000	S48. 12. 21	市告第517号			54,000

教育文化施設決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	番号	名 称	位 置	面 積 (m <sup>2</sup> )	当初決定 年月日	告示番号	最終決定 年月日	告示番号	完了面積 (m <sup>2</sup> )
松山広域	松山市	1	県民文化会館	道後町二丁目	26,000	S56. 3. 23	市告第38号			26,000

## ウ 社会福祉施設・医療施設の決定状況

社会福祉施設決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	番号	名 称	位 置	面 積 (m <sup>2</sup> )	当初決定 年月日	告示番号	最終決定 年月日	告示番号	完了面積 (m <sup>2</sup> )
松山広域	松山市	1	総合福祉センター	道後一万、 道後今市、 道後町二丁目	28,000	S56. 3. 23	市告第37号			28,000

病院決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	番号	名 称	位 置	面 積 (m <sup>2</sup> )	当初決定 年月日	告示番号	最終決定 年月日	告示番号	完了面積 (m <sup>2</sup> )
今治広域	今治市	1	愛媛県立今治病院	石井町四丁目	20,100	S56. 3. 20	市告第70号	H16. 11. 25	市告第304号	20,100
愛南	愛南町	1	愛媛県立南宇和病院	城辺町	17,000	H2. 8. 29	町告第28号	H24. 2. 9	町告第17号	17,000

エ 一団地の住宅施設の決定状況

一団地の住宅施設決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名 称	位 置	面積 (ha)	決定年月日	告示番号	住宅戸数 (戸)	完成年度
松山広域	松前町	江川一団地の住宅施設	筒井字江川下塩新畑	2.0	S50.2.13	町告第1号	250	S53年度

オ 一団地の官公庁施設の決定状況

一団地の官公庁施設決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名 称	位 置	面積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	機 関 名 称
新居浜	新居浜市	新居浜一団地の官公庁施設	繁本町、一宮町一丁目	6.4	S36.12.18	建告第2814号	H29.2.24	県告第176号	市役所、 法務局、 裁判所、 検察庁等

カ 防火水槽の決定状況

防火水槽決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	計 画		完 了		当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号
		箇所数	面積(m2)	箇所数	面積(m2)				
松山広域	松山市	34	150	34	150	S27.3.31	建告第588号	S29.3.31	建告第1054号
新居浜	新居浜市	11	40	11	40	S28.3.31	建告第1106号	S29.3.31	建告第1059号
八幡浜	八幡浜市	14	330	14	330	S27.3.31	建告第592号	S29.5.13	建告第807号
西予	西予市	5	100	5	100	S28.3.31	建告第1102号	H24.3.23	市告第26号
合 計	4市	64	620	64	620				

## 8 市街地開発事業 《法 12 条》

市街地開発事業とは、都市計画で定められた土地利用計画を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成するため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備にあわせて宅地の利用増進や建築物等の整備を面的に進め、総合的なまちづくりを図る事業である。

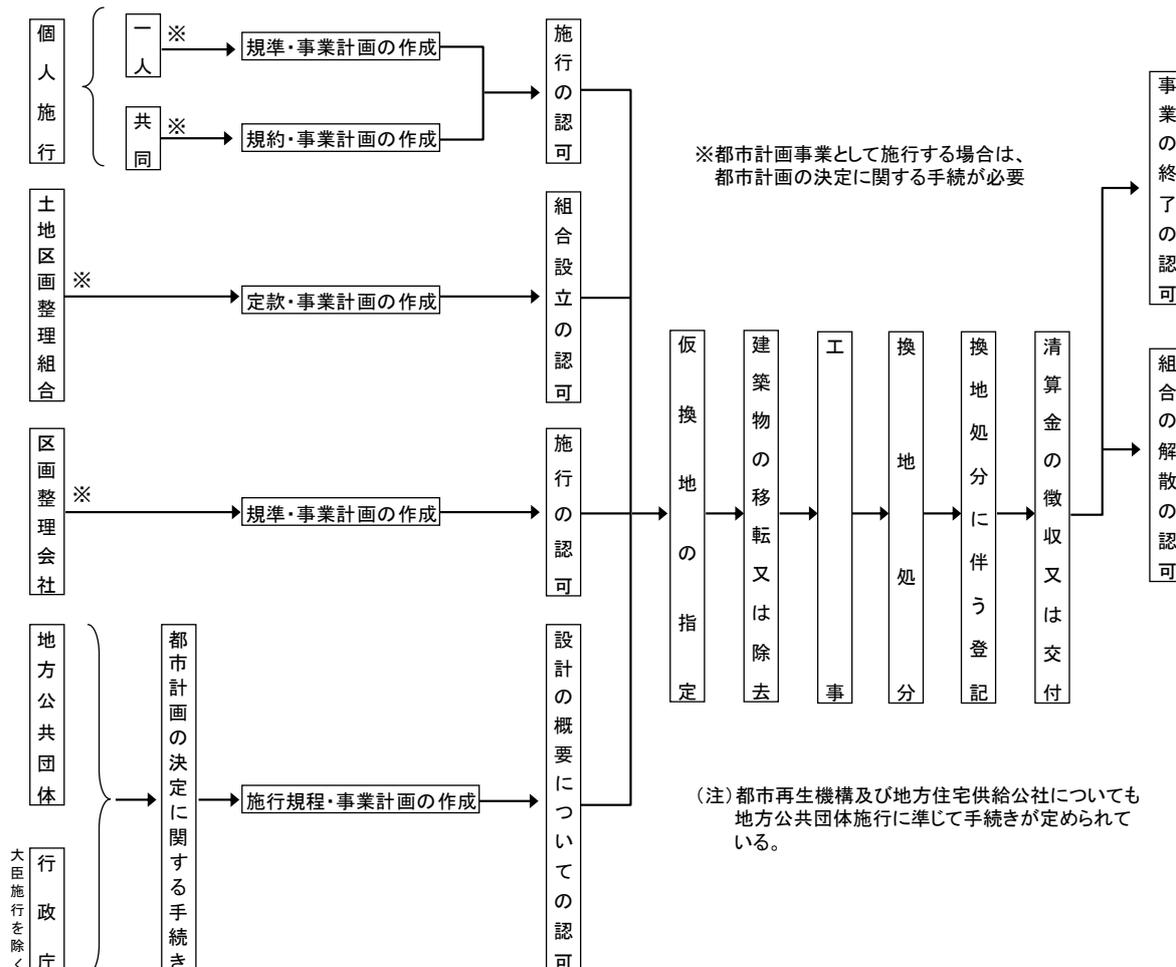
本県では、土地区画整理事業と市街地再開発事業の都市計画決定を行っている。  
(令和 6 年 4 月 1 日現在)

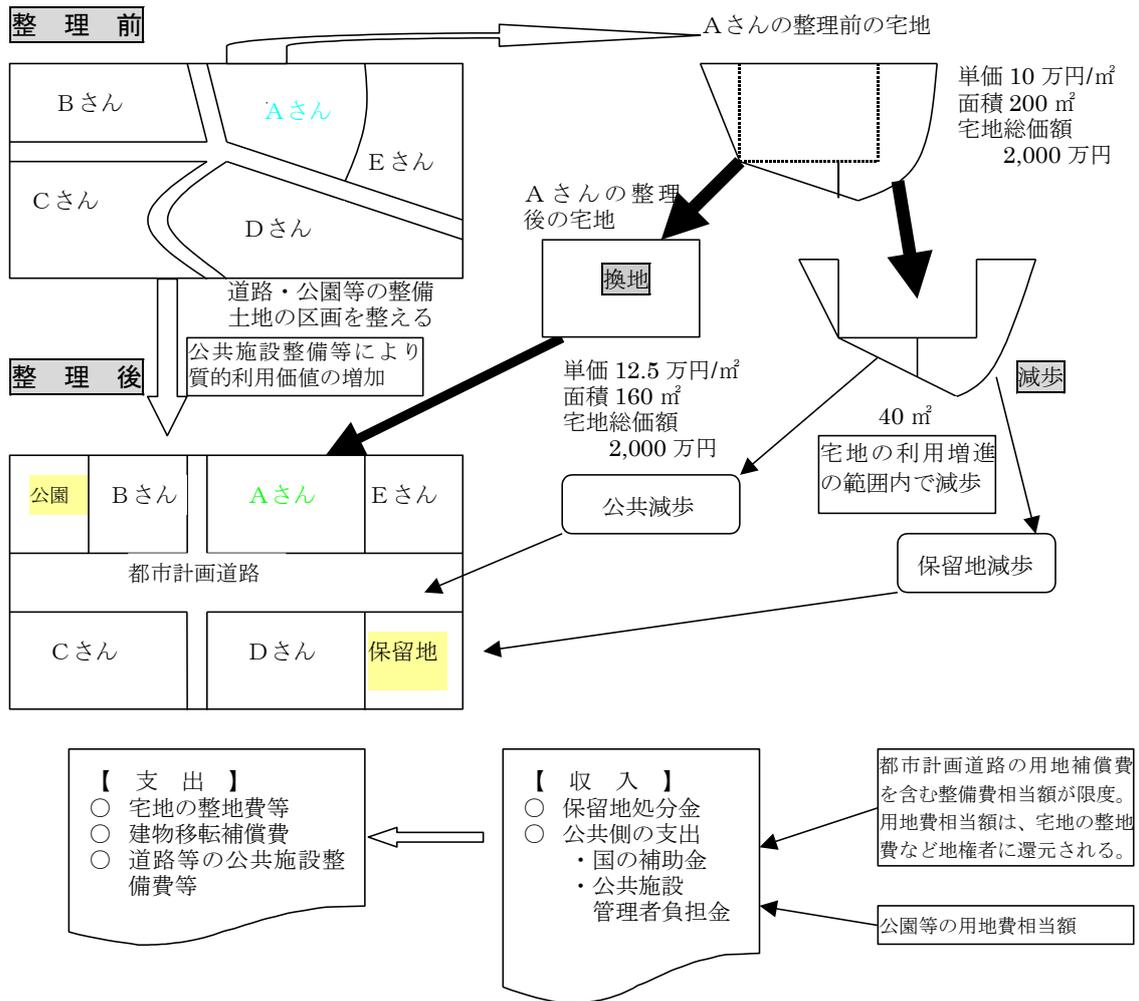
その他、都市の再生に必要となる公共公益施設の整備に対して、国が財政支援をする制度（都市再生整備計画事業等）があり、市町が主体となって、総合的なまちづくりを行っている。

### (1) 土地区画整理事業（個別法：土地区画整理法）

土地区画整理事業は、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設、変更を行うことにより健全な市街地を形成する事業であり、都市の発展の出発点となることから「都市計画の母」と呼ばれている。

#### 土地区画整理事業の流れ





## 【用語解説】

### 換地

整理前の土地の位置、面積、環境、利用状況などの条件を考慮しながら、より利用しやすくなるように再配置された整理後の宅地のことを換地という。

### 宅地

国又は地方公共団体が所有し、道路、公園などの公共施設として利用されている土地以外のことを宅地という。

### 公共減歩

地区内の土地所有者が個々の土地を少しずつ出し合って、新たに道路、公園などの公共施設のための用地を生み出すことを公共減歩という。

### 保留地減歩

地区内の土地所有者が個々の土地を少しずつ出し合って、事業費をまかなうための用地を生み出すことを保留地減歩という。

## ① 新居浜駅前土地区画整理事業

新居浜駅前土地区画整理事業は、新居浜市の表玄関である JR 新居浜駅を中心とした地区に、駅前広場や道路、公園等の各種公共施設の整備を行うことにより、駅前に特色を活かした魅力ある商業地と良好な環境の住宅地の整備を行い、ゆとりある生活空間を創出することを目的としている。また、本地区は、「インテリジェントシティ整備基本計画」や「中心市街地活性化基本計画」において、新居浜市の核となる商業・業務地として位置付けられており、個性ある都市拠点の構築により、快適な都市環境や賑わいの創出が図られている。

### (i) 事業の経緯

平成 9 年 8 月 19 日	都市計画決定
平成 10 年 3 月 25 日	設計の概要認可
平成 10 年 4 月 23 日	事業計画の決定
平成 14 年 1 月 28 日	設計の概要の変更認可
平成 14 年 2 月 5 日	事業計画（第 1 回）の変更
平成 14 年 8 月 22 日	事業計画（第 2 回）の変更
平成 14 年 9 月 6 日	仮換地の指定
平成 14 年 11 月	工事着手
平成 17 年 12 月 8 日	事業計画（第 3 回）の変更
平成 22 年 3 月 23 日	事業計画（第 4 回）の変更
平成 23 年 12 月 13 日	事業計画（第 5 回）の変更
平成 24 年 3 月 28 日	換地計画の認可
平成 24 年 8 月 28 日	換地計画の変更認可
平成 24 年 10 月 5 日	換地処分完了の報告

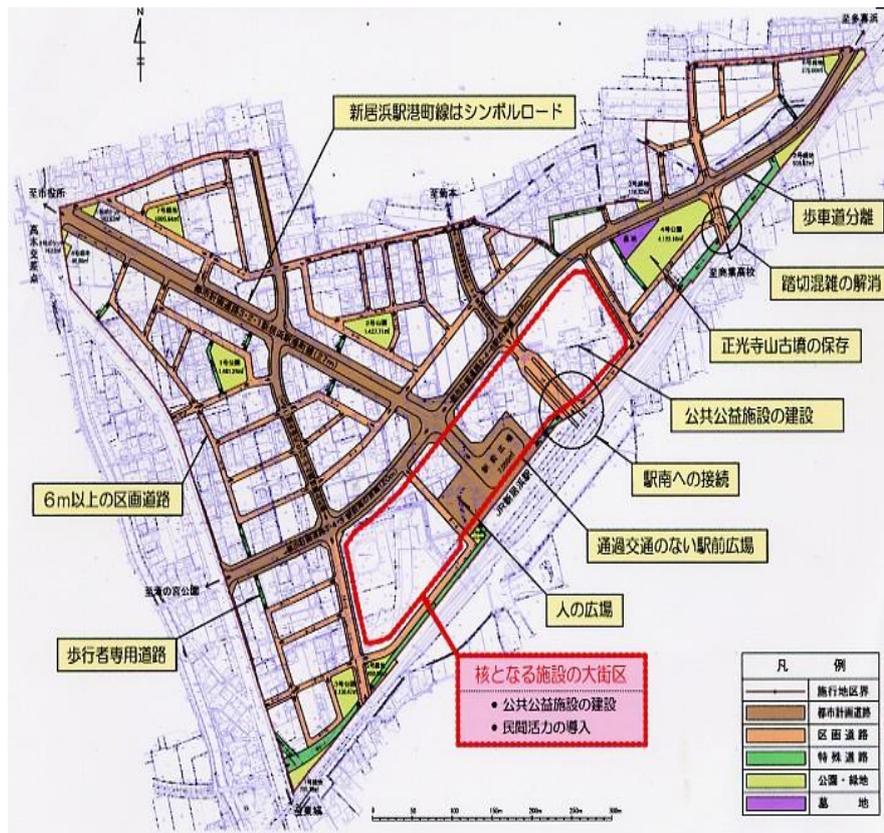
### (ii) 事業概要

計画面積	27.8ha
計画人口	2,700 人
事業期間	平成 10 年度～29 年度（清算期間を含む）
事業費	260 億円

### (iii) 事業区域写真(平成 28 年 3 月撮影)



(iv) JR 新居浜駅周辺整備事業概要図および写真



JR 新居浜駅



3・2・1 新居浜駅港町線 (新居浜市 HP)

② 今治新都市開発整備事業

今治新都市開発整備事業は、しまなみ海道の開通に伴い、今治市が四国の玄関口となった利点を最大限に活かすため、西瀬戸自動車道今治インターチェンジ周辺の2地区において、土地区画整理事業等により、産業及び産業支援、文化・交流、健康・福祉、教育、住居等の機能を備えた基盤を整備し、今治地域の発展に寄与することを目的に独立行政法人都市再生機構（当初は地域振興整備公団）が土地区画整理事業の事業主体となって、3者（機構・県・市）の役割分担と協力により事業を推進し、平成25年度には換地処分が完了し、平成28年度末までに住宅用地、産業商業用地ともに全て売却済みとなっている。

愛媛県は、都市再生機構が実施する土地区画整理事業の事業費の一部負担、関連公共施設である県道今治丹原線及び二級河川浅川水系の整備を行っている。

(i) 事業の経緯

昭和58～60年度	地域振興整備公団、愛媛県及び今治市による共同予備調査の実施
昭和61～62年度	地域振興整備公団による事業・基本計画調査の実施
平成4年度	新規予算採択
平成11年 3月29日	愛媛県及び今治市から今治新都市開発整備事業について地域振興整備公団へ事業要請
平成12年 4月28日	今治新都市第1地区土地区画整理事業の都市計画決定
平成12年 6月20日	今治新都市開発整備事業に係る事業実施基本計画の認可（国土庁、建設省）
平成12年11月1日	今治新都市第2地区土地区画整理事業の都市計画決定
平成13年度	土地区画整理事業が国庫補助事業として新規採択 埋蔵文化財発掘調査着手
平成14年10月11日	今治新都市第2地区土地区画整理事業の事業計画・施行規程の認可（国土交通省）
平成14年11月 1日	起工式
平成15年2月	第2地区において工事着手
平成15年 4月23日	今治新都市第1地区土地区画整理事業の事業計画・施行規程の認可（国土交通省）
平成15年8月	第1地区において工事着手
平成16年7月	都市再生機構で業務継続
平成18年10月26日	今治新都市第1地区土地区画整理事業の事業計画・施行規程（第1回変更）の認可（国土交通省）
平成18年10月26日	今治新都市第2地区土地区画整理事業の事業計画・施行規程（第1回変更）の認可（国土交通省）
平成21年 9月 7日	今治新都市第1地区土地区画整理事業の事業計画（第2回変更）の認可（国土交通省）
平成21年 9月 7日	今治新都市第2地区土地区画整理事業の事業計画（第2回変更）の認可（国土交通省）
平成22年10月 6日	今治新都市第2地区土地区画整理事業の事業計画（第3回変更）の認可（国土交通省）
平成23年 2月10日	今治新都市第2地区土地区画整理事業 換地処分完了の公告
平成23年 9月 2日	今治新都市第1地区土地区画整理事業の事業計画

(第3回変更)の認可(国土交通省)

平成25年4月5日 今治新都市第1地区土地区画整理事業の事業計画

(第4回変更)の認可(国土交通省)

平成25年11月15日 今治新都市第1地区土地区画整理事業 換地処分完了の公告

(ii) 事業の概要

事業位置 第1地区：今治市矢田、小泉一丁目、別名、高橋  
第2地区：今治市高地町一丁目、高地町二丁目、阿方

計画面積 170.0ha  
第1地区：88.0ha  
第2地区：82.1ha (今治西部丘陵公園 34.9ha 含む)

計画人口 3,000人  
第1地区：2,200人  
第2地区：800人

計画戸数 1,100戸  
第1地区：810戸  
第2地区：290戸

事業期間  
第1地区：平成15年度～25年度  
(平成25年11月15日換地処分県報告示)  
第2地区：平成14年度～22年度  
(平成23年2月10日換地処分県報告示)

事業費(土地区画整理事業)

今治新都市第1地区 約89億円

今治新都市第2地区 約62億円

(iii) 事業区域写真(平成24年11月撮影)



### ③ 松山駅周辺土地区画整理事業

県都・松山市の陸の玄関口である JR 松山駅周辺地区は、南北に縦断する JR 予讃線により地区が東西に分断され、松山駅を中心に東側は商業・業務機能が集積しているのに対して、西側は都市基盤が未整備の無秩序な市街地が広がっている。

本事業は、JR 松山駅付近連続立体交差事業と一体的に実施することで、都市基盤施設の整備、交通結節機能の強化、東西交通の利便性の向上及び魅力ある都心居住環境の創出を図り、かつ本市の中心市街地の活性化に寄与することを目的としている。

#### (i) 事業の経緯

平成 13 年 7 月	JR 松山駅周辺土地区画整理事業調査(前半)着手
平成 14 年 6 月	JR 松山駅周辺土地区画整理事業基本計画(案)発表
平成 14 年 7 月	JR 松山駅周辺土地区画整理事業調査(後半)着手
平成 15 年 9 月	JR 松山駅周辺土地区画整理事業計画(素案)発表
平成 20 年 2 月 5 日	松山広域都市計画決定
平成 20 年 6 月 10 日	設計の概要認可
平成 20 年 6 月 10 日	事業計画の決定
平成 21 年 4 月 22 日	事業計画(第 1 回)の変更
平成 24 年 3 月 16 日	事業計画(第 2 回)の変更
平成 24 年 3 月 22 日	仮換地の指定通知
平成 30 年 3 月 9 日	事業計画(第 3 回)の変更
令和 2 年 11 月 2 日	事業計画(第 4 回)の変更

#### (ii) 事業概要

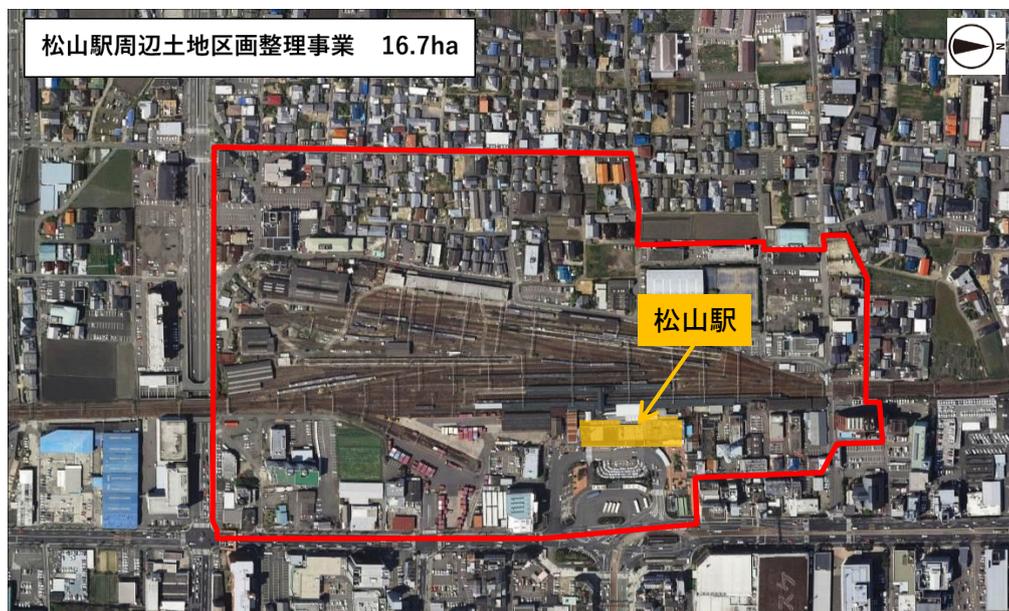
計画面積 16.7ha

計画人口 1,700 人

事業期間 平成 20 年度～令和 13 年度(清算期間を含む)

事業費 289 億円

#### (iii) 事業区域写真



#### ④ 志津川土地区画整理事業

東温市に位置する志津川地区は、国道11号に繋がる幹線市道や、伊予鉄道横河原線愛大医学部南駅に隣接する交通の便に恵まれた地域で、周辺の市街地には、各種学校、大学病院、福祉施設等が集積していることから、少子・高齢化時代における子育て・医療・福祉の拠点として、今後益々宅地需要が高まることが予想される地域である。本地区における現在不十分な公共施設を整備・改善するとともに、土地の再配置による宅地の整形化・利用価値の増進を図り、周辺市街地と一体となった、東温市の生活拠点となる市街地を創出することを目的としている。

##### (i) 事業の経緯

平成21年9月29日	都市計画決定
平成22年2月12日	組合設立の認可
平成23年7月29日	事業計画（第1回）の変更告示
平成23年9月1日	仮換地の指定（第1回）
平成24年2月8日	仮換地の指定（第2回）
平成25年4月12日	仮換地の指定（第3回）
平成26年4月15日	仮換地の指定（第4回）
平成26年8月8日	事業計画（第2回）の変更告示
平成28年3月4日	事業計画（第3回）の変更告示
平成30年1月26日	事業計画（第4回）の変更告示
平成30年11月30日	換地処分完了
令和3年2月12日	事業計画（第5回）の変更告示
令和3年3月30日	組合解散
令和3年7月13日	清算人決算報告の承認

##### (ii) 事業概要

計画面積	23.1ha
計画人口	1,800人
事業期間	平成21年度～令和2年度（清算期間を含む）
事業費	約32億円

##### (iii) 事業区域写真



ア 公共団体施行土地区画整理事業の決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名 称	都 市 計 画 決 定					事 業 実 施					
			面 積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	施 行 者	施行面積 (ha)	事業費 (百万 円)	事業年度	摘 要	
松山広域	松山市	大可賀 土地区画整理事業	35.8	S34. 7. 16	建告第1292号	S42. 7. 22	建告第2144号	松山市	35.8	297	S36～S45	完了	
		素鷲 土地区画整理事業	52.3	S42. 12. 27	建告第4487号	H25. 2. 1	市告第47号	未施行	-	-	-	廃止	
		内浜 土地区画整理事業	30.2	S45. 12. 25	県告第1229号	S48. 8. 7	県告第761号	松山市	30.2	414	S46～S52	完了	
		城北 土地区画整理事業	27.5	S49. 7. 5	県告第953号	S55. 3. 28	県告第330号	松山市	27.5	1,374	S49～S57	完了	
		勝岡 土地区画整理事業	21.7	S59. 4. 24	県告第578号	H1. 12. 26	県告第1727号	松山市	21.7	1,891	S61～H 3	完了	
		松山北部 土地区画整理事業	41.8	H12. 3. 21	市告第46号			松山市	41.8	5,120	H12～H20	完了	
		松山駅周辺 土地区画整理事業	16.7	H20. 2. 5	市告第29号			松山市	16.7	28,900	H20～R13	施行中	
		東温市	野田 土地区画整理事業	27.3	H1. 6. 2	県告第895号			重信町	27.3	3,156	H元～H 8	完了
	今治広域	今治市	今治駅西 土地区画整理事業	14.9	S61. 10. 17	市告第 323号			今治市	14.9	18,869	S62～H17	完了
	西条	西条市	三津屋 土地区画整理事業	30.6	S40. 8. 26	建告第2461号			東予市	30.6	1,098	S42～S52	完了
新居浜	新居浜市	新居浜駅前 土地区画整理事業	27.8	H9. 8. 19	県告第1083号			新居浜市	27.8	25,960	H10～H29	完了	
四国中央	四国中央市	下秋則 土地区画整理事業	5.0	H6. 5. 20	市告第42号			伊予三島市	5.0	1,187	H 6～H11	完了	
大洲	大洲市	大和（郷） 土地区画整理事業	4.2	H13. 8. 24	町告第26号	H21. 1. 13	市告第6号	大洲市	4.2	333	H13～H20	完了	
		上老松 土地区画整理事業	3.8	H19. 2. 2	市告第8号	H21. 1. 13	市告第6号	大洲市	3.8	444	H19～H27	完了	
合 計	7市	13地区	287.3					6市1町 13地区	287.3	89,043			

イ 組合施行土地区画整理事業の決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名 称	都 市 計 画 決 定				事 業 実 施					
			面 積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	施 行 者	施行面積 (ha)	事業費 (百万 円)	事業年度	摘 要
松山広域	松山市	松山市畑寺辻の内 土地区画整理事業	-	-	-	-	-	松山市畑寺辻の内 土地区画整理組合	2.4	1,042	H14~H17	完了
	東温市	田窪 土地区画整理事業	-	-	-	-	-	田窪 土地区画整理組合	5.0	548	H13~H16	完了
		志津川 土地区画整理事業	23.1	H21.9.29	市告第78号			東温市志津川 土地区画整理組合	23.1	3,244	H21~R2	完了
西条	西条市	三津屋東 土地区画整理事業	19.6	S59.12.20	市告第94号	S62.12.15	市告第78号	三津屋東 土地区画整理組合	19.6	1,818	S59~H 6	完了
大洲	大洲市	柚木北只 土地区画整理事業	-	-	-	-	-	柚木北只 土地区画整理組合	12.4	1,023	S61~H10	完了
		五郎駅前 土地区画整理事業	-	-	-	-	-	五郎駅前 土地区画整理組合	1.3	53	S63~H 2	完了
		肱川 土地区画整理事業	-	-	-	-	-	肱川 土地区画整理組合	3.1	308	H 8~H13	完了
		東若宮 土地区画整理事業	-	-	-	-	-	東若宮 土地区画整理組合	16.8	1,201	H12~H17	完了
合 計	4市	8地区	42.7					4市 8地区	83.7	9,237		

ウ 機構施行土地区画整理事業の決定状況（令和6年3月31日現在）

都市計画 区域名	都市名	名 称	都 市 計 画 決 定				事 業 実 施					
			面 積 (ha)	当初決定年月日	告示番号	最終変更年月日	告示番号	施 行 者	施行面積 (ha)	事業費 (百万 円)	事業年度	摘 要
今治広域	今治市	今治新都市第1地区 土地区画整理事業	88.6	H12.4.28	県告第787号			独立行政法人 都市再生機構	88.0	8,858	H15~H25	完了
		今治新都市第2地区 土地区画整理事業	48.9	H12.11.1	市告第190号			独立行政法人 都市再生機構	47.2	6,206	H14~H22	完了
合 計	1市	2地区	137.5					1市 2地区	135.2	15,064		

エ 行政庁施行土地区画整理事業の決定状況（令和6年3月31日現在）

都市名	都市計画決定					事業実施				
	面積 (ha)	当初決定 年月日	告示番号	最終変更 年月日	告示番号	施行者	施行面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度	摘要
松山市	348.1	S21.7.6	戦復院告第51号	S29.12.21	建告第1632号	松山市長	348.1	355	S21～S39	戦災復興
今治市	238.2	S21.7.6	戦復院告第52号	S42.3.29	建告第915号	今治市長	238.2	544	S21～S43	戦災復興
宇和島市	124.0	S21.7.6	戦復院告第53号	S29.12.21	建告第1636号	宇和島市長	119.8	650	S21～S51	戦災復興
大洲市	2.9	S24.5.12	建告第430号			長浜町長	2.9	4	S24～S35	火災復興
合計	713.2					4地区	709.0	1,553		

オ 個人施行土地区画整理事業の決定状況（令和6年3月31日現在）

都市名	地区名	施行者	施行面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度	摘要
松山市	大新田	帝人(株)	5.8	165.0	S48～S49	完了
松山市	石風呂	東急不動産(株)他	16.4	2,233.0	S57～S61	完了
今治市	国分台	大栄ハウス(株)	5.0	1,876.0	H 6～H 9	完了
西条市	喜多川	住宅営団	2.5	0.1	S19	完了
松山市	河野中須賀	(株)タニグチ	0.6	66.1	H23～H24	完了
合計	5地区		30.3	4,340.2		

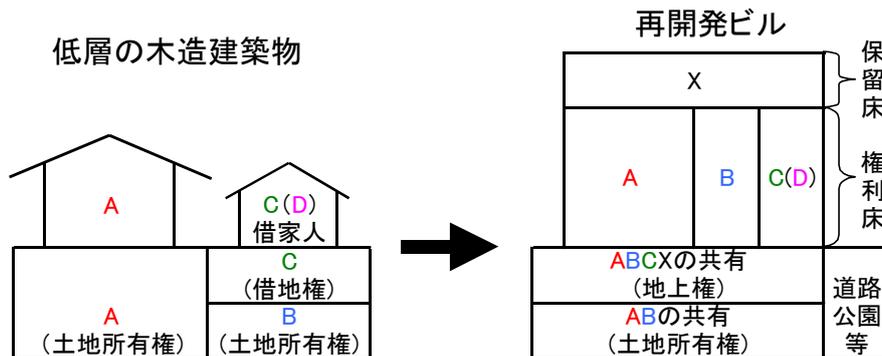
## (2) 市街地再開発事業（個別法：都市再開発法）

市街地再開発事業は、低層の老朽化した木造建築物などが密集し、生活環境の悪化した市街地において、地区内の建築物の全面的な除去、不燃化した中高層の共同建築物の建設及び公園、道路などの公共施設の整備を行い、土地の高度利用による安全で快適な都市環境を整備する事業である。

また、平成14年には民間事業者の活力を最大限に活用した都市の再開発を積極的に推進するため、再開発会社を施行者に追加する都市再開発法の改正が行われた。

### ア 市街地再開発事業の仕組み

- ・敷地を共同化し、高度利用することにより、公共敷地用地を生み出す。
- ・従前の権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床（権利床）に置き換えられる。
- ・高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分（新しい居住者や営業者への売却等）し事業費をまかなう。



### イ 市街地再開発事業の種類

- ・第一種市街地再開発事業＜権利変換方式＞  
従前建物所有者や土地所有者等の権利を、原則として等価で、新しくできる再開発ビルの床に関する権利に置き換える方式である。
- ・第二種市街地再開発事業＜管理処分方式（用地買収方式）＞  
公共性が著しく高い事業で、いったん施行地区内の建物、土地等を施行者が買収又は収用して再開発ビルを建設する方式である。買収又は収用された人が希望すれば、再開発ビルの床が取得できる。

※本県では、2地区において第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行っている。

ア 市街地再開発事業の決定状況

第一種市街地再開発事業決定状況(令和6年4月1日現在)

都市計画 区域名	都市名	名 称	都 市 計 画 決 定				施 行 区 域	
			面 積 (ha)	当初決定		最終変更		
				年月日	告示番号	年月日		告示番号
松山広域	松山市	湊町三丁目C街区地区 第一種市街地再開発事業	1.1	H31.1.28	市告第 34号		地区計画 (特定地区計画等区域)	
		一番町一丁目・歩行町一丁目地区 第一種市街地再開発事業	0.7	R1.6.24	市告第273号		高度利用地区	
合 計	1市	2地区	1.8					

(3) 都市再生整備計画関連事業（旧まちづくり交付金）

（要綱：都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱）

（要綱：社会資本整備総合交付金交付要綱）

都市再生特別措置法の改正により、都市再生基本方針に基づき、市町村が都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画「都市再生整備計画」を作成することができることとなった。旧まちづくり交付金は、都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するため、創設された財政支援制度である。

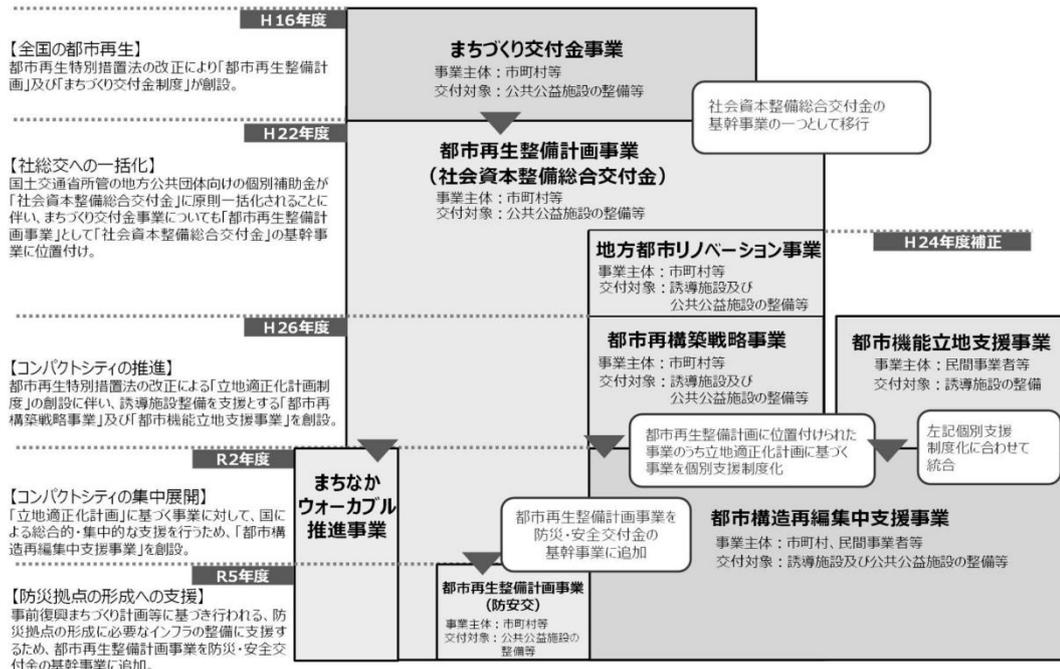
「稚内から石垣まで」を合言葉に国を挙げて取り組んでいる全国都市再生の流れの中、地方による自主性・裁量性の高い都市再生を図るため、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性溢れるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

国では、「コンパクトシティ実現」に向けた取り組みを加速させるため、平成26年度に都市再生特別措置法の一部を改正し、都市機能誘導施設の整備を行う民間事業者へ国が直接支援を行う「都市機能立地支援事業」の創設や、都市再生整備計画事業の内容を拡充した「都市再構築戦略事業」への移行など、持続可能な都市構造へ転換するための補助制度の改革を行った。

さらに、令和2年度に、人口・世帯減少の本格化、自然災害の頻発・激甚化など、経済社会情勢の大きな変化に対応するため、立地適正化計画に基づいた都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備等に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度「都市構造再編集中支援事業」を新たに創設した。

また、車中心から人中心の空間へ転換していくため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、都市再生整備計画に、官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組むエリア（滞在快適性向上区域）を設定し、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用に関する取り組みについて、重点的・一体的な支援を行う「まちなかウォーカブル推進事業」が令和2年度より創設された。

<支援制度の変遷のイメージ>



[県内の実施事例]

◆図書館(宇和島市) (H31年4月オープン)



◆自由通路(新居浜市) (H26年2月供用)



ア 都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)

立地適正化計画を策定している市町村のみを集中的に支援

対象区域：都市機能誘導区域内

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2

対象区域：居住誘導区域内

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会

国費率：45%

イ 都市再生整備計画事業(社会資本整備交付金、防災・安全交付金)

立地適正化計画策定に向けた具体的取組を開始・公表している市町村を対象

対象区域：市街化区域等内のうち、鉄道駅から半径1km・バス停から半径500mの範囲内等

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会

国費率：40%(都市再生緊急整備地域等は45%へ嵩上げ)

ウ まちなかウォークブル推進事業

対象区域：都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、まちなかウォークブル区域

事業主体：【交付金】市町村、市町村都市再生協議会

【補助金】都道府県、民間事業者等

国費率：1/2

都市再生整備計画関連事業(旧まちづくり交付金事業)の実施状況 (令和6年4月1日現在)

都市名	事業主体	地区名	施行面積 (ha)	事業概要	事業年度	摘要
松山市	松山市	松山北部地区	41.8	土地区画整理事業、下水道、地域生活基盤施設	H13~H17	経・完了
東温市	重信町	重信田窪地区	5.0	土地区画整理事業、下水道、地域生活基盤施設	H13~H14	経・完了
宇和島市	宇和島市	宇和島市 中心市街地区	180.0	道路(地方道)、地域生活基盤施設、高質空間形成施設	H14~H18	経・完了
今治市	大三島町	宮浦地区	10.0	地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設	H15~H16	経・完了
新居浜市	新居浜市	新居浜駅前地区	27.8	土地区画整理事業、公園、地域生活基盤施設	H15~H19	完了
松山市	松山市	松山市中心地区	450.0	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設 高次都市施設、地域創造支援事業、まちづくり活動推進事業	H16~H20	完了
西条市	西条市	中央地区	91.0	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、 地域創造支援事業、既存建造物活用事業、まちづくり活動推進事業	H16~H20	完了
四国中央市	四国中央市	宮川周辺地区	18.9	道路、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、地域創造支援事業	H16~H20	完了
西予市	西予市	野村町中心市街地区	61.6	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、 地域創造支援事業	H16~H19	完了
西予市	西予市	宇和町卯之町地区	64.0	道路、地域生活基盤施設、高質空間形成施設 地域創造支援事業、まちづくり活動推進事業	H16~H20	完了
西予市	西予市	高山大早津地区	4.0	地域生活基盤施設、高質空間形成施設、地域創造支援事業	H17~H19	完了
今治市	今治市	大西町宮脇地区	43.0	公園、高質空間形成施設、既存建造物活用事業、地域創造支援事業	H17~H21	完了
伊方町	伊方町	二見・亀ヶ池周辺地区	118.0	道路、公園、高次都市施設、地域創造支援事業、地域生活基盤施設	H17~H21	完了
今治市	今治市	大西町九王地区	148.0	道路、公園、地域創造支援事業	H18~H22	完了
上島町	上島町	上島地区	665.0	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、 高次都市施設、地域創造支援事業	H18~H22	完了
大洲市	大洲市	大洲脈南・脈北地区	238.0	公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、 街なみ環境整備事業、地域創造支援事業、 事業活用調査、まちづくり活動推進事業	H19~H21	完了
大洲市	大洲市	鹿野川地区	127.0	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、 地域創造支援事業、まちづくり活動推進事業	H19~H23	完了
松山市	松山市	松山市南部地区	255.0	道路、高質空間形成施設、地域創造支援事業、事業活用調査	H19~H23	完了
内子町	内子町	内子・大瀬地区	380.0	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、 既存建造物活用事業、街なみ環境整備事業、 地域創造支援事業、まちづくり活動推進事業	H19~H23	完了
新居浜市	新居浜市	新居浜駅周辺地区	415.0	道路、公園、地域生活基盤施設、高次都市施設、 土地区画整理事業、高質空間形成施設事業、事業活用調査	H20~H23	完了
松山市	松山市	松山市三津浜地区	92.0	高質空間形成施設、高次都市施設、地域創造支援事業、 まちづくり活動推進事業	H21~H24	完了
西条市	西条市	第Ⅱ期中央地区	140.0	道路、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、 既存建造物活用事業、まちづくり活動推進事業	H21~H25	完了
西条市	西条市	壬生川地区	82.0	道路、地域生活基盤施設、高質空間形成施設	H21~H25	完了
四国中央市	四国中央市	宮川周辺地区	22.0	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、 地域創造支援事業	H21~H25	完了
東温市	東温市	愛媛大学医学部周辺地区	162.0	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、 土地区画整理事業、まちづくり活動推進事業	H22~H26	完了
新居浜市	新居浜市	新居浜駅周辺地区 (第Ⅱ期)	53.0	道路、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、 地方都市リノベーション推進施設、地域創造支援事業	H24~H28	完了
今治市	今治市	今治市中心市街地区	157.0	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、 地域創造支援事業、まちづくり活動推進事業	H24~H28	完了
松山市	松山市	道後文京地区	112.0	道路、街路、中心拠点誘導施設、高質空間形成施設、地域生活基盤 施設	H25~H29	完了
八幡浜市	八幡浜市	八幡浜中心地区	105.0	中心拠点誘導施設、高質空間形成施設、地域生活基盤施設	H26~H30	完了
宇和島市	宇和島市	宇和島中心地区	144.0	中心拠点誘導施設、高次都市施設、高質空間形成施設、地域生活基 盤施設	H26~H30	完了
大洲市	大洲市	脈南・脈北地区	160.0	高質空間形成施設、地域生活基盤施設、既存建物活用事業、 まちづくり活動推進事業	H27~R元	完了
四国中央市	四国中央市	川之江中心拠点地区	130.0	道路、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、 中心拠点誘導施設、高次都市施設	H27~R元	完了
久万高原町	久万高原町	天空の郷さんさん周辺地区	260.0	道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、 高次都市施設、まちづくり活動推進事業	H27~R元	完了
八幡浜市	八幡浜市	保内地区	54.2	中心拠点誘導施設、高次都市施設、地域生活基盤施設	H28~R2	完了
伊予市	伊予市	郡中心拠点地区	132.3	中心拠点誘導施設、高次都市施設、高質空間形成施設、地域生活基 盤施設	H28~R2	完了
西予市	西予市	卯之町地区	45.0	道路、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、 まちづくり活動事業	H28~R2	完了
西条市	西条市	第Ⅲ期中央地区	500.0	道路、高質空間形成施設、地域生活基盤施設	H30~R3	完了
宇和島市	宇和島市	宇和島中心地区(第2期)	117.6	道路、誘導施設、高次都市施設、高質空間形成施設、地域生活基盤 施設、地域創造支援事業	R3~R7	施工中
伊予市	伊予市	郡中心拠点地区(第Ⅱ期)	143.1	高質空間形成施設、地域生活基盤施設、まちづくり活動推進事業、 地域創造支援事業、事業活用調査	R3~R7	施工中
西予市	西予市	野村地区	21.9	道路、公園、地域生活基盤施設、高次都市施設、まちづくり活動推 進事業、地域創造支援事業	R3~R7	施工中
松山市	松山市	中心拠点再生地区	122.0 (93.0)	道路、高質空間形成施設、地域生活基盤施設、地域創造支援事業、 公園、まちづくり活動推進事業、事業活用調査	R4~R8	施工中
大洲市	大洲市	脈南・脈北地区(第2期)	152.0	高質空間形成施設、地域生活基盤施設、道路、高次都市施設、 事業活用調査	R4~R7	施工中
松前町	松前町	松前駅周辺地区	75.5	地域生活基盤施設、道路、事業活用調査	R4~R8	施工中
松山市	伊予銀行	中心拠点再生地区	122.0 (93.0)	地域生活基盤施設	R6	施工中
合計		43地区				

注1) 摘要欄の“経”は、まちづくり総合支援事業の経過措置箇所である。

注2) 施行面積の()内の数値は滞在快適性向上区域の面積である。

## (4) 都市防災総合推進事業

(要綱：社会資本整備総合交付金交付要綱)

都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）では、密集市街地や、津波及び洪水発生時に大規模な災害が想定される市街地等の、防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、避難路・避難場所の整備や沿道建築物の不燃化、老朽木造建築物の除却、住民の防災活動への支援等を推進している。

【事業メニュー】 ※詳細は要綱等を確認してください。

### 1. 災害危険度判定調査

[目的]

地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、これを公表することにより、住民自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。

[交付対象]

建築倒壊や火災の危険性、消防・避難活動の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査

[交付率] 1 / 3

### 2. 盛土による災害防止のための調査

[目的]

盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握のために必要な調査を行う。

[交付対象]

盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出の恐れがある土地に関する地形、地質の状況等に関する調査

[交付率] 1 / 3 (R6年度まで1 / 2)

### 3. 住民等のまちづくり活動支援

[目的]

市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、防災上対策が必要な地区や活性化すべき中心市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

[交付対象]

- ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・まちづくり協議会の活動に対する助成
- ・地区のまちづくり方針の作成

[交付率] 1 / 3

### 4. 事前復興まちづくり計画策定支援

[目的]

地方自治体の被災時の早期かつ的確な復興を可能にするため、事前復興まちづくり計画策定を支援する。

[交付対象]

- ・事前復興まちづくり計画策定

[交付率] 1 / 3

## 5. 地区公共施設等整備

[目的] 都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路・公園等の地区公共施設や津波避難タワー等の避難場所の整備等により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。

[交付対象]

- ・密集市街地における防災上重要な都市公園
- ・道路又は公園、広場等の地区公共施設
- ・地区緊急避難施設（避難センター、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備）

[交付率] 1 / 2（用地費は1 / 3）又は2 / 3

## 6. 都市防災不燃化促進（省略）

## 7. 木造老朽建築物除却事業（省略）

## 8. 被災地における復興まちづくり総合支援事業

[目的] 大規模な災害により被災した被災地※1、2を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する

[交付対象（交付率）]

### （1）復興まちづくり計画策定支援（1 / 2）

- ・復興まちづくり計画の策定及び付随する調査
- ・住民合意形成等のコーディネート

### （2）復興に向けた公共施設等整備

- ・災害に強いまちに復興するための公共施設等整備（1 / 2）  
「地区公共施設等整備」と異なり、整備する道路の規模要件がない
- ・まちの活性化につながる公共施設の高質化等（高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設）（1 / 3※3）

### （3）復興まちづくり施設整備助成（1 / 3、間接補助）

- ・共同施設整備
- ・復興まちづくり支援施設整備（地方公共団体が自ら所有・管理するものは除く）
- ・修景施設整備

※1：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村

※2：地区防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

※3：景観法に基づく景観計画区域等及び被災市街地復興特措法に規定する被災市街地復興推進地域は1 / 2）

【対象地域等】

交付対象要件等(都市防災総合推進事業)

	災害危険度 判定調査	住民等の まちづくり 活動支援	事前復興 まちづくり 計画策定支援	地区公共 施設等整備	都市防災 不燃化促進	木造老朽建築 物除却事業	被災地における 復興まちづくり 総合支援事業
大規模地震発生の可能性の高い地域 <sup>※1</sup>	○	○	○	○	○		
三大都市圏の既成市街地等					○		
指定都市、道府県庁所在都市					○		
重点密集市街地 <sup>※2</sup> を含む市町村		○	○	○	○	○ <small>重点密集市街地に限る</small>	
DID地区	○	○	○	○	○		
災害の危険性が高い区域 <sup>※3</sup> を含む市街地 <sup>※4</sup>	○	○	○	○			
大規模な災害による被災地 <sup>※5、6</sup>							○
事業主体	地方公共団 体、防災街 区整備推進 機構	地方公共団 体、防災街区 整備推進機 構、地域のま ちづくり団体	地方公共団 体	地方公共団 体、防災街 区整備推進 機構 等	地方公共団 体	民間事業者	地方公共団 体 等
交付率	1/3	1/3	1/3	1/2, 1/3 2/3 <sup>※7</sup>	1/2 (調査1/3)	1/3	1/2, 1/3

注) 盛土による災害防止のための調査については、地区要件は設けていない。

※1：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※2：住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」

※3：災害の危険性が高い区域とは、以下のいずれかの区域(指定等が確実である区域を含む。)とする。ただし、地区公共施設等整備については、当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は隣接する区域を含む。

- ・洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域(水防法)
- ・土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む)(土砂災害防止法)
- ・津波災害警戒区域(津波災害特別警戒区域を含む)、推進計画の区域(津波地域づくり法)
- ・火山災害警戒地域(活動火山特別措置法)
- ・上記の他、国又は地方公共団体により災害の発生の危険性が明示され、警戒避難体制がとられている区域(水防法対象外の)

## 9 都市計画に関する調査等

### (1) 都市計画基礎調査《法第6条》

都市計画区域における人口、産業、土地利用等の現況及び将来の見通しを概ね5年ごとに把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるもの。

### (2) 街路交通調査

街路交通調査は、複雑で多様な都市交通問題を解決するため、道路計画と合わせて、公共交通計画、交通結節点計画、TDM 施策（交通需要管理）、土地利用計画等を総合的に検討し、総合的な都市交通マスタープラン等の策定等を行い、土地利用計画、各種事業計画と整合のとれた将来交通網計画等を策定することにより、健全な都市環境の維持と都市機能の充実を図ることとしている。

#### 街路交通調査の種類

#### ① 総合都市交通体系調査

##### ア 総合的な都市交通計画を策定する調査

都市交通実態調査	三大都市圏、地方中枢都市圏、地方中核都市圏及び地方都市圏の各都市圏において、総合的な都市交通マスタープラン等を策定するため、概ね10年に1度、都市圏の課題に応じた都市交通実態調査を実施する。なお、必要に応じて中間年に保管調査を行う。 (主な実態調査) ・パーソントリップ調査 ・都市OD調査 ・中間年補完調査(物資流動調査、休日交通調査等) ・全国都市交通特性調査
都市交通マスタープラン等策定調査	都市交通実態調査に基づき、交通実態の分析や都市圏の将来交通量予測を行い、総合的な都市交通マスタープランを策定する調査 県内で上記プランを策定済みの自治体は2市 松山市：松山市総合交通戦略 新居浜市：新居浜市都市交通マスタープラン

##### イ 都市圏が抱える交通課題に対応した特定の都市交通計画を検討する調査 ＜課題例＞

- (1) 新交通システム、都市モノレール、LRT等中量軌道システムの検討
- (2) 都市計画道路網の見直し検討
- (3) 市町村合併に伴う都市交通計画課題の検討
- (4) 都市交通社会実験の検討
- (5) 都市交通対策の検討
- (6) パーソントリップ調査や物資流動調査の事前検討調査
- (7) その他(バス交通対策、駐車場整備計画、歩行者・自転車交通計画等の検討)

② 街路事業調査

特定の重要な事業について事業計画の策定を行う。

都市・地域総合交通戦略 策定調査	地方公共団体が、道路管理者、警察、地元経済団体等の関係者で構成される協議会等において、魅力ある将来都市像と、その実現に必要なハード・ソフト一体となった交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通の戦略を策定するための調査
地域高規格道路調査	地域高規格道路として計画すべき路線・区間のうち、街路事業等により整備を予定している区間について、具体的な整備計画を策定するための調査
連続立体交差事業調査	連続立体交差事業の必要性が高い都市において、その年における都市計画の総合的な検討を行いつつ、事業の緊急性を検討するとともに、都市計画決定、事業計画の作成、測量調査、総合アセスメント等を行うための調査
歴史的環境整備 街路事業調査	歴史的環境と居住環境が調和した良好なまちづくりを推進する地区において、街路事業等の整備計画を策定するための調査
市街地再開発等調査	都市再開発方針 2 号・2 項地区等において、市街地再開発事業等による老朽木造建築物等が密集する地区の整備改善を推進するため、市街地再開発事業等の事業計画モデルの作成、再開発に関する広報活動、住民の意向調査を行い、事業計画の具体化及び事業実施上の問題点の究明を行うための調査
土地区画整理事業調査	緊急に整備を要する都市計画道路の円滑な整備と健全な市街地の形成を図るため、早急に土地区画整理事業に着手する必要があると認められる中心市街地、密集市街地など既成市街地及び新幹線、地域高規格道路等国家的に重要な施設に係る地域において、区画整理設計、事業計画案の作成を行うための調査

## ア 街路交通調査実施状況

(令和6年3月31日現在)

調査名	対象都市	調査主体	調査年度	地区名等
交通量常時観測調査	松山市	愛媛県	S40～H17	松山市平和通り
	新居浜市	〃	S40～H8	新居浜市久保田町
パーソントリップ調査	松山広域都市圏	〃	S54～S56	松山市他2市5町
自動車OD調査	松山都市圏	〃	S47～S48	松山市他2市4町
	今治都市圏	〃	S48～S49	今治市他3町1村
	松山都市圏	〃	S51～S53	松山市他2市4町
	宇和島都市圏	〃	S52～S54	宇和島市
	今治都市圏	〃	H2～H3	今治市他3町1村
	新居浜都市圏	〃	H6～H7	新居浜市
全国パーソントリップ調査	松山市、今治市、新居浜市	〃	H11	松山市、今治市、新居浜市
	松山市、今治市、内子町	国	H17	松山市、今治市、内子町
	松山市、今治市、松野町	〃	H22	松山市、今治市、松野町
	松山市、今治市、松野町	〃	H27	松山市、今治市、松野町
施設整備計画調査	宇和島市	宇和島市	H3～H4	宇和島市
街路高能率化調査	松山市	愛媛県	S52	
	今治市	〃	S52～S53	日本国有鉄道予讃本線関連
地区のマスタープランに関する調査	八幡浜市	八幡浜市	H7～H8	八幡浜市
	川之江市 伊予三島市	川之江市 伊予三島市	H8～H9	川之江市 伊予三島市
松山まちづくり交通計画調査	松山市	松山市	H12～H13	松山市
路面公共交通計画調査	松山市	愛媛県	S58～S59	
路面電車活用計画調査	松山市	松山市	H16～H17	JR松山駅周辺
歩行者・自転車交通計画調査	松山市	愛媛県	S60～S61	
総合都市交通体系調査	松山市	松山市	H19～H20、H21	
総合都市交通体系調査	松山市	松山市	H27～H28	路面電車空港延伸可否検討
総合都市交通体系調査	松山市	松山市	H27～H29	全国PTアドオン調査
総合都市交通体系調査	今治市	今治市	H19～H21	
総合都市交通体系調査	宇和島市	宇和島市	H22～H23	
総合都市交通体系調査	大洲市	大洲市	H21～H22	
総合都市交通体系調査	伊予市	伊予市	H22～H23	
総合都市交通体系調査	四国中央市	四国中央市	H28～H29	
総合都市交通体系調査	内子町	内子町	H23～H24	
総合都市交通体系調査	鬼北町	鬼北町	H28	
総合都市交通体系調査	新居浜市	新居浜市	R元～R3	新居浜市
総合都市交通体系調査	松山市	松山市	R3～	松山市
駐車場整備計画調査	今治市	今治市	S63～H元	今治市
	新居浜市	新居浜市	H4～H5	新居浜市
	松山市	松山市	H5～H6	松山市
沿道環境計画調査	松山市	愛媛県	S53	松山外環状線
連続立体交差事業調査	今治市	愛媛県	S52～S53	日本国有鉄道予讃本線
居住環境整備街路事業調査	今治市	今治市	S55	立花鳥生地区
	内子町	内子町	S60	八日市地区

## ア 街路交通調査実施状況

(令和6年3月31日現在)

調査名	対象都市	調査主体	調査年度	地区名等
市街地再開発等調査	今治市	今治市	S61、S63	今治駅東地区
	松山市	松山市	H12	JR松山駅周辺
土地区画整理事業	松山市	松山市	H5	松山北部地区
	松山市	松山市	H13、14	JR松山駅周辺
	新居浜市	新居浜市	H6	新居浜駅前地区
	新居浜市	新居浜市	H3	旦の上地区
	西条市	西条市	H5	下喜多川地区
	大洲市	大洲市	H4	東大洲地区
	川之江市	川之江市	H7	妻鳥地区
	今治市	今治市	H4	今治新都市地区
	伊予三島市	伊予三島市	H7	松柏東部地区
	伊予市	伊予市	H8	伊予市南部地区
	東予市	東予市	H5、H12	壬生川地区・壬生川駅西地区
	重信町	重信町	H6	重信東部地区
まちづくり総合支援事業調査	宇和島市	宇和島市	H13	宇和島市中心市街地区

## 10 開発許可等

### (1) 開発行為等の規制

#### ① 開発許可制度の概要

都市計画法に基づく開発許可制度は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、開発行為に一定の水準を保たせることにより、安全で良好な宅地環境の整備を目的として設けられたものである。

⇒開発行為とは、主として建築物の建築、又は特定工作物の建設の用に供することを目的とした土地の区画形質の変更をいう。

〔特定工作物とは

第一種特定工作物…コンクリートプラント、アスファルトプラント等

第二種特定工作物…ゴルフ場他 1ha 以上の運動レジャー施設、1ha 以上の墓園等〕

#### ② 開発行為の制限

開発行為を行う者は、特別なものを除いて（適用除外 法第 29 条第 1 項及び第 2 項の各号）、知事の許可を受けなければならない。

⇒今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市については、開発許可の権限を移譲している。

⇒松山市は中核市であることから、市の事務として処理している。

#### (i) 規制対象規模

都市計画区域	線引き都市計画区域 (松山広域都市計画区域) (今治広域都市計画区域)	市街化区域	1,000m <sup>2</sup> 以上の開発行為
		市街化調整区域	原則として全ての開発行為
	非線引き都市計画区域		3,000m <sup>2</sup> 以上の開発行為 ただし、新居浜都市計画区域及び西条都市計画区域は 1,000m <sup>2</sup> 以上
	準都市計画区域		愛媛県内は区域なし
	都市計画区域外		1ha 以上の開発行為

(ii) 許可不要 (法第 29 条第 1 項)

- ・規制対象規模未満の開発行為
- ・市街化区域以外において、農林漁業者の住宅及び農林漁業用建築物を建築するための開発行為
- ・鉄道施設、図書館、公民館等公益上必要な建築物の建築に供する目的で行う開発行為
- ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の施行として行う開発行為
- ・公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許を受けた埋立地であって、まだ同法第 22 条第 2 項の告示がないものにおいて行う開発行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- ・通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

③ 建築行為の制限

[開発許可を受けた土地における建築等の制限]

開発許可を受けた区域内において工事完了の公告があった後は、建築物の用途を開発許可に係る予定建築物以外のものに変更することは、制限されている。(法第 42 条第 1 項)

⇒次の場合は予定建築物以外のものに用途を変更することができる。

- ・用途地域等に適合する場合
- ・知事の許可を得た場合 (市街化調整区域は立地基準適用)

[開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限]

市街化調整区域内において、建築物の新築、改築、用途の変更又は第一種特定工作物の新設を行う場合は、特別な場合を除いて知事の許可を受けなければならない。(法第 43 条第 1 項)

⇒立地基準適用 (政令第 36 条に該当するもの)

#### ④ 開発許可の基準

##### (i) 技術基準への適合(法第33条)

- 開発区域内の道路、接続先道路
- 公園、緑地、広場
- 排水施設、給水施設
- 宅地の安全性(地盤の改良、擁壁の設置等)
- 樹木の保存及び表土の保全
- 緑地帯及び緩衝帯 等

##### (ii) 立地基準への適合(法第33条、法第34条)

- 市街化区域、非線引き都市計画区域 ⇒ 用途地域へ適合
- 市街化調整区域 ⇒ 法第34条各号に該当するもの

##### (iii) 法第34条各号

- 公益上必要な建築物又は日用品店舗等(第1号)
- 鉱物、観光資源の有効利用(第2号)
- 特別な自然条件を必要とする政令で定めるもの(第3号)※[政令未制定]
- 農林水産物の処理、貯蔵、加工等の施設(第4号)
- 農林業等活性化基盤施設(第5号)
- 県が国又は(独)中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業の共同化又は工場、店舗の集団化に寄与するもの(第6号)
- 市街化調整区域内において現に存する工場施設における事業と密接な関連を有する事業で、事業活動の効率化を図るための施設等(第7号)
- 危険物の貯蔵又は処理に供する施設等で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定める施設等(第8号)
- 市街化調整区域のうち災害危険区域等の開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物等の代替建築物等(第8号の2)
- 沿道サービス:給油所、休憩所、一般飲食店等(第9号)
- 地区計画の内容に適合するもの(第10号)
- 市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域のうち、条例で指定する土地の区域内において行う開発行為(第11号)
- 市街化を促進するおそれがないと認められる開発行為として、条例で定められたもの(第12号)※[条例未制定]
- 市街化調整区域決定時に自己の居住又は業務の用に供する目的で土地の所有権又は土地の利用権を有していたものが区域決定時から6ヶ月以内に届出し、当該目的に従って5年以内に完了する施設(第13号)

○開発審査会の議を経たもの（第14号）

- ・ 分家住宅
- ・ 市街化調整区域に存する建築物の収用移転
- ・ 社寺、仏閣及び納骨堂
- ・ 既存集落内において建築する自己用住宅
- ・ 線引き前から宅地であった土地に建築する住宅等
- ・ 指定市町における工場等
- ・ 特定流通業務施設
- ・ 社会福祉施設
- ・ 最低限必要な管理施設 等

⑤ 開発審査会

法第78条第1項の規定により、開発審査会が置かれている。	
審査及び裁決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第34条第14号に該当する開発行為の審査</li> <li>・ 政令第36条第1項第3号ホに該当する建築行為の審査</li> <li>・ 開発許可に関連した審査請求の裁決</li> </ul>

(2) 盛土等の規制

宅地造成等規制法は、宅地開発が進められた造成地において、集中豪雨により崖崩れ等の災害が発生したことを踏まえて昭和36年に制定された。昭和44年には、松山市の一部に宅地造成工事規制区域が指定され、市が宅地造成の規制を行ってきた。

その後、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）へ改正（令和5年5月に施行）され、土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず、人家等に被害を及ぼしうる区域を県知事等が規制区域として新たに指定し、一定規模の切盛土工事や土石の堆積を許可対象とし、県民の生命及び財産の保護を図ることを目的としている。なお、本県における規制区域の指定は令和7年度前半を予定している。

（中核市である松山市は令和6年10月1日指定）

規制区域のイメージ

盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。



**許可対象となる盛土等の規模**

※**宅造区域** 宅地造成等工事規制区域 ※**特盛区域** 特定盛土等規制区域

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超 2m超</b> の崖を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に、高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超 5m超</b> となるもの(①、②を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

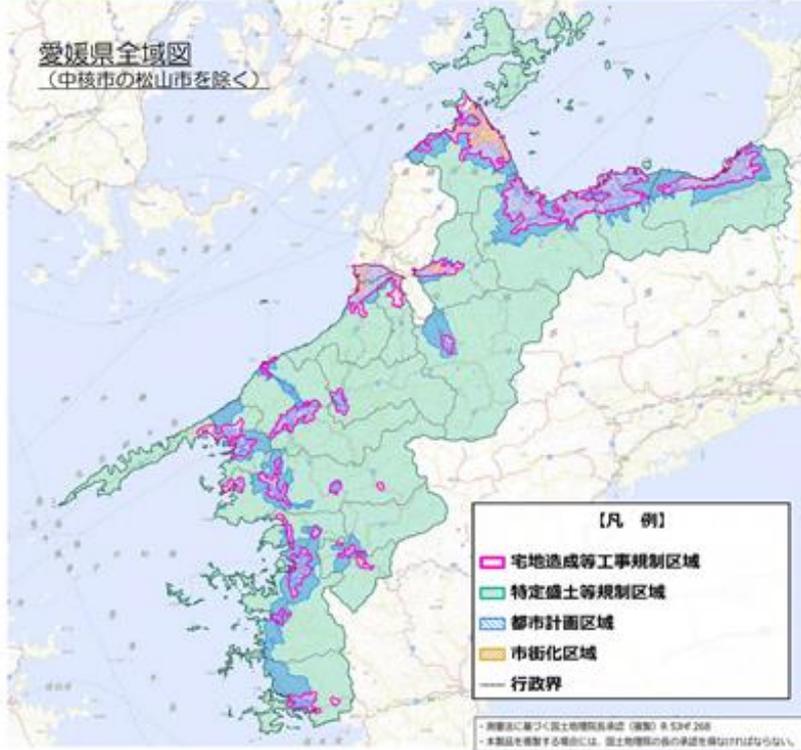
＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超 5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超 1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		

※各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

# 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）の概要



## 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土等規制法）の概要

- 盛土等による災害から生命を守るため、新たな規制区域（宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域）が指定されます。
- 規制区域内で盛土等を行う場合は、許可が必要になる場合があります。
- 盛土等が行われた土地については、所有者や工事を施工した事業者等が責務を有します。
- 規制区域の指定は令和7年度前半を予定しており、今後規制内容について、事前周知を図っていきます。

※詳しくは、盛土規制法パンフレットをご覧ください。

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。 国土交通省の資料より

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化

\*宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。

\*特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。

\*都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。

ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

「災害の発生のおそれがないと認められる工事」（届出又は許可が不要となる工事）は以下のとおり

政 令	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置工事等）</li> <li>〇 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）</li> <li>〇 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>〇 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）</li> </ul>
省 令	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）</li> <li>〇 火薬対取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等</li> <li>〇 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却</li> <li>〇 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等</li> <li>〇 土壌汚染対策法：汚染土壌の撤出又は処理等</li> <li>〇 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</li> <li>〇 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために応急措置として行う工事</li> <li>〇 高さ2m以下かつ面積500m<sup>2</sup>超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事</li> <li>〇 土石の堆積を行う土地の面積が300m<sup>2</sup>を超えないもの</li> <li>〇 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事現場又はその付近に堆積するもの</li> </ul>

なお、道路、公園、河川等の公共施設用地については、届出・許可含め法の適用外。

### (3) 大規模盛土造成地

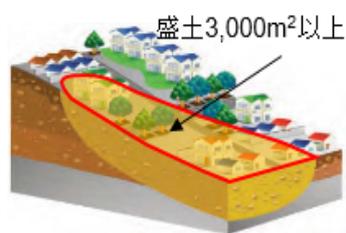
平成7年の阪神淡路大震災及び平成16年の新潟県中越地震等において、大規模盛土造成地の崩落が多数発生したことから、平成18年の法改正により、都道府県知事は、相当数の居住者等に危害を生じさせるおそれ大きい一団の造成宅地の区域で政令の基準に該当するものを造成宅地防災区域として指定し、災害の防止のための措置について勧告等を行うことができるようになった。

あわせて、大規模盛土造成地の変動予測調査（大規模盛土造成地マップ作成等）を行い、住民への情報提供等を図るとともに、滑動崩落防止工事の実施により耐震性を向上させるため、宅地耐震化推進事業が創設された。

本県では、平成26年の国土強靱化基本計画を受け、大規模盛土造成地の抽出調査を実施し、平成28年から順次ホームページ等でマップを公表（県内15市町で計256箇所）している。また、優先度が高い箇所は、市町が第二次スクリーニング（地質調査等）を実施し、安全性の把握を進めている。

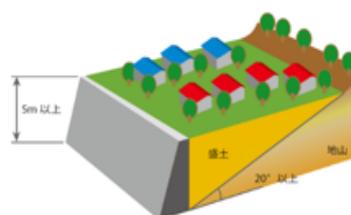
#### ○大規模盛土造成地の要件

① 盛土の面積が3,000㎡以上



谷埋め型大規模盛土造成地（イメージ）

② 盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上



②腹付け型大規模盛土造成地（イメージ）

#### (4) 風致地区内の建築等の規制（法第 58 条第 1 項）

都市化の進展に伴い、市街地及びその周辺においても宅地開発が急速に進行し、緑とオープンスペースが失われつつある。

そのため、県下の都市計画区域内でも特にその傾向の著しい松山広域都市圏内の良好な自然的景観を呈する土地 14 地区（約 505ha）を昭和 53 年 4 月に風致地区として定め、平成元年 2 月には、宇和島市の南楽園周辺を公園との調和のとれた自然環境を保全するため、2 地区（約 191ha）を風致地区として決定している。

これらの地域内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等については許可が必要であり、県条例で定めた基準等により都市の風致を維持するための規制を行ってきた。

平成 23 年 8 月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）」により「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の一部が改正されたことに伴い、県内で風致地区を有する松山市、宇和島市及び伊予市は、いずれも平成 25 年 4 月 1 日を施行日とする市の風致条例を定めたことから、「愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例」（平成 24 年 12 月 21 日 県条例第 76 号）を制定し、平成 25 年 4 月 1 日に県の風致条例を廃止している。

(5) 開発許可等の状況  
ア 開発審査会付議状況

区分	46~29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
開催回数	365	2	2	3	2	2	1	377
許可	開発	4,132	18	26	23	34	47	4,309
	建築	2,019	49	68	71	91	158	2,555
合計	6,151	67	94	94	125	205	128	6,864

イ 開発許可状況  
線引き都市計画区域の状況

都市計画 区域名	区分 部所名	46~29年度				30年度				元年度				2年度				3年度				4年度				5年度			
		市街化区域		調整区域		市街化区域		調整区域		市街化区域		調整区域		市街化区域		調整区域		市街化区域		調整区域		市街化区域		調整区域		市街化区域		調整区域	
		許可 件数	面積 (ha)																										
旧東予広 域	東予地方局 建設部	553	205.5	2,089	328.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
今治広域	今治土木 事務所	93	40.9	422	92.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
松山広域	中予地方局 建設部	1,249	487.9	2,986	456.5	13	2.9	27	1.4	15	3.4	31	10.2	14	2.9	37	2.2	12	6.6	28	1.5	14	2.6	28	4.9	9	2.8	28	1.2
合計		1,895	734.3	5,497	877.0	13	2.9	27	1.4	15	3.4	31	10.2	14	2.9	37	2.2	12	6.6	28	1.5	14	2.6	28	4.9	9	2.8	28	1.2

(注：変更許可件数は除く)

非線引き都市計画区域の状況

区分 部所名	50~29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	許可 件数	面積 (ha)												
四国中央土木事務所	190	226.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東予地方局建設部	73	34.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
今治土木事務所	8	6.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久万高原土木事務所	11	14.9	1	2.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大洲土木事務所	69	72.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
八幡浜土木事務所	13	13.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
西予土木事務所	52	64.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南予地方局建設部	65	105.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0
愛南土木事務所	13	14.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	494	552.7	1	2.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0

(注：変更許可件数は除く)

# えひめの都市計画2024

---

令和6年10月

発行・編集

愛媛県土木部道路都市局

都市計画課・都市整備課

執務室(郵便物・信書便・宅配荷物等(ゆうパック、宅配便))  
〒790-0001 松山市一番町4丁目1-2 愛媛県自治会館5階

TEL 089-941-2111(代表)

e-mail toshikei@pref.ehime.lg.jp  
toshiseibi@pref.ehime.lg.jp